

令和7年 第1回定例会

摂津市議会会議録

令和7年2月17日開会

令和7年3月26日閉会

摂 津 市 議 会

目 次

令和7年第1回定例会

○2月17日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、

出席した議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 4
市長挨拶	
開議の宣告	1- 4
会議録署名議員の指名	1- 4
日程1 会期の決定	1- 4
日程2 令和7年度市政運営の基本方針説明（市長）	1- 4
日程3 議案第14号	1-11
提案理由の説明（市長）	
採決	
日程4 議案第1号～議案第13号、議案第15号～議案第35号	1-11
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、生活環境部長、 こども家庭部長、市長公室長、建設部長、消防長）	
日程5 議案第36号	1-44
提案理由の説明（建設部長）	
採決	
日程6 議案第37号	1-45
提案理由の説明（建設部長）	
採決	
日程7 議案第38号	1-46
提案理由の説明（建設部長）	
採決	
休会の決定	1-47
散会の宣告	1-47

○3月3日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、

出席した議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 4
会議録署名議員の指名	2- 4
日程1 議案第1号～議案第13号、議案第15号～議案第35号	2- 4
委員会付託	
日程2 議案第39号	2- 4
提案理由の説明（消防長）	
委員会付託	
日程3 報告第1号	2- 5
報告（保健福祉部長）	
日程4 代表質問	
公明党 藤浦雅彦議員	2- 6
大阪維新の会 塚本崇議員	2-35
民主市民連合 西谷知美議員	2-61
延会の宣告	2-81

○3月4日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、

出席した議会事務局職員	3- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	3- 2
開議の宣告	3- 3
会議録署名議員の指名	3- 3
日程1 代表質問	
日本共産党 増永和起議員	3- 3
自民党・市民の会 光好博幸議員	3-24
休会の決定	3-51
散会の宣告	3-51

○3月10日（第4日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、	
出席した議会事務局職員	4-1
議事日程、本日の会議に付した事件	4-2
開議の宣告	4-3
会議録署名議員の指名	4-3
日程1 議案第1号、議案第7号	4-3
議案訂正の説明（総務部長、保健福祉部長）	
質疑（藤浦雅彦議員、安藤薫議員、野口博議員、西谷知美議員、	
塚本崇議員、松本暁彦議員）	
採決	
散会の宣告	4-15

○3月26日（第5日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、	
出席した議会事務局職員	5-1
議事日程、本日の会議に付した事件	5-2
開議の宣告	5-4
会議録署名議員の指名	5-4
日程1 議案第1号～議案第13号、議案第15号～議案第35号、	
議案第39号	5-4
委員長報告（総務建設・文教上下水道・民生常任委員長、議会運営委員長、	
駅前等再開発特別委員長）	
討論（塚本崇議員、藤浦雅彦議員、野口博議員、西谷知美議員、	
松本暁彦議員）	
採決	
日程2 議会議案第1号	5-26
提案理由の説明（西谷知美議員）	
採決	
日程3 議会議案第2号、議会議案第3号	5-27
採決	
日程4 常任委員会の所管事項に関する事務調査の件	5-27
閉会中の継続調査に決定	
閉会の宣告	5-28

☆添付資料

審議日程	資料-1
議案付託表	資料-3

代表質問要旨	資料－ 5
常任委員会の所管事項に関する事務調査表	資料－10
議決結果一覧	資料－11

摂津市議会会議録

令和7年2月17日

(第1日)

令和7年第1回摂津市議会定例会会議録

令和7年2月17日(月曜日)
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (16名)

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	9 番	弘 豊
10 番	増 永 和 起	11 番	三 好 義 治
12 番	西 谷 知 美	13 番	塚 本 崇
14 番	出 口 こうじ	16 番	香 川 良 平
17 番	松 本 暁 彦	18 番	光 好 博 幸

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	嶋 野 浩一朗	副 市 長	山 本 和 憲
教 育 長	若 狭 孝太郎	市 長 公 室 長	平 井 貴 志
総 務 部 長	石 原 幸一郎	生 活 環 境 部 長	吉 田 量 治
保 健 福 祉 部 長	谷 内 田 修	建 設 部 長	永 田 享
上 下 水 道 部 長	末 永 利 彦	教 育 委 員 会 長	安 田 信 吾
教 育 委 員 会 長		教 育 総 務 部 長	
こ ども 家 庭 部 長	大 橋 徹 之	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	溝 口 哲 也
消 防 長	松 田 俊 也	総 務 部 理 事	丹 羽 和 人
生 活 環 境 部 理 事	西 川 聡		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	荒 井 陽 子	事 務 局 次 長	森 口 雅 志
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

- 1, 会期決定の件
- 2, 令和7年度市政運営の基本方針
- 3, 議 案 第 1 4 号 教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 4, 議 案 第 1 号 令和7年度摂津市一般会計予算
- 議 案 第 2 号 令和7年度摂津市水道事業会計予算
- 議 案 第 3 号 令和7年度摂津市下水道事業会計予算
- 議 案 第 4 号 令和7年度摂津市国民健康保険特別会計予算
- 議 案 第 5 号 令和7年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議 案 第 6 号 令和7年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
- 議 案 第 7 号 令和7年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議 案 第 8 号 令和7年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
- 議 案 第 9 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第10号）
- 議 案 第 1 0 号 令和6年度摂津市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議 案 第 1 1 号 令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議 案 第 1 2 号 令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議 案 第 1 3 号 令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議 案 第 1 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 議 案 第 1 6 号 摂津市協働のまちづくり推進条例制定の件
- 議 案 第 1 7 号 摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 議 案 第 1 8 号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 1 9 号 摂津市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 0 号 摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 1 号 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 2 号 公益的法人等への摂津市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 3 号 摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 4 号 摂津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 5 号 摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 6 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 7 号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 8 号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 9 号 摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 3 0 号 摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 3 1 号 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 3 2 号 摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議	案第 33号	摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議	案第 34号	摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件
議	案第 35号	摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
5, 議	案第 36号	工事請負契約変更の件
6, 議	案第 37号	市道路線認定の件
7, 議	案第 38号	市道路線廃止の件

- 1 本日の会議に付した事件
 日程1から日程7まで

(午前10時 開会)

- 三好義治議長 ただいまから令和7年第1回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(嶋野市長 登壇)

- 嶋野市長 皆様、おはようございます。

本日、令和7年第1回摂津市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今回お願いいたします案件は、予算案件といたしまして、令和7年度摂津市一般会計予算外12件、人事案件といたしまして、教育委員会委員の任命について同意を求める件、条例案件といたしまして、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件外20件、その他の案件といたしまして、工事請負契約変更の件外2件、合計38件の御審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、開会に当たりましての御挨拶といたします。

- 三好義治議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、安藤議員及び野口議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月26日までの38日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、令和7年度市政運営の基本方針

に関する説明を求めます。

(嶋野市長 登壇)

- 嶋野市長 本日、ここに令和7年度の一般会計予算をはじめとする諸議案の御審議をお願いするに当たりまして、市政運営に関する私の所信と施策の概要を申し上げます。

昨年10月に、ウェルビーイング、すなわち市民の持続可能な幸福の実現に向け、全力で市政運営に臨む決意を表明してから約4か月が経過いたしました。

私の使命は、森山前市長が進めてこられた取組の方向性を継承しつつ、時代の変化に応じて柔軟に取組をアップデートし、市民の皆様が持続可能な幸福を実感していただけるまちを実現していくこととでございます。

しかし、その実現に向けた令和7年度の予算編成におきまして、様々な課題に向き合う中、改めて行財政運営の難しさも感じているところでございます。

使命を果たすには、「千里の道も一歩から」という言葉どおり、目標をしっかりと見据え、あらゆる努力を重ね、一歩ずつ前進していくことが肝要であります。

「志は気の帥なり」、この言葉を心に刻み、市民の持続可能な幸福の実現に向け、着実に歩みを進めてまいり所存でございます。

さて、昨今の社会経済情勢を見ておきますと、我が国は時代の転換期にあると言っても過言ではないと、私はこのように考えております。それはなぜかと申し上げますと、二つの大きな変化の波の存在であります。

一つ目は、人口減少であります。

我が国の人口は、2008年をピークに年々減少しておりましたが、2020年以

降、減少の流れが加速し、2024年の総人口は前年と比べ55万人以上も減少することとなりました。2024年の出生数は、統計開始以降、初めて70万人を割り込むとともに、生産年齢人口は1995年をピークに1,300万人以上も減少しております。こうした急激な人口減少は、多岐にわたる分野で社会構造の変化をもたらしており、地方自治体におきましても人口減少を見据えた行財政運営が求められております。

本市の人口につきましては、摂津市人口ビジョンの将来展望人口で示す推計値に近い値で推移をしており、このことは、本市における持続可能なまちづくりがおおむね順調に進んでいることを示すものであります。一方、今後のまちづくりを考える上で、人口減少は避けられないこととして認識をしておく必要があると考えております。

二つ目は、歴史的な物価高騰であります。

コロナ禍以降、世界的なインフレの影響により始まった物価高騰は、直近では約30年ぶりの水準となる賃金上昇の影響も加わり、現在も続いております。こうした状況に対しまして、物価も賃金も上がらないことを当然とする通念を示すゼロノルムという言葉がございます。我が国では、長期にわたりデフレや低インフレが続いてきたことで、このような通念が国民や企業等に強く根づいてしまいましたが、今後は物価が上昇することを前提に物事を進めていく必要がございます。

本市の財政状況でありますけれども、令和5年度決算においては、少子高齢化に伴う扶助費の増大や物価高騰に伴う建設事業費等の増大を受け、主要基金現在高は前年

度と比べ約14億円も減少しております。また、令和7年度予算では、さらなる物価高騰や賃金上昇の影響を受け、主要基金から約45億円も繰入れを行わなければならない状況となっており、財政状況が非常に厳しい局面を迎えております。

このように、社会経済情勢における変化の波は、本市が進む道にも確実に押し寄せており、今後の市政運営に当たりましては、これまで以上に変化に対する柔軟さが必要であると考えております。

令和7年度の予算編成に当たりましては、いま一度足元をしっかりと点検し、現在進行している事業も含め、見直すべきものは見直し、進めるべきものは大胆に進めていく責任ある決断力が重要であります。

その中でも、鶴野地域における公共施設再編につきましては、円滑な財政運営を確保するため、環境センターの解体、鶴野中央公園の整備、そして給食センターの建設をそれぞれ延期する決断をいたしました。しかしながら、中学校給食につきましては、子供たちに栄養ある給食を提供する環境をできるだけ早期に整備するため、民間事業者による全員喫食について検討を進めてまいります。

そして、これらの決断に対する責任はもとより、未来への責任をしっかりと果たしていくためにも、摂津市行政経営方針に基づく不断の改革を推し進めていくとともに、財政の健全化に向け、さらなる改革を推し進めてまいり所存であります。

改革とは、変化に柔軟に対応し、現状を変えていくことで、よりよい未来へと導く意味が込められております。本市を取り巻く状況は大変厳しいものではありませんけれども、ウェルビーイングの実現をしっかりと見据え、揺るぎない信念と覚悟を持って

市政運営に臨んでまいります。

それでは、令和7年度の新規事業を含む主な施策について、摂津市行政経営戦略に示しております七つのまちづくりの目標に沿って説明を申し上げてまいります。

第1に、「市民が元気に活動するまちづくり」についてであります。

地域コミュニティは、私たちの身近な地域で人と人とのつながりを育む重要な役割を担っておりますが、近年、人口減少や少子高齢化等の影響により、その活動はますます困難になってきております。このような状況の中、私たちの生活の場である地域社会を活性化していくためには、地域コミュニティの活動を支えていくことはもとより、市民公益活動団体や事業者等、多様な担い手による協働のまちづくりを進めていく必要があります。そのため、持続可能で活力のある地域社会の実現を目指し、摂津市協働のまちづくり推進条例の制定についての議案を提出いたしました。本条例の制定により、つながりのまちへの新たな一歩を踏み出すとともに、協働の輪の拡大に向け、摂津市協働のまちづくり推進計画の策定に取り組んでまいります。

(仮称)味生コミュニティセンターにつきましては、味生地域のコミュニティ活性化に向け、建設工事に着手をしております。

第2に、「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」についてであります。

初めに、都市整備についてであります。

JR千里丘駅西地区のまちづくりにつきましては、本市の玄関口の一つであるJR千里丘駅の周辺にさらなる活力を生み出し、まちの魅力を飛躍的に高める取組であります。令和7年度は、自由通路及び共同住宅等の建設工事を進めるとともに、2街

区の工事を完成させてまいります。

阪急京都線連続立体交差事業につきましては、引き続き用地取得を進めるとともに、付け替え道路等を整備してまいります。また、阪急正雀駅前の整備につきましては、道路拡幅に必要な用地の取得を進めてまいります。

続いて、鳥飼地域のまちづくりにつきましては、人口減少下であっても持続可能で、誰もが安全・安心に過ごし、にぎわいと暮らしやすさが調和したまちを目指して取組を進めてきたところでございます。令和7年度は、鳥飼地域の大きな魅力である淀川河川敷の有効利用について検討を進めていくとともに、特に人口減少が著しい鳥飼東部地域の魅力向上に向け、鳥飼東小学校の跡地活用に係るサウンディング調査を実施してまいります。

移動の円滑化の推進につきましては、摂津市地域公共交通協議会において、公共施設巡回バス、通称セッピー号の見直しに向け、検討を進めてまいります。

安全な道路環境につきましては、摂津市通学路等交通安全プログラムに基づき、グリーンベルト等を設置するとともに、摂津市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、40橋の法定点検及び2橋の修繕を実施してまいります。

次に、防災施策についてであります。

昨年1月1日に発生した能登半島地震に対しましては、本市からも職員を派遣し、救助や給水、避難所運営、漏水調査等の支援活動に従事しており、災害の状況や被災者の方々が抱える困難に直接向き合っていました。本市におきましても、南海トラフ地震や上町断層帯地震など巨大地震への備えを常に考えておく必要がございます。災害現場への職員派遣で得た貴重な経

験も生かしながら、できることを一つ一つ着実に実行してまいります。

地域防災力の向上につきましては、市民及び防災関係機関等の協力の下、水防、消火、救出救助、給水等の各種応急対策訓練に加え、近年、災害現場での活躍に大きな期待が寄せられているドローンを活用した総合防災演習を実施してまいります。

避難受入れ体制等の整備につきましては、避難所運営マニュアルを順次作成していくとともに、大阪府と連携しながら配備している備蓄品に加え、発災後の初動期に必要な備蓄品の品目を拡充してまいります。また、鳥飼・鳥飼北小学校及び第五中学校にマンホールトイレを各10基設置するとともに、残りの小学校6校において実施設計を行ってまいります。

建築物の耐震化につきましては、摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画の改定案を作成してまいります。

鳥飼地区河川防災ステーションにつきましては、上部施設に必要な災害時及び平常時の機能等に係る基本方針について検討を進めていくとともに、隣地との連絡橋に係る実施設計を行ってまいります。

次に、消防・救急救助施策につきましては、地域消防力の向上に向け、摂津市第四分団の消防ポンプ自動車を更新するとともに、消防施設整備費補助金を拡充し、鳥飼上・味舌下分団の消防ポンプ自動車の更新費用を補助してまいります。また、救命率の向上に向け、高規格救急自動車を更新してまいります。

防犯施策につきましては、街頭防犯カメラを25台増設し、犯罪発生の抑止につなげてまいります。

上下水道施策につきましては、健全な水道事業運営に向け、人工衛星画像のAI解

析による漏水調査及び修繕を本格的に実施していくとともに、公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、管渠17キロメートルの点検及び修繕を実施してまいります。

第3に、「みどりうるおう環境を大切にすまちづくり」についてであります。

去年は、猛暑日が過去最多となり、夏から一気に冬に変わったようでありましたが、今や異常気象は世界各地で多発しております。地球温暖化は国境を越えた問題ではありますが、その解決には、それぞれの地域において一人一人が主体的に取り組んでいくことが重要であります。令和7年度は、ゼロカーボンシティの実現に向け、消防本部庁舎をはじめとする37の公共施設において照明灯のLED化を実施するとともに、CO2排出量の削減に向け、宅配ボックスの設置に係る補助制度を創設してまいります。

公園施策につきましては、明和池公園に隣接する3号街区公園におきまして人工芝等を整備してまいります。

第4に、「暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり」についてであります。

初めに、こども・子育て施策についてであります。

未来を担う子供を誰一人取り残さない社会の実現を目指すことは、全ての人々の未来における幸福へとつながります。子供を安心して産み育てることができ、子供がひとしく健やかに成長できるまちの実現に向け、子供と子育て家庭を支える取組を進めてまいります。

保育の充実につきましては、民間保育所等の体調不良児対応型病児保育事業の実施及び医療的ケア児の受入れ実施に係る費用を補助してまいります。また、民間保育所

等におけるこども誰でも通園制度の実施に係る費用を補助してまいります。

待機児童対策につきましては、安威川以北地域における待機児童の解消に向け、民間保育所等の整備に係る費用を補助してまいります。

保育環境の整備につきましては、本年中の完成に向け、とりかいこども園及び（仮称）第2児童センターの複合施設の建設工事を引き続き実施してまいります。また、保育士の負担軽減と保護者の利便性向上に向け、民間保育所等に対し、業務のICT化に係る費用を補助してまいります。

民間保育所等の副食費につきましては、公立認定こども園の副食費と同額程度となるよう、賄材料費の高騰分を補助してまいります。

続いて、地域における子育て支援の充実につきましては、子供の居場所づくりに向け、宿題カフェを実施する団体等に対し、運営費用を補助してまいります。

子供の健やかな成長を支える環境づくりにつきましては、ヤングケアラーの早期発見及び支援に向け、小・中学校教職員への研修及び小学校5年生から中学校3年生を対象としたアンケート調査を実施するとともに、民間の支援団体による子供たちの交流サロンを開催してまいります。

子育てに伴う経済的負担の軽減につきましては、低所得世帯等に対し、一時預かり事業の利用に係る費用を助成してまいります。

次に、地域福祉施策についてであります。

昨今、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、様々な機関等の連携による包括的な支援の提供がますます重要となっております。令和7年度は、包括的な支援

体制の構築に向け、重層的支援体制整備事業実施計画を包含した第5期摂津市地域福祉計画を策定してまいります。

高齢者福祉施策につきましては、第10期せつつ高齢者ががやきプランの策定に向け、在宅介護実態調査及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施してまいります。また、要介護認定を受けていない高齢者に対して、虐待や認知症等により緊急的に一時保護する必要がある場合の受入れ体制を強化してまいります。

障害福祉施策につきましては、障害者の自立と社会参加のさらなる促進に向け、福祉タクシー券の利用方法を改善してまいります。

続いて、健康施策につきましては、65歳の高齢者等に対し、带状疱疹ワクチンの定期接種を実施していくとともに、成人歯科健康診査の受診対象者を18歳から74歳までの市民に拡大し、受診料を無償化してまいります。また、がんになっても自分らしく安心して生活を送ることができる社会の実現に向け、アピアランスケアに係る費用を助成してまいります。さらに、国民健康保険における人間ドック及び脳ドックに係る受診費用助成の対象年齢を30歳代の被保険者まで拡大してまいります。

次に、平和施策についてであります。

昨年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会にノーベル平和賞が授与されました。唯一の戦争被爆国である日本から世界に向け、平和や核兵器廃絶を願う声を地道に粘り強く発信し続けてきた被爆者の方々に心から敬意を表したいと思っております。ノーベル財団によりますと、アルフレッド・ノーベルのビジョンの核心は、献身的な人々の変化をもたらすことができるという信念であるとのことでもあります。我々も一人一

人が献身的に平和活動に取り組んでいく必要があります。戦後80年目である本年は、さらに多くの人々と平和への思いを共有していけるよう、平和月間等の取組を進めてまいります。

人権施策につきましては、第2期摂津市人権行政推進計画に基づき、世界人権宣言摂津連絡会議や摂津市人権協会の皆様と連携し、人権意識の高揚を図ってまいります。また、森山前市長が進めてこられた人間基礎教育の取組を継承し、基本的な社会のルールを守れる人づくりに取り組んでまいります。

第5に、「誰もが学び、成長できるまちづくり」についてであります。

将来の予測が困難な時代と言われる今日、自らが社会のづくり手となり、持続可能な社会を維持・発展させていくための教育がますます求められておりますが、こうした教育の出発点は、子供たち自身が将来どのように生きるべきか、社会において何をすべきか、すなわち志を立てることです。志を持って、自ら考え、行動し、問題を解決する生きる力につなげていくため、令和7年度は摂津市教育大綱を改定し、第2次摂津市教育振興基本計画を策定してまいります。

地域全体で教育に取り組む体制づくりににつきましては、地域とともにある学校づくりに向け、NPO法人と連携し、コミュニティスクールの運営を支援してまいります。

ともに学び育つ教育につきましては、学校に行くことが難しい児童・生徒が安心して過ごすことができる学校内の居場所である校内教育支援ルームの充実を図ってまいります。また、医療的ケア児の受入れ体制を整備するとともに、介助を必要とする児

童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校生活介助員を配置してまいります。さらに、弱視の児童に対して、点字器及び拡大読書器を貸与してまいります。

確かな学力を育む教育につきましては、GIGAスクールの推進に向け、教育用タブレット端末を更新していくとともに、児童・生徒の資質及び能力の育成に向け、ICTを最大限活用し、個別最適な学び及び協働的な学びの充実に取り組んでまいります。

続いて、安全安心で快適な教育環境づくりにつきましては、千里丘小学校において新校舎建設工事を実施していくとともに、摂津・別府・鳥飼西・鳥飼東小学校の体育館にエアコンを設置してまいります。

子どもの安全見守り活動の充実につきましては、児童・生徒の安全対策の強化に向け、小学校7校及び中学校2校の通用門をオートロック化していくとともに、摂津郵便局及び摂津警察署と連携し、通学路等における児童・生徒の見守り活動を実施してまいります。

学校の適正規模及び適正配置につきましては、鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合に向け、通学児童の安全確保策の導入等に取り組んでまいります。

学校給食につきましては、物価高騰の影響を受け、給食費を改定することといたしました。保護者負担の急激な上昇を抑制するため、令和7年度の値上げ分は市で負担をしてまいります。

次に、生涯学習施策につきましては、図書館利用者の利便性向上に向け、図書館システムを更新していくとともに、市民図書館のトイレ等の改修工事を実施してまいります。

第6に、「活力ある産業のまちづくり」についてであります。

本市には約4,000社が集積する産業のまちという強みがあり、市民の雇用を創出するほか、関係人口を創出し、豊富な人材により地域に活力を生み出しております。この強みをさらに伸ばしていくため、第3期摂津市産業振興アクションプランに基づき、産業のさらなる活性化に向けた取組を進めてまいります。令和7年度は、中小企業の積極的なチャレンジをさらに後押しするため、展示会出展費用に係る補助を拡充していくとともに、ものづくりのまちの魅力をさらに高めていくため、摂津市商工会や事業所、学校、金融機関と連携し、せつつキッズファクトリーに参加する事業所の拡充に取り組んでまいります。また、地域の活性化に向け、地元事業所等と連携し、大阪銘木団地及び大阪欄間の観光資源化に取り組んでまいります。

第7に、「計画を実現する行政経営」についてであります。

現在、本市を取り巻く状況が大変厳しいものであることは、冒頭に申したとおりでございます。この状況を乗り越えていくためには、目指す目標をしっかりと見据え、効率的かつ効果的に「ヒト・モノ・カネ」を活用していく必要がございます。令和7年度は、計画行政の効率的な推進に向け、摂津市行政経営戦略の改定に取り組んでいくとともに、（仮称）摂津市財政健全化プランを策定し、全庁一丸となって財政の健全化に取り組んでまいります。

自治体DXにつきましては、デジタルの力により行政サービスの向上及び行政事務の効率化を加速させていくため、（仮称）摂津市DX推進計画を策定していくとともに、個人住民税の電子申告による受付を開

始してまいります。

人事施策につきましては、オンライン上で職員採用試験の応募が可能となる職員採用システムを導入し、優秀な人材の確保につなげてまいります。

ファシリティマネジメントにつきましては、施設の修繕優先度判定に基づき、三宅柳田小学校の外壁及び屋上防水修繕を実施するとともに、別府小学校の外壁修繕の実施設計に着手をいたします。また、学校施設の長寿命化に向け、校舎等の構造躯体に係る劣化調査を実施してまいります。

シティプロモーションの推進につきましては、さらなる市の魅力発信と地場産業の活性化に向け、ふるさと応援寄附金の返礼品に市内商店で利用できる電子商品券を追加してまいります。また、JR千里丘駅西地区の再開発工事で設置された万能塀にPRデザインを掲示し、市の魅力を発信してまいります。さらに、2025年大阪・関西万博のイベント「大阪ウィーク」に、銘木・大阪欄間、体験型オープンファクトリー、鳥飼なす、摂津音楽祭を出展し、万博のインパクトを生かして本市の魅力をさらに高めてまいります。

結びになりますが、一言申し上げたいと思います。

本年は、大阪・関西万博が開催される年です。万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」は、ウェルビーイングなまちづくりに通ずるものがあると感じております。

我がまち摂津市をどのようにデザインしていくのか。

幸福とは、多様な価値観の中で互いに認め合い、支え合うことで感じられるものです。「いのち輝く」とは、子供から高齢者まで、誰もが自らを大切な存在であ

ると感じる事ができる状態を指すのではないのでしょうか。そのような状態を持続させていくためには、人と人とのつながり、これが必要不可欠であると考えております。

本市が大切にしてきた人と人とのつながりは、私たちの意思で育むことができる力であり、人々の心の豊かさを高め、ウェルビーイングなまちをデザインする大きな力となります。

私は、約8万7,000人の市民の生活を守る立場である市長といたしまして、責任を持って持続可能な行財政運営を推進していくとともに、つながりの力を信じ、これからも市民の皆様、事業者や団体の皆様、市議会議員の皆様、並びに職員と共に力を合わせ、誰もが幸福を実感できるまちの実現に向け、全身全霊で取り組んでまいり所存でございます。

以上、市政運営に当たりましての基本的な考え方、並びに本議会に提出いたしました案件の概要について御説明を申し上げます。

どうか皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の市政運営の基本方針といたします。

○三好義治議長 説明が終わりました。

日程3、議案第14号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

(嶋野市長 登壇)

○嶋野市長 議案第14号、教育委員会委員の任命について同意を求める件につきまして、御説明を申し上げます。

本件につきましては、福元実氏が令和7年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により

議会の同意を求めるものでございます。

委員の任期につきましては、令和7年4月1日から令和11年3月31日までを予定いたしております。

なお、履歴書を議案参考資料の1ページに添付いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上で議案第14号の提案理由の説明とさせていただきます。

○三好義治議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第14号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

日程4、議案第1号など34件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(石原総務部長 登壇)

○石原総務部長 議案第1号、令和7年度撰津市一般会計予算につきまして、提案内容を御説明いたします。

初めに、令和7年度予算の概要でござい

ますが、当初予算の総額は517億円で、対前年度当初予算比では13.0%、59億5,000万円の増額となっております。

それでは、予算概要の204ページを御覧ください。

歳出の性質別内訳の主な増減といたしまして、人件費は76億2,392万2,000円で、前年度に比べ4.3%の増額でございます。

物件費は86億1,056万6,000円で、前年度に比べ7.4%の増額でございます。

維持補修費は6億8,756万5,000円で、前年度に比べマイナス8.1%の減額でございます。

扶助費は147億6,199万9,000円で、前年度に比べ11.6%の増額でございます。

補助費等は40億9,555万8,000円で、前年度に比べマイナス0.9%の減額でございます。

建設事業費は91億764万2,000円で、前年度に比べ43.9%の増額でございます。

公債費は27億8,349万2,000円で、前年度に比べ47.5%の増額でございます。

繰出金は37億7,564万1,000円で、前年度に比べマイナス1.8%の減額でございます。

次に、予算書の3ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を517億円と定めており、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1市税は191億9,620万円で、前年度に比べ5.4%、9億7,970万円の増額でございます。

項1市民税は72億9,430万円で、前年度に比べ12.5%、8億890万円の増額でございます。

項2固定資産税は93億580万円で、前年度に比べ1.6%、1億4,880万円の増額でございます。

項3軽自動車税は1億5,070万円で、前年度に比べ1.8%、260万円の増額でございます。

項4市たばこ税は7億5,000万円で、前年度に比べ1.4%、1,000万円の増額でございます。

項5都市計画税は16億9,540万円で、前年度に比べ0.6%、940万円の増額でございます。

款2地方譲与税は1億5,770万円で、前年度に比べマイナス4.2%、690万円の減額でございます。

項1地方揮発油譲与税は3,400万円で、マイナス8.1%、300万円の減額でございます。

項2自動車重量譲与税は1億1,300万円で、前年度に比べマイナス2.6%、300万円の減額でございます。

項3森林環境譲与税は1,070万円で、前年度に比べマイナス7.8%、90万円の減額でございます。

款3利子割交付金は3,250万円で、前年度に比べ225.0%、2,250万円の増額でございます。

款4配当割交付金は1億4,100万円で、前年度に比べ41.0%、4,100万円の増額でございます。

款5株式等譲渡所得割交付金は1億円

で、前年度に比べ42.9%、3,000万円の増額でございます。

款6法人事業税交付金は3億8,000万円で、前年度に比べ8.6%、3,000万円の増額でございます。

款7地方消費税交付金は23億円で、前年度に比べ4.5%、1億円の増額でございます。

款8ゴルフ場利用税交付金は150万円で、前年度に比べマイナス16.7%、30万円の減額でございます。

款9環境性能割交付金は5,100万円で、前年度に比べ27.5%、1,100万円の増額でございます。

款10地方特例交付金は9,500万円で、前年度に比べマイナス80.6%、3億9,400万円の減額でございます。

款11地方交付税は6億円で、前年度に比べマイナス47.4%、5億4,000万円の減額でございます。

款12交通安全対策特別交付金は1,100万円で、前年度と同額でございます。

款13分担金及び負担金は4億4,232万9,000円で、前年度に比べマイナス7.4%、3,557万8,000円の減額でございます。

次に、5ページを御覧ください。

款14使用料及び手数料は3億9,369万4,000円で、前年度に比べ2.2%、857万7,000円の増額でございます。

項1使用料は3億4,592万2,000円で、前年度に比べ2.5%、852万4,000円の増額でございます。

項2手数料は4,777万2,000円で、前年度に比べ0.1%、5万3,000円の増額でございます。

款15国庫支出金は114億6,846

万4,000円で、前年度に比べ21.4%、20億1,940万5,000円の増額でございます。

項1国庫負担金は86億9,883万8,000円で、前年度に比べ16.1%、12億460万4,000円の増額でございます。

項2国庫補助金は26億2,021万4,000円で、前年度に比べ35.8%、6億9,117万7,000円の増額でございます。

項3委託金は1億4,941万2,000円で、前年度に比べ479.4%、1億2,362万4,000円の増額でございます。

款16府支出金は40億7,990万7,000円で、前年度に比べマイナス8.9%、3億9,614万8,000円の減額でございます。

項1府負担金は25億5,820万2,000円で、前年度に比べ3.4%、8,305万4,000円の増額でございます。

項2府補助金は5億4,766万6,000円で、前年度に比べマイナス0.5%、259万9,000円の減額でございます。

項3委託金は9億7,403万9,000円で、前年度に比べマイナス32.9%、4億7,660万3,000円の減額でございます。

款17財産収入は8億4,123万2,000円で、前年度に比べ10.4%、7,906万8,000円の増額でございます。

項1財産運用収入は3,285万2,000円で、前年度に比べ16.2%、457万8,000円の増額でございます。

項2財産売払収入は8億838万円で、前年度に比べ10.2%、7,449万円の増額でございます。

款18寄附金は4,200万2,000円で、前年度に比べ5.0%、200万円の増額でございます。

款19繰入金は44億9,401万2,000円で、前年度に比べ28.2%、9億8,966万5,000円の増額でございます。

項1特別会計繰入金は1,284万3,000円で、前年度と同額でございます。

項2基金繰入金は44億8,116万9,000円で、前年度に比べ28.3%、9億8,966万5,000円の増額でございます。

款20諸収入は8億2,236万円で、前年度に比べマイナス4.3%、3,688万9,000円の減額でございます。

項1延滞金、加算金及び過料は2,000万円で、前年度と同額でございます。

項2市預金利子は2万4,000円で、前年度に比べ2,300.0%、2万3,000円の増額でございます。

項3貸付金元利収入は2億89万8,000円で、前年度に比べマイナス0.4%、75万5,000円の減額でございます。

項4雑入は6億143万8,000円で、前年度に比べマイナス5.7%、3,615万7,000円の減額でございます。

款21市債は60億5,010万円で、前年度に比べ101.5%、30億4,690万円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、6ページを御覧ください。

款1議会費は2億8,885万2,00

0円で、前年度に比べ0.01%、3万4,000円の増額でございます。

款2総務費は60億9,641万1,000円で、前年度に比べ4.8%、2億8,028万8,000円の増額でございます。

項1総務管理費は47億4,385万9,000円で、前年度に比べ0.7%、3,418万6,000円の増額でございます。

項2徴税費は5億4,196万4,000円で、前年度に比べ4.4%、2,301万5,000円の増額でございます。

項3戸籍住民基本台帳費は2億1,379万1,000円で、前年度に比べマイナス0.9%、187万円の減額でございます。

項4選挙費は2億3,465万5,000円で、前年度に比べ219.8%、1億6,127万3,000円の増額でございます。

項5統計調査費は1億469万1,000円で、前年度に比べ283.1%、7,736万3,000円の増額でございます。

項6監査委員費は3,632万5,000円で、前年度に比べ9.5%、316万1,000円の増額でございます。

項7保健体育費は2億2,112万6,000円で、前年度に比べマイナス7.1%、1,684万円の減額でございます。

款3民生費は242億8,906万5,000円で、前年度に比べ14.5%、30億8,293万2,000円の増額でございます。

項1社会福祉費は82億3,977万3,000円で、前年度に比べ10.

3%、7億7,185万4,000円の増額でございます。

項2児童福祉費は121億9,841万9,000円で、前年度に比べ20.1%、20億4,239万2,000円の増額でございます。

項3生活保護費は38億5,087万3,000円で、前年度に比べ7.5%、2億6,868万6,000円の増額でございます。

款4衛生費は35億4,737万6,000円で、前年度に比べマイナス6.9%、2億6,212万2,000円の減額でございます。

項1保健衛生費は16億8,262万2,000円で、前年度に比べマイナス3.2%、5,639万6,000円の減額でございます。

項2清掃費は18億6,475万4,000円で、前年度に比べマイナス9.9%、2億572万6,000円の減額でございます。

款5農林水産業費は1億1,108万8,000円で、前年度に比べマイナス14.8%、1,935万6,000円の減額でございます。

款6商工費は6億1,157万7,000円で、前年度に比べマイナス16.6%、1億2,158万2,000円の減額でございます。

款7土木費は49億7,268万1,000円で、前年度に比べマイナス14.4%、8億3,800万8,000円の減額でございます。

項1土木管理費は4億5,028万8,000円で、前年度に比べ8.0%、3,328万6,000円の増額でございます。

項2道路橋りょう費は7億982万円で、前年度に比べ8.1%、5,347万4,000円の増額でございます。

項3水路費は2億4,748万6,000円で、前年度に比べ34.2%、6,303万3,000円の増額でございます。

項4都市計画費は35億2,404万9,000円で、前年度に比べマイナス22.0%、9億9,420万6,000円の減額でございます。

項5住宅費は4,103万8,000円で、前年度に比べ18.5%、640万5,000円の増額でございます。

款8消防費は13億323万円で、前年度に比べマイナス26.2%、4億6,330万7,000円の減額でございます。

款9教育費は76億4,622万8,000円で、前年度に比べ79.8%、33億9,444万9,000円の増額でございます。

項1教育総務費は11億2,128万9,000円で、前年度に比べ9.6%、9,800万3,000円の増額でございます。

次に、7ページを御覧ください。

項2小学校費は53億8,649万4,000円で、前年度に比べ246.6%、38億3,225万9,000円の増額でございます。

項3中学校費は4億3,004万5,000円で、前年度に比べマイナス52.7%、4億7,934万7,000円の減額でございます。

項4幼稚園費は1億1,904万7,000円で、前年度に比べマイナス41.0%、8,274万3,000円の減額でございます。

項5社会教育費は2億9,162万1,

000円で、前年度に比べマイナス4.8%、1,486万3,000円の減額でございます。

項6図書館費は2億9,773万2,000円で、前年度に比べ16.0%、4,114万円の増額でございます。

款10公債費は27億8,349万2,000円で、前年度に比べ47.5%、8億9,667万2,000円の増額でございます。

款11予備費は5,000万円で、前年度と同額でございます。

次に、第2条債務負担行為は、8ページ、第2表債務負担行為に記載のとおり、議会だより印刷事業など30件でございます。

次に、第3条地方債は、9ページ、第3表地方債に記載のとおり、味生コミュニティセンター（仮称）建設事業など22件でございます。

次に、第4条一時借入金は、本年度の借入れの最高額を50億円といたしております。

最後に、第5条は、同一款内での各項間の歳出予算の流用について記載いたします。

以上、議案第1号、令和7年度摂津市一般会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号、令和7年度摂津市財産区財産特別会計予算につきまして、提案内容を御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を15億3,028万2,000円と定めており、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1財産収入、項1財産運用収入は6,421万2,000円で、前年度と同額でございます。これは、味舌上財産区と鶴野財産区において民間事業者に土地を貸し付けており、その地代収入でございます。

款2繰越金は14億6,568万5,000円で、前年度に比べ2.8%、3,947万6,000円の増額でございます。

次に、款3諸収入、項1預金利子等は38万5,000円で、前年度に比べ2,466.7%、37万円の増額でございます。

次に、4ページの歳出でございますが、款1繰出金は1,284万3,000円で、前年度と同額でございます。これは、財産収入の20%相当額を一般会計に繰り出すものでございます。

款2諸支出金、項1地方振興事業費は15億1,743万9,000円で、前年度に比べ2.7%、3,984万6,000円の増額でございます。これは、12ページ以降に記載のとおり、各財産区の事業に対する補助交付金でございます。

以上、議案第5号、令和7年度摂津市財産区財産特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、令和6年度摂津市一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案内容を御説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、国の補正予算に伴う健康管理システム改修委託料や、令和6年度の執行見込みから、障害福祉サービス費等給付費や教育・保育給付費負担金などの増額補正、感染症予防事業などの過年度分国庫返還金などの予算を計上するものでございます。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億168万2,000円を減額し、その総額を471億6,483万7,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1市税は、収入見込みにより4億100万円増額いたしております。

款11地方交付税は、国の補正予算に伴い、令和6年度の普通交付税が追加交付されるもので、3億1,657万1,000円増額いたしております。

款13分担金及び負担金200万円の減額は、老人保護施設入所負担金の減少によるものでございます。

款14使用料及び手数料1,100万円の減額は、学童保育室保育利用料の減少によるものでございます。

款15国庫支出金は9,112万6,000円増額いたしております。

項1国庫負担金1億4,390万6,000円の増額は、公立学校施設整備費負担金の増加などでございます。

項2国庫補助金4,980万3,000円の減額は、子ども・子育て支援整備交付金の減少などでございます。

項3委託金297万7,000円の減額は、衆議院議員総選挙費委託金などの減少によるものでございます。

款16府支出金は4億4,191万9,000円減額いたしております。

項1府負担金4,266万2,000円の増額は、障害者自立支援給付費等負担金の増加などでございます。

項2府補助金509万6,000円の減額は、子ども・子育て支援整備交付金などの減少によるものでございます。

項3委託金4億7,948万5,000円の減額は、連続立体交差事業委託金などの減少でございます。

款17財産収入6億8,900万円の減額は、土地売却収入の減少によるものでございます。

款18寄附金523万4,000円の減額は、一般寄附金の減少などによるものでございます。

款19繰入金2,657万8,000円の減額は、公共施設整備基金繰入金などの減少によるものでございます。

款20諸収入84万8,000円の減額は、電線共同溝建設負担金などの減少によるものでございます。

款21市債2億3,380万円の減額は、阪急京都線連続立体交差事業債の減少などによるものでございます。

続きまして、4ページからの歳出でございますが、款1議会費514万1,000円の減額は、不用額でございます。

款2総務費は12億6,342万2,000円増額いたしております。

項1総務管理費12億9,008万4,000円の増額は、財政調整基金積立金の増加などによるものでございます。

項2徴税費243万円の減額は、不用額でございます。

項3戸籍住民基本台帳費は、特定財源の増減があったことにより財源内訳の調整をいたしております。

項4選挙費1,961万1,000円、項5統計調査費37万7,000円、項6監査委員費31万4,000円、項7保健体育費393万円の減額は、いずれも不用

額でございます。

款3民生費は1,932万8,000円増額いたしております。

項1社会福祉費1億5,991万5,000円の増額は、障害福祉サービス費等給付費や広域連合医療給付費等過年度精算負担金の増加などによるものでございます。

項2児童福祉費1億4,005万6,000円の減額は、教育・保育給付費負担金、民間保育所等運営費補助金及び過年度分国庫返還金のほかは不用額でございます。

項3生活保護費53万1,000円の減額は、不用額でございます。

款4衛生費は2億2,311万7,000円減額いたしております。

項1保健衛生費9,012万3,000円の減額は、健康管理システム改修委託料、過年度分国庫返還金及び環境基金積立金のほかは不用額でございます。

項2清掃費1億3,299万4,000円の減額は、不用額でございます。

款5農林水産業費794万8,000円、款6商工費1億2,200万円の減額は、いずれも不用額でございます。

款7土木費は14億9,702万9,000円減額いたしております。

項1土木管理費338万2,000円、項2道路橋りょう費1億530万2,000円の減額は、いずれも不用額でございます。

項4都市計画費13億8,834万5,000円の減額は、費用弁償のほかは不用額でございます。

款8消防費187万3,000円の減額は、不用額でございます。

款9教育費は1,577万2,000円減額いたしております。

項1教育総務費2,169万8,000円の減額は、不用額でございます。

項2小学校費1億5,577万9,000円の増額は、小学校校舎整備工事の増加などによるものでございます。

項3中学校費1億665万6,000円、項4幼稚園費3,882万3,000円、項5社会教育費437万4,000円の減額は、いずれも不用額でございます。

款10公債費1,155万2,000円の減額は、不用額でございます。

次に、第2条継続費の補正につきましては、6ページ、第2表継続費の補正に記載のとおり、千里丘小学校建設事業について、年割額を変更するものでございます。

次に、第3条繰越明許費の補正につきましては、7ページ、第3表繰越明許費の補正に記載のとおり、出産・子育て応援給付金事業など4事業を翌年度にわたり実施するため、繰越明許するものでございます。

次に、第4条地方債の補正につきましては、8ページから9ページ、第4表地方債の補正に記載のとおり、市立身体障害者・老人福祉センター外壁等改修事業など10事業に係る起債の限度額を変更するものでございます。

以上、議案第9号、令和6年度摂津市一般会計補正予算（第10号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第15号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

本条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、関係する11の条例について所要の整備を行うため、本条例を制定するもので

ございます。

本改正条例は五つの条文から成っており、条文に沿って主なものを御説明いたします。

なお、議案参考資料（条例関係）の1ページから15ページの新旧対照表も併せて御参照賜りますようお願い申し上げます。

第1条は、摂津市特別職の職員の給与に関する条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、第2条は、摂津市一般職の職員の給与に関する条例、摂津市職員の退職手当に関する条例、摂津市消防団条例及び北部大阪都市計画事業千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、第3条は、摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定中「禁こ」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、第4条は、摂津市ラブホテル建築規制条例、摂津市行政不服審査会条例、摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例及び摂津市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、第5条の摂津市有功者表彰条例につきましては、現在、摂津市表彰及び感謝状贈呈基準に基づく表彰制度がございますので、廃止をするものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項は、この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

第2項及び第3項には罰則の適用に関する経過措置を、第4項から第7項までは人の資格に関する経過措置を規定いたしております。

以上、議案第15号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第26号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案参考資料（条例関係）45ページの新旧対照表も併せて御参照願います。

第29条第9項の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条中の改正に伴い、同法引用部分の項ずれに対応するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第26号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

○三好義治議長 次に、上下水道部長。

（末永上下水道部長 登壇）

○末永上下水道部長 議案第2号、令和7年度摂津市水道事業会計予算につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

予算書3ページを御覧いただきたいと存じます。

第1条は、本予算の総則を定めるものでございます。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、給水戸数は4万3,300戸、給水人口は8万6,300人、年間総給水量は993万4,000立方メートル、1日平均給水量は2万7,216立方メートルとい

たしております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款水道事業収益は21億7,678万3,000円でございます。

第1項営業収益は20億3,125万円で、前年度に比べ2.3%、4,508万1,000円の増額で、主な内容としたしましては、受託工事収益の増加によるものでございます。

第2項営業外収益は1億4,553万3,000円で、前年度に比べ8.3%、1,317万9,000円の減額で、主な内容としたしましては、他会計負担金の減少によるものでございます。

次に、支出につきましては、第1款水道事業費用は20億8,802万3,000円でございます。

第1項営業費用は20億2,196万5,000円で、前年度と比べ2.8%、5,598万1,000円の増額で、主な内容としたしましては、受託工事費の増加によるものでございます。

第2項営業外費用は5,605万8,000円で、前年度と比べ8.0%、413万6,000円の増額でございます。

第3項予備費は1,000万円で、前年度と同額でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款資本的収入は3億5,315万円でございます。

第1項企業債は3億5,240万円で、前年度と比べ34.7%、1億8,720万円の減額で、主な内容としたしましては、配水管整備事業に係る企業債発行額の減少によるものでございます。

第2項工事負担金は75万円で、前年度と比べ25.0%、15万円の増額ござ

います。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出は11億9,813万2,000円でございます。

第1項建設改良費は8億2,332万7,000円で、前年度と比べ9.6%、8,714万4,000円の減額で、主な内容としたしましては、施設改修費の減少によるものでございます。

第2項企業債償還金は3億6,974万9,000円で、前年度と比べ9.9%、4,053万9,000円の減額でございます。

第3項交付金返還金は5万6,000円で、前年度と比べ12.5%、8,000円の減額でございます。

第4項予備費は500万円で、前年度と同額でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8億4,498万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金7億7,623万1,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,875万1,000円で補填するものでございます。

4ページを御覧ください。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、表に記載のとおり、太中浄水場管理運営事業など3件でございます。

第6条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、配水管整備事業の限度額を3億5,240万円といたしております。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

5ページを御覧ください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費2億7,897万2,000円といたしております。

第9条は、たな卸資産の購入限度額を825万円と定めるものでございます。

なお、予算実施計画を6ページから7ページに、令和6年度末の予定貸借対照表、予定損益計算書及び予定キャッシュ・フロー計算書を8ページから11ページに、令和7年度末の予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に関する注記を12ページから16ページに、給与費明細書を18ページから33ページに、債務負担行為に関する調書を34ページに、予算総括表を37ページに、予算実施計画説明書を38ページから53ページに、参考資料として、企業債元利償還予定表を57ページから59ページにそれぞれ掲載いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第2号、令和7年度摂津市水道事業会計予算の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号、令和7年度摂津市下水道事業会計予算につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

予算書63ページを御覧いただきたいと存じます。

第1条は、本予算の総則を定めるものでございます。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、排水人口は8万5,700人、排水区域面積は1,126ヘクタールといたしております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款下水道事業収益は38億7,796万6,000円で

ございます。

第1項営業収益は28億2,391万1,000円で、前年度と比べ4.6%、1億3,478万3,000円の減額で、主な内容としたしましては、受託事業収益の減少によるものでございます。

第2項営業外収益は10億5,405万5,000円で、前年度と比べ3.9%、3,991万9,000円の増額でございます。

次に、支出につきましては、第1款下水道事業費用は37億6,533万8,000円でございます。

第1項営業費用は34億6,397万円で、前年度と比べ2.7%、9,617万9,000円の減額で、主な内容としたしましては、受託事業費の減少によるものでございます。

第2項営業外費用は2億9,136万8,000円で、前年度と比べ0.1%、40万4,000円の減額でございます。

第3項予備費は1,000万円で、前年度と同額でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款資本的収入は15億118万円でございます。

第1項企業債は8億6,570万円で、前年度に比べ51.6%、9億2,410万円の減額で、主な内容としたしましては、資本費平準化債借換債の発行額の皆減によるものでございます。

第2項他会計負担金は5億93万9,000円で、前年度と比べ14.9%、8,805万1,000円の減額でございます。

第3項負担金等は4,784万8,000円で、前年度と比べ9.2%、404万3,000円の増額でございます。

第4項国庫補助金は8,661万4,000円で、前年度と比べ55.5%、1億818万6,000円の減額で、主な内容といたしましては、補助対象工事の減少によるものでございます。

第5項長期貸付金償還金は7万9,000円で、前年度と同額でございます。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出は25億5,077万9,000円でございます。

第1項建設改良費は5億4,472万6,000円で、前年度と比べ30.9%、2億4,389万3,000円の減額で、主な内容といたしましては、公共下水道整備費の減少によるものでございます。

第2項企業債償還金は20億495万3,000円で、前年度と比べ34.0%、10億3,396万6,000円の減額でございます。

第3項長期貸付金は110万円で、前年度と同額でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10億4,959万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億5,047万4,000円及び当年度分損益勘定留保資金6億9,912万5,000円で補填するものでございます。

64ページを御覧ください。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、表に記載のとおり、公共下水道管理事業の2件でございます。

第6条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、公共下水道事業は限度額を4,480万円、流域下水道事業は限度額を2億6,990万円、資本費平準化は限

度額を5億5,100万円といたしております。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

65ページを御覧ください。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、職員給与費1億2,200万9,000円といたしております。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を1,717万2,000円と定めるものでございます。

なお、予算実施計画を66ページから67ページに、令和6年度末の予定貸借対照表、予定損益計算書及び予定キャッシュ・フロー計算書を68ページから71ページに、令和7年度末の予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に関する注記を72ページから75ページに、給与費明細書を76ページから87ページに、債務負担行為に関する調書を88ページに、予算総括表を91ページに、予算実施計画説明書を92ページから103ページに、参考資料として、企業債元利償還予定表を107ページから113ページにそれぞれ掲載いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第3号、令和7年度摂津市下水道事業会計予算の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、令和6年度摂津市水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容

につきましては、年度末の決算見込みによる収入及び支出の補正でございます。

補正予算書1ページを御覧いただきたいと存じます。

第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めるもので、収入の第1款水道事業収益は、1,407万7,000円を減額し、補正後の額を21億3,080万4,000円とするものでございます。

第1項営業収益は、1,125万9,000円を減額し、補正後の額を19億7,491万円とするものでございます。

第2項営業外収益は、281万8,000円を減額し、補正後の額を1億5,589万4,000円とするものでございます。

次に、支出につきましては、第1款水道事業費用は、1,095万2,000円を減額し、補正後の額を20億1,858万6,000円とするものでございます。

第1項営業費用は、1,095万2,000円を減額し、補正後の額を19億5,666万4,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めるもので、収入の第1款資本的収入は、1,477万2,000円を減額し、補正後の額を5億3,219万4,000円とするものでございます。

第1項企業債は、1,050万円を減額し、補正後の額を5億2,910万円とするものでございます。

第3項他会計負担金は、427万2,000円を減額し、補正後の額を249万4,000円とするものでございます。

次に、支出につきましては、第1款資本

的支出は、2,929万2,000円を減額し、補正後の額を13億954万9,000円とするものでございます。

第1項建設改良費は、2,929万2,000円を減額し、補正後の額を8億9,540万円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、7億7,735万5,000円に改めるとともに、補填財源を、過年度分損益勘定留保資金6億198万8,000円、減債積立金7,000万円、建設改良積立金3,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,536万7,000円に改めるものでございます。

2ページを御覧ください。

第4条は、企業債の限度額を改めるもので、施設改修事業に係る起債の限度額を6,760万円に改めるものでございます。

なお、補正予算実施計画は3ページに、予定貸借対照表は4ページから5ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は6ページに、補正予算実施計画説明書は8ページから15ページにそれぞれ掲載いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第10号、令和6年度摂津市水道事業会計補正予算（第4号）の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号、令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容につきましては、年度末の決算見込みによる収入及び支出の補正でございます。

補正予算書1ページを御覧いただきたい

と存じます。

第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めるもので、収入の第1款下水道事業収益は、2億3,063万1,000円を減額し、補正後の額を37億4,413万9,000円とするものでございます。

第1項営業収益は2億1,598万7,000円を減額し、補正後の額を27億4,270万7,000円とするものでございます。

第2項営業外収益は、1,464万4,000円を減額し、補正後の額を10億143万2,000円とするものでございます。

次に、支出につきましては、第1款下水道事業費用は、2億5,286万円を減額し、補正後の額を35億9,463万9,000円とするものでございます。

第1項営業費用は、2億5,286万円を減額し、補正後の額を32億9,286万7,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めるもので、収入の第1款資本的収入は、1,750万円を減額し、補正後の額を25億9,997万4,000円とするものでございます。

第1項企業債は、1,050万円を増額し、補正後の額を18億30万円とするものでございます。

第4項国庫補助金は、2,800万円を減額し、補正後の額を1億6,680万円とするものでございます。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出は、3,653万円を減額し、補正後の額を37億9,990万6,000円

とするものでございます。

第1項建設改良費は、3,653万円を減額し、補正後の額を7億5,988万7,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、11億9,993万2,000円に改めるとともに、補填財源のうち、当年度分損益勘定留保資金を8億7,950万7,000円に、減債積立金を1億4,000万円に改めるものでございます。

2ページを御覧ください。

第4条は、企業債の限度額を改めるもので、公共下水道事業に係る起債の限度額を2億7,140万円に、流域下水道事業に係る起債の限度額を1億5,320万円にそれぞれ改めるものでございます。

なお、補正予算実施計画は3ページに、予定貸借対照表は4ページから5ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は6ページに、補正予算実施計画説明書は8ページから15ページにそれぞれ掲載いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第11号、令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算（第3号）の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第32号、摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）59ページから64ページの新旧対照表も併せて御参照賜りますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、配偶者及び子に係る扶養手当の支給額の改定や、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大などの給与勧告制度による改定を行う市の一般

職の職員と同様の制度となるよう、所要の改正を行うものでございます。

それでは、本条例の条文に沿って御説明申し上げます。

第2条は、給与の種類を定めており、第3項中「、特定任期付職員業績手当」を削り、併せて、同手当について規定した第16条の2を削るものでございます。

第6条は、扶養手当を定めており、第2項中、配偶者を規定する第1号を削り、これに伴い生じる号番号及び文言の整理を行うものでございます。

第14条は、管理職員特別勤務手当を定めており、第3項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改めるほか、文言の整理を行うものでございます。

第18条は、給与の減額を定めており、第6条の改正に伴う文言の整理を行うものでございます。

第21条は、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外を定めており、住居手当を支給対象とするため、「第8条」を削るものでございます。

第22条は、特定任期付職員等についての適用除外を定めており、勤勉手当を支給対象とするため、「、第13条及び第16条」を「及び第13条」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項は、この条例の施行期日で、令和7年4月1日から施行する旨を規定しております。

附則第2項は、経過措置として、この条例の施行日から令和7年度末までの間は配偶者に係る扶養手当を支給できる旨を、附則第3項は、委任として、この条例の施行に関し、必要な経過措置は規程で定める旨を、附則第4項は、摂津市職員の定年等に

関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正として、住居手当について、暫定再任用職員を支給対象とする改正をそれぞれ規定しております。

以上、議案第32号、摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第33号、摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）65ページから70ページの新旧対照表も併せて御参照賜りますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、大学等で修めた課程や実務経験の年数及び範囲の拡大を内容とする水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、本条例の条文に沿って御説明申し上げます。

第3条は、布設工事監督者の資格を定めており、第1号は、技術上の実務に従事した経験について、「2年以上水道」を下水道や道路等を含む「3年以上水道等」に改め、「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」規定を加えております。

第2号は、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」規定を加えるほか、学科目に関し、文言の整理を行っております。

第3号は、「水道」を「水道等」に改

め、「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」規定を加えるものでございます。

改正前の第8号は第10号とし、「水道に」を「水道等に」に改め、「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」規定を加えるものでございます。

改正前の第7号は第9号とし、「水道」を「水道等」に改め、「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加えるほか、号番号の整理を行うものでございます。

改正前の第6号は第8号とし、「ついては1年」を「ついては2年に」、「2年以上水道」を「3年以上水道等」にそれぞれ改め、「（第1号の卒業生については1年以上、第2号の卒業生については1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加えるものでございます。

改正前の第5号は第7号とし、「水道」を「水道等」に改め、「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加えるものでございます。

改正前の第4号は第5号とし、「水道」を「水道等」に改め、「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加えるほか、文言の整理を行うものでございます。

なお、改正後の第4号、第6号及び第11号につきましては、条文のとおり各種の要件を新たに加えるものでございます。

次に、第4条は、水道技術管理者の資格を定めており、第1号は、技術上の実務に

従事した経験について、条文のとおり改めるものでございます。

第2号は、号番号の整理を行うとともに、学科目に係る文言の整理を行うものでございます。

改正前の第5号は第6号とし、改正前の第4号は第5号とし、号番号の整理を行うとともに、学科目に係る文言の整理を行うものでございます。

改正前の第3号は第4号とし、号番号の整理を行うとともに、学科目に係る文言の整理を行うものでございます。

なお、改正後の第3号、第7号及び第8号につきましては、条文のとおり各種の要件を新たに加えるものでございます。

次に、附則でありますが、この条例は令和7年4月1日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第33号、摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件についての提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第34号、摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）71ページから75ページの新旧対照表も併せて御参照賜りますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、排水設備工事責任技術者の配置基準の見直しなどに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、本条例の条文に沿って御説明申し上げます。

第2条は、用語の定義を定めており、第9号、第10号及び第11号は、下水道法

の引用箇所等の文言の整理を行うものでございます。

第4条は、排水設備の接続方法等を定めており、第3号は、汚水に関する規定として明確化を図るため、「排水設備の」を「汚水のみを排除すべき」に、「排水面積」を「排水人口」にそれぞれ改めるものでございます。

第6条は、排水設備工事の実施を定めており、文言の整理を行うものでございます。

第7条は、指定工事店を定めており、第2号は、排水設備工事責任技術者を営業所ごとの専属から選任に改めるものでございます。

第10条の2は、除害施設の設置等を定めており、第10号は、悪臭防止法による規制と重複する「臭気」を削るものでございます。

第10条の4は、特定事業場管理責任者の選任を定めており、特定事業場に該当しない除害施設の設置者に除害施設管理責任者の選任を義務づけるため、改正後の第4項及び第5項を条文のとおり加え、見出し第1項及び第2項は、文言の整理を行うものでございます。

第10条の5は、特定事業場管理責任者の変更を定めており、特定施設等の維持管理に関する業務を怠った場合の改善命令等を定めた第14条と重複するため、条を削るものでございます。

第24条は、占用料を定めており、第2項は、摂津市道路占用料徴収条例の読替規定のうち、条番号及び文言の整理を行うものでございます。

第28条は、過料を定めており、第2号、第4号及び第6号は、項番号などの整備を行うものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第34号、摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件についての提案内容の説明とさせていただきます。

○三好義治議長 保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 議案第4号、令和7年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページを御覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億7,503万6,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款1国民健康保険料15億8,927万1,000円は、前年度に比べ8.8%、1億5,272万円の減額でございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料30万円は、前年度と同額でございます。

款3府支出金、項1府補助金64億5,714万7,000円は、前年度に比べ5.9%、4億590万2,000円の減額でございます。

款4繰入金8億714万円は、前年度に比べ5.6%、4,779万8,000円の減額でございます。

項1一般会計繰入金7億9,795万3,000円は、前年度に比べ5.6%、4,714万4,000円の減額でございます。

項2基金繰入金918万7,000円は、前年度に比べ6.6%、65万4,0

00円の減額でございます。

款5諸収入2,109万9,000円は、前年度に比べ7.4%、167万5,000円の減額でございます。

項1雑入は1,807万5,000円で、前年度に比べ8.5%、167万5,000円の減額でございます。

項2延滞金、加算金及び過料302万4,000円は、前年度と同額でございます。

款6財産収入、項1財産運用収入7万9,000円は、前年度に比べ1,028.6%、7万2,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、4ページ、款1総務費1億7,963万円は、前年度に比べ11.1%、2,253万9,000円の減額でございます。

項1総務管理費1億6,293万円は、前年度に比べ12.6%、2,339万2,000円の減額でございます。

項2徴収費1,619万6,000円は、前年度に比べ5.6%、85万3,000円の増額でございます。

項3運営協議会費50万4,000円は、前年度と同額でございます。

款2保険給付費63億4,232万9,000円は、前年度に比べ5.6%、3億7,865万9,000円の減額でございます。

項1療養諸費55億2,928万9,000円は、前年度に比べ6.3%、3億7,085万1,000円の減額でございます。

項2高額療養費7億6,864万円は、前年度に比べ1.1%、816万円の減額でございます。

項3移送費3万5,000円は、前年度

と同額でございます。

項4出産育児諸費2,751万2,000円は、前年度に比べ5.8%、150万1,000円の増額でございます。

項5葬祭諸費540万円は、前年度に比べ2.7%、15万円の減額でございます。

項6精神・結核医療給付費1,145万3,000円は、前年度に比べ8.0%、99万9,000円の減額でございます。

款3国民健康保険事業費納付金22億6,987万円は、前年度に比べ8.5%、2億1,123万5,000円の減額でございます。

項1医療給付費分15億8,908万9,000円は、前年度に比べ9.7%、1億7,109万1,000円の減額でございます。

項2後期高齢者支援金等分5億17万3,000円は、前年度に比べ6.2%、3,333万7,000円の減額でございます。

項3介護納付金分1億8,060万8,000円は、前年度に比べ3.6%、680万7,000円の減額でございます。

款4保健事業費7,442万8,000円は、前年度に比べ6.6%、463万8,000円の増額でございます。

項1特定健康診査等事業費4,930万3,000円は、前年度に比べ8.8%、399万5,000円の増額でございます。

項2保健事業費2,512万5,000円は、前年度に比べ2.6%、64万3,000円の増額でございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金870万円は、前年度に比べ3.3%、30万円の減額でございます。

款6基金積立金7万9,000円は、前年度に比べ1,028.6%、7万2,000円の増額でございます。

次に、第2条は、歳出予算の流用について定めております。

なお、給与費明細書を30ページ以降に記載しておりますので、併せて御参照ください。

以上、議案第4号、令和7年度摂津市国民健康保険特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号、令和7年度摂津市介護保険特別会計予算につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

それでは、予算書1ページを御覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億2,085万7,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款1保険料、項1介護保険料16億5,674万8,000円は、前年度に比べ4.0%、6,971万6,000円の減額でございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料24万円は、前年度に比べ26.3%、5万円の増額でございます。

款3国庫支出金17億6,569万8,000円は、前年度に比べ6.5%、1億730万5,000円の増額でございます。

項1国庫負担金13億4,064万2,000円は、前年度に比べ4.3%、5,544万1,000円の増額でございます。

項2国庫補助金4億2,505万6,0

00円は、前年度に比べ13.9%、5,186万4,000円の増額でございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金20億2,692万4,000円は、前年度に比べ4.2%、8,093万5,000円の増額でございます。

款5府支出金12億6,196万7,000円は、前年度に比べ4.8%、5,757万3,000円の増額でございます。

項1府負担金10億1,398万9,000円は、前年度に比べ4.2%、4,120万5,000円の増額でございます。

項2府補助金2億4,797万8,000円は、前年度に比べ7.1%、1,636万8,000円の増額でございます。

款6繰入金14億889万3,000円は、前年度に比べ14.0%、1億7,250万2,000円の増額でございます。

項1一般会計繰入金13億573万9,000円は、前年度に比べ5.6%、6,934万8,000円の増額でございます。

項2基金繰入金1億315万4,000円は、前年度に比べ皆増でございます。

款7諸収入24万2,000円は、前年度に比べ86.9%、160万4,000円の減額でございます。

項1延滞金、加算金及び過料6万円は、前年度と同額でございます。

項2雑入18万2,000円は、前年度に比べ89.8%、160万4,000円の減額でございます。

款8財産収入、項1財産運用収入14万5,000円は、前年度に比べ1,218.2%、13万4,000円の増額でございます。

次に、歳出についてでございますが、4

ページ、款1総務費4億1,758万8,000円は、前年度に比べ9.7%、3,695万7,000円の増額でございます。

項1総務管理費3億2,467万7,000円は、前年度に比べ10.2%、3,008万2,000円の増額でございます。

項2徴収費669万1,000円は、前年度に比べ35.7%、175万9,000円の増額でございます。

項3介護認定審査会費8,622万円は、前年度に比べ6.3%、511万6,000円の増額でございます。

款2保険給付費72億4,501万8,000円は、前年度に比べ4.3%、2億9,737万1,000円の増額でございます。

項1介護サービス等諸費66億5,412万2,000円は、前年度に比べ4.4%、2億7,895万5,000円の増額でございます。

項2介護予防サービス等諸費2億4,989万9,000円は、前年度に比べ3.2%、764万6,000円の増額でございます。

項3その他諸費502万8,000円は、前年度に比べ3.1%、15万3,000円の増額でございます。

項4高額介護サービス等費1億8,185万4,000円は、前年度に比べ3.3%、577万8,000円の増額でございます。

項5高額医療合算介護サービス等費2,556万4,000円は、前年度に比べ3.1%、77万6,000円の増額でございます。

項6特定入所者介護サービス等費1億

2,855万1,000円は、前年度に比べ3.3%、406万3,000円の増額でございます。

款3地域支援事業費4億3,567万8,000円は、前年度に比べ3.4%、1,429万4,000円の増額でございます。

項1介護予防・生活支援サービス事業費2億3,730万3,000円は、前年度に比べ0.8%、194万3,000円の増額でございます。

項2一般介護予防事業費2,480万4,000円は、前年度に比べ1.8%、44万4,000円の増額でございます。

項3包括的支援事業・任意事業費1億7,357万1,000円は、前年度に比べ7.4%、1,190万7,000円の増額でございます。

款4基金積立金、項1基金積立金1,807万3,000円は、前年度に比べ7.4%、144万3,000円の減額でございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金450万円は、前年度と同額でございます。

次に、第2条は、歳出予算の流用について定めております。

なお、給与費明細書を32ページ以降に記載しておりますので、併せて御参照ください。

以上、議案第7号、令和7年度摂津市介護保険特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

○三好義治議長 説明の途中ですが、暫時休憩します。

(午前11時54分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○三好義治議長 休憩前に引き続き再開します。

保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 議案第8号、令和7年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページを御覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,546万7,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料13億6,499万3,000円は、前年度に比べ3.4%、4,504万2,000円の増額でございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料4万9,000円は、前年度に比べ19.5%、8,000円の増額でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金3億1,036万6,000円は、前年度に比べ2.4%、738万4,000円の増額でございます。

款4諸収入、項1延滞金、加算金及び過料5万9,000円は、前年度と同額でございます。

次に、歳出でございますが、4ページ、款1総務費1,031万9,000円は、前年度に比べ5.2%、56万6,000円の減額でございます。

項1総務管理費830万7,000円は、前年度に比べ11.3%、106万1,000円の減額でございます。

項2徴収費201万2,000円は、前年度に比べ32.6%、49万5,000

円の増額でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金16億6,139万8,000円は、前年度に比べ3.2%、5,156万円の増額でございます。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金300万円は、前年度に比べ92.3%、144万円の増額でございます。

款4予備費75万円は、前年度と同額でございます。

以上、議案第8号、令和7年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号、令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容は、歳入におきましては、保険料及び繰入金金の補正などがございます。

歳出におきましては、過年度分国庫府費等返還金及び国民健康保険財政調整基金積立金の補正などがございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,060万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億9,494万2,000円とするものがございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款1国民健康保険料、項1国民健康保険料4,501万2,000円の減額は、保険基盤安定繰入金金の確定及び年度末の収納見

込みによる減額でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金731万7,000円の減額は、保険基盤安定繰入金などの確定による増額のほか、国保財政安定化支援事業繰入金、職員給与費等繰入金の減額によるものでございます。

款7繰越金、項1繰越金7,293万6,000円は、国民健康保険料及び過年度分国庫府費等返還金、財政調整基金積立金の補正財源とさせていただきます。

続きまして、歳出についてでございますが、款1総務費、項1総務管理費71万8,000円の減額は、決算見込みによる不用額でございます。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分及び項2後期高齢者支援金等分は、財源内訳の変更でございます。

款4保健事業費、項2保健事業費12万円の減額は、決算見込みによる不用額でございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金218万3,000円の増額は、過年度分国庫府費等返還金でございます。

款6基金積立金、項1基金積立金1,926万2,000円の増額は、国民健康保険財政調整基金への積立金でございます。

以上、議案第12号、令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号、令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容は、歳入におきましては、国庫府費等負担金及び繰入金の補正などがございます。

歳出におきましては、保険給付費のほ

か、実績に伴う会計年度任用職員に係る費用弁償の補正などがございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億80万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を81億5,771万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款3国庫支出金、項1国庫負担金4,029万9,000円の増額は、保険給付費の補正に伴う介護給付費負担金の増額でございます。

項2国庫補助金651万1,000円の増額は、保険給付費の補正に伴う調整交付金の増額のほか、会計年度任用職員に係る費用弁償の補正に伴う地域支援事業交付金の減額でございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金5,440万5,000円の増額は、保険給付費の補正に伴う介護給付費交付金の増額でございます。

款5府支出金、項1府負担金2,518万8,000円の増額は、保険給付費の補正に伴う介護給付費負担金の増額でございます。

項2府補助金6万9,000円の減額は、会計年度任用職員に係る費用弁償の補正に伴う地域支援事業交付金の減額でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金2,469万5,000円の増額は、保険給付費

の補正に伴う介護給付費繰入金の増額のほか、会計年度任用職員に係る費用弁償の補正に伴う介護保険事務費繰入金及び地域支援事業繰入金の減額でございます。

項2 基金繰入金4, 977万円の増額は、介護保険給付費準備基金を取り崩し、保険給付費に充当するものでございます。

款8 財産収入、項1 財産運用収入3, 000円の増額は、基金利子確定に伴う増額でございます。

次に、歳出でございますが、款1 総務費、項3 介護認定審査会費42万4, 000円の減額は、実績に伴う介護認定審査会委員報酬及び会計年度任用職員に係る費用弁償の減額でございます。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費1億5, 000万円の増額は、介護給付費が計画値を上回る見込みのため、居宅介護サービス給付費などを増額するものでございます。

項3 その他諸費150万円の増額は、介護給付費が計画値を上回る見込みのため、審査支払手数料を増額するものでございます。

項4 高額介護サービス等費5, 000万円の増額は、介護給付費が計画値を上回る見込みのため、高額介護サービス費を増額するものでございます。

款3 地域支援事業費、項3 包括的支援事業・任意事業費27万7, 000円の減額は、会計年度任用職員に係る費用弁償の減額でございます。

款4 基金積立金、項1 基金積立金3, 000円の増額は、基金利子確定に伴う増額でございます。

なお、給与費明細書を16ページ以降に記載しておりますので、併せて御参照ください。

以上、議案第13号、令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第29号、摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

本件は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）54ページからの新旧対照表を併せて御参照賜りますようお願い申し上げます。

本改正の趣旨は、地域包括支援センター職員の配置基準の見直しにより、柔軟な職員配置を可能とするものでございます。

主な改正点は、第4条に規定する人員に関する基準でございます。

第1項では、地域包括支援センターの担当する区域ごとに介護保険の第1号被保険者の合計数に応じて配置することとしていた専従・常勤の職員について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、非常勤の職員等の勤務時間を常勤の職員の勤務時間として換算する方法により配置基準を満たすこととするものでございます。

次に、第2項を繰り下げて第3項とし、第2項といたしまして、地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、一つの地域包括支援センターにおいて配置基準を満たしていない場合であっても、他の地域包括支援センターの職員を振

り分けることにより、複数の地域包括支援センター全体に必要な職員が配置されていれば、配置基準を満たすこととする規定を追加するものでございます。

なお、この場合において、個々の地域包括支援センターには、配置基準とされている3職種のうち、いずれか2職種以上の常勤の職員を配置するものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、議案第29号、摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容の説明とさせていただきます。

○三好義治議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 議案第6号、令和7年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

令和7年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算書の1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を1,142万3,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページ及び4ページの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1共済掛金、項1共済掛金は300万円で、前年度に比べ10.7%、36万円の減額でございます。

款2繰入金、項1共済繰入金は782万円で、前年度と同額でございます。

項2一般会計繰入金は56万3,000円で、前年度に比べ3.9%、2万3,0

00円の減額でございます。これは、パート共済事務経費と退職金に加算する利息を確保するために一般会計から繰り入れるものでございます。

款3諸収入、項1預金利子は4万円で、前年度に比べ900%、3万6,000円の増額で、基金及び積立金の定期預金利子として計上しております。

次に、歳出でございますが、款1共済総務費、項1共済総務管理費は3万8,000円で、前年度に比べ32.1%、1万8,000円の減額でございます。

款2共済金、項1共済金は1,138万5,000円で、前年度に比べ2.8%、32万9,000円の減額でございます。

以上、議案第6号、令和7年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第16号、摂津市協働のまちづくり推進条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

近年、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加など、社会構造の変化やライフスタイル、価値観の多様化などにより、自治会等の地域コミュニティが希薄化しております。また、地域課題や市民ニーズも複雑・多様化しており、行政だけでは市民や地域の実情に応じたきめ細かな対応や課題の解決をすることが難しくなっております。

このような状況の中、これからの地域社会においては、市民公益活動団体や事業者など多様な担い手と行政が連携していくことが必要となってまいります。そのためには、市民や地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者による地域活動や市民公益活動を活発化し、多様な担い手による協働のまちづくりを広げていくことが重要

であります。

まちづくりの多様な主体の連携の下、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、本条例を制定するものでございます。

なお、本条例案の作成に当たりましては、自治会をはじめとする地域団体や市民活動団体等の御意見をお聴きするとともに、パブリックコメントも実施した上で本条例を提案させていただいているところでございます。

それでは、各条文につきまして御説明いたします。

第1条は、本条例の目的に関する規定で、この条例は、協働のまちづくりの推進に関し、基本原則を定め、市民、地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、協働のまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって持続可能で活力のある地域社会の実現を図ることを目的としております。

第2条は、定義に関する規定で、協働、市民、地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者、多様な主体及び市民公益活動の用語について、それぞれ定義しております。

第3条は、基本原則に関する規定で、協働のまちづくりの推進は、多様な主体が相互に対等な立場で自主性及び自立性を尊重することや、それぞれの特性及び役割を理解し、相互に連携し、または協力することなどを基本として行われることを規定しております。

第4条は、市民の役割に関する規定で、市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自ら

ができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に参加するよう努めること等を規定しております。

第5条は、地域コミュニティ団体の役割に関する規定で、地域コミュニティ団体は、地域住民のつながりを強くするとともに、地域課題の解決に取り組むよう努めること等を規定しております。

第6条は、市民公益活動団体の役割に関する規定で、市民公益活動団体は、自らが行う活動の社会的意義を理解し、その専門性、迅速性、柔軟性等を生かして、まちづくりに取り組むよう努めること等を規定しております。

第7条は、事業者の役割に関する規定で、事業者は、地域社会を構成する一員として、協働のまちづくりに関する理解を深め、その社会的責任に基づき、地域社会に貢献するよう努めること等を規定しております。

第8条は、市の役割に関する規定で、市は、協働のまちづくりの推進のために必要な施策を策定し、及び実施すること等を規定しております。

第9条は、市民公益活動の支援及び協働の推進に関する規定で、市は、市民公益活動団体の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民公益活動に対して必要な支援に努めるとともに、市民等との協働を推進することを規定しております。

第10条は、協働のまちづくり推進計画に関する規定で、市は、協働のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、協働のまちづくり推進計画を策定すること等を規定しております。

第11条は、基本的施策に関する規定で、市は、市民公益活動を支援するとともに

に、市民等との協働を推進するため、所要の施策を講ずることを規定しております。

第12条は、協働のまちづくり推進月間に関する規定で、協働のまちづくりについて市民等の関心と理解を深めるため、協働のまちづくり推進月間を設けること等を規定しております。

第13条は、協働のまちづくり推進委員会に関する規定で、市長の諮問に応じ、協働のまちづくり推進計画その他の協働のまちづくりの推進に関する重要事項について調査審議するため、摂津市協働のまちづくり推進委員会を設置すること等を規定しております。

第14条は、委任に関する規定で、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めることとしております。

次に、附則でございますが、附則第1項は、本条例の施行期日で、この条例は令和7年7月1日から施行することとしております。

附則第2項は、摂津市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、第13条の規定による協働のまちづくり推進委員会の設置に伴い、同委員会委員の報酬の額を定めることとするものでございます。

以上、摂津市協働のまちづくり推進条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第30号、摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明いたします。

議案参考資料（条例関係）の57ページの新旧対照表を併せて御参照願います。

本件は、建築基準法の改正に伴い、条例

第2条第4号の開発行為等に係る定義の引用条文について、所要の整備を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第30号、摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○三好義治議長　こども家庭部長。

（大橋こども家庭部長　登壇）

○大橋こども家庭部長　議案第17号、摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されました。このたびの条例制定は、制度創設に伴い、児童福祉法において、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置づけられ、その設備及び運営に関する基準については、内閣府令で定める基準に従い、または参酌し、市町村が条例で定めなければならないとされたことから制定するものでございます。

それでは、条文に沿って、その内容を御説明申し上げます。

本条例は、第1章を総則、第2章を乳児等通園支援事業、第3章を雑則とし、28の条文で構成されております。

まず、第1章は、第1条から第20条までの総則規定でございます。

第1条から第3条までは、条例制定の趣

旨、用語の定義、基本理念について、第5条は、乳児等通園支援事業者は常にその設備及び運営の水準を向上させなければならないことについて、第6条は、利用乳幼児の人権に十分配慮すること、自らその提供する支援の質の評価を行い、常に改善を図ること、当該事業の目的を達成するために必要な設備を設けることなどの乳児等通園支援事業者の一般原則について、第7条は、非常災害対策について、第8条は、安全計画の策定等について、第9条は、自動車を運行する場合の所在の確認について、第10条は、職員の一般的要件について、第12条は、乳児等通園支援事業所と他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について、第13条及び第14条は、差別的取扱い及び虐待等の禁止について、第16条は、食事の提供について、第17条は、乳児等通園支援事業者が定めなければならない運営規程について、第19条は、秘密保持について、第20条は、苦情等への対応等について、それぞれ規定するものでございます。

次に、第2章は、第21条から第27条までで、乳児等通園支援事業について定めております。

第21条は、乳児等通園支援事業の区分として、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の二つの運営形態を規定するものでございます。

第22条は、一般型乳児等通園支援事業所における設備の基準について、第23条は、同事業所における職員の配置基準について、第24条は、一般型乳児等通園支援事業における支援の内容について、第25条は、保護者との連絡について、それぞれ規定するものでございます。

第26条は、余裕活用型乳児等通園支援

事業を行う事業所の設備及び職員の配置基準について規定し、第27条は、一般型乳児等通園支援の内容及び保護者との連絡に関しては余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する旨を規定するものでございます。

最後に、第3章は雑則で、第28条は、乳児等通園支援事業者等が作成する記録等について、電磁的記録により行うことができる旨を規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は令和7年4月1日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第17号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）46ページから49ページも併せて御覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、令和7年1月31日付で特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、特定地域型保育事業者が適切に確保しなければならないとされている保育所、幼稚園または認定こども園との保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し、その他所要の改正等を行うものでございます。

それでは、条文に沿って、その内容を御説明申し上げます。

第42条第1項、同項第1号、同項第2号及び同項第3号の改正は、文言の整備を行うものでございます。

同条第2項及び第3項については、規定する内容を改め、第2項として、市長が特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、かつ、特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること、特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること、及び保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること、これらを全て満たすと認めるときは、前項第1号に規定する保育内容支援に係る連携施設を確保しないことができる旨を規定するものとごさいます。第3項として、前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者であって、保育内容支援に係る連携協力を行うものをいう旨を規定するものとごさいます。

次に、第42条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げるとともに、第3項の次に新たに第4項及び第5項を加えるものとごさいます。第4項として、市長が特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、かつ、特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されている点、代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられている点の2点を全て満たすと認めること、または、市長が特定地域型保育事業者

による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であると認めること、このいずれかに該当するときは、第1項第2号に規定する代替保育に係る連携施設を確保しないことができる旨を規定するものとごさいます。第5項として、前項各号の代替保育連携協力者とは、代替保育に係る連携協力を行う者であって、小規模保育事業A型事業者等をいう旨を規定するものとごさいます。

また、附則第5項中「10年」を「15年」に改めるものとごさいます。

なお、附則といたしまして、本条例は令和7年4月1日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第27号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第28号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）50ページから53ページも併せて御覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、令和6年11月29日付及び令和7年1月31日付で家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、家庭的保育事業者等が適切に確保しなければならないこととされている保育所、幼稚園または認定こども園との保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し、その他所要の改正等を行うものとごさいます。

それでは、条文に沿って、その内容を御説明申し上げます。

第7条第1項第1号、同項第2号及び同項第3号の改正は、文言の整備を行うものでございます。

同条第2項及び第3項については、規定する内容を改め、第2項として、市長が家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、かつ、家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力を適切に確保すること、家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること、及び保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること、これらを全て満たすと認めるときは、前項第1号に規定する保育内容支援に係る連携施設を確保しないことができる旨を規定するものでございます。第3項として、前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者であって、保育内容支援に係る連携協力を行うものをいう旨を規定するものでございます。

次に、第7条中第5項を第7項とし、同様に第4項を第6項とするとともに、第3項の次に新たに第4項及び第5項を加えるものでございます。第4項として、市長が家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、かつ、家庭的保育事業者等が代替保育連携協力を適切に確保した場合には、家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されている点、代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられている点の2点を全て満たすと

認めること、または、市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であると認めること、このいずれかに該当するときは、第1項第2号に規定する代替保育に係る連携施設を確保しないことができる旨を規定するものでございます。第5項として、前項各号の代替保育連携協力者とは、代替保育に係る連携協力を行う者であって、小規模保育事業A型事業者等をいう旨を規定するものでございます。

第17条第1項第2号については、「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加えるものでございます。

また、附則第3項中「10年」を「15年」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は令和7年4月1日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第28号の提案内容の説明とさせていただきます。

○三好義治議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 議案第18号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案参考資料(条例関係)17ページから18ページの新旧対照表も併せて御参照願います。

本件につきましては、次期行政経営戦略の策定に向け、基本構想の調査・審議をいただくに当たり、名称を改正するため、別表第1項の表中「摂津市総合計画審議会」を「摂津市行政経営戦略審議会」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項に

は、この条例を令和7年4月1日から施行する旨を、第2項には、摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正として、地方自治法第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関して規定しており、別表中「総合計画審議会委員」を「行政経営戦略審議会委員」に改める旨を規定しております。

以上、議案第18号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第19号、摂津市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）19ページも併せて御覧いただきますようお願い申し上げます。

本条例は、地方自治法第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を定めるものでございます。

このたびの一部改正は、これまで大規模プロジェクトへの対応等に道筋をつけることを目的に副市長を二人体制としてきましたが、一連のハードなまちづくりについて一定の方向性が見えてきたことから、副市長の定数を変更するため本条例を制定するものでございます。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

本則中の副市長の定数を一人にするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第19号の提案内容の説明と

させていただきます。

続きまして、議案第20号、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）20ページから25ページも併せて御覧いただきますようお願い申し上げます。

このたびの一部改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、本条例を制定するものでございます。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

第1条は、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正となっており、第7条は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について規定しており、第1項は、文言の整理を行う旨を、第2項は、時間外勤務の制限について、子を養育する職員の範囲を拡大するもので、これまで3歳に達しない子を養育する職員としていたものを、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が請求した場合と改める旨を、第3項及び第4項は、文言の整理を行っております。

第14条は、介護休暇について規定しており、第1項は、文言の整理を行っております。

第17条を第19条とし、新たに第17条及び第18条を設け、第17条は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等として、第1項では、職員から介護についての申出があった場合には、当該職員の意向を確認するための面談やその他の措置を講ずること、第2項は、40歳に達した日の属する年度におい

て介護両立支援制度等の周知を行うこと、第18条は、勤務環境の整備に関する措置として、研修の実施や相談体制の整備等について規定しております。

次に、第2条は、摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正となっており、第20条は、部分休業の承認について規定しており、第3項は、文言の整理を行っております。

なお、附則といたしまして、第1項には、この条例は令和7年4月1日から施行する旨を、第2項には、準備行為として、施行日前においても規則の定めるところにより当該請求を行うことができる旨を規定しております。

以上、議案第20号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第21号、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）26ページから28ページも併せて御覧いただきますようお願い申し上げます。

このたびの一部改正は、給与勧告制度により、地域手当、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うため、本条例を制定するものでございます。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

第5条は、給料及び基本報酬について規定しており、第2項第1号アは、一般職の職員と同様に、職務の特殊性その他の事由により1週間の勤務時間を規定することが難しい者は、当該額との均衡を考慮して市長が別に定める額とする旨を、同号イ及び第2号は、地域手当相当として「100分の6」を「100分の12」に改める旨

を、第6条は、給料等の支給方法について規定しており、第1項は、月額により定める基本報酬の場合の支給方法は、これまでの翌月から当月の規則で定める日に改めて支給する旨を、第2項は第3項とし、新たに第2項として、時間額により定める基本報酬の場合の支給方法は、これまでどおり翌月の規則で定める日に支給する旨を規定しております。

第8条第2項は、地域手当の支給割合を「100分の6」から「100分の12」に改める旨を、第14条は、勤務1時間当たりの給与額の算出について規定しており、地域手当相当として「100分の6」を「100分の12」に改める旨を、第16条第2項は、期末手当について、6月期と12月期の支給月数を平準化する旨を、第16条の2第2項は、勤勉手当について、6月期と12月期の支給月数を平準化する旨を規定しております。

なお、附則といたしまして、第1項には、この条例は令和7年4月1日から施行する旨を、第2項には、経過措置として、本条例の施行の日から令和10年3月31日までの間において、「100分の12」とあるのは、「100分の12を超えない範囲内で規則で定める割合」とする旨を、第3項には、委任として、必要な経過措置は規則で定める旨を規定しております。

以上、議案第21号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号、公益的法人等への摂津市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）29ページも併せて御覧いただきますようお願い申し上げます。

本条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条の規定に基づき、派遣職員の給与を定めているものでございます。このたびの一部改正は、派遣職員に給与を支給できるようにするため、本条例を制定するものでございます。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

第4条は、派遣職員の給与について規定しており、これまで、「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ」100分の100以内を支給することができるものを、「給与の」100分の100以内を支給することができるに改める旨を、第8条は、企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類について規定しており、「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」を支給することができるものを、「給与」を支給することができるに改める旨を規定しております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第22号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第23号、摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）30ページから31ページも併せて御覧いただきますようお願い申し上げます。

このたびの一部改正は、特別職の職員及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を制定するものでございま

す。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

第1条は、摂津市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正となっており、第7条第2項は、特別職の職員の期末手当について、6月期と12月期の支給月数を平準化する旨を規定しております。

次に、第2条は、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正となっており、第7条第2項は、議会議員の期末手当について、6月期と12月期の支給月数を平準化する旨を規定しております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第23号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号、摂津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）32ページから41ページも併せて御覧いただきますようお願い申し上げます。

このたびの一部改正は、給与報告制度により、地域手当、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定、特定任期付職員業績手当の廃止及び勤勉手当の新規支給、配偶者及び子に係る扶養手当の支給額の改定、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大及び定年前再任用短時間勤務職員の住居手当の新規支給等の改定を行うため、本条例を制定するものでございます。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

第2条は、給料について規定しており、

特定任期付職員業績手当を廃止する旨を、第14条は、扶養親族のある職員に対して支給する扶養手当について、国の一般職の職員と同様の改正内容に改める旨を、第15条は削除し、第15条の2第2項は、地域手当の支給割合を「100分の6」から「100分の12」に改める旨を、第21条は、管理職員特別勤務手当について規定しており、第1項は、文言の整理を、第2項は、管理監督職員及び特定任期付職員が週休日等に含まれる時間を除く午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に管理職員特別勤務手当を支給する旨を、第3項は、前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額を支給する旨を、第23条第2項は、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員の、第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の、第4項は、特定任期付職員の期末手当について、6月期と12月期の支給月数を平準化する旨を、第24条第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員の、第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当について、6月期と12月期の支給月数を平準化する旨を、第3号は、特定任期付職員に勤勉手当を新たに支給する旨を、第25条は、管理職手当等の支給方法について規定しており、その中で特定任期付職員業績手当を廃止する旨を、第26条の3は、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外について規定しており、定年前再任用短時間勤務職員の住居手当の支給について、これまでの適用除外から支給する旨を、第26条の4は、特定任期付職員等についての適用除外について規定しており、文言整理を行

うものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項には、この条例は令和7年4月1日から施行する旨を、第2項には、令和8年3月31日までの間における扶養手当の経過措置に関する旨を、第3項には、令和10年3月31日までの間における地域手当の経過措置に関する旨を、第4項には、委任として、必要な経過措置は規則で定める旨を、第5項には、摂津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正として、摂津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、附則第15条第7項の文言整理を行うものでございます。

以上、議案第24号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第25号、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）42ページから44ページも併せて御覧いただきますようお願い申し上げます。

このたびの一部改正は、雇用保険法の改正に伴い、本条例を制定するものでございます。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

第10条は、失業者の退職手当について規定しており、第11項第4号は、就業手当が廃止となることから「職業」を「安定した職業」に改める旨を、第14項は、文言整理を行う旨を、附則第8項は、地域延長給付が2年間延長されることから、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項に

は、この条例は令和7年4月1日から施行する旨を、第2項には、適用区分として、この条例の施行の日の前後における適用について規定しております。

以上、議案第25号の提案内容の説明とさせていただきます。

○三好義治議長 建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 議案第31号、摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係)58ページの新旧対照表も併せて御参照願います。

改正内容といたしましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令が一部改正されることにより、条ずれが生じるため、その引用部分を整理するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和7年6月1日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第31号の提案内容の説明とさせていただきます。

○三好義治議長 消防長。

(松田消防長 登壇)

○松田消防長 議案第35号、摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係)76ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、併せて御参照をお願いいたします。

本件は、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から、消防団員等公務災害

補償等共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金の区分に新たに35年以上の区分を追加するため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正いたしますのでございます。

本条例の改正内容は、政令に定められた消防団員退職報償金支払額に準拠し、その額を改定いたしますのでございます。

それでは、条文に沿いまして御説明申し上げます。

別表、退職報償金支給額表につきまして、勤続年数30年以上を30年以上35年未満に改め、35年以上の区分を新設し、団長の項107万9,000円、副団長の項100万9,000円、分団長の項94万9,000円、副分団長の項90万9,000円、部長及び班長の項83万4,000円、団員の項78万9,000円を追加するものでございます。

附則につきましては、第1項で、この条例は令和7年4月1日から施行するものとし、第2項で、改正後の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によるものとしたすものでございます。

以上、議案第35号、摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○三好義治議長 説明が終わりました。質疑は後日受けます。

日程5、議案第36号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 議案第36号、工事請負契

約変更の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、議案参考資料3ページから4ページに記載しておりますので、併せて御参照願います。

本件は、令和5年6月1日付で仮契約を締結し、令和5年6月27日の本会議で可決されたエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社西日本事業本部関西事業部との千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業に伴う電線共同溝工事委託の契約を変更し、締結するに当たり、議会の議決を求めますのでございます。

契約変更の内容は、契約金額2億8,279万5,700円を4,317万2,800円減額し、2億3,962万2,900円に変更するものでございます。

その内容は、施工途上において、主に次に挙げる変更が発生したためでございます。

第1として、自由通路の橋脚部基礎工事等の工程見直しに伴い、近接部で予定していた本工事の施工が困難となったことによる数量減でございます。

第2として、昼間工事で予定していた箇所において、夜間工事での施工が必要となったことによる変更でございます。

第3として、周辺工事との調整により一部舗装復旧が不要となったことによる数量減でございます。

以上の変更が発注後に発生し、当初設計時には見込めなかったため、設計変更が必要となったものでございます。

以上、議案第36号、工事請負契約変更の件の内容説明とさせていただきます。

○三好義治議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第36号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○三好義治議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程6、議案第37号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 議案第37号、市道路線認定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

本件は、道路法第8条第2項の規定に基づき、市管理道路として9路線の路線認定を行うものでございます。

認定する各路線の名称や区間につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

また、各路線の位置図等につきましては、議案参考資料5ページから9ページに記載しておりますので、併せて御参照願います。

それでは、路線認定の概要につきまして御説明申し上げます。

番号1、東正雀30号線から番号2、東正雀31号線までの計2路線につきまして

は、道路用地の寄附に伴うものでございます。

番号3、三島39号線から番号4、三島40号線まで、番号6、鳥飼八防24号線、番号7、鳥飼下86号線から番号9、鳥飼下88号線までの計6路線につきましては、都市計画法第40条第2項の規定に基づき、本市に帰属するものでございます。

このうち、番号6、鳥飼八防24号線につきましては、旧路線の起点の変更が生じることに伴い認定するものでございます。

また、番号5、一津屋120号線につきましては、摂津市開発協議基準に基づき、本市に寄附されたことに伴い、認定するものでございます。

以上、議案第37号、市道路線認定の件についての提案内容の説明とさせていただきます。

○三好義治議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第37号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○三好義治議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程7、議案第38号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 議案第38号、市道路線廃止の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

本件は、道路法第10条第3項の規定に基づき、市道2路線の廃止を行うものでございます。

廃止する各路線の名称や区間につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

また、各路線の位置図等につきましては、議案参考資料10ページから11ページに記載しておりますので、併せて御参照願います。

それでは、路線廃止の概要につきまして御説明申し上げます。

番号1、鳥飼八防20号線につきましては、先ほどの議案第37号で御説明させていただきましたとおり、都市計画法第40条第2項による本市への帰属に伴い、本路線の起点が変更となりますことから、路線を廃止するものでございます。

また、番号2、千里丘24号線につきましては、市道千里丘中央線と一部の区間において路線が重なりますことから、一部区間を廃止するものでございます。

以上、議案第38号、市道路線廃止の件について、提案内容の説明とさせていただきます。

○三好義治議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第38号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○三好義治議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

2月18日から3月2日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後2時8分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 三 好 義 治

摂津市議会議員 安 藤 薫

摂津市議会議員 野 口 博

摂津市議会継続会会議録

令和7年3月3日

(第2日)

令和7年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

令和7年3月3日(月曜日)
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員 (16名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	9 番	弘 豊
10 番	増永和起	11 番	三好義治
12 番	西谷知美	13 番	塚本 崇
14 番	出口こうじ	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	嶋野浩一朗	副 市 長	山本和憲
教 育 長	若狭孝太郎	市 長 公 室 長	平井貴志
総 務 部 長	石原幸一郎	生 活 環 境 部 長	吉田量治
保 健 福 祉 部 長	谷内田 修	建 設 部 長	永田 享
上 下 水 道 部 長	末永利彦	教 育 委 員 会 長	安田信吾
教 育 委 員 会 長		教 育 総 務 部 長	
こども家庭部長	大橋徹之	監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	溝口哲也
消 防 長	松田俊也	総 務 部 理 事	丹羽和人
生 活 環 境 部 理 事	西川 聡		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	荒井陽子	事 務 局 次 長	森口雅志
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

- | | | |
|------|---------|--|
| 1, 議 | 案 第 1 号 | 令和7年度摂津市一般会計予算 |
| 議 | 案 第 2 号 | 令和7年度摂津市水道事業会計予算 |
| 議 | 案 第 3 号 | 令和7年度摂津市下水道事業会計予算 |
| 議 | 案 第 4 号 | 令和7年度摂津市国民健康保険特別会計予算 |
| 議 | 案 第 5 号 | 令和7年度摂津市財産区財産特別会計予算 |
| 議 | 案 第 6 号 | 令和7年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算 |
| 議 | 案 第 7 号 | 令和7年度摂津市介護保険特別会計予算 |
| 議 | 案 第 8 号 | 令和7年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議 | 案 第 9 号 | 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第10号） |
| 議 | 案 第 10号 | 令和6年度摂津市水道事業会計補正予算（第4号） |
| 議 | 案 第 11号 | 令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 議 | 案 第 12号 | 令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 議 | 案 第 13号 | 令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 議 | 案 第 15号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 16号 | 摂津市協働のまちづくり推進条例制定の件 |
| 議 | 案 第 17号 | 摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件 |
| 議 | 案 第 18号 | 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 19号 | 摂津市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 20号 | 摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 21号 | 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 22号 | 公益的法人等への摂津市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 23号 | 摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 24号 | 摂津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 25号 | 摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 26号 | 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 27号 | 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 28号 | 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 29号 | 摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 30号 | 摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 31号 | 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 32号 | 摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 33号 | 摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 34号 | 摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件 |

議	案 第 35号	摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
2, 議	案 第 39号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
3, 報	告 第 1号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件
4,		代表質問
		公明党 藤浦 雅彦 議員
		大阪維新の会 塚本 崇 議員
		民主市民連合 西谷 知美 議員

- 1 本日の会議に付した事件
日程1から日程4まで

(午前10時 開議)

○三好義治議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、村上議員及び水谷議員を指名します。

日程1、議案第1号など34件を議題とします。

本34件について質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本34件のうち、議案第1号及び議案第9号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同委員会に付託することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

日程2、議案第39号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防長。

(松田消防長 登壇)

○松田消防長 議案第39号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案第39号参考資料1ページから3ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、併せて御参照をお願いいたします。

本件は、最近における社会経済情勢に鑑み、補償基礎額の引上げを行うべく、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和7年2月21日に公布され、同4月1日から施行

されることに伴い、本条例の一部を改正いたしますものでございます。

同政令の改正につきましては、令和6年12月に一般職の職員の給与に関する法律が一部改正され、公安職俸給表が改定されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の額の算定基礎となる補償基礎額が改定されたものでございます。

本条例の改正内容は、政令に定められた補償基礎額に準拠し、その額を改定いたしますものでございます。

それでは、条文に沿いまして御説明申し上げます。

第5条は、補償基礎額についての規定でございますが、同条第2項第2号では、消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を現行の9,100円から9,700円に、最高額を現行の1万4,200円から1万4,500円に改めるものでございます。

また、同条第3項は、扶養親族に係る補償基礎額の加算額を規定しており、配偶者の加算額を現行の217円から100円に、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子の加算額を現行の333円から383円に改めるものでございます。

同条第4項では、字句の整備を行うものでございます。

別表、補償基礎額表では、非常勤消防団員に係る補償基礎額について、1万2,500円を1万2,900円に、1万3,350円を1万3,700円に、1万4,200円を1万4,500円に、1万800円を1万1,300円に、1万1,650円を1万2,100円に、9,100円を9,700円に、9,950円を1万500円に改めるものでございます。

附則につきましては、第1項で、この条例は令和7年4月1日から施行するものとし、第2項で、改正後の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によるものとしたすものがございます。

以上、議案第39号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○三好義治議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件については、議案付託表のとおり、常任委員会に付託します。

日程3、報告第1号を議題とします。

報告を求めます。保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 報告第1号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容を御説明申し上げます。

本件は、高齢者移送サービス業務中に発生した物損事故で、令和7年2月18日に示談が成立し、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものがございます。

事故発生状況、損害賠償の相手方、損害賠償の額、過失割合は、報告第1号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経過につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和6年9月27日金曜日午前9時45分頃、本市が委託実施する高齢者移送サービス業務において、利用者を自宅に迎えに行ったところ、自宅前の道路幅員が狭く、通行の妨げになると運転手が判断し、利用者の自宅隣地である摂津市千里丘四丁目12番3号、クレイノルヴェール千里丘敷地内駐車場スペースに進入いたしました。その際、敷地内の植栽柵に接触し、当該植栽柵の一部を破損させた物損事故でございます。

示談につきましては、損害保険ジャパン株式会社が交渉を行い、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市100%とし、植栽柵の修理費用計7万9,042円を賠償することで成立したものでございます。

この損害賠償金につきましては、損害保険ジャパン株式会社からその全額が支払われたものでございます。

なお、事故発生に当たり、再発防止のため、運転手全員に交通法規や就業規則に基づく適正な業務執行について注意喚起を行うとともに、高齢運転手を対象とする適性検査や技能講習等を通じて、運転適性の把握及び運転技能の向上に取り組み、一層の安全意識の向上と事故防止に取り組んでいく所存でございます。

以上、報告第1号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件の説明とさせていただきます。

○三好義治議長 報告が終わり、質疑があれば受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程2、代表質問を行います。

順次質問を許可します。

藤浦議員。（拍手）

（藤浦雅彦議員 登壇）

○藤浦雅彦議員 おはようございます。

質問に入ります前に、先日から続いておられます岩手県大船渡市の山火事により、多くの方が家を失い、多くの方が避難生活を強いられています。避難生活をされておられる方、被害に遭われた方に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く山火事が完全鎮火をし、復興に向かわれますように御祈念を申し上げます。

それでは、公明党を代表いたしまして質問させていただきます。

1、市民が元気に活動するまちづくり、1の（1）「ウェルビーイング」市民の持続可能な幸福の実現に向けた取組についてですが、市長は、昨年就任以来、一貫してウェルビーイングの実現を訴えられています。特に嶋野市長として初めての予算となる令和7年度予算に込める思いをお聞かせください。

次に、1の（2）協働のまちづくりについてですが、まず初めに、今回上程されています摂津市協働のまちづくり推進条例について、その理念と摂津市長の思いについてお聞かせください。

次に、1の（3）（仮称）味生コミュニティセンターの建設についてですが、財政状況が非常に厳しい中、建設工事に着手されますことに高く評価をいたします。新たなコミュニティセンター建設を通して、味生地域におけるコミュニティの再構築にかける市長の思いをお聞かせください。

次に、2、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり、2の（1）千里丘駅西地区再開発事業についてですが、にぎわいの創

出に向けたエリアマネジメントの方向性について、市長の考えをお聞かせください。

次に、2の（2）淀川河川敷の有効利用の検討の方向性についてですが、これまでのワークショップなどにおいて、30代から40代の子育て世代の方々との意見交換での内容や、鳥飼まちづくりグランドデザインで、淀川河川敷における地域のにぎわい創出や多様なライフスタイルを支える場として、淀川河川敷を含めた将来のまちのビジョンが描かれています。

嶋野市長は、摂津ふれあいマラソンの出場や応援、また、淀川わいわいガヤガヤ祭の参加や運営に携わるなどで、淀川河川敷の有効性を肌で感じてこられたことと思います。淀川の河川敷や水辺などで、市民や事業所の皆様の憩いや体験、交流への空間として、地域から敬愛されるとともに、摂津市内外への魅力発信を行うことが必要と思いますが、市長が思い描いておられる淀川河川敷、水辺についてお聞かせください。

次に、2の（3）鳥飼東小学校の跡地活用についてですが、鳥飼東小学校は令和8年3月31日で廃校となります。学校がなくなることに当たっては、地域コミュニティへの影響として、地域住民の互いに触れ合う機会の減少や地域の衰退をもたらす可能性があるなど、地域にとってはマイナスイメージがありました。その一方で、近年は、跡地活用として、全国的には、地域交流拠点や宿泊施設として、また事業者利用も含めて、産業や地域のつながりと振興、教育や福利厚生、市民生活等の向上を目的とする施設となっているなどの活用事例が数多くあります。

鳥飼東小学校跡地活用ワークショップが2月28日に開催され、様々な内容で前向

きな活用への意見が出ていたと聞いています。鳥飼東部に位置する鳥飼東小学校の跡地活用と鳥飼東部の今後について、市長が思っておられるイメージについてお聞かせください。

次に、2の(4)「摂津市地域公共交通計画」に沿った推進についてですが、摂津市地域公共交通協議会において、有識者、企業、商工会、市民委員が令和6年度中に様々な意見交換を重ねられ、地域公共交通における方針や具体的な施策の方向性が示されたことを高く評価いたします。計画に基づいて、目指す将来像の実現に向けて、摂津市の地域公共交通の展望についてお聞かせください。

次に、2の(5)JR竹之鼻ガードなど市内ガードの安全対策についてですが、1月28日、埼玉県八潮市において発生しました道路陥没事故による社会的影響の大きさを踏まえ、老朽化した土木施設構造物の維持管理が非常に重要であると考えます。本市においても、昨年、道路管理瑕疵事故が相次いだ竹之鼻ガードなど道路施設構造物の老朽化対策などの維持管理と施設管理者との連携についてお聞かせください。

次に、2の(6)災害対策についてですが、頻発する地震速報、気象変動による豪雨や豪雪に見舞われるなど、全国どの自治体においても災害対策は重点課題として取り組まなくてはならない状況です。本市の災害対策において、今後の展開及び他の自治体との連携について、市長の考えをお聞かせください。

次に、3、みどりうるおう環境を大切にすまちづくり、3の(1)地球温暖化対策についてですが、摂津市は、深刻化する地球温暖化対策に、市民、事業者、行政が

協働で取り組み、温室効果ガス排出量の一層の削減を目指すため、2022年2月にゼロカーボンシティを表明しました。摂津市地球温暖化対策地域計画に挙げる目標達成に向けた市長の意見をお聞かせください。

次に、3の(2)「摂津市緑の基本計画」に沿った公園づくりについてですが、本市では、2014年3月より摂津市緑の基本計画を策定し、基本理念と将来像の実現に向けて取り組んできました。中でも市民参画型の取組が重要であると考えます。また、公園管理についても、基本計画に沿って実施すべきであると考えますが、市の考えをお聞かせください。

次に、4番目、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり、4の(1)「第5期摂津市地域福祉計画」の策定についてですが、令和7年度が第4期地域福祉計画の最終年度に当たることから、5年間を振り返り、市長の所見をお聞かせください。

次に、4の(2)「第10期せつつ高齢者かがやきプラン」の作成についてですが、2025年問題と言われた団塊の世代が75歳以上となり、第9期せつつ高齢者かがやきプランでは既に取組が展開されています。令和7年度第10期せつつ高齢者かがやきプラン策定に取りかかるに当たっては、第2次ベビーブームに生まれた団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える高齢者の人口がピークを迎える2040年問題を踏まえた施策の検討が重要と考えます。少子化、老老介護、一人暮らし高齢者が増えるなど、高齢者を取り巻く課題をどのように捉えておられるのか、市長の認識をお聞かせください。

次に、4の(3)「第1期摂津市こども計画～こどもまんなかプラン～」について

ですが、摂津市では「こどもを安心して産み、育てることのできる、こどもがひとしく、健やかに成長できるまちをみんなでつくる」を基本理念として4月よりスタートします。第1期摂津市こども計画に対する市長の思いをお聞かせください。

次に、4の(4)アピアランスケア助成制度の実施についてですが、がんになっても自分らしく安心して生活を送ることができる社会の実現に向け、アピアランスケアにかかる費用の助成を実施されますことを高く評価いたします。助成制度の趣旨についてお聞かせください。

次に、4の(5)健康づくりについてです。

市政運営の基本方針において市民の健康寿命を延ばすことに触れられていないことは残念ですが、第4回定例会で申し上げましたように、ぜひとも健康づくりナンバーワン都市を目指していただきたいと思えます。市長の健康づくりについての思いをお聞かせください。

次に、4の(6)帯状疱疹ワクチンの定期接種化についてですが、市長が公約に掲げておられた帯状疱疹ワクチンの補助制度創設は、令和7年度から定期接種化が決定をされました。制度開始に当たり、市長の思いをお聞かせください。

次に、5、誰もが学び、成長できるまちづくり、5の(1)「摂津市教育大綱」の改定と立志教育についてですが、「つながり 未来を拓く せつつの教育」との教育理念として、令和3年度から令和7年度までの5年間とされていた現大綱の総括的な認識と、令和8年度からとする大綱の改定に当たって、目指す教育についてお聞きします。

次に、5の(2)学校体育館のエアコン

設置についてですが、エアコンを設置する意義、必要性と、導入による学校教育への効果についてお聞かせください。

次に、5の(3)地域とともにある学校づくりについてですが、コミュニティスクールの目的についてお聞かせください。

次に、5の(4)インクルーシブ教育の推進についてですが、本市におけるインクルーシブ教育の推進についてお聞かせください。

次に、6、活力ある産業のまちづくり、6の(1)「第3期摂津市産業振興アクションプラン」の取組についてですが、商工業と農業が生き生きと活躍でき、新たな産業を生み出す活力ある住工一体のまちづくりを目指した将来の展望をお聞かせください。

次に、6の(2)観光資源化への取組についてですが、大阪・関西万博を契機に、本市の特徴的な資源であります大阪銘木団地及び大阪欄間を、地元事業者等と連携し、観光資源化に取り組みられますが、この観光資源の発掘を通して、ものづくりのまち摂津を全国へ発信されることにおける市長の思いをお聞かせください。

次に、7、計画を実現する行政経営、7の(1)大胆なシティプロモーション戦略についてですが、市内外の多くの人に選ばれ愛され続ける魅力ある摂津市の構築を目指した市長の考える大胆なシティプロモーション戦略についてお聞かせいただきたいと思えます。特に、スクールバッグの配布事業は本市の大きな魅力の一つであると確信しますが、併せてお聞かせください。

次に、7の(2)「(仮称)摂津市DX推進計画」の策定についてです。

自治体DX推進計画は、総務省が2020年12月に取りまとめ、自治体がデジタ

ル技術を活用し、住民の利便性や行政サービスの質を高めることを目的としています。が、本市における自治体DX推進計画の肝をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

次に、7の(3)「(仮称) 摂津市財政健全化プラン」の策定についてです。

先駆けて給食センターの建設時期の延伸が提案されていますが、中期的な財政状況と(仮称) 摂津市財政健全化プランの考え方についてお聞かせください。

次に、7の(4)「摂津市行政経営戦略」の改定について、重点テーマ及び肝となるものは何かについてお聞かせください。

以上、1回目です。

○三好義治議長 答弁を求めます。市長。

(嶋野市長 登壇)

○嶋野市長 おはようございます。

公明党議員団の藤浦議員の代表質問にお答えを申し上げます。

なお、教育関係は若狭教育長から答弁申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それと、先ほど4の(3)で、「第1期 摂津市こども計画～こどもまんなかプラン～」について私の認識ということでございましたけれども、この点につきましても教育長から御答弁をさせていただきますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、「ウェルビーイング」市民の持続可能な幸福の実現に向けた取組についての御質問にお答え申し上げます。

我が国では、人口の減少、少子高齢化の進行が加速するとともに、物価高騰も重なり、市民生活、企業活動、行財政運営等、あらゆる分野に影響が出ております。これ

までのように人口増加や経済成長を前提とする経済的な豊かさを求めていくことが難しくなっていく中で、今後のまちづくりにおきましては、改めて市民の幸福に焦点を当てていくことが重要となってくるものと考えております。

令和7年度の特に象徴的な取組といたしましては、摂津市協働のまちづくり推進計画の策定に向けた取組がございます。協働の取組を計画的に進めていくことで、市民が生活する地域社会を持続可能で活力のあるものにしていき、市民の幸福を実現していきたいと考えております。

続きまして、協働のまちづくり推進条例の理念についての御質問にお答えを申し上げます。

少子高齢化や核家族化など社会環境の変化に伴い、市民の皆さんの意識や価値観なども変わり、自治会などの地域コミュニティが希薄化してきておりますが、地域の課題を解決するためには人と人とのつながりが非常に大切であります。また、複雑・多様化する地域課題や市民ニーズに行政だけではきめ細やかに対応することが大変に難しくなってきており、これからの地域社会においては、市民活動団体や事業所など多様な担い手との連携が必要となってまいります。

そのような状況におきまして、市民や地域団体、市民活動団体、事業者による地域活動や市民活動を活発化し、多様な担い手による協働のまちづくりを広げていくことが重要であります。協働のまちづくりのさらなる推進を図るため、摂津市協働のまちづくり推進条例を制定するものでございます。

続きまして、味生地域におけるコミュニティーの再構築についての御質問にお答え

を申し上げます。

昭和や平成初期の時代は、地域の強いつながりの下、市民生活に関わる多くの部分で、助け合い、支え合いの精神で地域住民が自主的に地域づくりを担われ、地域ごとで発生する課題に対処してこられました。しかし、社会環境が目まぐるしく変化する昨今、人々の価値観や市民生活のありさまもまた大きく変化をしております。インターネットやAIの普及によりまして人々の生活は便利になりましたが、一方でコミュニティの希薄化が進み、相談できる相手がおらず、孤独死の問題や社会からの孤立の懸念などが生じております。

このような背景を踏まえ、新しいコミュニティセンターには、誰もが自由に集い、つながり、憩い、学び、安心できる場所として、一昔前ではごく当たり前であった助け合いや支え合いが醸成され、温かくつながりのある地域社会を実現できる拠点となつてほしいと期待をしているものでございます。

続きまして、千里丘駅西地区再開発事業のにぎわいの創出に向けたエリアマネジメントの方向性についてお答えを申し上げます。

同地区における再開発の事業化に向けましては、千里丘西地区市街地再開発準備組合の解散を受けまして、本市が事業主体の再開発に着手することを決断し、進めることとなり、令和3年6月に事業計画決定に至りました。事業の目的といたしましては、「周辺に広がるにぎわいの創出拠点」、そして「快適なまちを持続的に育むまち育て拠点」を位置づけており、本事業完成後においてもにぎわいを持続させることが非常に重要であり、現在、特定建築者とともに地域が主体となったエリアマネジ

メントの検討を進めているところであります。これらの取組を着実に進め、摂津市の顔、玄関口としてふさわしいにぎわいを創出する拠点形成を図り、多くの人々に満足していただけるようなまちづくりに向けて取り組んでまいります。

続きまして、私が思い描く淀川河川敷、水辺についての御質問に答弁を申し上げます。

淀川の河川敷には、広い芝生、鳥飼船着場、鳥飼ワンド、サッカー場や野球場など多彩な魅力があり、様々な可能性を秘めております。私は、市民の方一人一人がそれぞれの幸せを実感できる場所、ウェルビーイングの場所としてのポテンシャルを大いに感じるところでございます。淀川河川敷をにぎわいのある空間とするために、これらの多彩な魅力や要素を組み合わせ、淀川河川敷における魅力向上にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、鳥飼東小学校の跡地活用、そして鳥飼東部の今後についての御質問に御答弁を申し上げます。

私は、鳥飼東小学校の跡地活用が、鳥飼東部を含め、鳥飼地域全体が活性化するポテンシャルを持っていると考えております。このポテンシャルを最大限生かしていくために、一時の幸せにとどまらない、市民に幸せを感じていただく活用しなければならぬと考えております。

鳥飼東小学校の跡地活用については、これまで、アイデアの募集や大阪成蹊大学の学生からの提案等があり、多くの活用案が出てきております。その中には大胆な提案もございまして、そのような思い切った活用こそ住民の皆さんがわくわくするような期待をされているものであらうと感じております。引き続き、市民や事業者、団体等

の皆様との活発な意見交換をしっかりと行い、ウェルビーイングが感じられる鳥飼東小学校の跡地活用方を議論してまいりたいと考えております。

目指す将来像の実現に向けた地域公共交通の展望について御答弁を申し上げます。

本市は、大阪都心部に近く、広域道路ネットワークが整備をされており、平坦な地形であることから、歩きやすく移動がしやすい環境であると捉えております。一方で、人口減少や少子高齢化、担い手不足など、全国的な傾向と同様に、公共交通サービスの維持は年々厳しさを増しており、今後、さらなる高齢化の進展により移動手段の確保の重要性はますます高まっていると認識をしております。

こうした状況を踏まえまして、摂津市地域公共交通協議会において、地域の公共交通に関わる多様な関係者の方々とともに、将来目指すまちの姿や公共交通ネットワークの在り方、取り組むべき施策などについて意見交換を進め、このたび、摂津市地域公共交通計画として取りまとめることができました。

今後は、引き続き、多様な関係者による意見交換や議論の場を設け、市民にとって必要な地域公共交通を維持し、計画で思い描いた誰もがふらっと出かけられるまちを目指してまいります。

竹之鼻ガードなど道路施設構造物の老朽化対策など、維持管理と施設管理者との連携についての御質問に御答弁を申し上げます。

市内の鉄道路線は、高度成長期以前に建設されたものが多く、鉄道事業者におきましては、運行の安全確保のための施設構造物の維持保全の取組が行われております。昨年発生いたしました竹之鼻と坪井の両ガ

ード内における側溝蓋劣化による車両損傷事故では、再発防止に向け、緊急で側溝改良を行ったところでございますが、坪井ガードにおきましては、令和7年度に新たに側溝全体の改良を行い、運行車両の安全確保に努めてまいります。

本市におきましても、徒歩パトロールなど定期的な道路巡視に取り組み、地域横断道路、アンダーパス内の異常等発見や早期対応に努めておりますが、施設構造物に関係する場合は、鉄道事業者等へ速やかにお伝えするなど、今後とも鉄道事業者等との間で一層の連携に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、災害対策の今後の展開及び他自治体との連携についての御質問にお答えを申し上げます。

災害対策の今後の展開につきましては、自助・共助・公助の強化、ハード・ソフト両面からの対策の推進、水害リスクの高い地域特性に応じた対策の推進等が必要であることはこれまでと同様でございますが、それぞれの対策における具体的な取組につきましては、大規模災害から得た教訓等を踏まえまして着実にアップデートしてまいります。

他自治体との連携につきましては、三島地域の市町のほか、京都府向日市、兵庫県新温泉町など、大阪府外の自治体とも災害時の相互応援協定を締結しております。引き続き、必要に応じて他自治体との相互応援協定や民間事業者等との連携協定を締結するなど、災害対策をしっかりと推し進めてまいります。

地球温暖化対策地域計画についての御質問に御答弁を申し上げます。

本市では、議員から御紹介があったとおり、令和4年2月にゼロカーボンシティの

表明を行い、同年3月に摂津市地球温暖化対策地域計画を策定し、2050年度に向かって低炭素社会から脱炭素社会の形成を実現するため取組を進めているところでございます。

これまでの計画に沿った取組といたしまして、家庭部門からのCO₂排出削減を目的とした市民向けの太陽光発電システムや蓄電池等を導入する際に活用できる補助制度の創設、公共施設への太陽光発電設備の設置等を推進してまいりました。計画に掲げる目標では、公共施設の太陽光発電設置数など、達成に向け順調に推移しております。地球温暖化対策は喫緊の課題であると認識をしておりますので、今後も、目標達成に向けまして、令和7年度の新たな施策も含め、市民、事業者、行政が一体となった取組を推進してまいります。

摂津市緑の基本計画に掲げる基本理念と将来像の実現に向けた取組についての御質問にお答え申し上げます。

本市では、摂津市緑の基本計画において、「はな・みどり・みずのまち・さわやか摂津」を基本理念、将来像として、これまで市内の緑化推進に係る様々な取組を進めてまいりました。その中でも、市内の植栽や花壇で緑化活動していただくボランティア団体数でございますが、令和2年度の37団体から令和6年度には47団体となるなど、市民協働で市内緑化に努めてきたところでございます。基本理念、将来像の実現に向けましては、市民との協働による取組が不可欠であります。そのため、引き続き市民協働による緑化活動に取り組んでまいります。

一方で、都市緑地法につきましては、緑の基本計画の記載事項といたしまして、公園の管理の方針が示され、国による緑の基

本方針及び都道府県による緑の広域計画が位置づけられております。今後、こうした内容を踏まえまして、国や大阪府の動向を注視しつつ、本市の計画改定にも取り組んでいきたいと考えております。

第4期地域福祉計画の振り返りについて御答弁を申し上げます。

第4期地域福祉計画では、誰もが地域で活躍し、互いにつながり支え合う社会の実現に向けて、地域課題を包括的に捉え、行政だけでなく関係機関や地域住民が一体となって様々な取組を推進してまいりました。

複雑化・複合化が進む地域住民が抱える福祉課題への対応につきましては、庁内外連携の在り方について協議するとともに、相談支援体制の強化を進めております。また、地域活動をコーディネートすることにより、地域住民による相互の支え合いの充実を図るとともに、住民活動の活性化を推進しているところでございます。

今後、より一層関係機関の連携を推進し、相談支援機関や地域が一体となった包括的かつ持続可能な支援体制の構築につなげてまいります。

続きまして、第10期せつつ高齢者かがやきプランについて御答弁を申し上げます。

団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となる2040年におきまして、生産年齢人口の減少により、社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、85歳以上人口の急速な増加により、要介護認定率の高まりや認知症高齢者の一層の増加が懸念をされております。

第10期せつつ高齢者かがやきプランの策定に当たりましては、このような社会情勢のほか、令和7年度に実施をいたします

在宅介護実態調査及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果も踏まえまして、高齢化がさらに進む2040年も見据えた中長期的な施策を検討していきたいと考えております。

アピアランスケア助成の趣旨について御答弁を申し上げます。

がんになりますと、抗がん剤や放射線治療、外科的手術などの治療が必要となってまいります。抗がん剤の中には副作用で脱毛を伴うものがございます。また、乳がんでは外科的手術を受ける場合、乳房を切除することがございます。このように、外見が変化したことで、職場や学校などでの社会生活でつらい思いをして、治療の継続ができなくなったり心理的苦痛を感じる人も多く見られます。

そこで、患者の経済的及び心理的負担の軽減を図り、がんになっても自分らしく安心して社会生活を送ることができる社会の実現を目的とした新たな助成制度を創設したいと考えております。

続きまして、健康のまちづくりへの思いについて、御質問に御答弁申し上げます。

摂津市の市長といたしまして、市民の健康寿命を延ばし、元気で過ごすことができる期間を延ばすことは、市民の幸せのためにはなくてはならないものであり、健康のまちづくりの取組は大変重要なものであると考えております。

令和7年度は、健康せつつ21第3次計画がスタートする年度となり、この計画を基にさらなる健康施策を展開し、健康のまちづくり、健康寿命の延伸を目指してまいります。

また、本市には、北大阪健康医療都市として、健康・医療関係の研究所や病院、企業が集積する健都がございます。現在も、

まちづくりの中で、産学官民が協力して健康づくりを行うフィールドが徐々に整っているところであると捉えております。この健都の取組を市域全体に波及させ、生活習慣病をはじめとした疾病予防や、自然と健康になれる環境づくりなど、様々な健康施策を市民と行政が共に協力して展開することで、ウェルビーイングの実現、ひいては市民の人生を豊かにしていく取組を力強く行ってまいりたいと考えております。

带状疱疹ワクチンについて御答弁を申し上げます。

带状疱疹ワクチン接種によって带状疱疹やその合併症を予防することは、市民の皆様が健康で活躍していただくために必要であるとの認識から、带状疱疹ワクチンの補助制度の創設を公約に掲げておりました。国が令和7年度から带状疱疹ワクチンの定期接種化を行ったことに鑑みますと、その認識は間違っていなかったと感じております。

一方で、定期接種を実施するに当たりまして、関係機関と様々な調整が必要でありますので、本市といたしましては、まずは国が示す定期接種化の開始時期に遅滞なく対応し、带状疱疹ワクチンの定期接種の対象者が円滑に接種できる体制を構築してまいりたいと考えております。

摂津市教育大綱について御答弁を申し上げます。

現在の教育大綱は、教育理念に「つながり 未来を拓く せつつの教育」と捉え、三つの基本方針といたしまして、一人一人の生きる力を育むこと、人生100年時代の学びと活躍を推進すること、安全で安心な学びの場をつくることを示しております。これは、家庭や地域と連携して子供たちの未来を切り開く教育を推進し、子供た

ち一人一人が社会とのつながりの中で生きる喜びを感じ、豊かな感性と創造力を輝かせ、成長していくことを目指すという考えの下で掲げられた大綱となっております。

新たな教育大綱では、これまでの基本的な考えを継続しながら、子供たち一人一人が自ら志を立て、生き生きと学ぶ姿をしっかりとサポートする教育を推し進めていきたいと考えております。

続きまして、第3期摂津市産業振興アクションプランの取組について御答弁を申し上げます。

産業振興アクションプランは、行政経営戦略の七つの目標の中の一つ、活力ある産業のまちを実現するための具体的な計画であり、産業振興施策の方向性と推進の在り方を示すことを目的としております。

御質問の住工一体のまちづくりに資する取組といたしましては、オープンファクトリーがございます。オープンファクトリーは、地域の一体性や魅力づくりの取組へと進展しており、地域住民にとっては自らのまちの魅力などを再認識する機会となり、企業と地域社会との新しい接点を持つ機会になります。

本市では、令和6年度に、摂津市商工会や市内事業所、学校、金融機関と連携して、初めてせつつキッズファクトリーを開催し、非常に手応えを感じたところでございます。このような取組を発展させ、活力ある産業のまちづくりにつなげてまいります。

観光資源化への取組について御答弁を申し上げます。

大阪銘木団地では、大阪銘木協同組合が昭和40年から本市を拠点として市場を運営されております。この銘木協同組合は、全国で9か所しか存在しない貴重な団体で

ございます。

また、大阪欄間は、その伝統的な技術や歴史から伝統工芸品として経済産業大臣の指定を受けたもので、各国首脳へのお土産として利用された実績がございます。本市では、それを支える作り手である伝統工芸士が活躍されておられます。本年は、いよいよ大阪・関西万博が開催されます。昭和45年に開催された大阪万博から55年ぶりに大阪で開催される万博であり、摂津市の魅力を国内外に広く発信できる絶好のチャンスでございます。産業のまち摂津にある銘木、大阪欄間のブランド価値を高め、観光資源化に向けて各関係者と協働で取り組んでまいります。

シティプロモーションについて御答弁申し上げます。

本市は、スクールバッグの配布事業を昭和49年度から行っており、令和6年度に50年ぶりにスクールバッグのリニューアルを行いました。本市のスクールバッグは、親子2世代で使用していただくこともあり、郷土愛の醸成につながっております。まさしく本市の大きな魅力であります。今後も、このような他市にはない魅力をあらゆる機会を捉えて発信していきたいと考えております。

また、シティプロモーションにつきましては、市民をはじめ、事業者や団体など本市に関わる方々との協働が不可欠でございます。本市職員とともに、本市に関わる方々に本市の魅力を再発見・創出していただき、その魅力を語り継いでいただくことで、より多くの方々に愛されるまちづくりを実現してまいります。

これらの観点をもちまして、市内外の多くの方々に選ばれ愛され続ける魅力ある摂津市を構築してまいります。

自治体DXの考え方について御答弁申し上げます。

本市においても、他の自治体と同様に、市民サービス向上及び効率的な業務運営を目指すために取り組まなければならないと考えております。総務省をはじめ、自治体DXの計画策定に向けたひな形もありますが、DX推進の鍵は、現状に対する危機感と、市民サービス向上に向けた職員おのこの自発的な業務改善であると考えております。また、各課、各職員が主体的に組織を横断して連携することで、摂津市に合った実効性のある計画立案が可能となり、それこそが自治体DXの本質であると考えております。

(仮称)摂津市財政健全化プランについて御答弁を申し上げます。

令和7年度の予算編成に当たりましては、一部の建設事業の着工を延期する決断をさせていただいたところでございますが、その原因となった物価高騰は、あらゆる分野に影響を及ぼしており、今後も続くことが想定されます。そのような中、必要な事業等を進めていくためには、これまでの物価も賃金も上がらないという通念から脱却し、いま一度、持続可能な財政運営に向けて、(仮称)摂津市財政健全化プランを策定し、全庁一丸となって取組を進めてまいります。

次期行政経営方針の柱について御答弁を申し上げます。

現在の行政経営戦略におきまして、目指す将来像にみんなが育むつながりのまち摂津を掲げており、その実現に当たって協働が大きな柱であったと理解をしております。人口減少、少子高齢化が進行していく中、行政だけで複雑・多様化する市民ニーズに対応することは、ますます困難になっ

ていくものと考えております。

そのような状況においてウェルビーイングなまちを実現していくためには、協働は大変に重要であり、次期行政経営方針においても大きな柱になってくるものと捉えております。本議会におきましても、摂津市協働のまちづくり推進条例の制定について議案を提出しておりますが、この理念を全庁的に共有していくとともに、協働のさらなる推進に取り組んでいきたいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

○三好義治議長 次に、教育長。

(若狭教育長 登壇)

○若狭教育長 それでは、教育委員会所管分につきまして御答弁いたします。

まず、第1期摂津市こども計画の総括的な認識についてでございます。

近年、国におきましては、こども基本法の施行やこども家庭庁の創設など、こどもまんなか社会の実現に向け、大きな動きがございました。そのような中で策定いたします「第1期摂津市こども計画～こどもまんなかプラン～」につきましても、その大きな目標として、こどもまんなか社会の実現を目指すことが求められております。

本計画の大きな特徴は、子供の権利に関する項目を基本施策の一つとして盛り込んだことでございます。全ての子供たちの権利が尊重され、ウェルビーイングで生活を送ることができるよう、こどもまんなか社会の実現を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校体育館へのエアコンを設置する意義、必要性と、導入による学校教育への効果について御答弁申し上げます。

近年の酷暑の影響で、夏場の体育館においては高温多湿の環境下の活動となり、熱

中症のリスク等により、体育館での活動自体が非常に制限される状況がございます。体育館へエアコンを設置することは、子供たちを熱中症から守るだけでなく、体育館での活動が制限されることなく教育活動の幅が広がるなどの学校教育への効果がございます。

子供たちが安全で安心して学校生活を送るためにも、学校体育館へのエアコン設置は必要不可欠であり、教育委員会といたしまして、全校に対しまして早急な設置完了を目指しているところでございます。

続きまして、コミュニティスクールの目的について御答弁申し上げます。

コミュニティスクールは、学校運営協議会の委員である保護者や地域の方々が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、学校、家庭、地域が力を合わせ、子供たちのためにどのようなことができるかを話し合い、よりよい教育を実現していくことを目的としております。

教育委員会といたしましては、日常の教育活動に地域の方々が関わる学校づくり、それから、子供たちを中心に保護者や地域の方々、教職員がつながる地域づくり、これらを一体的に進めることを目指しております。子供たちが地域の文化や人々の思いを学び、自分が育った摂津市に愛着を持ち、地域や社会の課題に対して自分で考え行動できるよう育てまいりたいと考えております。

最後に、インクルーシブ教育の推進についての御質問に御答弁申し上げます。

インクルーシブ教育を推進することで、障害のある子供にとっては社会性やコミュニケーション能力を育むことができます。障害のない子供にとっては、障害に対しての認識の発達や、自分と異なる個性、価値

観を受容する心の育成につながるものと考えております。

そのためにも、障害のある子供とない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであります。また、その際には、それぞれの子供が授業内容を理解しているか、様々な学力を基にした生きる力をしっかりと身につけているかどうか、そういった最も本質的な視点に立つことが重要であると考えております。

この取組を推進することで、障害の有無、性別、人種、国籍、年齢等にかかわらず、違いを認め合い共生していく社会の構築につながるかと考えております。そのような社会の担い手となる子供の育成にこれからも取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○三好義治議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目の質問です。

まず、1の(1)ウェルビーイングについてですが、協働の取組を最重要と位置づけ、市民の幸福を実現すると御答弁いただきました。このことは、本市の全ての施策にわたり協働の取組が最優先されることと認識します。そして、このことは、私たち公明党としましても全く共感をいたします。

今後は、摂津市行政経営戦略の改定や摂津市協働のまちづくり推進計画の策定を通じて、市内外の市民、団体、全ての職員にそのことが浸透するように取組をお願いし、要望といたします。

次に、1の(2)協働のまちづくりについてですが、先ほどのウェルビーイングの答弁と同じ一貫をした協働に対する思いで市長が条例を提案されたことを理解いたし

ました。

さらにお聞きをいたしますが、摂津市協働のまちづくり推進条例を提出するに至った経緯について、また、今後策定される摂津市協働のまちづくり推進計画の位置づけについて、また、この計画に係りの深い令和6年度の市民活動中間支援体制整備支援事業の総括と今後の方向性について、それぞれお聞きいたします。

次に、1の(3)(仮称)味生コミュニティセンターの建設についてですが、誰もが集える新たな拠点の建設でありますので、何より味生地域の皆さんに知っていただき、機運の醸成を図ることが大事であると思います。令和9年の完成に向け、節目節目に味生コミュニティセンターの建設ニュースを発行し、地域の皆様へ配布してほしいと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、2の(1)千里丘駅西地区再開発事業についてですが、エリアマネジメントの考え方について御答弁をいただきました。

さらに、令和7年度の工事の進捗状況についてお聞かせください。

次に、2の(2)淀川河川敷の有効利用についてですが、様々な可能性があり、水辺空間としても魅力的で心安らぐ場として、多くの方々がお互いに淀川に行こうと声をかけ合える身近な空間となるよう、工夫と発想をお願いし、要望といたします。

2回目の質問として、淀川河川防災ステーション及び水防センターについては、災害時の機能だけでなく、河川管理者などと連携を行いながら、平常時の機能や河川敷と一体活用することで相乗効果が広がっていくと思います。今後開かれるワークショップや検討会などで水防センターの平常時

利用の淀川河川敷の一体的な活用方法について議論する必要があると思いますが、どのように考えておられるのか、また、河川管理者等との関わりについても併せてお聞かせください。

次に、2の(3)鳥飼東小学校の跡地活用についてですが、校区内には地域に寄り添ったサービス展開をしたいと考える地域密着型の企業が増えていると聞いています。統廃合後も、学校は大切な地域資源の一つでもあり、地域の避難場所でもあり、防災拠点でもあります。跡地活用については、福祉や医療、企業や法人等の施設、体験交流施設等を含め、地域の新たなまちづくりの拠点を創出する取組とともに予算措置を講じていただけるようお願いいたします。

また、統合によって、鳥飼東小学校の児童は、通学環境や通学手段とともに教育環境も大きく変わりますので、スクールバスの適用地域の柔軟な対応などを含めた保護者説明会などの開催を令和7年度も実施していただき、少しでも不安を解消して、当事者が納得をして統廃合実施を受け入れられるよう強くお願いし、要望といたします。

また、全く話は変わりますが、統合後、16年間、跡地利用について放置をされている旧味舌小学校、旧三宅小学校跡地の活用につきましても、早い時期に方向性を示すように強くお願いし、要望といたします。

次に、2の(4)摂津市地域公共交通計画についてですが、計画対象期間を令和7年度から令和11年度まで5年間とされており、初年度の取組についての内容をお聞かせください。

次に、2の(5)市内ガードの安全対策

についてですが、今後も鉄道事業者と連携をしながら、市民の安全確保の観点から、徒歩によるパトロールなど定期的な道路巡視を実施していただき、ガード内の異常発見、早期対応をお願いします。

また、千里丘五丁目から竹之鼻ガードへの車両での進入時、ブラックホール現象で暗く感じ、見えにくいとの声が市民から聞こえておりますが、ガード内のLED照明の設置時期、入り口付近における明るさ、照明の取替え、壁面塗装の塗り替え及びガード入り口部分ののり面部分における雑草対策についてお聞かせください。

次に、2の(6)災害対策についてですが、校区単位の自主防災訓練が再開されるようになり、災害に対する市民意識の醸成を図るためにも、多くの市民を巻き込んだ市民参画型の取組と市民へ周知することが必要です。総合防災演習、避難所運営マニュアル作成、水害対応ガイドブック全戸配布、広域避難協定の進捗、摂津市災害廃棄物処理計画に基づく指定場所など、現在推し進められておられる取組についてお聞かせください。

次に、3の(1)地球温暖化対策についてですが、2050年ゼロカーボンシティ実現に向けた市長の決意を聞かせていただきました。どうか市民、事業所、行政が一体となって地球温暖化対策に取り組まれる取組の施策の展開に期待をいたします。

次に、令和7年度の取組として、消防本部をはじめとする37の工業施設における照明灯のLED化や、新たな取組として宅配ボックスの設置に係る補助制度を創設されますが、具体的な内容についてお聞かせください。

また、こどもエコノート、「未来守る！エネルギー日記」、大阪・関西万博をきっ

かけにスタートするEXPOグリーンチャレンジアプリの活用についてお聞かせください。

次に、3の(2)公園づくりについてですが、本市では多くの団体が市内緑化に御尽力いただいております、大切な協働の取組であり、これまで以上に大切に進めたいと思います。

続いて、緑の基本計画には公園の管理方法を記載すべきとありますが、今後の公園づくりについて、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

次に、4の(1)「第5期摂津市地域福祉計画」の策定についてですが、令和2年1月に日本で最初の新型コロナウイルス感染者が出てからコロナ禍という初めての非常事態を経験しました。令和5年5月に5類感染症になるまで、人と会うこと、人が集まること、会食することなどを避ける状況が続き、人間関係が希薄になり、孤独や孤立、不安などを抱える人も増えました。第4期地域福祉計画は、まさしくその時期と重なり、社会的弱者や生活課題が複雑化する中で第5期地域福祉計画を策定するに当たり、市の考え方についてお答えをいただきたいと思います。

次に、4の(2)せつつ高齢者ががやきプランについてです。

社会保障を支える担い手不足と介護サービスの需要の拡大がどのように加速するかは不明ですが、既に、介護支援専門員をはじめ、介護人材の不足は喫緊の課題と認識しています。社会全体が人材不足を課題にする中で、従来の方で対応が可能なのかと考えるところです。市としてどのように取り組まれるのか、方向性をお聞かせください。

次に、4の(3)摂津市こども計画につ

いてですが、全ての人々の未来における幸福のつながりは重要と考えています。令和7年度の当初予算主要事業に記載の1番目、第2児童センターの開館と中高生の受入れについて、2番目、宿題カフェの設置及び運営について、3番目、ヤングケアラー等の支援方法について、4番目、保育所待機児童解消に向けた取組について、5番目、こども誰でも通園制度実施について、それぞれ取組と効果についてお尋ねをいたします。

次に、4の(4)アピアランスケア助成制度の実施についてですが、具体的な制度内容について、また、新たな制度でありますので、がん患者の方を含め、市民の皆さんへの周知が最も大事であると思います。考えをお聞かせください。

次に、4の(5)健康づくりについてです。健康づくりナンバーワン都市を目指す市長の思いを聞かせていただきました。そのためには、まちごと元気！健康せつつ21(第3次)の下、今ある計画を活性化して健康増進効果を上げることが重要であると思いますが、どのように考えておられるのか、御答弁をお願いします。

次に、4の(6)帯状疱疹ワクチンの定期接種化についてですが、接種要綱の詳細及び周知方法についてお聞かせください。

次に、5の(1)立志教育についてです。

子供たち一人一人が自ら志を立て、生き生きと学ぶ姿をサポートする教育を進めていくとの答弁でしたが、自らの意思で自らの道を切り開く生きる力の強い摂津市の子供たちの育成を目指して取り組んでいただくことを期待します。

次に、5の(2)学校体育館のエアコン設置についてです。

学校体育館のエアコン設置は必要不可欠であると教育長の御答弁をいただきましたが、一方で、災害時には避難所となるため、エアコンが必要であります。改めて、これまでのエアコン設置の状況と今後の予定についてお伺いします。

次に、5の(3)地域とともにある学校づくりについてですが、子供たちを中心に保護者や地域の方々、教職員がつながり、幅広い見識で豊かな知性を養うことは大切な視点であると評価します。ここで、これまでの本市におけるコミュニティスクールの進捗と課題について、また、どのように対応していくのかについてもお聞かせください。

次に、5の(4)インクルーシブ教育の推進についてですが、障害の有無、性別、国籍、年齢等を問わずに、違いを認め合い共生していく社会の構築を目指すとした上で、主体者はあくまでも子供であり、それぞれが生きる力を身につけているかどうかという最も本質的な視点に立っているとの御答弁をいただきましたが、このことについて共感いたします。具体的にインクルーシブ教育をどのように進めていかれるのかをお聞かせください。

次に、6の(1)産業振興アクションプランについてですが、地域一体型オープンファクトリーなどの取組を通じた活力ある産業のある摂津市の実現に期待をいたします。

令和7年度は、中小企業の積極的なチャレンジ支援、展示会出展費用に係る補助の充実、また、ものづくりのまち摂津の魅力をさらに高めていくため、商工会や事業所、学校、金融機関と連携し、せつつキッズファクトリーに参加する事業所の拡充に取り組まれますが、内容についてお聞かせ

ください。

次に、6の(2)観光資源化への取組についてですが、どうかホームページやSNSなどを通じて、大阪銘木団地及び大阪欄間という摂津市の特徴である観光資源を、まずは大阪・関西万博を契機に世界へ発信されますようお願いいたします。また、今後の新たな観光資源の発掘に期待をし、要望といたします。

次に、7の(1)大胆なシティプロモーション戦略についてです。

さらなる市の魅力発信と地場産業の活性化に向け、ふるさと応援寄附金の返礼品に市内商店で使用できる電子商品券を追加されますが、具体的な制度内容について、また、大阪・関西万博と大阪ウィークにおける出展について、併せて、昨年、セッピーのデザイン使用が拡大されましたが、具体的な取組内容についてお聞かせください。

次に、7の(2)「(仮称)摂津市DX推進計画」の策定についてですが、DX推進の鍵として、現状に対する危機感と市民サービス向上に向けた職員おのおのの自発的な業務改革が挙げられます。今、各課から選出された担当の方を中心に研修会を重ねておられると思いますが、それぞれの課で有効な手法はどのようなものなのか、スキルを磨きながらしっかり進めていただきたいと思っております。

また、たとえ今後異動があったとしても、DX推進の担当として変わらず、どこまでも組織全体で業務改革に取り組んでいくというスタンスで持続されることを強く要望いたします。

その上で、今後のDX推進計画の策定スケジュールはどのように進めていかれるのか、お聞かせください。

次に、7の(3)(仮称)摂津市財政健

全化プランについてですが、どのような内容になるのか、お答えください。

次に、7の(4)摂津市行政経営戦略の改定について、協働が柱になると御答弁いただきましたが、その組織推進について、どのように進めていかれるのか、お聞かせください。

以上、2回目です。

○三好義治議長 答弁を求めます。生活環境部長。

○吉田生活環境部長 摂津市協働のまちづくり推進条例を提出するに至った経緯と協働のまちづくり推進計画の位置づけ及び市民活動中間支援体制整備支援事業の総括と今後の方向性についての御質問にお答えいたします。

まず、条例を提出するに至った経緯でございますが、地域コミュニティが希薄化し、自治会の加入率も年々減少傾向にある中、その状況に危惧された摂津市自治連合会から、令和4年5月に、地域の活性化が図られるまちづくり条例の制定を求める要望書が提出されました。要望の内容については、自治連合会において様々な検討がなされ、自治会のみならず、地域のこども会、老人クラブ連合会、校区等福祉委員会などの団体や市民活動団体、事業者などが連携し、地域の活性化が図られるまちづくり条例の制定という御要望をいただきました。この内容は、本市行政経営戦略の中で示しております協働のまちづくりの考え方にも合致するものでありましたことから、市といたしましても令和5年度から条例の制定に向けて作業を進めてまいりました。

令和5年度には条例の素案を作成し、令和6年度には、作成しました条例素案を地域団体等に提示して御意見をお聴きするとともに、パブリックコメントも実施した上

で、このたび、摂津市協働のまちづくり推進条例案を提出させていただいたものでございます。

次に、協働のまちづくり推進計画の位置づけでございますが、協働のまちづくり推進計画は、摂津市協働のまちづくり推進条例が根拠となり、同条例第10条の規定に基づき定めることとするものでございます。

また、摂津市行政経営戦略との関係では、住民自治分野の市民活動支援施策に関する分野計画として位置づけられることとなります。

次に、令和6年度に実施いたしました市民活動中間支援体制整備支援事業の総括と今後の方向性でございます。

中間支援組織は、協働を推進する上で、市民と市民、市民と行政、行政と事業者などの間に立って団体運営に関するアドバイスや情報提供などを行い、そのパイプ役として中立的な立場でそれぞれの活動を支援することを目的とするものでございます。

本市では、令和6年度において、市民活動中間支援体制整備支援事業として、他市で中間支援組織として実績のあるNPO法人に委託をし、同法人が持つノウハウや情報を活用して中間支援業務を行いながら、本市にふさわしい中間支援の在り方について検証してまいりました。

具体的には、子育てや福祉、団体運営など毎回異なるテーマを設けて集う参加型の講座、交流会を隔月で開催したほか、本市における市民公益活動や居場所づくりのさらなる発展を目的に、せつつ居場所サミットを開催し、市民公益活動に関する情報提供やネットワークづくりの支援を行うとともに、市民公益活動等に関する困り事などにも電話や電子メール等で相談に応じ、課

題解決に向けた伴走支援を行ってまいりました。

当該事業の報告書は3月末に委託事業者から提出されることとなりますが、当該事業により実施した講座や交流会に参加した者同士がつながり、このたび、参加者数名により、新たに市民活動の支援の在り方について考察しながら活動を行う団体が立ち上げられました。このような団体が自発的に立ち上がったことがこの事業の大きな成果であると考えております。

今後におきましては、新たに立ち上がった団体の活動を市民活動支援事業の中で積極的に支援していくとともに、中間支援組織の立ち上げについても、協働のまちづくり推進計画を策定していく中で検討を進め、同計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

続きまして、(仮称)味生コミュニティセンターの建設ニュースについての御質問にお答えいたします。

(仮称)味生コミュニティセンターの整備に関しましては、これまでも、地域の方々のお意見や御要望をお聴きした上で、基本構想を策定し、基本構想や基本設計、実施設計が完成した際には、節目節目で地域説明会を開催して、地域の方々に丁寧に説明を行ってきたところでございます。

令和7年度からは、実際に建設を進めていく段階となりますので、議員が御提案のように、より多くの地域の方々に知っていただくため、ニュースの発行について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、地球温暖化対策の取組についての御質問にお答えいたします。

まず、公共施設のLED化につきましては、ゼロカーボンシティの実現に向けて早急にLED化を推し進める必要があります

ことから、LED化が進んでいない施設の洗い出しを行い、その結果、消防庁舎を含め37施設のLED化を進める予定でございます。

令和7年度は、事業者を選定し、各施設のLED照明の設置完了を見込んでおります。

次に、宅配ボックスの設置に係る補助制度につきましては、令和6年4月に公表された国の令和4年度の部門別のCO2排出量データから運輸部門のみ前年度比で排出量は増加しており、その要因の一つである再配達抑制を目的に創設するものでございます。

具体的には、一戸建て住宅にお住まいの方を対象に、一定の大きさ等の条件を満たす宅配ボックスを対象として補助を行う予定でございます。

続きまして、こどもエコノート、「未来を守る！エネルギー日記」の取組につきましては、脱炭素への意識改革、行動喚起を図ることを目的に実施してきたところです。

また、EXPOグリーンチャレンジアプリは、七つのチャレンジメニューに取り組みすることで、個々のマイボトル利用や省エネ行動等を促すため、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が提供するアプリでございます。このアプリの目的は、「未来を守る！エネルギー日記」等と同じく、個人の行動変容を促すものでございますので、市のホームページからリンクを張っております。

エネルギー日記やこのアプリの利用促進等を通じて、市民の環境意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、展示会出展費用に係る補助の拡充及びせつつキッズファクトリーについての御質問にお答えいたします。

展示会出展費用に係る補助につきましては、これまで1年度中に1事業所当たり5万円を上限として交付しておりました。しかしながら、実際の補助金の申請内容や産業振興アクションプラン懇話会での意見から、近年は大規模展示会に出展する企業が増えており、実際の出展料に見合った支援ができておりませんでした。そのような課題を鑑みまして、出展料が100万円を超える展示会、または大阪府の大規模展示会補助制度の対象の展示会に出展する場合に上限額を30万円に拡充するものでございます。

せつつキッズファクトリーは、子供たちがものづくりの現場を肌で体感することで社会に関心を持ってもらい、将来の選択肢を広げることを期待し、イベント名にキッズを冠しました。各事業所が様々なイベントを準備するに当たり、従業員が一丸となって熱心に検討されたほか、従業員は、伝える場が広がることで仕事への誇りを持ち、意識の変化があったと聞いており、期待どおりの人材育成の効果もございました。また、来場者アンケートでも肯定的な回答が多くございました。

令和6年度は事業所5社での実施でしたが、令和7年度には、新たに参画を希望される事業所にも加わっていただくとともに、関係機関との連携を強化し、より魅力のあるイベントに磨き上げてまいります。

○三好義治議長 建設部長。

○永田建設部長 千里丘駅西地区再開発事業の令和7年度の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

令和7年度の取組といたしましては、エリアマネジメントの実現に向けて、組織づくり、活動場所及び活動資金といった様々な課題について検討を進めてまいります。

また、併せて、特定建築者による共同住宅などの建築工事や、市が発注している自由通路や駅前広場などの公共施設工事を進めてまいります。

2街区の建築工事につきましては、4月末に竣工し、その後、各テナントにおいて内装工事に着手され、順次オープンしていく予定としております。

これらの取組を着実に進め、一日も早い事業完成に向けて取り組んでまいります。

続きまして、摂津市地域公共交通計画に沿った令和7年度の取組内容についての御質問にお答えいたします。

本計画策定後は、目指す将来像の実現に向けた施策の具体化の検討を進めることとなります。令和7年度は、主な施策であります公共施設巡回バス、通称セッピー号と市内循環バスの運行形態の見直しに関する取組を中心に行う予定としております。

運行形態の見直しは、社会情勢や市民ニーズの変化に対応し、市民にとって使いやすい移動手段となるよう改善するものであります。使いやすい移動手段に改善するためには、路線バスやセッピー号の運行や利用状況などの実態や、既存の輸送資源や移動経路、目的などのニーズを把握し分析することが重要な取組であると考えております。令和7年度は、これらの取組を着実に進めてまいります。

続きまして、竹之鼻ガード内のLED照明設置時期、入り口付近における明るさ、照明の取替え、壁面塗装塗り替え及び雑草対策についての御質問にお答えいたします。

まず、竹之鼻ガードにおけるLED照明設置の時期につきましては、吹田操車場跡地まちづくりの一環として、平成24年度に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支

援機構により、同ガードの一部オープン化などと併せて設置されたものでございます。

次に、議員が御指摘のガードの内外で明るさが急変する場所におきまして、明るさの違いがあることは認識いたしております。現場を再確認いたしました。道路照明設置基準に適合いたしておりますことから、現時点ではガード内の照度を上げるなどの対策は必要ないものと考えております。また、LED照明設備の灯具など不具合は見受けられず、取替えするまでには至っていない状況でございます。

次に、壁面の塗装につきましては、平成24年度に白色ペンキで塗り替えされておりますが、塗装後10年以上が経過しており、黒ずみや剥離など劣化の進行が見られる状況は認識しております。今後とも、日常の徒歩パトロールを通じて、ガード内の照度も含め、劣化の状況を定期的に確認し、安全・安心な通行環境の維持・保全に努めてまいります。

最後に、雑草対策につきましては、鉄道敷のり面はJR西日本の管理でございます。市民からの通報に際し、雑草繁茂の情報提供を受ける場合が多いことから、JR西日本に対し、適切な対策を講じていただくよう要望してまいります。

続きまして、今後の公園づくりについての御質問にお答えいたします。

今後の公園づくりにつきましては、少子高齢化の進展に伴う利用状況の変化を踏まえて検討を進めていく必要があると考えております。

その一例としまして、小学校区や中学校区など一定の区域ごとの公園とちびっこ広場について、高齢者向けや子供向け、あるいはボール遊びに特化させるなど、一つ一

つに特徴づけた再編計画を策定するといったことが考えられます。

緑の基本計画を改定する際には、こうした取組を踏まえた方針を示してまいりたいと考えており、多くの方々に喜んで利用される公園を目指して検討を進めてまいりたいと考えております。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 水防センターの平常時利用と淀川河川敷の一体的な利活用に向けての考え方並びに淀川河川管理者などとの関わりについての御質問にお答えいたします。

水防センターの平常時利用と淀川河川敷の一体的な利活用につきましては、これまでも、住民等の皆様とのワークショップを実施しており、ハード面やソフト面に係る様々な御意見をいただいております。令和7年度も、河川防災ステーション及び水防センターと鳥飼地域の重要な地域資源である淀川河川敷の一体となったにぎわいの創出に向けての検討を進めてまいりたいと考えております。

また、河川管理者等との関わりにつきましては、淀川河川敷でのハード面の内容について、河川管理者である淀川河川事務所などとも連携し協議してまいりたいと考えております。

続きまして、シティプロモーションの具体的な取組内容についての御質問にお答えいたします。

ふるさと応援寄附金の返礼品に追加する電子商品券は、具体的には、市内の飲食店等で利用できるPay Pay商品券でございます。これは体験型の返礼品であり、単なる物品の受け取りである返礼品に比べ、寄附者に本市とのつながりを深めていただくことができるものでございます。これに

より、より多くの市外住民に本市の魅力を体験していただければと考えております。

大阪・関西万博につきましては、「大阪ウィーク～春・夏・秋～」におきまして、大阪銘木、大阪欄間、鳥飼なす、オープンファクトリー、摂津音楽祭について出展をいたします。特に、大きな展示会場で5月17日に実施いたします「摂津市から未来へつなぐレガシー」をテーマとする出展につきましては、様々な銘木製品の展示を通じて、その美しさと希少価値の高さを実感していただくとともに木彫り体験や木工体験をしていただくものであり、本市の銘木、欄間を市内外、全世界に発信してまいります。

セッピーデザインの使用につきましては、令和6年11月に要綱を改正し、使用できるキャラクターデザインを追加したことで、ホームページ、インスタグラム、チラシ、ウインドブレイカー等に使用していただいております。また、キャラクターグッズの商品化に取り組んでいただけるようにもしております。今後、商工会等との連携を行う中で、さらなる周知を図り、セッピーを市内外の方々に身近な存在に感じていただけるようにしてまいります。

続きまして、協働の取組推進に向けた進め方についての御質問にお答えいたします。

協働の推進につきましては、現行政経営戦略において、行政運営における取組姿勢である行政経営方針に項目として定め、全庁的に取り組んできたところがございます。また、令和7年度において、協働のまちづくり推進計画の策定に向け取り組み、次期行政経営戦略における基本計画にひもづけることで計画的な協働推進に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、複雑化する地域課題に対し、さらなる協働の推進は重要であり、行政経営戦略改定の中で実施する行政経営方針の検証等を進め、今後の方向性等について検討してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 総合防災演習等、防災施策に関する取組についての御質問にお答えいたします。

まず、総合防災演習への市民参画につきましては、自治連合会及び民生児童委員協議会に総合防災演習を実施する場合の御協力について既に要請を行っております。

次に、避難所運営マニュアルの作成に係る市民参画につきましては、これまでも、自主防災組織、防災サポーター、民生委員、児童委員、校区等福祉委員会に参画をいただいております。引き続き多様な地域団体に参画いただきながら作成を進めてまいります。

次に、水害対応ガイドブックの周知につきましては、昨日開催した防災サポーターの研修会において周知したところであります。また、令和7年度は、地域版防災マップの作成に係るワークショップにおいて、自主防災組織や民生児童委員、校区等福祉委員会、学校、PTA等に周知するとともに、出前講座等の機会を通じて広く周知を図ってまいります。

そして、広域避難の協定に関する進捗状況につきましては、昨年9月に大阪府及び近隣市町との現地確認を行った万博記念公園東駐車場及び大阪大学吹田キャンパスの一部について、詳細な運用方法を検討しているところでございます。引き続き、これらの施設の運用に関する検討や、大阪府及び各施設管理者との協議を進め、これらの施設を水害時の広域避難場所とするための

詳細事項を取り決めてまいりたいと考えております。

○三好義治議長 生活環境部理事。

○西川生活環境部理事 摂津市災害廃棄物処理計画に基づく集積所、仮置場の指定についての御質問にお答えいたします。

本市では、令和5年8月に摂津市災害廃棄物処理計画を策定いたしました。計画において、災害時住民用集積所は、災害時に市民が自宅を片づけることによって生じる家具、家財等の廃棄物を集積する場所としており、地域住民にちびっこ広場等の場所を選定していただき、分別して排出していただくこととしております。

仮置場につきましては、被災現場から排出されてくる災害廃棄物を仮置きし、処理、リサイクル、最終処分ができるよう分別等を行う場所であり、摂津市リサイクルプラザを選定しております。

これらの内容について、令和5年度は、ごみ減量推進員を対象に地域ごとに説明をさせていただきましたが、災害時住民用集積所の場所選定が課題となっている地域もございます。そのような地域については、地域の方々と一緒に検討してまいりたいと考えております。

令和6年度につきましては、各小学校で開催されております自主防災訓練にて、災害廃棄物の分別方法や排出方法について説明をしているところでございます。より多くの方に災害廃棄物の排出方法について理解していただき取り組んでいただくことが災害からの早期復興にもつながることから、令和7年度につきましても、令和6年度に実施できなかった小学校区での説明実施や、広報紙、ホームページ等、様々な広報手段を検討し、さらに多くの方に周知啓発できる取組を実施してまいります。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 第5期地域福祉計画を策定する上での考え方についての御質問にお答えいたします。

第4期地域福祉計画では、複雑化する生活課題に対応するため、庁内を含む関係機関との連携を進めるなど、相談支援体制の強化に努めております。その中で、令和6年度から、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を開始しており、令和8年度からの事業実施に向けた体制構築に取り組んでおります。

一方で、地域におけるつながりの希薄化に伴い、地域の担い手や地域活動に係る課題はより一層深刻になっており、地域のつながり強化に係る取組が必要であると認識しております。

第5期地域福祉計画の策定につきましては、令和8年度から開始する重層的支援体制整備事業に係る実施計画を包含するとともに、地域課題のほか、令和7年度に実施する市民アンケート調査の結果を踏まえ、実効性のある計画策定につなげてまいります。

次に、介護人材不足に対する取組の方向性についての御質問にお答えいたします。

少子高齢化の進展に伴い、介護サービスの需要が急増する中で、介護人材の不足はさらに深刻化すると認識しております。このような中、令和6年度から介護支援専門員の資格更新費用の補助を開始し、人材の確保・定着に取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、介護事業所等との意見交換を通してニーズを把握し、有効となる人材確保策を検討するとともに、介護分野にとどまらず、医療や福祉、教育など、他の分野との連携を強化し、高齢者の

包括的かつ持続可能な支援体制の構築につなげてまいりたいと考えております。

次に、アピアランスケア助成の具体的な内容と周知方法についての御質問にお答えいたします。

助成制度の具体的な内容といたしましては、抗がん剤治療の副作用による脱毛に対するウィッグや帽子の購入、乳がんの外科的手術による乳房の切除に対応する補正下着や人工乳房等の購入にかかった費用の一部を助成するというものでございます。助成金額は、ウィッグ、帽子については上限3万円、補正下着については上限1万円、人工乳房等については上限3万円と設定いたしております。

周知に関しましては、広報紙やホームページを活用した周知を実施するとともに、がんの診断をする医療機関に対して、対象者にチラシを配布してもらうよう依頼することなどを検討しております。アピアランスケア助成の対象となる方に対して制度に関する情報が届くよう、工夫を実施してまいります。

次に、健康せつつ21（第3次）の健康増進効果についての御質問にお答えいたします。

健康せつつ21（第3次）では、胎児期から高齢期に至るまで、人の生涯を経時的に捉えたライフコースアプローチの視点を取り入れた健康づくりに取り組んでまいります。また、誰もが意識せずに健康に過ごせる環境づくりを推進し、生活習慣病の予防と早期発見、重症化予防、生活機能の維持・向上に取り組んでまいります。

さらに、市民とともにみんなで目指す行動目標を掲げ、市民一人一人が個々の状況に応じた健康づくりに主体的に取り組んでいただけるよう、健康づくりや生活習慣改

善の必要性や取組方法について情報を発信し、市民の主体的な健康づくりの取組を支援してまいります。

次に、带状疱疹ワクチン接種についての御質問にお答えいたします。

带状疱疹は、加齢がリスクだとされており、70歳前後で重症化リスクが高まると言われております。そのため、重症化予防の観点から、国は、65歳の方を対象として、定期接種を令和7年4月1日から開始する予定としております。また、既に65歳を過ぎている方の接種機会を確保するため、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の節目年齢の方を対象とする経過措置を5年間実施する予定でございます。

ワクチンにつきましては、生ワクチンと組換えワクチンの2種類がございます。それぞれ接種回数や効果の持続期間、使用できない対象者などの条件に違いがございます。現在、間違い接種が起こらないような仕組みを検討しているところでございます。

また、ワクチン接種の際には、一定の自己負担金を御負担いただくこととなりますが、高齢者へのインフルエンザワクチンや新型コロナウイルスワクチン接種と同様に、市民税非課税世帯、生活保護受給世帯、中国残留邦人等支援受給世帯の方につきましては、事前に申請いただき、無料で接種いただけるように制度設計をしているところでございます。

周知に関しましては、広報紙等でお知らせすると併せまして、対象者の方には個別に御案内を送付する予定としており、対象者に必要な情報が届くように取り組んでまいります。

○三好義治議長　こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長　第2児童センター、宿題カフェ、ヤングケアラー支援、保育所待機児童解消、こども誰でも通園制度についての御質問にお答えいたします。

まず、(仮称)第2児童センターにつきましては、とりかいこども園との複合施設として、令和8年度の開館を目指し、現在、運営内容について検討している段階ではございますが、中高生も利用することのできる中高生の新たな居場所として整備してまいりたいと考えております。

宿題カフェにつきましては、飲食店や事業所などの御協力の下、飲食スペースや会議室等をお借りし、主に小学生が気軽に集まり、友達と一緒に宿題ができる居場所を提供するものでございます。子ども食堂に続く新たな地域の居場所として今後拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、ヤングケアラー等の支援につきましては、ヤングケアラー等の支援に取り組んでおられる大阪市内の民間団体に依頼し、家族のケア等による何らかの負担感や不安感などを抱える子供たちが気軽に相談できたり気分転換を図ったりすることを目的とした交流サロンを実施してまいります。

保育所待機児童解消に向けた取組に関しましては、令和7年度には、安威川以北圏域において、30人分の利用定員の拡大を図る予定をしているとともに、待機児童が多く発生している千里丘地区において、新たな施設整備に向けた取組を進めてまいります。

また、引き続き、国の補助制度を活用するとともに、本市独自で実施しております新規採用保育士給付金制度を活用し、民間保育施設における保育士等の確保及び離職防止を支援してまいります。

最後に、こども誰でも通園制度の実施についてでございますが、こども誰でも通園制度は、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため創設されたもので、令和7年度中に複数の園等で実施いただけるよう取組を進めているところでございます。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 学校体育館のエアコン設置状況と今後の予定についての御質問にお答えいたします。

体育館エアコンの設置につきましては、これまで、令和4年度から令和6年度にわたり、小学校5校と中学校5校の合計10校に設置してまいりました。

今後の設置といたしましては、摂津小学校、別府小学校、鳥飼西小学校、鳥飼東小学校の4校を予定しており、当該4校の設置をもって、現在建て替え工事を進めている千里丘小学校を除く全ての学校において設置が完了する状況でございます。

当初の計画では、令和7年度末を目途に全校設置に向けた取組を進めてまいりましたが、近年の酷暑や自然災害の状況等を鑑み、計画を前倒しし、8月末には設置が完了するよう取組を進めているところでございます。

続きまして、コミュニティスクールの進捗状況と課題への対応についての御質問にお答えいたします。

本市のコミュニティスクールは、現在、味生小学校、別府小学校、第二中学校、第三中学校の4校で実施しており、令和7年度には新たに味舌小学校を加え、5校で取り組み、順次実施校を増加させていきたいと考えております。

コミュニティスクールの課題といたしましては、コミュニティスクールの趣旨理解が十分に浸透していないことや、学校と地域とのつながりが十分でないことなどが挙げられます。これらの課題に対しましては、今年度、学校関係者に加えて地域の方々も対象にした地域とともにある学校づくり研修会を開催し、多くの地域の方々に御参加いただきました。研修会では、活発な意見交換が行われるなど、学校と地域のつながりが深まり、地域とともにある学校づくりに向けた大きな前進につながったと捉えております。

令和7年度には、NPO法人と連携し、コミュニティスクール実施校増加に向け、運営に係る相談業務等、伴走支援を行い、地域とともにある学校づくりをさらに進めてまいります。

続きまして、インクルーシブ教育の推進に向けた取組についての御質問にお答えいたします。

インクルーシブ教育を推進させるためには、子供一人一人の障害の状況を見立て、それに応じた支援を実施するための人材育成や学校環境の整備が重要になってまいります。

本市では、これまで、教職員に向けた研修を充実させるとともに、心理士の資格を持つ特別支援教育推進指導員や作業療法専門員等を学校に派遣し、専門的な知見から学校への指導、助言を実施するとともに、学校環境の整備にも努めてまいりました。

令和7年度は、医療的ケアや点字の学習に必要な用具の整備等、支援が必要な子供たちが安心・安全に学校生活を過ごせるよう、受入態勢を整えてまいります。

○三好義治議長 総務部長。

○石原総務部長 (仮称) 摂津市DX推進計

画の策定スケジュールについての御質問にお答えいたします。

本計画の策定は、令和7年度をめどに進めてまいります。

主なスケジュールとしましては、令和7年4月から摂津市の目指す将来像の設計及び現状分析を行い、夏頃に全体的な基本方針を策定いたします。その後、下半期から方針の実現に向けた課題の抽出を全庁的に実施し、年明けをめどに実施計画案の作成を考えております。

また、全庁的なDXの機運醸成を図るために、令和7年度の年間を通して、DXマインドセット研修やワークショップ、ローコードツールやAI等の活用研修を職階に応じて実施してまいります。

次に、(仮称)摂津市財政健全化プランの内容についての御質問にお答えいたします。

(仮称)摂津市財政健全化プランにつきましては、持続可能な財政運営を確立していくための計画であり、選択と集中の考えの下、今後必要となる事業等を進めていくための財源の確保を目指すものでございます。

現在、庁内において検討を始めたところであり、内容につきましては今後の議論の中で決定していくものではありませんが、歳出の抑制にとどまらず、歳入の確保や組織の最適化等についても検討してまいりたいと考えております。

今後、令和8年度予算編成方針を前に、一定の方向性を決定すべく取組を進めてまいりたいと考えております。

○三好義治議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。ほとんどは要望とさせていただきます。

1の(2)協働のまちづくりについてですが、摂津市協働のまちづくり推進条例を提出するに至った経緯について、詳しい説明ありがとうございました。また、摂津市協働のまちづくり推進計画の位置づけについても分かりました。公明党といたしましても策定に向けて最大に協力してまいります。

令和6年度の市民活動中間支援体制整備支援事業につきましては、新たな団体が立ち上がり、積極的に支援していくとのことですので、理事者の皆さんが情熱を持って取り組まれるか、経緯を見守ってまいりたいと思います。

また、拠点が必要ですが、市民活動の一大拠点となることを期待されながら失敗に終わったコミュニティプラザをもう一度検証し、せっかく出た芽が育つように、一刻も早く活動拠点のビジョンを出すことが重要です。協働の推進については、理事者の皆さんが嶋野市長に心を合わせて、自らの意識改革、職員一人一人の意識改革、役所の制度改革が必要となり、何より情熱がなければできない取組であります。そのことは肝に銘じて取り組んでいただくことを強く要望いたします。私たち公明党は最大限協力をしてまいります。

次に、1の(3)(仮称)味生コミュニティセンターの建設についてですが、ニュースの発行について検討されると御答弁をいただきました。どうかよろしく願いをいたします。

地域福祉や災害時における避難所機能を備え、地域の人々が気軽に立ち寄り、交流し、絆を深める場、新たなコミュニティセンターの建設に味生地域におけるコミュニティの再構築を期待し、要望といたします。

また、完成後の稼働率については心配が残ります。活発に利用いただける場所になるよう最大努力をお願いいたします。

次に、2の(1)千里丘駅西地区再開発事業についてですが、エリアマネジメントの実施に向けて組織づくりなどに取り組んでいくと答弁をいただきました。千里丘まちづくり協議会という民間団体が令和5年9月に立ち上がり、千里丘地域を中心ににぎわいづくりを行っています。

16の部会があります。それぞれの部会で活発に活動を行っておられます。例えば歴史部会では、昨年から今年にかけて、千里丘駅西地区再開発事業の工事用の塀を借りて、千里丘地域の懐かしい写真展を実施しましたが、同じ場所で令和7年度から市がPRするシティプロモーション事業を展開されます。

また、千里丘駅東口活性化部会では、昨年7月から8月にかけて、フォルテ2階のデッキの手すりを使ってサマーイルミネーションを実施、及びフォルテ撰津商人会と共催で七夕イベントの実施などを行ってまいりました。また、来る4月5日には、明和池公園で健都桜まつりを実施されます。

こうした団体は、エリアマネジメントに組み込むことがふさわしいと思いますので、提案をしておきたいと思います。

どちらにいたしましても、魅力的で継続性のある取組をお願いし、要望といたします。

次に、2の(2)淀川河川敷の有効利用についてですが、多くの方が地域資源として認識されている淀川河川敷を、地域住民、民間事業者等の多様な主体によって、にぎわい発信の空間となる取組をお願いし、要望といたします。

次に、2の(4)撰津市地域公共交通計

画についてですが、令和7年度では、特筆すべきものは、山形県鶴岡市の事例などを参考に、公共施設巡回バスと市内循環バスの運行形態の見直し、車両の小型化、台増便、バス停の増設、運行コースの変更をされ、令和9年度中の実証運行を目指されています。これまで何度も抜本的な見直しを訴えてまいりましたが、ようやく期待の持てる見直しになる予感がいたします。市民ニーズに対応する運行形態の見直しになることを期待します。

シェアサイクルポートの増設やバス待ち環境の確保・改善など、その他の項目も進めていただくようお願いいたします。

計画推進には、目指す将来像に向けて強い意志を持ち、市民に使いやすい、移動しやすい公共交通の実現を要望いたします。

次に、2の(5)JR竹之鼻ガード等の安全対策についてですが、千里丘東五丁目から竹之鼻ガードへ車両での進行時、急な傾斜になっており、閉塞感もあることからブラックホール現象が発生し、暗く感じ、見えにくいと認識します。どうか少しでも改善されるよう、入り口付近のLED照明の増設と壁面塗装の塗り替えの検討をお願いいたします。

また、ガード入り口上部ののり面部分における雑草対策につきましては、運転席に雑草が垂れて非常に危険な状態になりますので、JR西日本に対し適切な対策を講じていただくようお願いいたします。

あわせて、味舌小学校の通学路であり、山田川沿いの道路、阪急電車高架下アンダーパスの照明をLED照明へ切り替えていただきますようお願いし、要望といたします。

次に、2の(6)災害対策についてですが、6年ぶりに行われる総合防災演習で

は、過去に実施されたようなイベント性の強いものではなく、より災害時に近い実践形式とし、災害は全市域で発生することから、市内一斉避難訓練や防災訓練と併せて実施するなどの踏み込んだメニューを展開されることを提案します。

避難所運営マニュアルの作成については、避難所指定のある場所と、実際には避難所になる場所や、また、自宅避難者支援のサテライト拠点とする場所等の位置づけを明確にして、実際の災害時に利用できる柔軟なマニュアルとする必要があります。また、年1か所であれば、あと10年もかかってしまい、スピードアップが求められます。

水害対策マップにつきましては、作成し配布して終わらないように、この中には、マイタイムラインの作成など、市民が命を守る重要な取組も含まれています。国土交通省は、このマイタイムラインに逃げキッドと名前をつけ、ユーチューブに説明事項をアップして動画で市民に周知を図り、各単位でマイタイムライン作成ワークショップの開催を奨励しています。本市でも同じように積極的な取組が必要です。このことを提案しておきたいと思います。

広域避難の協定につきましては、できるだけ早期に避難場所を確定し、市民に周知をするとともに、市内バス会社と協定を結んで市民を避難させてもらうなど、より市民の安全向上を図れるように提案しておきます。

災害廃棄物処理計画につきましては、各地域の災害時住民用集積場所の選定はほとんど進んでいません。具体的に各地域の選定計画とロードマップを作成し、5年計画で整備するように提案しておきたいと思います。

次に、3の(1)地球温暖化対策についてですが、各施設におけるLED化の完了、また、宅配ボックスの設置補助制度におけるCO2排出量削減に期待をするとともに、子供たちに環境問題の現状を知ってもらうこともエコノートをはじめ、日常生活でのエネルギー使用量を知り、省エネにつながる行動「未来守る！エネルギー日記」やエキスポグリーンチャレンジアプリの活用を通して、一人一人が省エネ、節電を意識し、地球温暖化対策へとつながりますようお願いいたします。今後は、他世代にも「未来守る！エネルギー日記」に参加していただけますよう、アプリの導入を検討されますようお願いし、要望といたします。

次に、3の(2)公園づくりについてですが、どこまでも市民参加型の協働を大切にし、今後の公園づくりについては、特色ある公園、インクルーシブ公園など、市民ニーズをしっかりと把握していただいて、市民に喜んでいただけるよう要望といたします。

また、そのために、大阪府の動向を注視して、摂津市緑の基本計画の次期計画の策定を要望しておきます。

○三好義治議長 藤浦議員、質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時 再開)

○三好義治議長 休憩前に引き続き再開します。

藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、続きまして、次に4の(1)第5期摂津市地域福祉計画の策定についてですが、令和8年度から重層的支援体制整備事業が実施されるとのことです。市民がその地域にあってほしいと思

える重層的支援体制を築くことが重要でございます。

そして、地域組織が弱体化する中で、新たな共同主体者が必要になってまいります。育てられるかが鍵です。

また、ほとんど福祉の手が入っていないひきこもり、そして高齢化に伴う8050問題の表面化が大きな課題ですが、課題を把握し、実効性のある重層的支援体制構築のために実態調査をされることを提案します。

また、地域のつながりを取り戻そうとする機運を逃さず、住民活動の活性化を推進し、地域住民と支援機関が一体となって地域福祉の充実を目指す計画の策定をお願いします。

次に、4の(2)せつつ高齢者かがやきプランについてですが、2000年に介護保険制度が創設され、あっという間に25年が経過をいたしました。今後も85歳以上の人口が加速的に増えていくという予測に対して、できる限り自立して住み慣れた地域で生活をしていくためにも、健康施策とともに介護予防に取り組むことです。

また、相談や支援が必要になっても自ら申請できる人は限られており、アウトリーチ型の包括的な体制構築が求められます。令和7年度に行われる実態調査、ニーズ調査では、多角的な視点と庁内連携の強化につながる実効性のある調査となることを期待し、要望いたします。

次に、4の(3)摂津市子ども計画についてですが、1、(仮称)第2児童センターについては、本市で初の中高生が利用できる施設となり、高く評価をします。さらに居場所を増やせるように最大努力をお願いします。

2番目の宿題カフェにつきましては、子

供たちの居場所として新たな取組を評価します。さらに拡大を図られることを期待します。

3番目、ヤングケアラー等の支援については、交流サロンを実施されますが、実績を上げられますことを願います。

4番目、保育所待機児童の解消について、令和7年度こそ実現できますようお願いいたします。

5番目、子ども誰でも通園制度につきましては、ゼロ歳6か月から満3歳未満の未就学児を対象にスタートします。まずは着実にスタートできるように対応をお願いいたします。

今回の子ども計画では、これまで訴えてまいりました子供の貧困について、単独の章立てとなっていることは評価をいたします。解決できるように最大努力をお願いします、要望いたします。

次に、4の(4)アピアランスケア助成制度の実施についてですが、がん治療をしながら社会復帰を目指すがん患者の皆様の精神的負担や社会復帰への不安を少しでも取り除くための制度でありますので、一人でも多くの方が救われるよう、しっかりと制度を周知していただきますようお願いし、要望いたします。

次に、4の(5)健康づくりについて、健幸マイレージ、健康体操の推進、うきうきせつつウオーキングの取組など、現在展開されている取組を活性化することについて答弁が分かりにくかったのですが、強化、リニューアル、リメイクなど様々な活性化をさせ、健康づくりナンバーワン都市を目指すことを強く要望します。再度、分かりやすいようにお答えください。

また、令和7年度で新規導入する歯科健康診査事業の拡大・拡充についての中身と

期待される健康増進効果について、また、国保における人間ドック及び脳ドック対象年齢の拡大について、中身と期待される健康増進効果についてお答えください。

次に、4の(6)帯状疱疹ワクチンの定期接種化についてですが、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、それぞれ効果や自己負担額等の相違点の説明や、令和11年度までの対象者の考え方など、市民が理解をして定期接種が円滑に実施できるよう体制の構築をお願いします。以前、高齢者肺炎球菌ワクチン接種でも勘違いをして接種忘れなどがありますことから、医療機関との連携を図り、取り組んでいただきたいと思います。

さらに、市長が目指されるウェルビーイングの実現に向けては、年齢別発症割合が高いとされる50代から65歳未満の方が定期接種対象外となり、現役世代が健康で活躍するためにも、市独自の公費助成制度の創設を要望いたします。

次に、5の(2)学校体育館のエアコン設置についてですが、今年度中の予定を前倒しして8月末設置完了に向けて進められる点、評価をいたします。

先日、先行して設置された冬場の体育館の防災訓練に参りました。その際に、万一の災害に備え、避難所として利用されることを考えると、不可欠であると感じました。計画どおり無事故の設置をお願いします。

全く話は変わりますが、国では、3党合意によりまして、令和8年度より小学校の給食無償化実施が濃厚になりました。本市におきましても遅滞なく準備をお願いします。また、中学校も追従することとしますので、よろしくをお願いします。

そして、もう一つ、健都イノベーション

パークの摂津市域内の吹田市所有部分に、吹田市が第2アライアンス棟と称して吹田市全域の中学校給食センターを民間に設置させる計画があり、近隣説明が始まります。教育委員会の担当ではありませんが、担当部において、吹田市が丁寧な対応で近隣住民に理解が得られるように配慮をお願いしたいと思います。

次に、5の(3)地域とともにある学校づくりについてですが、コミュニティスクールについては、学校側の取組と、それを支える地域学校協働活動の取組が肝腎だと思います。現実には、自治会活動の縮小化や新型コロナウイルス感染症による人とのつながりの希薄化で、取組の進捗は厳しいと思います。一方では、子供たちのために役に立ちたいと思ってくださる方もおられます。摂津市に合ったコミュニティスクールと地域学校協働活動体制の構築をお願いします、要望といたします。

次に、5の(4)インクルーシブ教育の推進についてですが、新年度は、初の医療的ケア・点字学習に着手をされる点、高く評価いたします。日本のインクルーシブ教育は、国連で指摘を受けて以来、いろいろ考え方がありますが、摂津市のインクルーシブ教育は、どこまでも当事者である子供の立場に立って、一番いい方向になるように、信念を持って着実に進めていただくことを要望いたします。

次に、6の(1)産業振興アクションプランについてですが、多くの子供と保護者が集う地域一体型せつつキッズファクトリーは、町工場が多いものづくりのまち摂津にぴったりの取組だと思います。展示会出展費用に係る助成や、せつつキッズファクトリーの取組を通じた活力ある住工一体のまち摂津の実現を期待し、要望といたしま

す。

次に、7の(1)大胆なシティプロモーション戦略についてですが、令和7年度の具体的な取組について詳しく御答弁いただきました。ふるさと応援寄附金の体験型返礼品、Pay Pay商品券の取組を通して、より多くの方に摂津市の魅力を体験していただき、大阪・関西万博における「摂津市から未来へつなぐレガシー」をテーマとした銘木製品の出展につきましては、摂津市のブランド、銘木、欄間を世界に大胆に発信されることをお願いしたいと思います。

また、セッピーのデザイン使用につきましては、商工会との連携で、子供たちに大人気のセッピーを市内外の方々に身近なキャラクターとして感じていただけるようお願いし、要望いたします。

次に、7の(2)「(仮称)摂津市DX推進計画」の策定についてです。

1年間で作成し上げるとのことですが、限られた職員で正確で迅速な仕事ができるツールとして、さらなる効率化と、多様化する市民ニーズにしっかり応えていただきたいと思います。職員の皆さんのスキルアップが本市の資質の向上につながることに違いありません。単なるデジタル化の域を超えて、業務改善、庁内改革であるとの全庁的な取組の一翼を担っているという強い使命感で推進されることを要望いたします。

次に、7の(3)「(仮称)摂津市財政健全化プラン」の策定についてです。

今年2月に国土交通省が、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について、全国全職種単純平均は前年度から6%引き上げられることになりましたが、こうしたこともさらに工事単価が上がる要因に

なると思います。財政計画は、持続可能な、また大胆かつ積極的に策定を進めていただくよう要望いたします。

次に、7の(4)摂津市行政経営戦略における協働の推進について。

昨年の第4回定例会でも取り上げましたが、市役所の協働はまだ未成熟です。市民活動団体の多くは行政との協働を希望していることを考えると、市民活動団体が育つかどうかは市役所の協働力の向上に関係があります。そうしたことを踏まえて、次期行政経営戦略の策定に当たっては、協働のさらなる取組、市庁舎の末端まで積極的な協働を推進する新たな視点での取組が必要であると考えます。本市が今後生き残れるように、摂津市行政経営戦略の策定に取り組んでいただくことを強く要望するとともに、今後とも事あるごとに質問してまいりますので、よろしく願いいたします。

最後に、財政全般についてでございますが、今回は嶋野市長の初めての予算ということで、いきなり物価高対策や人件費の高騰などで財政健全化プランの策定を迫られるようになりました。森山市長の時とはもっとも厳しかったのを思い出します。小学校の統廃合を抱えていたことは似ています。

御存じのように、あの厳しい中で南千里丘のまちづくりを決断し、今日に至ります。その裏にはたばこ税の増収がありましたが、嶋野市長も後継者として、戦略的な予算編成と知恵を絞って歳入の確保を図り、さらなる摂津市の発展を図っていかれるであろうと期待を寄せまして、公明党代表としての質問を終わります。ありがとうございます。

○三好義治議長 答弁を求めます。保健福祉

部長。

○谷内田保健福祉部長 現行事業の今後と、
歯科健診、人間ドック及び脳ドック、健康
増進効果についての御質問にお答えいたし
ます。

現在取り組んでおります健幸マイレ
ージ、健康体操の推進、うきうきせつつウオ
ーキングなどの取組につきましては、第3
次計画の目標を達成するために、随時強
化、リニューアル、リメイクの検討を実施
していく予定でございます。

内容につきましては、今後、健康づくり
推進協議会の中などで、現状に合った事業
について協議してまいります。

次に、歯科健診についてでございます
が、令和7年度からは、対象者を18歳か
ら74歳までに拡充し、基本健診を自己負
担無料で実施することで、できるだけ多く
の市民に健診を受けていただきたいと考
えております。

80歳になっても20本以上自分の歯を
保つ、いわゆる8020運動を国は推進し
ております。今回の取組は、この8020
運動に資するものでございます。

また、歯周病は、糖尿病や循環器疾患な
ど様々な生活習慣病と密接に関係してい
ると言われております。歯周病を早期発見、
治療することで、歯科口腔の健康状態を維
持し、生活習慣病の予防につなげ、市民の
健康づくりの一端を担いたいと考えており
ます。

次に、人間ドック及び脳ドックについて
でございますが、30歳から39歳の国保
被保険者の若年者に対しまして、人間ドッ
クは費用助成額上限2万6,000円、脳
ドックは費用助成額上限2万円、人間ドッ
クと脳ドックの両方を受診された場合は上
限4万6,000円を助成するものでござ

います。

本市では、若年者の高血圧性疾患や糖尿
病、それから脳血管疾患といった生活習慣
病の割合が大阪府や全国平均より高い状
況にございます。この課題に対応するため、
30歳代に対し、人間ドック及び脳ドッ
クの早期受診を促す取組を実施してまい
ります。これにより、生活習慣病の早期
発見、それから重症化予防につながるこ
とが期待できると考えております。

引き続き、国保被保険者である若年者
のより一層の健康の保持・増進に向け
て取り組んでまいります。

○三好義治議長 藤浦議員の質問が
終わりました。

次に、塚本議員。（拍手）

（塚本崇議員 登壇）

○塚本崇議員 それでは、通告に
従いまして、大阪維新の会を代表し、
質問を始めさせていただきます。

まず最初に、市民が元気に活動する
まちづくり、その中で、摂津市協働の
まちづくり推進条例についてお尋ね
いたします。

本定例会に上程されております当
条例ですが、地域のつながりの希薄化
は、昨年実施された第13回市政モ
ニターアンケートでも、自治会加入
のメリットを感じない、仕事や家
庭が忙しいからという理由で自治
会へ加入されていない方が上位を
占めていることから推察されること
です。そうした背景の中で、摂津
市協働のまちづくり推進条例に関
する理念や市長の思いをお聞きし
たいと思います。

続きまして、（仮称）味生コミュニ
ティセンターについてです。

先日の市長からの市政運営の基
本方針の中でも述べられておりましたが、
進めるべきところは進め、見直すべき
ところは見直

すとありました。その中で、給食センター建設を含む鶴野地域の公共施設の再編については延期となった中で、あえてこの（仮称）味生コミュニティセンターの建設を進めることとした理由を市長にお尋ねいたします。

続きまして、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて、1番、JR千里丘駅西地区のまちづくりについてです。

長年の協議の末に、一旦頓挫するかと思われた千里丘駅西地区再開発事業ですが、見事に都市計画決定にこぎ着け、工事も着工しております。新しいまちづくりに期待する一方で、事業期間が3か月延長という知らせが入り、一抹の不安も抱えております。この事業完成に向けた市長の思いについてお聞かせください。

2の（2）阪急正雀駅前の整備についてです。

従前から指摘させていただいているとおり、危険な五差路の状態が続いていると思います。この阪急正雀駅前の整備について、市長のお考えをお聞かせください。

続いて、鳥飼地域のまちづくりについてです。

市長は、就任以前より、とりわけ鳥飼地域に対する思い入れが強いと感じておりました。まずは、鳥飼地域のまちづくりについて、市長の思いをお聞きしたいと思っております。

続いて、摂津市地域公共交通についてです。

交通というものは広域で考えるべき問題であると捉えておりますし、市域のみの限定では到底解決し得ない問題です。こうした視点から、隣接地域も含めた広域的な取組が必要であると考えていますが、市長のお考えをお聞かせください。

続きまして、2の（5）防災施策についてです。

発災時には迅速な本部機能の立ち上げと状況の把握が必要であると考えます。先日、災害対策本部会議運営訓練を実施されたと思います。その際に得られた成果について市長にお尋ねいたします。

2の（6）河川防災ステーション上部施設についてです。

河川防災ステーションについては、上部施設の検討を開始していくとのことですが、その施設に対する市長の期待についてお聞かせください。

2の（7）消防についてです。

消防行政については基礎自治体が担うものと認識しております。しかしながら、市長は以前から、はしご車の共同運用など広域化を提唱されてきました。消防の広域化に関する見解をお聞かせください。

2の（8）防犯施策についてです。

毎日のように安まちメールに特殊詐欺や不審者情報が流れてきています。こうした中で、犯罪発生件数の減少のためには市民の防犯意識の向上が重要であると考えています。まずは市長のお考えをお聞かせください。

2の（9）上下水道施策についてです。

今後、人口減少時代を迎えるに当たり、市域全体に展開されたインフラの維持は基礎自治体の大きな命題となっております。上下水道は命に関わるものであり、災害時には早期の復旧が求められますが、今後取り得る上下水道施策のビジョンをお聞かせください。

3の（1）ゼロカーボンシティについてです。

市政運営の基本方針の中でゼロカーボンシティの実現に向けた取組が述べられてお

りましたが、この実現について、SDGsの関連も含めて市長のお考えを伺います。

最後に、公園整備についてです。

財政的な問題があり、平準化を図るために鶴野地区の公共施設再編整備が延期となりました。その中で、新しく鶴野中央公園を整備するとされていた環境センター跡地の解体も延期となりました。まずは、環境センター解体の必要性についてお聞きしたいと思います。

続いて、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについてです。

4の(1) こども誰でも通園制度についてです。

まずは、こども誰でも通園制度の事業実施に向けた取組についてお聞きいたします。

次に、待機児童対策についてです。

大阪府内でも多いとされる本市の待機児童ですが、まずは待機児童解消に向けた考え方を伺いたいと思います。

4の(3) 地域における子育て支援についてです。

まずは、地域における子供の居場所づくりの今後の展開についてお尋ねいたします。

4の(4) ヤングケアラーについて。

これも大きな問題だと考えています。ただ、当の本人がヤングケアラーであるという自覚のない場合もあります。そのような児童・生徒への啓発について、どのような手法を取っていくのか、お聞かせください。

4の(5) 高齢福祉施策についてです。

超高齢化の進展によって介護サービスの需要は年々高まっており、今後も介護給付費は加速度的に増加していくことが容易に予想されます。これまでも指摘させていた

いただきましたが、介護保険制度の持続可能性も危ぶまれる中、高齢者の生活を支える重要な社会保障制度である介護保険制度を安定的なものにするためにも、介護予防の取組は一層重要となってきます。予防の取組について、市長のお考えをお聞かせください。

続きまして、健康施策についてです。

市長は、就任当初よりウェルビーイングという概念を提唱しておられます。このウェルビーイングにおいて、健康の位置づけについてお尋ねいたします。

続きまして、誰もが学び成長できるまちづくりについてです。

その中で、5の(1) 「生きる力」について。

教育大綱の改定を見据えて、教育委員会が目指す生きる力とはどのようなものを指すのか、お聞きしたいと思います。

5の(2) こどもの安全についてです。

まずは、市政運営の基本方針の中にありました、摂津郵便局、摂津警察署との連携した子供の見守りについて、お考えをお聞きます。

5の(3) 鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合についてです。

統合まであと1年と迫ってまいりました。長くなる通学路の安全とスクールバスについて、現在の検討状況をお尋ねいたします。

5の(4) 中学校給食についてです。

給食センターの建設については、当初は、令和7年度に建設着手し、令和8年度中の全員喫食の実現に向けて動いていたと思います。この段階になって3年延期となったわけですが、この3年遅らせた理由についてお尋ねいたします。

5の(5) 生涯学習施策についてです。

人生というものは一生が学びであり、特に読書は学びにおいて重要な要素であると考えています。教育長として、読書の意義をどのようにお考えなのか、お聞かせください。

続いて、6の(1)産業の活性化についてです。

大阪府の令和7年度予算概要の中で、リスキリングやスキルアップの支援の予算が出ていました。産業のまちとして、リスキリングやスキルアップなどは必要であると考えていますが、本市においてはどのようなお考えなのか、お聞かせください。

7の(1)計画を実現する行政経営についてです。

森山前市長は、常々、摂津市は財政が健全だと主張されてきましたが、今年になって急に(仮称)摂津市財政健全化プランという言葉が出てきて驚いております。まずは、この財政健全化プランの必要性についてお尋ねいたします。

続いて、(仮称)摂津市DX推進計画についてです。

本計画を策定する目的について、1回目、お尋ねいたします。

7の(3)シティプロモーションについてです。

摂津市の知名度はまだまだ低いと思うことがあります。本市の知名度を上げる方法として大阪・関西万博の有効利用が挙げられると思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○三好義治議長 答弁を求めます。市長。

(嶋野市長 登壇)

○嶋野市長 大阪維新の会議員団の塚本議員の代表質問に御答弁をいたします。

なお、教育関係は、若狭教育長から答弁

申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、摂津市協働のまちづくり推進条例の制定の理念について御答弁を申し上げます。

急速に進展する少子高齢化や、価値観が多様化するなど大きく変化する社会環境の中、地域におけるつながりが希薄化してきておりますが、防災・防犯や福祉、地域の活性化等々、地域の課題を解決するためには、地域における人と人とのつながりが必要不可欠であると考えております。

自治連合会からも地域の活性化が図られるまちづくり条例の御要望がありましたように、摂津市に関わる全ての皆さんが、人と人とのつながりを大切にし、思いを率直に話し合い、お互いの立場を尊重しながら、理解と寛容をもってそれぞれの役割を果たす協働のまちづくりのさらなる推進を図るため、このたび摂津市協働のまちづくり推進条例を制定するものでございます。

続きまして、(仮称)味生コミュニティセンターの建築を進めることにした理由についてお答えを申し上げます。

(仮称)味生コミュニティセンターは、地域の方々から、現在の味生公民館について、バリアフリー化をはじめ様々な要望をいただいている中、出てきた構想でございます。

味生地域は、水害時に一時避難ができる公共施設が、現在、味生小学校しかございません。(仮称)味生コミュニティセンターを整備することで、水害時の一時避難施設として、市民の命を守る重要な施設として活用することが可能となります。

また、味生地域では、様々な市民活動団体が、公民館や小学校、集会所で活動しておられますが、新たに核となる活動拠点を

整備することで、市民活動団体同士でつながることや、新たに市民活動に参画する市民が加わることとなり、味生地域の活性化が期待をされるものであります。

現在想定されている施設整備の中で、コミュニティセンターの整備を進めていくことといたしましたのは、先ほど申し上げました経緯に加え、国庫の支援が一定程度見込まれることが大きな要因でございます。

(仮称)味生コミュニティセンターは、防災面の強化と協働の推進という二つの大切な側面がありますので、両方の機能を兼ね備えたすばらしい施設となるように整備を進めてまいります。

J R千里丘駅西地区の事業完成の思いについて御答弁を申し上げます。

この事業は、交通混雑や密集市街地などを解消し、摂津市の顔、玄関口の一つとして、にぎわいを創出する拠点形成などを目的とした、本市にとって長年の念願の事業であります。また、地域活性化の核と捉えており、本地区のみならず、周辺地域も含めた多くの方とつながり、交流していただき、J R千里丘駅の周辺にさらなる活力を生み出し、まちの魅力を飛躍的に高めていきたいと考えております。

現在、特定建築者による共同住宅等の建築工事が進められており、市による公共施設工事につきましても、本格的な着手に向けて準備を進めているところであります。今後も引き続き、令和9年6月の事業完成に向けまして、全力を挙げて取り組んでまいります。

続きまして、阪急正雀駅前の整備について御答弁を申し上げます。

この阪急正雀駅前は、多くの歩行者が利用しているにもかかわらず、安全に通行ができる歩行空間が確保できていない現状

は、早期に改善しなければならないと考えております。引き続き、沿道地権者の御理解、御協力が得られるように、道路拡幅用地の交渉を進めてまいります。

鳥飼地域のまちづくりに対する思いについて御答弁を申し上げます。

本市を取り巻く状況といたしまして、人口減少、少子高齢化の進展や厳しい財政状況等がございますが、そのような中でも、市民の持続可能な幸せという視点をしっかりと持ちながら、暮らしやすく、子や孫の世代まで幸せが続くまちを築き上げていきたいと考えております。

例えば、鳥飼地域には淀川河川敷があり、そこでは、水辺空間や、大人も子供もスポーツを楽しめる場所など、多彩な魅力がございます。これら鳥飼地域にしかない魅力を最大限に生かし、市民の持続可能な幸福を考えながら、鳥飼地域のまちづくりに取り組んでまいります。

地域公共交通における広域的な取組について御答弁を申し上げます。

地域公共交通計画は、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするものでありますことから、その対象地域は摂津市全域としております。一方で、地域の公共交通は複数の市域にわたり運行されており、広域的な視点の必要性は認識をしております。

摂津市地域公共交通協議会には、国土交通省大阪運輸支局や大阪府都市整備部など、広域的な役割を担っておられる委員の方々にも参画をいただいております。今後、施策の具体化において、多様な関係者が集まる強みを生かして検討を進めていきたいと考えております。

災害対策本部会議運営訓練の成果について御答弁を申し上げます。

令和6年度は、本市におきまして震度6弱が観測されたという想定の下で、地震発生から2時間後、また3日後に開催する災害対策本部会議の運営訓練も実施をいたしました。

成果といたしましては、災害対策本部構成員の防災意識の向上はもとより、詳細な設定を訓練のシナリオに落とし込んだことで、実際に災害が発生したときの対応をより具体的にイメージできたことが挙げられます。一方で、今後は、訓練中に新たな条件設定を付与するなど、当該訓練もブラッシュアップしていくことに加え、復旧・復興期を想定した訓練も必要であります。

令和7年度は、今回の経験を生かした訓練を実施していくとともに、市民及び関係機関と連携した総合防災演習を実施するなど、災害に強いまちづくりを着実に推し進めてまいります。

鳥飼地区河川防災ステーション上部施設に対する期待について御答弁を申し上げます。

河川防災ステーションの上部施設である水防センターは、堤防補強等の水防活動を行う拠点施設として必要不可欠な施設であります。

また、水防センターは、河川防災ステーションという淀川が破堤しても浸水しない場所にあることから、広域避難が困難な障害者等の避難行動要支援者の一時的な避難場所として活用することも想定をしております。市民の安全・安心を確保するために必要な施設と考えております。

また、平常時についても、鳥飼まちづくりランドデザインの具現化としての活用が可能となる施設になるものと考えております。

消防広域化の質問でございますけれど

も、質問に答弁する前に、先日の火災事案におきまして亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた皆様方に対しまして心よりお見舞いを申し上げます。

また、今回の火災におきまして、応援出動いただいた近隣の消防本部の皆様方に対しまして、この場をお借りいたしまして心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、答弁をさせていただきます。

本市の消防行政には様々な課題がございますが、消防力の強化と効率化を目指して、近隣自治体との消防の広域化について検討が必要であると考えております。令和6年度からは、豊中市、吹田市、池田市、箕面市との消防通信指令事務の共同運用が順調に進んでおりますが、今後も人口減少や高齢化が進む中、消防力の維持・強化は喫緊の課題であります。

現在、本市では、吹田市との消防はしご自動車の共同運用について、両市消防本部が中心となり勉強会を進めております。消防車両の共同運用など効率的な体制を構築できることで、より迅速かつ高度な消防行政が提供できますので、広域化は有効な手段と考えております。

今後も、市民の安全・安心につながるよう、引き続き近隣自治体と検討を行ってまいります。

市民の防犯意識の向上について御答弁を申し上げます。

本市の犯罪発生件数は、長年にわたって減少傾向にございましたが、窃盗犯や知能犯等の増加により、令和4年以降は微増傾向となっており、しっかりと対策を講じていく必要があると考えております。

本市では防犯環境の整備や啓発活動など

を進めてまいります。安全・安心なまちづくりを推し進めていくためには、行政や警察のみならず、事業所、市民とも一丸となって防犯に関する取組を展開していく必要があります。そうした取組を展開していく中で、市民一人一人の防犯意識の向上を図ることが犯罪発生件数の減少につながっていくものと考えております。

上下水道施策についての今後のビジョンについて御答弁を申し上げます。

水道事業、下水道事業ともに市民生活の根幹を支える必要不可欠なものであります。上下水道施策につきましては、令和元年度に策定し、令和6年度に中間見直しを実施しております上下水道ビジョン、水道事業経営戦略、下水道事業経営戦略にお示ししておりますけれども、今後、人口が減少していくものと予想される中、物価や人件費等の高騰など、情勢は目まぐるしく変化をしており、それらの変化に対応しつつも、危機管理体制の強化、老朽化対策、耐震化の推進、経営の健全化、人材育成など、上下水道事業の諸課題に対して積極的に取り組み、市民の皆様方が安全・安心に暮らせるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

ゼロカーボンシティの実現に向けた取組について御答弁を申し上げます。

本市では、ゼロカーボンシティの実現に向けまして、令和4年3月に摂津市地球温暖化対策地域計画を策定し、取組を進めているところであります。計画では、SDGsの考え方を反映し、17のゴールのうち、ゴール13「気候変動」はじめ11のゴールを直接的に関連づけております。

地域における地球温暖化対策は、温室効果ガス排出削減だけでなく、防災・減災等の気候変動の影響に対する適応等を通じ

て、持続可能な社会の構築に資するものと考えております。再生可能エネルギー等の利用拡大等、SDGsの考えを取り入れた計画の五つの基本方針を基に、ゼロカーボンシティの実現に取り組んでまいります。

環境センターの解体の必要性について御答弁を申し上げます。

環境センターにつきましては、昭和42年から稼働をはじめ、鶴野地域の皆様の多大なる御理解と御協力をいただき、実に55年以上もの長きにわたり摂津市内の一般廃棄物の焼却を行ってまいりました。令和5年4月に茨木市との広域化も完了し、役目を終えた環境センターについて、地域からは解体後の公園整備の要望をいただいているところでございます。

現在、環境センターにつきましては、ごみ収集拠点として活用しているところでございますが、環境センターは、竣工後40年以上が経過しており、建屋の老朽化が進行しております。今後の鶴野地域の魅力及び防災力の向上に必要な高台公園を整備するためにも、老朽化した環境センターの解体は必要であると考えております。

続きまして、介護保険制度と介護予防について御答弁を申し上げます。

世界に先駆けて超高齢社会に突入した我が国におきまして、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、介護給付費の増大が大きな課題となっております。

このような中、現在取組を進めている第9期せつつ高齢者かがやきプランにおきましても、介護予防の推進を重点施策として位置づけ、つどい場を通じた高齢者の健康づくりや介護予防など、種々取組を進めているところであります。

今後におきましても、高齢者が真に必要なとする介護サービスを過不足なく受給でき

るよう、市民一人一人がこれまで以上に介護予防や健康づくりを意識し行動できる仕組みを構築することが重要であると考えております。

ウェルビーイングの実現における健康の位置づけについて御答弁を申し上げます。

ウェルビーイングは、市民一人一人が身体的・精神的・社会的に満たされ、持続的な幸福を実感することができる状態をいい、健康は、そのような社会を実現するためにはならない基礎になるものであると考えております。そのために、様々な健康施策を展開することで、市民の皆様の健康を維持する取組をしっかりと行い、その上で市民のやりがいづくりを行うなど、心身の充実を図ることでウェルビーイングの実現につながっていくものと考えております。

給食センターの建設を遅らせた理由につきまして御答弁を申し上げます。

中学校給食につきましては、令和9年1月の全員喫食開始に向け、令和7年度に給食センターの建設に着手する予定としておりました。しかしながら、急激な物価高騰による資材高騰の影響を受け、建設事業費全体の平準化を図る必要が生じたことから、今後着工予定の建設事業の工程を見直す決断を今回いたしました。

給食センターにつきましては、臨時的な対応といたしまして、民間事業者による給食提供の検討と併せ、工事着手を延期することとし、その期間としまして、建設事業費の平準化を図るとともに、事業の進め方を検討する期間として3年間とした次第でございます。

産業の活性化について御答弁を申し上げます。

市内事業所におけるリスクリング、スキ

ルアップにおきましては、ポリテクセンター関西や中小企業大学校、府立高等職業技術専門校が実施する講座や研修に要した費用について、市で補助を行っております。

ポリテクセンター関西は、市役所に隣接しており、運営協議会委員として市からも参画するほか、摂津市おしごとフェアへの協力や農業祭への出店などを通して日頃から連携を図っております。

また、スキルアップとしましては、就労困難者等の就職に向けて、能力開発講座を毎年複数回実施しております。市内事業所へのアンケート調査の結果でも、人材、労働力の確保・育成、これは最も大きな課題でございまして、その重要性は高いと考えております。

(仮称) 摂津市財政健全化プランについて御答弁を申し上げます。

令和7年度の予算につきましては、過去最大の予算規模になるとともに、主要基金からの多額の繰入れを行っているという状況でございます。今後は、ゼロノルムからの脱却、すなわち資材価格の高騰や賃金の上昇等により建設事業費や物件費、人件費などが大幅に増加していくことも想定をなし、行財政運営を行っていかねばなりません。加えて、少子高齢化の影響により扶助費等の増加も想定される中、より一層厳しい目線で現在の状況を点検していく必要があるものと考えております。(仮称) 摂津市財政健全化プランを策定し、持続可能な行財政運営の確立に向けまして、組織的に取組を進めていく必要があるものと考えております。

(仮称) 摂津市DX推進計画を策定する目的について御答弁を申し上げます。

本計画の目的は、限られた職員の中で、社会変容に合わせた市民サービスの質を維

持し続けるために、現在の業務工程や内容を根本から見直すことにあります。

本計画は、業務改革を基軸とした全庁的な方針を示すものであり、重要なのは、計画を策定することがゴールではなく、これがスタートと位置づけることであると考えています。

また、本計画では、全庁的に事業の課題を抽出し、部局の垣根を越えた対応方針を描き、具体的な対策や業務フローを見直す体制の確立をしております。そして、市民サービスの向上と業務改善・改革を持続的に取り組む組織風土へと変えてまいります。

本市の知名度を上げる方法について御答弁を申し上げます。

大阪・関西万博は、本市の知名度を上げるまたとない好機であると考えております。本市は、大阪・関西万博、大阪ウィークのレギュラーイベント及びコアイベントに出展する中、大阪・関西万博に会場する市内外、全世界の方々に本市の魅力を体感していただき、日本の大阪府に摂津市という魅力的なまちがあることを認識していただきたいと考えております。さらに、その出展した記録をしっかりと残すことで、レガシーとして50年先、100年先の未来の方々にも語り継いでいただくことを考えております。

私からの答弁は以上でございます。

○三好義治議長 次に、教育長。

(若狭教育長 登壇)

○若狭教育長 それでは、教育委員会所管分について御答弁申し上げます。

まず、こども誰でも通園制度の事業実施に向けた取組についてでございます。

こども誰でも通園制度は、特に未就園児を育てる家庭での育児の孤立感や不安感を

払拭し、全ての子供の育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するために創設されたものでございます。

本市におきましては、事業実施に向け、令和6年度に民間法人に対して事業実施に関する意向調査を行うとともに、去る2月10日には、市内保育所、認定こども園、幼稚園及び地域子育て支援拠点事業所を対象とした制度説明会を開催いたしました。

教育委員会といたしましては、事業実施の意向のある園等について、令和7年度中に対象となる子供が利用できますよう、引き続き協議を行ってまいります。

次に、保育所等の待機児童対策につきまして御答弁申し上げます。

保育所等の待機児童数につきましては、各年の4月1日時点で、令和2年が32人、令和3年が24人、令和4年は27人、令和5年が29人、令和6年が23人となっております。利用児童数に基づく待機率では、大阪府内でワーストワンの状況でございます。

本市におきましては、民間法人に御協力いただき、受皿の確保に努め、保育所整備率では北摂各市に比べ高い状況となっております。一方で、保育所申込み率でも北摂各市に比べ高い状況となっておりますことから、高い保育ニーズに対して受皿の確保が追いつかず、待機児童の解消に至っていないものと認識しております。

安威川以北圏域におきましては、就学前児童数は大きく減少することはないことが見込まれておりますが、保育所申込み率の高い本市の特徴を踏まえると、待機児童の解消のためには、引き続き受皿の拡充に取り組む必要があると考えております。

次に、地域における子供の居場所づくりの今後の展開について御答弁申し上げます。

す。

地域における子供の居場所の一つとして、民間の法人、団体、飲食店などの御協力により市内各地で実施していただいている子ども食堂がございます。令和4年度に子ども食堂運営事業補助金制度を創設し、現在では市内20か所にまで拡大いたしました。

しかしながら、開設場所に地域的な偏りがあること、また、その大半が月1回の開催にとどまっていることなどもあることから、地域における子供の居場所づくりとして、子ども食堂以外にもさらなる取組が求められているところでございます。

そのため、令和7年度からは、子ども食堂と並行して、宿題カフェの開設及び運営に対する補助金制度を創設し、地域における新たな子供の居場所として普及・拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、ヤングケアラーに関する児童・生徒への啓発について御答弁いたします。

子供たちにとっては、お手伝いとしてなど、当たり前のこととして家族のお世話、ケアを行っているケースがあると考えられます。しかしながら、過度の負担を強いられているケースでは、学校生活に支障を来すなど、子供としての健やかな成長をするために必要な時間を奪われたりすることが懸念されます。そのため、児童・生徒自らがヤングケアラーであると気づくことが大切であるとともに、児童・生徒と関わる先生方や周りの大人がヤングケアラーに対する意識を高めることも重要であると考えております。

令和7年度におきましても、小・中学校の教職員を対象としたヤングケアラー支援に関する研修会を実施するとともに、小・中学校と連携を図りながら、ヤングケアラ

ーと思われる児童・生徒の発見並びに本人の気づきに寄与することを目的としたアンケートを実施してまいります。

次に、「生きる力」についての御質問にお答えいたします。

現代社会は、急速な技術革新、グローバル化、価値観の多様化など、子供たちがこれまでにない変化の中で生きていくことを求められる時代となっております。変化の激しい社会を生き抜くためには、様々な課題に対して、他者と協力し、自ら考え行動し、よりよい解決策を導き出せる力が必要でございます。

教育委員会といたしましては、こうした力に加え、子供たちが地域の方々や様々な大人たちに出会い、地域社会や世の中に対する思いに触れ、共に行動する経験などを通して湧き出てくる、夢や志といった自らを奮い立たせる原動力というんですか、元気に頑張る力、それから、その中で併せて身につける社会で役立つ使える力、こうしたものが生きる力であると考えております。

摂津郵便局、摂津警察署と連携した子供の見守り活動について御答弁いたします。

本市における子供の見守り活動は、保護者の皆様方、自治会や民生児童委員の皆様、そして地域のボランティアの皆様方の御協力の下、学校、家庭、地域が一つとなって支えていくものでございます。

子供たちが安全に安心して、地域で学んだり遊んだり、つまり子供たちを地域全体で育てていくためには、さらなる見守りの目を増やしていく必要があります。その一つが「ながら見守り」であると考えております。

令和7年度からは、摂津郵便局と摂津警察署、そして教育委員会による連携協定を

締結し、この3者が率先して子供の見守り活動として「ながら見守り」の取組を実践し、地域での見守りの輪を広げてまいりたいと考えております。

次に、鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合に係る検討状況について御答弁申し上げます。

教育委員会では、令和5年11月に策定いたしました鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画に基づき、両校の統合に向けた検討を、学校をはじめ関係各課の協力の下、保護者の皆様からいただいた御意見等も踏まえ、具体的な取組について協議を進めてまいりました。中でも、保護者の皆様から多数御意見をいただいております通学路の安全対策とスクールバスにつきまして、どういった形であれば実現できるのか、検討を重ねてきたところでございます。

検討内容につきましては、随時保護者の方に情報提供を行いながら、御意見等も募り、案として取りまとめ、2月の下旬に保護者の皆様に対し説明会を開催したところでございます。

今後につきましても、いただいた御意見を踏まえ、保護者の皆様が抱えておられる不安感や疑問点等に個別にお答えできるよう、丁寧な対応に努めてまいりたいと思っております。

最後に、読書の意義について、教育長としてどのように考えているかの御質問に御答弁申し上げます。

読書の意義、読書の効果、学力を育むという観点でお話しいたしたいと思っております。

読書により、様々な言い回しや漢字を覚えることができ、語彙が増えます。人は必ず言葉で考えるため、語彙力により、必然的に考える力、思考力と想像力が向上しま

す。こうした思考力と想像力が、ひいては判断力、表現力、そうした力の向上につながっていくと思っております。

また、読書をすることにより、集中力を高めることができ、それが主体的に学習に取り組む姿勢、取り組む態度、その結果として生涯にわたり学びに向かう姿勢にもつながっていくと考えております。

読書は、変化の激しいこれからの社会を生きるための力や学び続ける力、そうしたものを育む根幹をなすものだと考えております。

以上でございます。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

それでは、2回目の質問に入ります。

摂津市協働のまちづくり推進条例に対する市長の思いは理解いたしました。

この条例は理念的なものであって、その中身や思いが市民に伝わらないことには実効性に欠けてしまうと考えます。そこで、協働のまちづくりの推進に向けて、市民の皆様にとどのような啓発を行っていくのか、お聞きしたいと思います。

続いて、味生コミュニティセンター建設に係る理由をお尋ねし、その意義や必要性については一定理解いたしました。ですが、国の交付金が見込まれることを理由にするのであれば、給食センター建設に関しても、国の学校施設環境改善交付金があり、既に交付が決定しているか、これから申請するかの違いで優先順位をつけられている可能性を指摘させていただきます。

一方で、新しいコミュニティセンターにはどのような特色をもって地域の違いを出していくのか、その点について、2回目、御答弁をお願いいたします。

2の(1) JR千里丘駅西地区再開発に

ついて。

駅前広場やJR千里丘駅から直通となるデッキの工事などがこれから複数重なってくると予想されます。こうした工事が複数同時に行われるタイトなスケジュール感の中で、工事中の安全対策が気になります。この点について、現在の案をお聞かせください。

2番目、阪急正雀駅前の整備です。

広場計画断念後、歩行者空間の整備として再度位置づけされたと認識しておりますが、その進捗についてお聞かせください。

2の(3)鳥飼地域のまちづくりについてです。

市長の思いは理解いたしました。ただ、鳥飼まちづくりグランドデザインに実効性を持たせるためには、具体的な施策が必要であると考えます。鳥飼地域のまちづくりに対して、一体何から進めていくのか、具体的な取組についてお聞かせください。

2の(4)地域公共交通についてですが、摂津市は、14.87平方キロメートルというコンパクトなまちでありながら、鉄軌道の駅は5駅もあるという点で利便性の高い反面、鉄軌道から離れてしまうと自家用車等の交通手段が必要な点で不便という声も聞こえてきます。その理由に、路線バスが使いにくいという意見があります。我々としては、環境や経済性に優れた路線バスの維持は重要であると考えております。路線バスの利用促進についての考え方を教えてください。

2の(5)防災施策についてです。

発災時には初動が重要となりますが、市としては、災害対応の初動期において、市民への情報伝達についてどのような手段をお考えでしょうか、お聞かせください。

2の(6)河川防災ステーションの上部

施設についてです。

公共施設の一部を延期せざるを得ないなど財政的に厳しい状況がある中で、その前提を踏まえた上部施設にする必要があると考えますが、その方向性についてお尋ねいたします。

2の(7)消防のうち救急に関してです。

昨年は出動件数が6,146件となり、前年を上回るペースでの救急出動が増加しています。救急に係る業務負担が増えているのが現状なのですが、救急車の適正利用に関する啓発活動はどのように行われているのか、また、軽症者の搬送数はどのようになっているのか、お教えてください。

2の(8)防犯施策についてです。

基礎自治体単体での犯罪抑制には権限などの問題があつて限界があると思います。摂津警察署との連携状況についてお伺いいたします。

2の(9)上下水道についてです。

AI解析による漏水調査を実施されたと思います。これまでは計画に基づいて更新してきましたが、今後は、診断などを踏まえて、より効率的に更新していくことが想定されます。今回のAI解析による漏水調査は、国及び大阪府からの交付金、補助金を活用して実施されたと思います。今後の上下水道のマネジメントにおいて、どのように考えておられるのか、御答弁をお願いいたします。

3の(1)ゼロカーボンシティですが、真にゼロカーボンシティを実現するためには、市民の意識改革、行動変容が必要不可欠であると思います。このことについて市の考えを伺います。

また、宅配ボックスの設置補助制度を新たに創設することですが、その目的に

についても再度お聞かせください。

3の(2)公園整備についてです。

環境センター及び鶴野中央公園の整備が延期となりました。鶴野第2公園の廃止が既に都市計画決定されていますが、鶴野第2公園は今後どうなるのか、お聞かせください。

4の(1)こども誰でも通園制度。

要望とさせていただきますが、これはこども家庭庁の肝煎り事業でもありまして、生後半年から3歳未満の未就園児を預けられることは、育児の負担や孤立を防ぐためにも必要なことだと考えています。本格的な事業実施に向けて必要な措置を講じていただくよう要望いたします。

4の(2)待機児童についてです。

本市がワーストワンであることは残念なことだと思いますが、今後のことを考えますと、2024年は出生数が72万988人となり、過去最少となりました。この傾向が解消されるとは考えにくく、現在は児童数の多い本市安威川以北でも、いずれピークアウトして人口減少に直面し、児童数が減少することで保育事業の運営が厳しくなることが懸念されます。本市における考え方をお聞かせください。

4の(3)子育て支援についてです。

子供の居場所は、今後、地域とのつながりが重要であると考えますが、大きな問題があります。それは担い手です。場所と担い手、この二つがそろわないと居場所づくりができないこととなります。先ほど、教育長から場所についての御答弁をいただきました。次に、担い手についてのお考えをお聞かせください。

4の(4)ヤングケアラーにおいては、市政運営方針の中で交流サロンについても述べられていました。先ほどもありました

が、この交流サロンの具体的な内容についてお聞かせください。

4の(5)高齢福祉施策です。

第9期せつつ高齢者かがやきプランでは、介護給付費準備基金の取崩しによって介護保険料の上昇抑制を成し遂げることができました。介護予防に取り組んでいただいていることは先ほどの御答弁でも理解いたしました。今後の人口動態を鑑みると、対応に限界があり、基金の積み上げすら難しくなってくるのが予想されます。これらを踏まえた上で、介護保険制度の展望について、市のお考えをお聞かせください。

4の(6)来年度予算案で新たに带状疱疹ワクチンの定期接種化や成人歯科健診、人間ドックの対象者拡大など、健康施策が含まれていますが、どのような効果を見込まれているのか、お聞かせください。

5の(1)「生きる力」。

志を立てて目標に向かうことはよいことだと考えています。ですが、社会情勢の変化や周囲の状況により、志を立てるきっかけやタイミングは人それぞれであって、立志教育の一つであるキャリア教育については、柔軟性のある取組が大切であると考えています。本市教育委員会の見解をお伺いいたします。

5の(2)こどもの安全についてです。

地域での見守りというキーワードが出てきたのですが、それはとても重要であり、協働のまちづくりにつながっていくと考えます。通常の登下校時には民生児童委員が見守りをさせていただくなど行き渡っている部分があるんですけども、学童の帰宅時が心配であります。現在の認識と対策についてお聞かせください。

5の(3)小学校統廃合についてです。

鳥飼東小学校の跡地利用検討の進捗状況についてお聞かせください。

5の(4)給食センターについてです。

まず、建設について、令和7年度の建設費はどの程度だったのか。また、3年延期することによってどの程度建設費増を見込んでおられるのでしょうか。また、財政的な課題をお聞かせください。

5の(5)生涯学習についてですが、読書の意義についての御答弁ありがとうございます。

本市には市立図書館がありますが、一方で電子図書館も備えています。ですが、ラインナップを見ると、すごく偏りがあるように思います。小説などが充実すると、利用者や利用率も増えるのではないかと思うのですが、蔵書の充実化について、現在の方向性をお教えてください。

6の(1)産業の活性化についてです。

大阪府の予算案では、新事業展開や販路開拓支援など予算案が上がってきております。本市における支援策についてお教えてください。

7の(1)「(仮称)摂津市財政健全化プラン」についてです。

給食センター建設を延期して平準化し、工事を遅らせても、先ほどの中学校給食の答弁でありましたように、財政が改善するわけではありません。全体の事業の早急な見直しが必要だと考えます。今後の財政運営についてお答えください。

7の(2)「(仮称)摂津市DX推進計画」についてです。

本計画はどのような構成になるのか、お教えてください。

7の(3)シティプロモーションについてです。

摂津市は生活しやすい点や交通利便性が

高いことが、シティプロモーションサイト「&sett su」、インスタグラム、市の公式ユーチューブチャンネルなどで十分に発信されていないのではないかと感じています。これらSNSの活用について、市のお考えをお聞かせください。

2回目、以上です。

○三好義治議長 答弁を求めます。生活環境部長。

○吉田生活環境部長 協働のまちづくりの推進に関する市民等への啓発についての御質問にお答えいたします。

今回上程しております摂津市協働のまちづくり推進条例を御可決賜りましたら、条例施行日までに広報せつつにおいて同条例の概要を掲載するとともに、概要を記した広報物も発行してまいりたいと考えております。

また、同条例第12条には、毎年2月を協働のまちづくり推進月間と定めております。推進月間の具体的な事業内容はこれからではございますが、同条例第13条の規定により設置する協働のまちづくり推進委員会の意見も聴きながら、様々な啓発活動を展開していくとともに、様々な機会を捉えて広報、啓発してまいりたいと考えております。

続きまして、(仮称)味生コミュニティセンターの特色についての御質問にお答えいたします。

(仮称)味生コミュニティセンターでは、誰もが気軽に立ち寄れるようにするため、1階部分には貸室を設けずに、ロビーを広く取ってフリースペースを設けるようにし、そこで子供が遊んだり、学生が勉強したり、高齢者が本を読んだりするなど、多世代が集まるようなレイアウトにしております。また、多目的ルームや健康増進ル

ーム、工作室は、防音機能を備えた部屋としております。他のコミュニティ施設では防音機能を備えた部屋はございませんので、（仮称）味生コミュニティセンターの特徴の一つになると考えております。

さらには、災害時には一時避難所となることを想定して、広場にかまどベンチやマンホールトイレを設置するほか、地域包括支援センターを配置することとしており、市民の交流と活動の場であるとともに、防災や地域福祉の面からも地域の拠点となるものでございます。

続きまして、ゼロカーボンシティの実現に向けた市民啓発等の取組についての御質問にお答えいたします。

民間の調査結果では、9割の方々が脱炭素という用語を認知している一方、そのため何をしたらよいか分からないなど、具体的な行動に結びついていない状況にあると言われており、市民の意識改革、行動変容を促すことが重要であると考えております。

そのため、本市では、次代を担う児童を対象としたこどもエコノート、家庭での電気とガスの使用量を記録し、エコアクションを促す「未来守る！エネルギー日記」等の取組を実施しております。エネルギー日記では、参加者の裾野を広げるため、各種イベントでの周知やエコポイントの付与対象となる取組の充実を図っており、今後も啓発に努めてまいります。

次に、宅配ボックスの設置補助制度につきましては、宅配便の再配達を抑制し、CO₂の排出量を削減することを目的としております。国土交通省の令和6年4月期の調査結果では、宅配便の約10.4%が再配達になっており、再配達のトラックから排出されるCO₂の量は年間およそ25.

4万トンと推計されております。宅配ボックスの設置補助制度を通じて、このような再配達の問題があることの市民への気づきの一助となることも狙いとしております。

続きまして、新事業展開や販路開拓支援についての御質問にお答えいたします。

本市では、摂津市商工会に委託し、商工会事務所の横に摂津ビジネスサポートセンターを設置し、新事業展開や新商品開発、ウェブやSNSを活用した販路開拓など、多様な相談に伴走型で対応しております。このような摂津市商工会と連携したビジネス相談所は全国的にも珍しく、本市産業の活性化に貢献しております。

令和5年度に実施した複数の事業者が共同でクラウドファンディングを行うオンライン催事は、ビジネスサポートセンターでの支援の大きな成果でございます。

また、令和6年度からは、大阪商工会議所でIT・ビジネスアプリ導入サポートデスクのコーディネーターをされていた方を新たに相談員として迎え、ホームページ制作やSNS活用などIT導入の支援を強化いたしました。

以上でございます。

- 三好義治議長 建設部長。
- 永田建設部長 JR千里丘駅西地区における工事の安全対策についての御質問にお答えいたします。

本地区におきましては、今後も引き続き、特定建築者による共同住宅等の建築工事や、駅舎と再開発ビルをつなぐ自由通路、駅前広場の工事など複数の工事を、駅前の多くの自動車、歩行者がふくそうする中で進めることとなり、安全対策が非常に重要であると考えております。

そのため、施工業者間でのスケジュールや施工方法など調整を密に図るとともに、

工事箇所や車両出入口の交通誘導員の適切な配置、仮歩道の設置などによる歩行者動線の確保や安全注意看板の設置など、安全対策に細心の注意を払い、進めてまいります。

続きまして、阪急正雀駅前の用地交渉の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

阪急正雀駅前における広場計画を白紙断念後は、各地権者には、改めて道路事業として用地の拡幅への御理解と御協力を得るため、丁寧に交渉を続けているところでございます。そうした中、信頼回復のため、各地権者からの課題にも向き合い、可能な限り対応してまいりました。こうした取組を経て、一定の御理解を得ることができた内容もございましたが、各地権者から用地取得に関する御協力をいただくまでには至っていないところであります。今後も粘り強く交渉を続けてまいります。

続きまして、路線バスの利用促進についての御質問にお答えいたします。

議員が御指摘のとおり、本協議会におきましても、持続可能な公共交通体系の構築を目指すためには、既存の公共交通の利用促進が大前提であることが共通認識となっております。交通の円滑化や自転車の活用、公共交通のサービス、情報統合など、本計画に位置づけられた目標は、路線バスなど既存の公共交通を使いやすくするための観点を前提に議論されており、公共交通の利用促進を目指しているものでございます。

本協議会におきまして、バス事業者が近隣市で独自に実施したバスの乗車イベントでのアンケートでは、「路線バスが便利で環境に優しい乗り物であることが分かり、今後は利用したい」との声が多数あったこ

とが共有されましたことから、公共交通に関する正しい知識や情報を知っていただくことの重要性が改めて認識されました。

今後、本市の特性を踏まえた公共交通の現状や取組の周知・案内などの見える化により、市民や公共交通の利用者に対する興味・関心の醸成を図ってまいります。

続きまして、鶴野第2公園についての御質問にお答えいたします。

令和6年12月3日に鶴野中央公園の追加及び鶴野第2公園を廃止する都市計画を決定したところでございますが、鶴野第2公園につきましても、都市計画決定に合わせて直ちに利用できなくなるものではございません。同公園の解体・撤去に着手するまでの間は、併設しておりますキャンプ場施設とともに、これまでどおり利用いただけます。

以上でございます。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 鳥飼地域のまちづくりに向けて何から進めていくのかについての御質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりランドデザインの将来予想の実現に向けた具体的な取組については、解決すべき課題の緊急性等を考慮し、直ちに議論を開始すべきことと、時間をかけてしっかり議論すべきことなど、短期、中期、長期の視点からめり張りをつけて検討を進め、鳥飼地域全体が活性化するよう努めていく必要があると考えております。

短期的な取組といたしましては、鳥飼東小学校の跡地活用や水防センターの平常時利用と淀川河川敷の一体的な利活用等があり、それぞれ活用に関しての議論を進めているところでございます。

続きまして、厳しい財政状況を踏まえた上部施設にする必要があるという点の御質

間にお答えいたします。

水防センターにつきましては、都市安全確保拠点整備計画に、災害時は、広域避難が困難な障害者等の避難行動要支援者等の一時的な避難場所として、平常時は、地域コミュニティの形成・強化、地域のにぎわいの創出等に活用するとされております。

令和7年度は、学識経験者や関係機関、地域の方々などを委員とする水防センター等整備検討委員会の設置を予定しており、災害時機能の検討を行う中で、経済性や有効性についてもしっかりと議論を行い、最少の経費で最大の効果が得られる施設にしていきたいと考えております。

続きまして、鳥飼東小学校跡地活用の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

鳥飼東小学校跡地に関しては、鳥飼東小学校が令和8年4月に鳥飼小学校と統合されることから、跡地活用について直ちに議論を開始する必要があると認識いたしております。

令和6年度は、鳥飼東小学校の跡地活用について、地域住民等の皆様の御意見をお聴きするために、鳥飼まちづくりグランドデザインにおける居住性向上エリアB、企業と住民の共存発展エリア、田園（農業とのふれあい）エリアでの説明会、跡地活用のアイデアの募集や跡地活用に関するワークショップを開催し、地域住民等の皆様と議論を深めているところでございます。

SNSの活用についての御質問にお答えいたします。

本市におきまして、SNSを活用した魅力発信については、シティプロモーションサイト「&sett su」で、本市は交通の便がよいこと、産業のまちであること、子育て支援に力を入れていることなどをP

Rしているところでございます。

また、インスタグラムでは、庁内インスタ隊やインスタ隊人科大支部の活動も取り入れ、本市のイベントや魅力的な店舗などの発信を行っているところでございます。

さらに、市公式ユーチューブチャンネルでは、「いいところ いいこと せつつ」をはじめ、健康づくり、防災、建設事業、鳥飼まちづくりグランドデザインなどの様々な本市の取組内容の動画を掲載しているところでございます。

いずれも課題は、まだまだ閲覧数が少ないことでございます。今後、改めてSNSのQRコードを掲載した案内チラシを作成し、市内外のイベントなどで配布するなど、本市のSNSをより多くの方々に見ていただけるように工夫を凝らしてまいります。

○三好義治議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 災害対応の初動期における市民への情報伝達の手段についての御質問にお答えいたします。

本市では、災害時においても市民への情報伝達を的確に行うため、手段の多様化に努めております。具体的には、防災行政無線、市ホームページ、市公式LINE、府民ポータルサイトであるおおさか防災ネット、大阪防災アプリ、登録制のおおさか防災情報メール、携帯電話の緊急速報メール及びエリアメール、テレビのデータ放送などを通じて情報伝達を行うことを想定しております。

続きまして、防犯施策に係る摂津警察署との連携状況についての御質問にお答えいたします。

令和6年度につきましては、摂津警察署、摂津防犯協会及び摂津職域防犯協会と連携し、特殊詐欺の啓発などに関する街頭

キャンペーンや、全国地域安全運動・摂津市民大会の開催、歳末夜警激励巡回の実施等に取り組んだところでございます。

また、本市が設置している防犯カメラの設置場所につきましては、摂津警察署から助言をいただいております。

これらのほか、本市による防犯灯、防犯カメラの設置、摂津警察署による防犯教室の実施、摂津防犯協会による青色防犯パトロールの実施など、役割を分担した取組を進めております。

令和7年度におきましても、摂津警察署、摂津防犯協会及び摂津職域防犯協会と連携し、防犯施策に取り組んでまいります。

○三好義治議長 消防長。

○松田消防長 初めに、市長からもございましたが、先日の火災でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に対し心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、救急車の適正利用に関する啓発と軽症者の搬送数についての御質問にお答えいたします。

本市救急出動件数は、令和4年、5,773件、令和5年、6,052件、令和6年、6,146件と年々増加している状況でございます。

救急車の適正利用につきましては、応急手当講習や普通救命講習会での啓発はもちろんのこと、毎月の広報せつつをはじめ、本市のホームページ、公式LINEや防火安全協会が発行しております防火だよりへの掲載、また、9月9日の救急の日に合わせてJR千里丘駅構内のデジタルサイネージによる啓発文の表示などにより、あらゆる機会を活用し、救急安心センターおおさか#7119の利用促進や救急車の適正利

用を訴えているところでございます。

また、軽症者の搬送につきましては、直近の令和6年で3,773名となっております。救急搬送者全体の69.6%を占めております。救急車には限りがございますことから、本当に必要な方へ迅速に対応できるよう、今後も救急車の適正利用について継続して啓発に努めてまいります。

○三好義治議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 今後の上水道事業のマネジメントについての御質問にお答えいたします。

上水道事業におきましては、令和元年度に策定いたしました上下水道ビジョンに基づき、基幹システムの更新や各業務委託によりデジタル化及び官民連携を推進し、経営の健全化を図っております。令和6年度に実施している水道事業経営戦略の中間見直しでは、給水収益の減少傾向にある中、材料価格や労務単価などの物価高騰の影響により投資計画が財政計画を上回る状況となっており、目標を修正し、必要な更新投資を縮小するなどの下方修正を行っております。

上水道事業を取り巻く環境は厳しい状況が続きますが、管路更新については、水道事業経営戦略（改定版）に定める投資計画を確実に実施し、基幹管路の耐震適合率42%の目標達成を目指すとともに、先進技術を活用した、より効率的な管路更新計画を策定いたします。

また、送水・配水施設などの更新については、人口見通しなども踏まえ、水需要に応じた能力の設備更新を行い、効率を図ります。

その他の先進技術についても、費用対効果が見込めるものは積極的に導入検討するほか、事業の効率化に向けて、さらなる官

民連携の活用、近隣事業者での水平連携などについても情報収集を行います。

そして、それらの取組に対する財源確保策として、国からの交付金などを積極的に活用できるよう要望を行ってまいります。

○三好義治議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 就学前児童数の減少に伴う保育所運営についての御質問にお答えいたします。

本市における就学前児童数の状況は、安威川以北圏域及び安威川以南圏域において大きく異なっております。先ほど教育長から答弁がありましたように、安威川以北圏域においては、保育所の申込み率が北摂各市に比べ10ポイント程度高くなっていること、また、再開発等もあり、当面は就学前の児童数が維持されることが見込まれ、引き続き待機児童の解消に向けた受皿の拡充が必要と考えております。一方、安威川以南圏域においては、既に就学前児童数が大きく減少しており、将来的には保育所運営そのものに対する懸念も見込まれるものと認識しております。

現在、国においても、人口減少が進む状況において、地域の子育て支援の拠点として保育所の多機能化に関する検証等に取り組んでおり、それらの動向も注視しつつ、市内民間法人与連携を密に図っていく必要があるものと考えております。

続きまして、子供の居場所の担い手についての御質問にお答えいたします。

令和5年12月にこども家庭庁が策定したこどもの居場所づくりに関する指針によりますと、子供の居場所の特徴を、地域づくりにつながるものであることなどとし、子供の居場所が、子供のみならず、その担い手にとっても自分の居場所となり、地域における新たな交流やつながりが得られる

場として機能している場合もあるとしております。

令和7年度は、地域における新たな子供の居場所として、宿題カフェに集まる子供たちの見守りを地域の方々に担っていただいたり、地域の方々からジュース類の寄附をいただいたりするなど、宿題カフェが、子供の居場所にとどまらず、子供たちと地域住民の交流の場になるように育んでまいりたいと考えております。そのためにも、まずは宿題カフェの取組を多くの市民の方に知っていただけるよう、開設場所の拡大を図り、認知度の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、交流サロンの具体的な内容についての御質問にお答えいたします。

ヤングケアラーが抱える課題といたしまして、過度に家族のケアをすることで、子供たちの健やかな成長に必要な時間が奪われることのほか、精神的な負荷がかかっていることが挙げられます。先進的な取組事例におきまして、ヤングケアラーと思われる子供たちの精神的な負担軽減を図るために、気分転換を図りながら気軽に相談できる居場所を提供することが効果的であると言われております。そこで、先駆的にヤングケアラー等の支援に取り組んでおられる大阪市内の民間団体に依頼し、本市の居場所支援に取り組んでおられる団体と連携して、ヤングケアラー等の心のケアを目的としたレクリエーション等のサロンを実施してまいります。

次に、学童の下校時における地域の見守りの必要性の認識と安全確保に向けた対策についての御質問にお答えいたします。

学童保育の下校時における安全確保の取組ですが、17時半の定時下校は集団下校を行い、17時半を超える延長保育時は保

護者のお迎えを必須としており、日が早く落ちる冬の時期は17時に早めての集団下校も行っております。

また、児童には、下校時にトラブルや事故に巻き込まれそうになった際には、こども110番の家に助けを求めるよう指導を行っております。

学童の児童は、小学校と比較すると下校する時間帯が遅いことから、地域での見守り活動はより重要になると考えられ、安全な下校に向けて、地域の方に協力をいただけるような手法についても検討してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 健康施策の効果についての御質問にお答えいたします。

まず初めに、介護保険制度の展望についての御質問にお答えいたします。

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする人の割合が増加する85歳以上人口は増加していく見込みとなっており、今後も介護給付費は膨張していくものと予想されております。介護給付費準備基金は、介護保険の安定的な運営を確保するための重要な財源の一つであり、基金を活用し、安定的な制度運営を実現するためにも、介護予防をはじめ認知症予防等の重点的な取組のほか、介護給付の適正化、介護サービスを提供する人材の確保・定着支援、業務の効率化など、様々な視点から取組が必要になってまいります。これらの取組を総合的に進めていくことで、介護保険制度の持続可能性を高め、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現につなげてまいりたいと考えております。

健康施策の効果についての御質問にお答えいたします。

本市では、今後、令和7年度から新たに

計画期間が始まるまちごと元気！健康せつつ21（第3次）に基づき健康施策を展開してまいります。疾病の重症化予防につながる施策や疾病の早期発見・早期治療につながる施策、生活習慣病をはじめとする疾病の発症予防に向けた生活習慣の改善につなげる施策など、様々な健康施策を展開することで、市民一人一人の健康を改善し、生活の質の向上を図ってまいりたいと考えております。これらの施策を継続していくことは、健康寿命を延伸することにつながり、医療費の適正化にも寄与するものと考えております。

以上です。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 キャリア教育についての御質問にお答えいたします。

子供たちの夢や志を育む教育の一つとして進めておりますキャリア教育では、学びながら自分が大人になるイメージを持ち、自分の努力していることが自分の夢とつながっていると意識できることが大切であると考えております。中学生の職場体験学習や、仕事への思いやりがいなどを対話する社会人トークのみならず、小学校低学年が家でお手伝いを行い、家庭での自分の役割について考えることや、保護者からの思いを聴き、自分の成長を振り返ることも、発達段階におけるキャリア教育として位置づけられております。

キャリア教育を進める中で、目標を早い段階で見つけられる子もいれば、そうでない子供もおります。だからこそ、様々な取組を通して、様々な大人のロールモデルと関わる機会を増やすことで、自分がどんな大人になりたいかを考え、社会の中で自分の役割を見いだしながら自分らしい生き方を見つけられることにつながると考えてお

ります。

今後も、キャリア教育の充実を図り、子供たち一人一人が自分の可能性を広げられるよう取り組んでまいります。

続きまして、電子図書館の蔵書の充実化についての御質問にお答えいたします。

スマートフォンやタブレット端末等のICTの普及により、いつでも、どこにいても、インターネットを通じて電子書籍の検索や貸出し、返却をすることができるのが電子図書館の大きなメリットでございます。本市では、このように自由に読書を楽しむことができる電子図書館を令和4年度に導入し、市民の利便性向上や読書活動の推進を図ってまいりました。

電子書籍については、著作権許諾の問題や電子図書化されていない場合がございますが、今後、利用者のニーズを捉まえた電子図書館の蔵書の充実や利便性について周知を図ってまいります。

○三好義治議長 総務部長。

○石原総務部長 給食センターの建設費についての御質問にお答えいたします。

物価高騰による資材高騰や、また、公共工事設計労務単価において令和5年度から令和6年度で5.9%と大きく上昇していることなどにより、建設事業費が増加し、給食センター建設事業費につきましても、当初、約31億円を見込んでおりましたが、令和7年度の予算要求時点では約47億円と、約1.5倍の16億円の増額となっております。また、建設物価建築費指数を参考に3年後の建設費を試算しますと、約56億円の想定となります。

給食センターにつきましては、事業費に占める補助金が約6%、それに対しまして、(仮称)味生コミュニティセンターの事業費に占める割合が約30%と、給食セ

ンターの補助費は低くなっており、給食センターの事業費に占める一般財源の割合が大きくなっておりますことから、それと合わせて、民間事業者による給食提供の検討と併せ、総合的に判断し、今回延期をいたしました。また、そのことで平準化を図りましたが、この厳しい財政状況を乗り越えるためには、その他の経常的な事業費につきましても見直しを図っていかねばならないと考えております。

次に、今後の財政運営についての御質問にお答えいたします。

安定した持続可能な財政運営には収支均衡が必要であると考えております。令和4年度決算では主要基金から4億円、令和5年度決算では14億4,000万円も取り崩しており、収支均衡が保たれていない状況が続いております。主要基金に頼る予算編成から脱却する必要があります。

市長が、市政運営の基本方針の中で、今後の市政運営においては、これまで以上に変化に対応する柔軟さが必要となる、そして、現在進行している事業も含め、見直すべきものは見直し、進めるべきものは大胆に進めていく責任ある決断力が重要となると言われました。このことは、建設事業はもちろん、経常的な事業を含めたあらゆる事業について、今後策定する(仮称)摂津市財政健全化プランの検討対象になるということだと理解しております。

今後、受益者負担の適正化や収入の確保などの歳入の改革や、建設事業及び経常経費の見直しなどの歳出の改革、組織の効率化などにも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(仮称)摂津市DX推進計画についての御質問にお答えいたします。

DX推進計画の策定は、令和7年度末を

予定しており、これから議論を深めていくところでございます。現時点では、市民サービスの向上を図るフロントヤード改革、行政事務効率化としてバックヤード改革を実施していくことを想定しております。デジタルツールをただ導入したり、現在の事務をただオンライン化したりするだけではなく、業務フローの見直しを実施した上で、デジタルツールを効果的に活用し、市民サービスの向上につなげていきたいと考えております。

また、デジタルを活用した業務改革を進めるための人材育成も必要不可欠と考えており、研修等により一過性でない継続的な取組が必要だと考えております。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 それでは、3回目でございます。要望、質問とさせていただきます。

まずは、協働のまちづくりについてです。

この代表質問を通じて、協働による地域のつながりをより広げていく、周知していく、認知していただく、それから参加していただくことを社会的課題として共有して、行政の力を遺憾なく発揮していただけるようお願いしたいということが、この代表質問を通じた一つのテーマでございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、(仮称)味生コミュニティセンターです。

その意義などについて答弁いただいた後で特色も答弁いただいたんですが、新しいコミュニティセンターは防音機能を備えた部屋が設置されるということで、その点は評価したいと思います。というのは、これは何回も言わせていただいているんですけど、摂津市内で路上音楽が育たない理由にスタジオがないというのがあるんです。茨

木市とかまで行かないとないので。これは以前の一般質問でも言わせていただいたんですけども、さらに、摂津市環境の保全及び創造に関する条例の第62条で「何人も、みだりに騒がしい音声を発し、又はクーラー、音響機器等により近隣の静穏を害し、又は安眠を妨げる騒音を発生させてはならない」という規定があるんです。これによって、要は阪急摂津市駅前とかJR千里丘駅前でも路上音楽ができないような状況になっているのが現状じゃないかと思っています。

僕の主張としては、条例でそういう縛りをつけるのであったら、やっぱりその傍らで、文化育成のための投資も、平成11年当時、条例制定当時にやっておかないといけなかったんじゃないかと思っているんです。そういったところを、やはり大人の都合でそういう縛りをつけるのであれば、相殺する施策も打っていただきたいということをもた要望しておきたいと思います。

JR千里丘駅西地区の再開発についてです。

これは、もう新大阪駅周辺の再開発が始まると決まっている以上、摂津市にとってこの事業はまたとない起爆剤となるんです。そのことはもう既定として、今はまだ姿は見えていないですけど、とにかくこれ以上工期が延びないようにだけ本当にお願いをしたいと要望しておきます。

阪急正雀駅前の整備についてです。

これは要望させていただきますけども、十三高槻線が来年度には開通しそうだというところでお伺いはしているんですけど、この開通とともに交通量にも変化が出てくると思っています。この変化をしっかりとキャッチしていただいて、安全な歩行者空間の創造、それから元の地権者の方々との信頼

関係構築をしっかりとやっていただきたいと思います。

鳥飼地域のまちづくりについてです。これも要望とさせていただきます。

現在の財政が極端に悪化している局面において、夢を描くというのはすごく大事なんですけども、現実的に市の予算に頼ったまちづくりというのは失敗しそうかと思っているんです。

先ほど、市長公室長の答弁の中で、重要度と短期、中期、長期という話があったと思うんです。『7つの習慣』という有名なビジネス書を皆さんは御存じかどうか分からないんですけど、四つの区分に分けるんですよ。重要か重要でないか、緊急か緊急でないか。で、重要で緊急のものは絶対やらなきゃいけない。ただ、大事なことは、重要だけでも緊急性のないものがすごく大事なことです。これが後から利いてくる。これをしっかり見ていただきたいんです。こういった点で、民間活力もうまく活用しながら産業のまちならではの具体策を練っていただくようにお願いします。

路線バスについてお答えいただいた部分なんですけども、路線バス自体が国の許認可事業なんですけど、突然の減便とか運賃値上げの連絡が一番最後に我々市民のほうに来て、えっとなることが多いんですよ。そういう点においては、これまであまり地域のほうを向いてこられなかったかという部分があって、行政とバス事業者と信頼関係がうまく結べていなかったんじゃないかという可能性を指摘しておきたいと思います。

先ほどの御答弁で見える化という話もあったんですけども、路線バスを利用しただくことでCO2削減効果がどれぐらい出るかとか、利用しにくいバス停には交通

結節点となり得るような日よけだとか駐輪場があるとか、そういった市民意識の醸成と、行政、事業者の工夫が今後左右すると思います。このことを提案してこの質問を終わります。

次に、防災施策についてです。

市内各所に発災時の避難所が設定されています。地震時、水害時でそれぞれの避難場所が変わってくると思います。そこで、避難所の違いについて、どのような啓発をするのか、お答えください。

2の(6)河川防災ステーションの上部施設です。

これはいろんな形式があると考えられるんです。ただ、現在、市役所の1階には河川防災ステーションのイメージとして模型が飾られているんですけども、模型では2階建てになっているんです。これだとそのイメージに引っ張られちゃうんじゃないかと僕は懸念しているんですよ。以前、総務建設常任委員会で愛知県清須市へ視察に行かせていただいたんですけど、平屋で、そしてリースペースみたいな形で、すごく地域の祭りとかにも使われているし、習い事なんかにも使われているし、会議にも使われているという、すごくいい施設だったんですけども、そういった形もあるので、これは、本当に先入観にとらわれず、利便性の高い施設にしていきたいと思います。

続いて、救急についてです。

約7割が軽症搬送と伺いました。年々増加している救急搬送は、すごく負担が大きくなってきて、本当に必要な人へ本当に必要ときに救急の手が届かない可能性があると考えているんです。本市がSTOP MIキャンペーンのモデル地区になったのも、やっぱり大阪府内で2番目に心筋梗塞

の標準化死亡比が高いことも挙げられると思うんです。

これは今朝の産経新聞なんですけども、「救急車の『有料化』 どうして？」ということで茨城県が取組が紹介されています。大阪府内全体でいうと、去年は55万件余り出動があったらしいです。これが大阪府議会の答弁であったんですけども、適正利用の啓発と、先ほどありました茨城県では、選定療養費ということで、治療に至らなかった搬送の方からは選定療養費というものをいただくこともやっています。こうした議論は、やっぱり救急が逼迫してくるにつれて出てくると思いますので、こうした議論を注意深く見ていただきたいと要望いたします。

続いて、防犯施策です。

犯罪発生の抑制には、行政、警察のみならず、市民、地域の力が必要であると考えています。地域の目があることで抑制される犯罪もあります。また、本市には万が一のときのための犯罪被害者支援制度もあります。このような制度があることも広く知っていただく必要があると思います。また、協働の市民の力と地域の目、そしてカメラの目によって犯罪抑制に資していただくように要望いたします。

続いて、上下水道施策についてです。

これまでは管路の古さなんかを鑑みて順序更新するという計画だったかと思うんです。ですけども、もう御存じのように、管路の損耗は、その径の周囲の地質とか深度などにも左右されるということで、北海道の北見市は、あまりにも広大な敷地面積のインフラを支えることによって財政が圧迫されて、早期健全化計画を出すまで追い込まれちゃったんです。今朝のニュースでもあったんですけども、埼玉県本庄市は水道

料金が40%上がったと。

本市を含む基礎自治体は、これからインフラ更新の時期を迎える、このことがもう大体分かってきているので、そのことによって大きな財政的問題に直面していくことが分かります。今後は、AIなどの活用によって、古い順番ではなくて、しっかりと効果的な更新が必要になっていくことを提言させていただきます。

3の(1) ゼロカーボンシティについてです。

地球環境の問題は、私が子供の頃から数十年来ずっと言われてきたことだと思うんですけども、近年の異常気象もあって、ようやく市民との意識共有ができるようになったのかと思うんです。以前、一般質問でさせていただいた屋外型再配達ボックスも、JR千里丘駅の東口にできまして、活用されている方もよく見かけます。

ゼロカーボンシティについては、本当にこれはゼロか100かというものではなくて、0.0001の皆さんの積み重ねによってゴールを目指すしかないんです。これは、市民、行政の意識改革とともに、このような取組を続けていただくようお願いいたします。あと、ペーパーレスもお願いします。

3の(2) 公園整備です。

給食センターの延期についても議論させていただいておりますけども、財政的な問題を抱えて、鶴野地区の公共施設再編整備が進むのかどうか。必要性はあるものの、財政的には困難となって、これは再延期になるのではないかと懸念しています。旧三宅小学校の跡地は、いまだに解体の予算もつかず、先ほど藤浦議員からもありましたけども、16年間放置されたままになっているんです。これが鶴野地区でも同じこと

が起るんじゃないかというのが不安なんです。懸念解消に向けて市政運営を進めていただきたいと要望しておきます。

待機児童についてです。

これは保育所の多機能化ということで御答弁いただいたんですけども、大いに賛成させていただきますし、これは地域の拠点として整備化をしていただきたいと思うんです。それによってまた地域のつながりが取り戻せたりとか交流ができたとかもあると思うので、そういった整備を望んでこの質問を終わります。

子育て支援についてです。

これは協働のまちづくりと通じるところがあると考えているんです。令和5年度の不登校児童・生徒数は34万人を超えました。この摂津市でも100名の不登校児童・生徒を抱えています。孤立が生み出す居場所のなさは様々な社会問題を生み出すことも報告されています。王道はやっぱり学校に通う児童・生徒が主軸なのかもしれないんですけども、不登校児童・生徒にもスポットを当てて施策を練っていただきたいんです。これは要望で、この質問を終わります。

ヤングケアラーに関する要望です。

先ほどの御答弁のとおりでして、過度な負担が児童・生徒の成長に影響を及ぼして社会的孤立を生み出すのだとしたら、家族が家族の面倒を見るのが当たり前だという、その考え方自体が何か違うんじゃないかということに考え方を変えていかないといけないと思うんです。これはすごく難しいと思うんです。ただ、それによって新たな若い力が失われて社会的損失を被るよりは、また違う方法、しっかりとした制度を使ってケアしていただくほうがいいんだという考え方を皆さんにもつくっていただき

たいと思っています。

続きまして、介護給付費です。

今後の高齢者人口と介護給付費の推移を考えると、今回上げられている特別会計でも82億円の特別会計が組まれていると思います。現状の介護保険制度の持続可能性の見通しはすごく厳しいと判断せざるを得ないのかと思っています。

先日発表された大阪府の令和7年度の当初予算案では、福祉・健康・医療分野で多額の予算が計上されていて、命と健康、暮らしを守るという強化が示されています。市単独ではなくて、国や大阪府ともしっかりと連携した取組を展開して安定した介護保険制度の運営につなげていただくよう要望します。

健康施策です。

これね、人間は足から衰えるという説があるんです。足をやってしまうと駄目だと。僕は千里丘地域から市役所まで歩いてくるんです。すいません、今日はバスを使いましたけどね。多くの方は、やっぱり大正川の河川敷を歩いている姿が見えるんです。一番手軽でお金がかからない健康のための取組はウォーキングだと思っているんです。歩くことで人と人が出会い、ああ、こんにちはと言ったりとか、ペット、犬かわいいなとか、そういうコミュニケーションがあったり、地域のつながりを発展させるきっかけにもなると考えるんです。防犯施策にも役立つと思っています。低予算でできるウォーキングへの取組を進めていただくように要望いたします。

「生きる力」についてです。

若狭教育長ともお話ししたと思うんですが、これまで誰も経験したことのないような社会で生きる若者たちについては、志を立てるいろんなタイミングがあると思って

いるんです。きっかけはそれぞれなんだと思うんですよ。志がないと駄目だとか、志が立てられないから駄目なんだとか、そういう風潮だけは避けていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

こどもの安全についてです。

教育長からの御答弁の中で「ながら見守り」というキーワードが出てきたんです。これはすごく重要だと思っています。ペットの散歩をしながら、ウォーキングや散歩をしながら、こういった「ながら」で、直接的に声をかけなくても地域で育み見守るという姿勢はすごく大事だと思っています。

私、冬は白いコートを着て歩いているんですけど、ふだんは蛍光色の黄緑っぽい服を着たりしているんです。これね、決して大阪維新の会だからというんじゃないくて、ここに人がいるんだと思わせるのがすごく大事だと思っているんです。で、目があるんだぞと思うことで犯罪抑止につながっていると思っていますので、こういった取組に今後つなげていただきたいと思っています。

鳥飼東小学校の跡地利用です。

財政の面からしても、解体して施設を造り直すという方向にはできないと思っているんです。そう考えると、既存の校舎を利用しての活用が望ましいということになるので、いわき市の好間第三小学校の跡地利用を一つ参考として提案したいと思いません。

この質問を終わります。

給食センターについてです。

当初の予定どおり令和7年度から工事着工すれば47億円かかる建設事業費が、3年間で56億円になる、3年間待つことで9億円増えると。この延期に意味があるの

かと。市民が将来にわたって負担していくことになるので、3年後に建てるより今建てたほうがいいんじゃないかと思います。

今回の延期の要因は、物価高や賃金上昇、財政が非常に厳しいことで延期になりました。（仮称）味生コミュニティセンターの建設は着工されるし、河川防災ステーションの上部施設の検討も始まるんですけども、これらの事業を進めて給食センターを見直すというのはちょっと納得できかねます。給食センター建設に向けて、生徒、保護者のアンケートやパブリックコメントも行い、基本設計、実施設計も済んでいます。プロセスを経て進んできた事業を財政難の一言で終わらせてしまうことに市民の理解が得られるでしょうか。ともすると、給食センターの建設自体、財政難を理由に白紙になってしまうのじゃないかという懸念を持っています。計画性を持ってまちづくりを行っていただくよう強く要望します。

続いて、生涯学習です。

読書は本当に老若男女問わず楽しめる趣味だと思います。これね、紙のほうがいいというアンケートも出ているんですけど、今、漫画はもう電子化されているので、じゃあ、それも変えていこうということで、読書も変化していくと思ってください。

続いて、財政健全化、これはしっかりとやっていってください。

ありがとうございました。

○三好義治議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 地震時と水害時の避難所の違いに関する啓発についての御質問にお答えいたします。

令和6年度は、子育て総合支援センター遊戯室など、避難所として指定している施設のうち約半数の施設で避難所の看板を更

新しております。新たな避難所の看板は、地震時と水害時の使用可否が分かりやすいデザインとしており、避難所と緊急避難場所の違いについても記載しております。

また、水害時の避難所及び緊急避難場所は、全戸、全事業所に配布した水害対応ガイドブックに掲載しており、地震時の一時避難場所及び避難所は、広報せつつ12月号に掲載し、周知を図っております。さらに、出前講座のほか、地域版防災マップの作成に係るワークショップ等の機会を捉えた周知も図っております。

令和7年度に避難所看板の更新を完了させるとともに、出前講座等の機会を通じて、地震時と水害時の避難所の違いについて周知を図ってまいります。

○三好義治議長 塚本議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後3時 2分 休憩)

(午後3時31分 再開)

○三好義治議長 休憩前に引き続き再開します。

次に、西谷議員。(拍手)

(西谷知美議員 登壇)

○西谷知美議員 それでは、代表質問を始める前に、岩手県大船渡市における大規模火災に係る災害で亡くなられた方に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、今なお避難されている方に心からお見舞い申し上げます。

そして、今、世界情勢は、ウクライナやパレスチナがいまだ停戦とはいかず、いさかいが収まりません。アメリカは、トランプ大統領がアメリカファーストの独善的な政治を断行する中、翻って日本は、昨年秋の衆院選で少数与党となり、閣議決定を連

発する政治から、各党が多様な意見を闘わせる熟議の国会で、国民も政治の動きに関心が高まっていると思います。摂津市議会も、市民の代表である議員が議会ですっかり質疑を行うことで、市民が納得できる令和7年度予算となるよう、この代表質問で、民主市民連合として市民目線で課題を取り上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、1番、市民が元気に活動するまちづくりについて、1の(1)嶋野市長の掲げるウェルビーイングなまちづくりについて。

森山前市長が進めてこられた取組の方向性を継承しつつ、柔軟なアップデートにより、市民の皆様が幸福を実感できるまちが、嶋野市長の掲げるウェルビーイングなまちだと思っておりますけれども、予算編成において、物価高騰、そして人件費の負担が重くのしかかり、思うような予算配分にならなかった部分はあるのかと思っております。改めて、ウェルビーイングなまちづくりについてお聞かせください。

1番の(2)地域コミュニティの活性化について。

つながりのまち摂津の4団体、自治連合会、老人クラブ連合会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会だけでは、徐々に衰退していているように思います。今後、どのように活性化していくか、お聞かせください。

(3)番、味生エリアも人口減少に懸念がある中、(仮称)味生コミュニティセンターを中心とした地域活性化についてお聞かせください。

2番、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて。

千里丘駅西地区のまちづくりについて、

2街区の完成後には、千里丘地域の新しいランドマークとなるマンションを含む1街区の建設に入っていきます。市のブランド力向上に向けた事業のPRについてお聞かせください。

(2) 番、阪急京都線連続立体交差事業についてです。

南千里丘のまちづくりは、最初の段階においては、商業的視点において、ちょっと買物施設が少なかったのではないかと思われる。今後の立体交差事業における高架下の利用についてお伺いしたいと思いません。

(3) 番、鳥飼地域まちづくりについてです。

魅力を向上させる具体的な取組についてお聞かせください。

次に、2の(4) 摂津市内の移動の円滑化についてです。

摂津市地域公共交通協議会において議論がされていると思いますが、公共交通の取組における全体的なスケジュールについてお聞きしたいと思います。

2の(5) 安全な道路環境についてです。

通学路の安全対策について、まずはお聞かせください。

次に、2の(6) 防災施策についてです。

関係機関と連携する総合防災演習再開に当たって、市長のお考えをお聞かせください。

3番、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについてです。

ゼロカーボンシティの実現に向けての市長の思いをお聞かせください。

4番です。暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり、4の(1) こどもを誰一

人取り残さない社会の実現について、お考えをお聞かせください。

4の(2) 地域における子供の居場所について、まずは現状をお聞かせください。

4の(3) こどもの健やかな成長を支える環境づくりについて。

まずは、本市のヤングケアラーの状況についてお聞かせください。

4の(4) 地域福祉施策についてでございます。

摂津市の目指す包括的な支援体制について、市長のお考えをお聞かせください。

4の(5) 高齢福祉施策についてです。

団塊の世代が75歳以上となり、医療、介護の需要がさらに増加する2025年問題を今まさに迎えております。高齢化社会の進展に伴い、社会全体に様々な課題が生じてくると考えるんですけれども、市長の認識をお聞かせください。

4の(6) がん罹患者へのアピアランスケア実施についてです。

健康施策として実施しているがん対策について、市長のお考えをお聞かせください。

4の(7) 平和施策についてです。

令和5年に摂津市原爆被害者福祉協議会が活動に終止符を打たれました。今後、戦争体験者がいなくなっていく中で、どのように平和施策を継承していくのか、市長のお考えをお聞かせください。

5番、誰もが学び、成長できるまちづくりについてです。

5の(1) 自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させるための教育について、教育長の見解をお聞かせください。

5の(2) 摂津市教育大綱で目指す摂津市の教育の本質についてお聞かせくださ

い。

5の(3)鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合に向けた通学路の安全確保策についてお聞かせください。

5の(4)学校給食についてです。

中学校給食の全員喫食の実施について、詳しくお聞かせください。

6番、活力ある産業のまちづくりについてです。

6の(1)産業のさらなる活性化に向けて、事業所数が少しずつ減少していている現状をどう捉えているのか、市長のお考えをお聞かせください。

7番です。計画を実現する行政経営について。

財政の健全化と今後の財政見直しについて、お考えをお聞かせください。

(2)番、自治体DXについてです。

摂津市において、DXをどのように推進していくのか、具体的にお聞かせください。

7の(3)シティプロモーションの推進についてです。

何を本市の魅力として発信していこうと考えているのか、お聞きしたいと思えます。

以上、1回目の質問を終わります。

○三好義治議長 答弁を求めます。市長。

(嶋野市長 登壇)

○嶋野市長 民主市民連合議員団、西谷議員の質問にお答えを申し上げます。

なお、教育関係は若狭教育長から答弁申し上げますので、よろしくお願いたします。

まず、ウェルビーイングなまちづくりについての御質問にお答えを申し上げます。

人口減少社会におきまして、まちづくりを進めるに当たりましては、各自治体がそ

れぞれの知恵を絞りながら、摂津市に住んでみたいと思えるような魅力的な施策を展開していくことが大事だと思っております。しかしながら、人口の獲得ばかり目を向けていきますと、市民のニーズを置き去りにする危険性もあるのかと思っております。最も重要であるのは、一時的な効果にとどまらず、摂津市に住み続けたいと思っていただけるような持続可能な幸福につながる施策を展開していくこととさせていただきます。

私が掲げますウェルビーイングなまちづくりは、市民の持続可能な幸せを念頭に、摂津市に住む市民の皆様方の生活にしっかりと目を向けていくことが基本となります。

以前、議員から岡山県奈義町の取組について御紹介をいただきました。少子化対策ということで様々な取組をされておられますし、また、全国の自治体に目を向けてまいりますと、少子化対策のみならず、市民の幸せを念頭に様々な取組が行われているものと考えております。そうした先進的な事例もしっかりと参考にしていきながら、摂津市の状況を酌み取った摂津市ならではの取組となっていくように、しっかりとアップデートさせていきたいと考えているところでございます。

続きまして、地域コミュニティの活性化について御答弁を申し上げます。

地域における自治会等の大きな役割は理解をしております。

近年、少子高齢化など社会構造の変化や価値観の多様化などにより、地域コミュニティが希薄化し、自治会等を取り巻く環境も大きく変化をしてきております。これまでは主に自治会が地域づくりの担い手でしたが、近年はそれが難しくなっ

いる状況でございます。これからの地域づくりにおきましては、自治会など地域コミュニティ団体を中心とした地域における多様な担い手との連携が必要となってまいります。

このような状況に鑑み、今定例会におきまして、市民や地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業所など、まちづくりの多様な主体の連携の下、協働のまちづくりを推進するため、摂津市協働のまちづくり推進条例の制定を提案したところでございます。

(仮称)味生コミュニティセンターを中心とした地域の活性化について御答弁を申し上げます。

コミュニティセンターの建設を予定している味生地域におきましては、市民活動を行う団体は、様々な場所に点在して活動が行われている状況であります。この地域に防災の視点や地域包括支援センターを含むコミュニティセンターを整備することで、多様な交流や、点在していた団体が集い、団体同士がつながったり、市民活動に新たに参画する市民が増えたりすることなどが期待できるところであります。

さらには、コミュニティセンターには、広いロビーや広場を設けることとしており、子供から高齢者まで多世代が気軽に立ち寄り交流することができるような拠点施設となるよう整備を進めているところであります。

J R千里丘駅西地区のまちづくりにおける市のブランド力向上に向けた事業PRについて御答弁を申し上げます。

本事業は、交通混雑や密集市街地などを解消し、本市の玄関口の一つであるJ R千里丘駅の周辺にさらなる活力を生み出し、まちの魅力を飛躍的に高めるものであり、

それに向けては、多くの方に本事業への関心を高めていただくことが非常に重要であると考えております。

本住宅施設は、権利床を除く住宅部分を令和5年6月に決定した特定建築者が第三者に販売するものであり、現在、特定建築者が、住居の購入を検討されている方々に対しまして、当地区の魅力である利便性や周辺施設の情報などを、ホームページやモデルルームなど様々な形で紹介されているところであります。また、本市では、完成予想動画や、ドローンにより撮影した当地区の状況写真をホームページに公開するなど、本事業に関する情報発信を行ってきたところでもあります。

今後も引き続き、特定建築者において当地区の魅力紹介を行っていただくとともに、本市におきましても、本事業の情報発信を定期的に行うなどPRに努め、本市のブランド力向上を図ってまいります。

阪急京都線連続立体交差事業における高架下利用について御答弁を申し上げます。

本事業により新たに生み出される高架下の空間は、地域の生活環境や都市機能の向上、さらには地域の活性化など、今後の鉄道沿線と周辺のまちづくりにおいて大変重要な空間と認識をしております。

この高架下空間の利用につきましては、今後の完成時期を見据えますと、具体的な検討はまだ先となりますが、今後は、他の連続立体交差事業の先進事例を研究するとともに、利用できる高架下の範囲などが明らかになりましたら、地域の特性やニーズに応じた多様な活動ができるよう、ワークショップなどを通じて地域住民の方々の意見を伺いながら、その利活用について、事業主体である大阪府及び阪急電鉄とともに検討してまいりたいと考えております。

鳥飼地域の魅力向上について御答弁を申し上げます。

鳥飼まちづくりグランドデザインは、誰もが安全・安心に過ごし、にぎわいと暮らしやすさが調和したまちを目指して策定されております。

この鳥飼まちづくりグランドデザインで示されている将来予想の実現に向けましては、住民等の意見をお聴きしながら取組を進めており、これまでも説明会やワークショップなどを開催しております。

令和7年度からは、将来予想の具現化に向けて、鳥飼東小学校の跡地の活用、水防センターや淀川河川敷のにぎわいづくりの検討を始めてまいります。着実に取組を進めることによって、鳥飼地域の魅力向上につなげていきたいと考えております。

公共交通の取組における全体的なスケジュールについてお答え申し上げます。

計画作成における基本的な考え方は、将来世代にわたって持続可能な公共交通を構築し、働きやすく暮らしやすい摂津市となるよう、30年から50年先の長期的な目標を設定し、その実現の達成を目指すところであります。

令和7年3月策定予定の摂津市地域公共交通計画では、長期的な目標設定から、当面5年間で実施する施策を具体化し、令和7年度から令和11年度までの期間を定めて取り組んでまいります。

続きまして、通学路の安全対策について御答弁を申し上げます。

本市の通学路の安全対策は、市内各小・中学校の通学路におきまして、教育委員会、摂津警察署、本市と大阪府の道路管理者が毎年合同で点検を行い、必要な対策を協議し、安全対策を実施しております。引き続き、児童・生徒が安全に安心して通学

できるように取り組んでまいります。

総合防災演習の再開について御答弁を申し上げます。

本市が関係機関等と連携して実施をする総合防災演習は、令和元年度に実施して以降、新型コロナウイルス感染症の流行等により実施できていない状況でございます。

大規模災害の発生時には、多くの関係機関の応援を受けなければ、円滑に応急対策業務を進めることはできません。このため、災害時の応急対策業務の確認、関係機関とのさらに顔の見える関係性の構築、及び市全体の防災意識の向上を目的に、本市の総合防災演習を再開してまいります。

ゼロカーボンシティの実現について御答弁を申し上げます。

本市では、令和4年2月にゼロカーボンシティの表明を行い、同年3月には摂津市地球温暖化対策地域計画を策定し、目指すべき将来像として「持続可能な社会をみんなでつくるまち摂津」を掲げ、取組を進めているところであります。

近年、記録的な猛暑が続いており、地球温暖化対策は待ったなしの状況であると認識をしております。地球温暖化を防ぐためにも、これまで計画に沿った取組を進めてまいりましたが、令和7年度では、新たに家庭用宅配ボックスの設置補助制度の創設、公共施設における照明灯のLED化の推進を予定しております。

今後も、省エネルギーの推進をはじめとする五つの基本方針に基づき、市民、事業者、行政が一体となって取組を推進してまいりたいと考えております。

子供を誰一人取り残さない社会の実現に向けた思いについて御答弁を申し上げます。

令和5年4月に施行いたしましたこども

基本法の第1条におきまして、次代の社会を担う全ての子供が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとしております。つまり、子供を誰一人取り残さず、全ての子供がひとしく将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指すものであります。

本市におきましても、こども基本法の目的や基本理念も踏まえた「第1期摂津市こども計画～こどもまんなかプラン～」の策定が間もなく完了いたしますが、子供を誰一人取り残さない社会の実現に向けて、同計画に沿って一つ一つの施策を着実に推進してまいりたいと考えております。

本市の目指す包括的な支援体制について御答弁を申し上げます。

様々な福祉課題に対応するためには、どの窓口で相談を受けても、それぞれの分野、属性を超えた連携により、必要な支援につながる体制、つまり断らない相談支援体制を構築することが必要であると考えます。それに加え、地域におけるつながりを育むことにより、市民相互に支援・協力する仕組みを構築し、地域と支援機関により包括的な支援を提供できる体制を整備すること、これが本市の目指す包括的支援体制であると考えております。

そのために、庁内連携を含め、相談支援機関の連携をより一層強化するとともに、主体的な地域活動や地域のつながりを強化する取組を進めてまいります。

高齢者福祉についてお答えを申し上げます。

全国的な傾向と同様、本市においても人

口減少や少子高齢化の傾向にある中、認知症に係る支援や孤独死対策、高齢者虐待等、様々な課題の顕在化が想定されると認識しております。

こうした社会情勢を踏まえまして、高齢者の健康寿命のさらなる延伸や地域共生社会の実現に向けては、地域包括ケアシステムが重要となってまいります。市民一人一人がこれまで以上に介護予防や健康づくりを意識し、行動できる仕組みを構築するとともに、支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら暮らしていくことのできる地域づくりに向けた取組をより一層進めてまいります。

健康施策として実施をしているがん対策についてお答え申し上げます。

本市の死因別死亡割合が最も高いのがんで、市民の皆様が健やかに生き生きと暮らせる健康長寿の地域社会を実現するためには、がん対策が非常に重要であると考えております。本市では、がんの予防対策として、生活習慣の改善のための保健指導や栄養指導などを実施しております。また、がんを罹患しても、早期発見・早期治療を可能とするために、がん検診の受診を押し進めております。

あわせて、令和7年度からは、がん患者の治療と社会生活の両立を支援するため、アピアランスケア助成を開始いたします。近年は、がん医療の技術進歩により、治療しながら仕事などの社会参加をすることが可能となっております。摂津市では、アピアランスケア助成を開始することで、治療による外見的变化からくる精神的負担や社会復帰への不安を少しでも取り除き、がんの治療を受ける方がより自分らしく日常生活を送れるように支援してまいります。

今後、戦争体験者がいなくなる中でどのように平和施策を継承していくのかについて御答弁申し上げます。

当時の厳しい様子を記憶する方々が高齢となり、当時の状況を直接語り継ぐことが困難な時期が訪れようとしております。これまで80年間、戦争が勃発することなく平和な時代を過ごしたことを誇りに思い、戦争の歴史や悲惨さなどの記憶を薄れさせることのないよう、しっかりと次世代へ受け継ぐ必要があります。

被爆地では、高校生が若者を対象とした伝承者の養成に取り組まれている例もございます。本市におきましても、これまで折に触れて発行してまいりました戦争体験記などを活用するほか、小学校での平和登校に合わせた市長メッセージの発出や平和映画会などを通じて、次世代の平和への関心をより一層高めてまいりたいと考えております。

摂津市教育大綱について御答弁申し上げます。

まず、教育において大事なことは、子供たちが社会に出ていくときに、しっかりと自分らしく生きていく力を育むことであります。だからこそ、私は、子供たちが自ら志を立てることが重要であると考えております。自ら立てた志に向かって自ら考え様々なことに取り組んでいくことは、自分で未来を切り開いていくという生きる力そのものであります。

令和7年度は、教育大綱におきまして、今後5年間の教育全体に係る理念や基本方針を示すべく、しっかりと教育委員会と連携し、検討を進めてまいります。

産業のさらなる活性化に向けた取組について御答弁を申し上げます。

本市は、住民1人当たりの法人市民税の

額及び昼夜間人口比率が大阪府内で政令市を除いて最も高く、産業のまちであります。市内事業所数は減少傾向ではございますが、国や大阪府と比較いたしますと減少割合は低くなっております。これは、本市がこれまで取り組んできた施策の成果が現れているものと考えております。

令和6年度には、本市の産業を取り巻く環境を踏まえるとともに、事業者アンケート調査から課題を整理し、今後の具体的な施策展開を示した第3期摂津市産業振興アクションプランを策定いたします。このアクションプランに基づき、産業のさらなる活性化に向けた取組を進めてまいります。

財政の健全化等、今後の見通しについて御答弁申し上げます。

今後の財政見通しにつきましては、急激な物価高騰や賃金上昇の影響を受け、建設事業費が増大するなど、非常に厳しい状況が続くものと考えております。令和7年度予算につきましては、主要基金からの多額の繰入れを行っている状況であり、今後、早急に収支均衡を図っていく必要があるものと考えております。

そのために、(仮称)摂津市財政健全化プランを策定し、組織的な取組を進めていく必要があります。今後、個別の取組を進めるに当たり、難しい問題も多く出てくるものと存じますが、市長として、財政健全化の取組を使命と捉え、全力で臨んでまいります。

D Xの推進についてお答え申し上げます。

D Xの推進につきましては、組織の方針、体制・役割、人づくりが重要であると考えております。体制づくりにおきましては、令和6年度、新たにD X推進本部及びD X推進委員会を設置しております。ま

た、DX推進に向けての各部署の役割を明確化し、組織的に動いていけるようにしてまいります。人づくりにつきましては、DXについての理解を深める研修やデジタルツールの操作研修をより実践的に行ってまいります。これらの視点を包括的に盛り込んだ基本方針を策定してまいります。

シティプロモーションの推進についてお答え申し上げます。

本市には、国際級の複合医療産業拠点であり、健康寿命の延伸をリードしている健康都、0系新幹線車両が展示され、桜のシーズンにはきれいな桜のトンネルとなり、多くの人でにぎわう新幹線公園、幻と称され、大阪産（もん）なにわの伝統野菜である鳥飼なす、そして、美しく希少価値の高い大阪銘木と大阪欄間など、他自治体にもなく、本市が大いに自慢できる魅力があります。これら本市の魅力を、大阪・関西万博をはじめ、あらゆる機会を捉え、市内外、全世界へと発信をしてまいります。

私からの答弁は以上でございます。

○三好義治議長 教育長。

（若狭教育長 登壇）

○若狭教育長 それでは、教育委員会所管分について御答弁申し上げます。

まず、摂津市における子供の居場所づくりの現状について御答弁いたします。

本市における子供の居場所として、まず、第1児童センターが挙げられます。第1児童センターにつきましては、昭和63年の開館以来、多くの子供たちに親しまれ、令和5年度は、開館以来最多となる年間3万4,131人、これは1日当たり平均117人の利用があったこととなります。

現在、（仮称）第2児童センターの整備を進めているところでございますが、第1

児童センター同様に、多くの子供たちの居場所となる施設にしていきたいと思いますと考えております。

そのほかの子供の居場所といたしましては、民間の法人、団体、飲食店などの御協力により、市内20か所で子ども食堂を運営していただいておりますほか、今後普及拡大を目指す宿題カフェにつきましても、市内の二つの社会福祉法人に御協力をいただき、現在2か所で開設していただいております。

次に、本市のヤングケアラーの状況についての御質問にお答えいたします。

令和5年度に小学5年生と中学2年生を対象に実施いたしました本市の生活実態調査におきまして、「家の中にお世話をしている人がいるか」の問いに、小学生で25%、中学生で17.5%が「いる」と答えており、大阪府全体の結果とほぼ同様の割合となっております。その中で、世話をしていることの影響についての問いに対しまして、「学校欠席や遅刻・早退することがある」、あるいは「自分のことをする時間がない」などと回答した児童・生徒が僅かながらいる状況がございます。

しかしながら、本調査は無記名で、個人を特定することが難しいことから、令和7年度におきまして、学校現場と連携を図りながら、ヤングケアラーと思われる児童・生徒を発見し、併せて本人の気づきに寄与するアンケート調査を実施してまいります。

次に、自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させるための学校教育についての御質問にお答えいたします。

自らが社会のつくり手となるためには、まず、子供たち自身が社会のつくり手とな

れることを実感できることが必要でございます。子供たちが身近な課題について考え、改善策を提案し、行動することを通して、自分が社会の一員であり変革をもたらせる力を持っていると感じる経験の積み重ねが大切でございます。

また、持続可能な社会を維持・発展させるためには、学校教育を学校内で完結させるのではなく、地域の企業や団体など様々な大人と連携した教育活動を行うことで、子供たちが社会のリアルな問題に触れ、実践的な学びを得ることにつながります。このような学びの経験により、子供たちは、社会全体とのつながりを感じながら成長することができ、未来社会のつくり手として活躍できるようになると考えております。

鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合に伴う通学路の安全対策について御答弁申し上げます。

両校の統合に当たり、保護者の方の最も関心の高い一つに、児童の通学時の安全対策がございます。子供たちは、これまでと違う学校、そして新しく通う通学路に対し、好奇心や不安感など、これまでにはない様々な気持ちを抱えながら登校することが想定されます。また、保護者の方にとっては、新しい通学路に変わることで、その安全面に対しての不安な気持ちを少なからずお持ちであろうかと思えます。

子供たちが笑顔で新しい学校に通えるように、そして保護者の方々が安心して送り出せるように、通学時における安全対策をしっかり講じていく必要がございます。地域の御協力による見守りや児童への交通安全教育、そして通学路等交通安全プログラムに基づく環境整備など、子供たちや保護者の不安な気持ちを和らげることができるよう対策を実施してまいります。

次に、中学校給食の全員喫食の実施についての御質問に御答弁申し上げます。

教育委員会では、生徒全員に栄養バランスの取れた給食、生徒が安心して喫食できる安全で温かい中学校給食を提供することを方針の一つとして掲げており、これまで給食センターの設置に向け取組を進めてまいりました。

しかしながら、今回、鶴野地域の公共施設再編の実施時期見直しに伴い、給食センター設置時期を遅らせることとなりました。これを受けまして、2月の教育委員会定例会では、中学校給食の今後の方向性について確認したところでございます。今後の方針といたしましては、給食センターについては、引き続き設置に向け取り組むとともに、当初目標としておりました令和9年1月からの全員喫食に向け、早急に検討してまいります。

以上でございます。

○三好義治議長 西谷議員。

○西谷知美議員 御答弁ありがとうございます。

まず、1の(1)の嶋野市長の掲げるウェルビーイングなまちづくりについて、要望をお伝えいたします。

各自治体では、人の取り合いのような施策、様々な無償化が乱発されておりますが、市長の掲げるウェルビーイングが実現されれば、そんなばらまきとは違う、摂津市だから住み続けたいという方がこぞって引っ越してくると私も思っております。

私が言おうと思ったことを先に言われてしまったんですけども、この間の一般質問で挙げました岡山県奈義町。私がすごく共鳴したのは、お年寄りから様々な人がみんな子育てをする施設があるというところが本当に素晴らしいと思っております。

そういう施設を造るなど、摂津市ならではの施策で、ぜひ誰もがこぞって摂津市に引っ越したいという自治体をつくり上げていきましょう。

次に、地域コミュニティの活性化についてでございます。

まちづくり推進に向け、条例の制定に取り組まれているとのこと。従来の自治会の活動だけでは地域コミュニティを活性化することは難しい段階に入っております。自治体での新たな取組や市民活動団体などとの連携も必要と考えておりますが、具体的にどのようなことを考えているか、お聞かせください。

次に、1の(3)です。

(仮称)味生コミュニティセンターは、単なる貸室というだけでなく、どのように運営していくかが大切なキーポイントになってくるかと思えます。指定管理者を含め、コミュニティセンターの運営をどのように考えているのか、お聞かせください。

次に、みどりうるおう環境を大切にすまちづくりについてのゼロカーボンシティについて、実施への取組を理解できました。

次に、摂津市地球温暖化対策地域計画の達成度について、どの程度であるのか、お伺いしたいと思います。

失礼いたしました、2が飛びました。次に2に戻ります。

2の(1)千里丘駅西地区のまちづくりについてでございます。

ランドマークができるということで、ブランド力向上に向けてしっかりPRされるとのこと。

まちづくりイコール人づくりだと私は思っております。要望として、様々な市民団体とも協働して、しっかりとまちづくりと

並行して暮らしよさを発信していただくよう要望して2の(1)の質問を終わります。

続いて、2の(2)の阪急京都線連続立体交差事業の高架下活用についてでございます。

私も最近、電車に乗ったときは、高架下をどんなふうに使ってはるんやろうということをチェックして、よかったら写真に撮って記録に残したりしております。ふだんから担当課の皆さんにおいても意識して、阪急摂津市駅の周辺活性化に向けて、しっかりほかの自治体の例などを研究していただけたらと思います。

先ほど、藤浦議員も千里丘まちづくり協議会のことを触れられておりましたが、まちづくり協議会の中にも阪急京都線連続立体交差事業の高架下に関する部会が一つ出来上がっておりますので、そういった部会とともに、一緒にワークショップなどで、どういったまちづくりをしていくか協議していただけたらと思います。こちらも要望としておきます。

次に、2の(3)鳥飼地域の魅力向上についてです。

鳥飼東小学校の跡地活用や水防センター、淀川河川敷のにぎわいづくりの検討が始まってきております。先日も、2月28日、鳥飼東小学校の跡地活用についてのワークショップもございまして、少し具体化してきたかという感じがしております。

後ほど改めて触れますけれども、シティプロモーションの部分で、具体化しつつ、どういうまちづくりをしているかという取組を市から発信することも非常に大事になってくるかと思えます。発信力の強化もぜひ取組に加えていただくよう要望いたします。

次に、2の(4)摂津市内の移動の円滑化についてでございます。

全体的なスケジュールは理解いたしました。公共施設巡回バス及び市内循環バスの運行形態見直しに向けた具体的なスケジュールについて、2回目、質問いたします。

次に、2の(5)通学路の安全対策について、御説明ありがとうございます。

次に、2回目は、グリーンベルトによる通学路の安全対策とその効果についてお伺いしたいと思います。

次に、防災施策についてでございます。

総合防災演習を再開されるに当たっての思いなどをお聞かせいただきました。

次に、河川防災ステーションについて質問させていただきます。

日頃より市民が利用できる施設を設置することで、市民が施設の役割を理解することができると思います。いまだに全員がそこに入れると思っている市民も結構いらっしゃるのでは、やはりそういった周知が必要かと思っております。市民の意見を取り入れた施設の整備について、考えをお伺いしたいと思います。

次、4番へ行かせていただきます。

暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについての4の(1)こどもを誰一人取り残さない社会の実現に向けた市長の思いをお聞かせいただきました。

2回目は、こども誰でも通園制度の事業実施に当たり、保育所等の空き定員を活用して児童を受け入れるということで、私は非常に懸念をしております。空き定員ということは、普通の1歳児クラスのところ、その日預かれるお子さんがぱんと入れられることとなりますので、やはりなじまないお子さんが一人いることで、保育士への負担も大きい、お子さんへの配慮もでき

ないといった質の担保が保障されないのではないかと懸念しておりますが、その辺りをどうされるか、お聞かせください。

次に、4の(2)子供の居場所づくりの現状でございます。

子ども食堂は、私も、市内で実施されているところは、一、二個行けていないところもあるんですけども、20か所の中のほとんどを見させていただいております。そういった居場所に加え、今年度は宿題カフェも実施されるということで、既に社会福祉法人の中で、安威川以北と安威川以南、それぞれ1か所ずつ開設していただいていることは私も聞いております。ぜひ新しく始められるその宿題カフェを実のあるものとしていただき、今度、うまくいったら予算もしっかり増やして、そして、スペースの問題も先ほど塚本議員も触れられていましたが、公民館、そして、ゆうゆうホール鳥飼西、建物はあるけれども、実際活用している時間はすごく少ないんですよ。私も写真なんかを毎回撮っているんですけども、1日で2講座しか実施されていないといった公民館もたくさんあります。ほとんど使っていないそういった空きスペースをしっかりと活用して、少ない予算の中で宿題カフェを充実させていただくよう要望したいと思います。

今、第2児童センターを造る話もあるんですけども、やっぱり小学校区に一つそういった居場所があることが望ましいと考えておりますので、本当の児童センターには機能は劣るかもしれませんが、やっぱり居場所として、宿題カフェを各小学校区、せめて中学校区に一つぐらい確保していただきたいと、それをすることで地域で見守る体制づくりや重層的な支援が構築されると思いますので、御検討いただきたいと思います。

います。要望でございます。

次に、4の(3)こどもの健やかな成長を支える環境づくりで、ヤングケアラーの状況について御回答いただきました。

2回目は、交流サロンを本市独自で取り組む必要性についてお聞かせいただきたいと思えます。

次に、地域福祉施策についてでございます。

包括的な支援体制について市長からお考えを伺いました。

2回目は、包括的な支援体制の構築のための摂津市の取組についてお伺いしたいと思えます。

次に、2の(5)高齢福祉施策についてでございます。

2025年問題で、認知症患者数が約471万人に達すると予測されています。これに加えて、認知症の前の段階と言われる軽度認知障害、通称MCIの高齢者も増加、そして合計で約1,000万人に達する見込みとなっているという予測もあります。超高齢社会において、家族の介護負担の増大により虐待リスクの高まりが懸念されている中で、高齢者の緊急一時保護体制を強化していくということでございますが、その内容についてお聞かせください。

次に、がん罹患者に対するアピアランスケア助成費用についてでございます。

先ほど説明がございましたが、2回目は助成費用の算出根拠についてお伺いしたいと思えます。

また、がんはこれからは共存する病と考えられておりますが、がんのケアについて、助成回数はどう考えているのかについてもお聞かせください。

次に、平和施策についてです。こちらは要望とさせていただきます。

昨年、高槻市の平和展に行かせていただきましたら、去年のテーマが漫画だったんです。漫画ということで、すごく様々な反戦漫画がございました。久しぶりに「はだしのゲン」を手にとって読んでみましたら、本当に止まらなくて、ついつい予定より長居をしてしまったんです。そういった若者を取り込むための工夫、重ねて、次世代へ平和への関心を高めていっていただくよう要望してこの質問は終わらせていただきます。

次に、5番、誰もが学び成長できるまちづくりについてです。

5の(1)の2回目です。子供たち自らが社会のつくり手となることに向けた学校での具体的な取組事例を聞きたいと思えます。

そして、5の(2)でございます。摂津市教育大綱について。こちらは要望とさせていただきます。

教育大綱自体をAIに聞きましたところ、教育の目標や施策の根本となる方針を定め、地域の実情に応じて策定されるものとありました。摂津市の実情に根差した方針となるよう、しっかり改定に取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、5の(3)通学路の問題でございます。

通学路の安全対策やスクールバスの乗降時等の安全対策について、具体的な検討状況をお伺いしたいと思えます。

次に、学校給食についてです。

中学校給食の全員喫食の実施についての回答ありがとうございました。

続きましては、2回目としまして、物価高騰に伴う賄い材料費の増額に係る保護者負担の軽減について質問させていただきます。

次に、活力ある産業のまちづくりについてでございます。

市内事業所の減少率は、大阪府や国と比べたら非常に緩やかということでございます。その事業所数を維持していくための具体策について、担当課から回答いただきたいと思っております。

次に、7、計画を実現する行政経営についてでございます。

(仮称) 財政健全化プランを策定することですが、財政の収支計画などが必要ではないか、今後の財政運営についてお聞きしたいと思います。

(2) 番目でございます。自治体DXについてなんですけれども、摂津市におけるオンライン手続の推進をどのように考えているか。保育園の申請なんかは、できたらうれしいなといった御要望も聞いております。具体的な回答をよろしく願いいたします。

そして、7の(3) シティプロモーションの推進についてでございます。こちらは要望とさせていただきます。

市長のおっしゃる魅力、いろいろ新幹線公園とか鳥飼なすとかを挙げていただきました。それもよいと思うんですけれども、要するに、20代後半から30代、40代の子育て世代に選ばれるまちになることが市の発展には肝要だと思います。私自身も、30代前半のときに摂津市を選んで住み始めたという経緯がございます。これまでも議場や委員会でもお伝えはしてきたんですけれども、まずは待機児童にならない仕組み、そして、これは令和5年からスタートしておりますが病児対応、あとファミリーサポートの使いやすさ、そして出産子育て情報の発信力、そういったものが雑誌において子育てしやすいまちの指標とし

て挙げられておりました。ぜひ自治体のバックアップ体制として、私が挙げましたこれらのことをしっかり実施していただきたいと思っております。

そして、本市の暮らしやすさについて。

情報発信が弱いという質問が先ほどあったかと思うんですけれども、子育て世代でそういうインスタとかの活用が上手な方に発信者になってもらうような取組を生駒市は実施しております。そういったことを参考に、摂津市も本当に暮らしやすいと私も思っておりますし、実際にこの「関西の街資産価値BEST100」という某会社の住宅情報誌に阪急摂津市駅が載っていますので、ぜひ後で気になる方は見に来てください。これは勝手に選んでもらったので、めちゃくちゃシティプロモーションだと思うんですよ。ふだんからそういった発信をしていたら、こういう雑誌にも取り上げられて勝手に宣伝してもらえるとしますので、しっかりふだんからの発信力に期待したいと思います。

以上、2回目は終わりました。よろしくお願いたします。

- 三好義治議長 答弁を求めます。生活環境部長。
- 吉田生活環境部長 地域コミュニティの活性化についての御質問にお答えいたします。

自治会におかれましては、役員の高齢化や成り手不足などにより解散や休止を余儀なくされる場所もあり、地域におけるつながりの低下が懸念される場所がございますが、ある地域では、自治会が中心となり、自治会員のみならず、地域の誰もが楽しめるお祭りや食のイベントなどを企画・運営され、大変なにぎわいを見せております。そこには市民活動団体や近隣事業所な

ども多数参加されており、まさに地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者などによる協働のまちづくりを实践されておられます。

市といたしましても、摂津市協働のまちづくり推進条例の制定を機に、このような取組がさらに活発化するよう、地域活動や市民公益活動の支援に努めるとともに、協働のまちづくりの推進のために必要な施策を策定し、実施してまいりたいと考えております。

続きまして、(仮称)味生コミュニティセンターの運営についての御質問にお答えいたします。

(仮称)味生コミュニティセンターにつきましては、広いロビーや広場を設け、多世代の居場所や交流の場となるように工夫を行うとともに、これまでの公民館機能を引き継ぎ、文化活動やサークル活動の拠点となるほか、市民活動や地域活動を展開する場としても活用されることを期待しております。

さらには、校区等福祉委員会が行う高齢者を対象としたサロン活動をコミュニティセンター内に移転するとともに、安威川以南圏域を担う地域包括支援センターも設置することとしており、(仮称)味生コミュニティセンターは、地域コミュニティの拠点であると同時に、地域福祉の拠点にもなる施設でございます。

指定管理者の選定につきましては、今のところ令和8年度となる見込みであり、まだ具体的な検討には入っておりませんが、先ほど申し上げました(仮称)味生コミュニティセンターの機能等を念頭に置きながら、適正で効率的な管理運営や市民活動の促進などを勘案して、指定管理者としてふさわしい事業者を選定してまいりたいと考

えております。

続きまして、摂津市地球温暖化対策地域計画の達成度についての御質問にお答えいたします。

計画では、市域の温室効果ガス排出量を、平成25年度を基準年度として、令和12年度に46%削減することを目標としております。最新のデータとして国が公表した令和2年度におけるCO2排出量データ等からの算出では、摂津市のCO2排出量は基準年度比で約26%の削減となっております。引き続き、目標達成に向けて、地球温暖化対策に資する施策を展開してまいります。

続きまして、事業所数維持の具体策についての御質問にお答えいたします。

市内事業所の主な支援策としましては、摂津市商工会と共に取り組んでおります摂津ブランド認定制度がございます。一定基準を満たす優れた商品、技術等を摂津優品(せつつすぐれもん)、摂津優技(せつつすぐれわざ)として認定し、情報発信や販路開拓の支援を行っております。

また、経営に関する課題や悩み事について専門家による伴走支援を受けられるよう、摂津ビジネスサポートセンターを設置しております。週2日6枠の相談日を設けており、販路開拓や新商品開発、ホームページ作成やSNS活用など様々なニーズに対応して相談支援をするとともに、新規創業に係る支援も行っております。

そのほか、大阪府内でも比較的に有利な条件で実施している融資制度や市外からの企業の誘致に関しましては、摂津市企業立地等促進条例に基づく奨励措置を行っております。また、令和7年度は、中小企業の展示会出展費用に係る補助を拡充します。

これら様々な支援制度を活用いただくこ

とで、中小企業が生き生きと活躍できるまちを目指してまいります。

○三好義治議長 建設部長。

○永田建設部長 公共施設巡回バス及び市内循環バスの運行形態の見直しに向けたスケジュールについての御質問にお答えいたします。

今後も引き続き、摂津市地域公共交通協議会や分科会を開催し、先進事例を視察するなど、本計画に掲げられた施策の推進に向けて取り組んでまいります。

また、公共施設巡回バス（セッピー号）や市内循環バスの運行形態の見直しにつきましては、利用実態の分析や市民ニーズの把握が重要であると考えております。そのため、地域住民とのワークショップや、必要に応じてアンケートを実施するなど、丁寧な取組が目的の達成に必要不可欠であります。

その後、分科会におきまして、分析やニーズ把握の結果をしっかりと踏まえ、運行車両のサイズや経路、運行時間帯など、具体化に向けた協議を重ね、本協議会で関係者の合意形成を図ってまいります。

これらの作業に2年から3年の期間を要すると想定しておりますが、着実に実証運行へつなげていきたいと考えております。

続きまして、グリーンベルトによる通学路の安全対策と効果についての御質問にお答えいたします。

通学路の安全対策は、摂津市通学路等交通安全プログラムに基づいて実施しており、交通規制や取締りの強化、交通安全教育などのソフト対策や、歩道部分のカラー化などといったハード対策がございます。

グリーンベルトによる安全対策は、歩道がない道路の路側帯部分を緑色に着色することで、車両の運転者に歩行者が通行する

部分であることと通学路であることを視覚的に示し、通行する車両の速度抑制と注意喚起の効果が期待できるものです。

今後も、関係機関と連携し、通学路等のさらなる安全確保に向けて取り組んでまいります。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 淀川河川防災ステーション等整備促進事業を進めるに際して、市民の声を聴きながら進めることについての御質問にお答えいたします。

鳥飼地区河川防災ステーションは、災害時の機能検討だけでなく、平常時についても、地域のにぎわいや暮らしやすさに資する利用方法について、住民等の皆様の御意見をお聴きしながら検討を進めております。令和7年度も、わいわいガヤガヤ祭やふれあいマラソンにおいてブースを出展し、地域の方々等と具体的な意見交換を行うワークショップを開催するなど、地域の方々等と丁寧に意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○三好義治議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 こども誰でも通園制度の事業実施に当たっての質の担保についての御質問にお答えいたします。

こども誰でも通園制度は、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して支援を強化するという目的の下に実施されることから、子供の安全の確保や支援の質の確保は重要であると認識しております。

事業実施に当たりましては、今議会に条例案として提出しております設備運営基準に適合していることに加え、摂津市子ども・子育て会議にて意見を聴取した上で市長が認可することとなり、その支援の内容

については保育所保育指針に準じて提供することとなっております。

議員が御指摘の保育所等の利用定員の余裕を活用する運営形態につきましては、国の基準を踏まえ、本市の設備運営基準に係る条例案でも位置づけることとしておりますが、どのような運営形態であれ、認可手続等の中で質の観点についてもしっかりと確認してまいりたいと考えております。

続きまして、交流サロンを本市独自で取り組む必要性についての質問にお答えいたします。

本市にヤングケアラー等の支援に取り組んでいただいている民間団体等がないことは課題であると認識しております。そこで、令和7年度に、ヤングケアラー等の支援に取り組む大阪市の民間団体に依頼して実施する交流サロンにつきましては、本市で子ども食堂等の居場所づくりに取り組む民間団体とタイアップして行うことを予定しております。このことで、本市の民間団体がヤングケアラー等の支援のノウハウを学ぶ貴重な機会とし、令和8年度以降、本市の民間団体が交流サロンの運営を担っていただくことを期待したもので、将来的には、子供たちが気軽に集える地域の居場所がヤングケアラー等の子供たちの心のよりどころになるような形に展開していければと考えているところでございます。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 包括的な支援体制構築に向けた取組についての御質問にお答えいたします。

本市では、福祉部門のほか、窓口を有する庁内の各課や社会福祉協議会を構成員とした摂津市相談支援体制推進ネットワーク会議を令和5年度に設置しており、相談支援の在り方や相談支援機関の連携について

検討を行っております。

これまで、各課所属長を対象に、厚生労働省や大阪府職員による講演により、包括的支援や庁内連携に係る知見を深めるとともに、勉強会や意見交換会を通じて他課の事業や制度に係る共有を図ってまいりました。また、実務担当職員を対象に、架空案件を活用したシミュレーションを実施し、連携の取り方について確認を行うなど、庁内連携に係る取組を進めてまいりました。

今後、庁内連携をより一層強化するとともに、様々な関係機関との連携を推進することにより、包括的な支援が提供できるように取組を進めてまいります。

次に、高齢者の緊急一時保護体制についての御質問にお答えいたします。

認知症患者の一人歩きや虐待に係る対応につきましては、要支援・要介護認定者においては、介護保険制度に基づくショートステイとして介護老人保健施設等が利用可能である一方、要支援・要介護認定を受けていない高齢者の方には一時的な入所施設がございませんでした。要支援・要介護認定を受けていない高齢者であっても家庭内での虐待のリスクがあり、特に認知症患者は一人歩きや虐待を受けるリスクが高くなると認識しております。このような考えから、要支援・要介護認定を受けていない高齢者であっても、虐待を受けるリスク等に対応できる環境を整備し、介護者の負担軽減につなげてまいりたいと考えております。

次に、アピアランスケア助成費用の算出根拠等についての御質問にお答えいたします。

助成費用を算出するに当たり、助成件数につきましては、他市の助成費用を参考にさせていただきました。

助成単価につきましては、実際のがん患者を支援している医療機関の担当者に直接お話をお伺いし、アピアランスケアとして使用される補整具等の金額を確認させていただくとともに、現場の看護師の意見などを参考に総合的に判断して助成費用を決定させていただいております。

助成の回数につきましては、抗がん剤治療に伴う脱毛に対応するためのウィッグや帽子につきましては、お一人に対して1生涯に1回といたしております。また、乳がんにつきましては、左右の乳房で罹患し、それぞれ切除することもございます。そのため、乳房補整具は、お一人につき一つの乳房切除ごとに1生涯それぞれ1回といたしております。助成はそれぞれ1回としておりますが、抗がん剤治療と乳房切除を行った際には、ウィッグと乳房補整具のどちらも申請することができるものといたしております。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 子供たちが自ら社会のづくり手となることに向けた学校での具体的な取組事例についての御質問にお答えいたします。

具体的な取組の一つといたしましては、市内小学校において、地域の飲食店と連携したメニューづくりがございます。子供たちが自分の住んでいる地域を盛り上げるために、自分たちは何ができるのかを考え、グループに分かれ、地域の人が喜ぶ飲食店のメニューを考案し、そのメニューを決めるためのプレゼンテーションをいたしました。実際にそのメニューが商品として提供され、その反響を知ることで、自分たちの取組が地域の人の喜びにつながることを感じることに繋がった事例がございます。

また、中学校においては、商工会等と連

携し、地域や企業、事業所等で活躍されている方々を招き、仕事への思いやりがいなどを対話する社会人トークを実施し、様々なロールモデルとなる大人と出会い、自らを振り返る学びの機会となった事例もございます。

教育委員会といたしましては、地域や社会とのつながりを意識したキャリア教育の取組を進め、子供たち自らが社会のづくり手となることを実感させることができるよう、引き続き取り組んでまいります。

続きまして、通学路とスクールバスの安全対策についての御質問にお答えいたします。

通学路の安全対策につきましては、鳥飼東小学校区は事業所が多く、鳥飼小学校へ向かう道路にはトラック等の大型車両が通行する特性があることから、大阪高槻線及び八尾茨木線の広い歩道の通学を基本的な考え方として通学路設定に係る検討を進めております。

また、危険箇所には、交通専従員の配置やグリーンベルトの明示等を行うなど、今後、両校と保護者、関係機関と協議し、対策を講じてまいりたいと考えております。

スクールバスの現時点における検討内容につきましては、鳥飼小学校から直線距離1.5キロメートルを超える丁目単位の全学年を対象とし、鳥飼東小学校と鳥飼仁和寺大橋高架下の2か所を乗降場所として検討いたしております。また、登下校時の鳥飼東小学校には乗降補助員を1名配置するとともに、ICカードを活用した乗降情報伝達や車内置き去り防止対策についても検討を行っております。

続きまして、物価高騰に伴う賄い材料費の増額に係る保護者負担の軽減についての御質問にお答えいたします。

令和6年度の社会状況につきましては、依然物価の高騰が続いている状況でございますが、賃金の改善の兆しが見えていたところでございます。これを受け、学校給食費の保護者負担につきましては、令和6年度までは、小学校低学年は月額4,000円、中学年は月額4,100円、高学年は月額4,200円、中学校は1食当たり300円といたしておりましたが、令和7年度より、小学校低学年は月額4,250円、中学年は月4,350円、高学年は月4,450円、中学校は1食当たり320円に改定いたします。

ただし、令和6年度から令和7年度への賄い材料費の増加分、小学校月額550円、中学校1食当たり50円につきましては、保護者負担の軽減として公費負担としてまいります。

○三好義治議長 総務部長。

○石原総務部長 今後の財政運営についての御質問にお答えいたします。

(仮称) 摂津市財政健全化プランにつきましては、限られた財源の中でより質の高い行政サービスを行うため、持続可能な財政運営を確立していくものですが、これまでの中期財政見通しではなく、歳入をもって歳出を図る中期財政計画の作成は必要だと考えております。

令和7年度予算においては、主要基金から約45億円という令和6年度末現在高見込みの半数近い額の繰入れを行っており、こうした状況からの脱却が必須と考えております。

持続可能な財政運営には、収支が均衡した状態を続けることが重要になってまいります。中期財政計画による収支均衡の財政運営を達成するために、(仮称) 摂津市財政健全化プランにおいて、建設事業費とい

った投資的経費だけでなく、経常的な経費の見直しなどの歳出の削減、収入の確保や組織の見直し、事務の効率化についても取り組んでまいりたいと考えております。

オンライン手続の推進についての御質問にお答えいたします。

現在、各課の手続の一部は、全庁的に展開している汎用オンライン申請システムや各課で導入したシステムによって進めております。次年度以降は、令和7年度に策定する(仮称) 摂津市DX推進計画の方針に基づき、各課が主体的に手続を含む一体的な業務フローの見直しを進め、実効性の高いオンライン申請等の検討を進めてまいります。そして、全体的な市民サービスの向上及び庁内業務の効率化に努めてまいります。

○三好義治議長 西谷議員。

○西谷知美議員 すいません、長くなっております。頑張って最後まで質問、要望を伝えていきたいと思っております。

まちづくりについてでございます。

最後、要望です。一部地域で先進事例となるような新たな地域活性化の取組が始まっているという報告でしたが、その取組を広げるためには、もう何度も何度もお伝えしている中間支援組織がやっぱり必要になってくるかと思っております。ぜひ、行政と市民をつなぐ必要がある中間支援組織の確立に向けて、私ども民主市民連合としても頑張りますので、実現に向けて尽力していきましょう。

次に、2の(3)の(仮称) 味生コミュニティセンターの運営についての回答ありがとうございました。市民が元気になる拠点づくりを念頭に置いた運営ができるような管理者選定を要望してこの質問を終わります。

次に、摂津市内の移動の円滑化についてでございます。

運行形態の見直しについて、具体的なスケジュールをありがとうございました。スケジュールが示されたことで、市民も見通しが立って安心されたと思います。

この協議会はチームだと思っています。この計画が達成されるまで、むやみに変な人事をすることなく、産官民一丸とならずずっと協議会を続けておりますので、このチームの輪を乱さないよう、ぜひ人事はこのままで、一丸となって取り組めるよう要望してこの質問を終わりたいと思います。

次に、グリーンベルトによる通学路の安全対策と効果についての質問でした。

通学路は、毎年、制度が変われば変化することになります。教育委員会、そして摂津警察、道路交通課、そして大阪府の4者でしっかりと連携して、今後も児童・生徒の安全を守るため、しっかりと施策の実施をお願いし、要望してこの質問を終わります。

次に、(6)番目、河川防災ステーションについて、説明ありがとうございました。

河川防災ステーションそのものは非常時に備えての整備ではございますが、結局、防災は日々の生活の延長にあるものだと考えております。平常時にいかに周辺のお住まいの方々、市民が活用するかが大事になってくると思うので、その視点を大事に、どのような河川防災ステーションを造っていくかということをしっかり考えていただくよう要望して、この質問に関しては終わります。

そして、続いて水道に関する防災施策について質問したいと思います。

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発

生した道路陥没事故を受けて、地下に埋設されている管路の安全性が問われております。本市の上下水道管路の安心・安全の確保に向けてどのような取組をされているのか、また、管路の修繕・更新費用が水道事業経営、水道料金に与える影響についてお答えいただきたいと思います。

次に、ゼロカーボンシティについてでございます。

具体的な数値を挙げていただいてありがとうございました。市としての取組達成度は理解できました。

今後は市民の取組も必要かと思えます。例えば、車に乗ることなく、なるべく自転車で移動してほしいとか、市民が生活していく上で意識を高めるような取組、このような実践も進めていただくよう要望してこの質問を終わります。

次に、4番の(1)こどもを誰一人取り残さない社会の実現についてでございます。

こども誰でも通園制度について、さらに説明いただきましたが、定員の空きが出ている地域となると、やはり子供が多い安威川以北ではないと思うんです。安威川以北でもぜひこども誰でも通園制度を実施できるよう、例えば、子育て総合支援センターの一時預かりについても議場で何回も質問させていただいておりますが、利用しづらいとか、あと、実質いつも利用できないとかいう御意見を聞いておりますので、安威川以北においてもこの制度を実施できるよう、しっかり体制を整えていただければと思います。

次に、ヤングケアラーの状況についてでございます。

ヤングケアラーについては、交流サロンを実施されるということです。モデル地区

での実践をぜひ成功させて、できれば1中学校に一つ、地域の居場所サロンを確保できるように、引き続き尽力いただきたいと思います。要望です。

次に、地域福祉施策についてでございます。

引き続き、庁内連携に力を入れていただくとともに、相談支援機関のみではなく、地域の活動団体など関係機関としっかり連携していただき、重層的支援として、地域と支援機関による包括的な支援体制構築を要望してこちらの質問を終わりたいと思います。

次に、高齢福祉施策についてでございます。

1970年代前半生まれの団塊ジュニア、私もですし、多分、市長も該当されると思います。私たちが高齢者となる2040年には、認知症の患者数も600万人弱、584万人に達すると予測されており、軽度認知障害、通称MCIを含めると約1,200万人になるとも言われております。ますます厳しい社会情勢の中で深刻な問題となっていくことが予想されます。地域全体で支える仕組みづくりも大事なんですけれども、私、先日「ケアニン」という映画を見まして、その中では認知症の人も活躍できるような仕組みをつくっておいりました。そういった生きがいを持って生きていける環境づくりも併せて検討いただければと思います。

次に、がん罹患患者に対するアピアランスケアについてでございますが、去年は、梅田で乳がん検診できるクリニックを増やすなど、がんを早期発見するための検診の受診機会の増加も実施されております。それで、がんになってしまった方に寄り添った対策をさらに推進していただくよう要望し

てこちらの質問を終わります。

次に、教育についてでございます。

自らが社会のつくり手となり、持続可能な社会を維持・発展させるための学校づくり。

摂津市内にも中小企業は4,000社あります。働く場と暮らしが近接しているこの摂津市の特色を生かして、キャリア教育の推進を要望してこの質問を終わりたいと思います。

次に、通学路の問題です。

先日、説明会を開催されたとのことですが、鳥飼東小学校の保護者からは、スクールバスの導入をしっかりとやってほしいとたくさん意見があったと思います。ぜひ取り入れていただきたいと思います。

次に、活力ある産業のまちづくりについてです。

支援制度が非常に充実していることは理解できました。ぜひ、起業するなら、事業を始めるなら摂津市を選んでもらえるよう、この制度の充実についてもしっかり発信していただきたいと思います。

次に、計画を実現する行政経営についての財政の健全化についてでございます。

新たな収入の確保といったことも言及されていたんですけれども、行政として、住民サービス削減以外で新しい収入の確保はなかなか難しいと思うんです。これも非常に難しいかもしれないんですけれども、徳島県の上勝町は、ごみゼロを掲げて、市民自身のごみの分類をしてごみの回収費用などを削減しているということもありますので、そういった市民が努力することで収入を増やせるような仕組みもぜひ考えていただきたいと思います。こちらは要望でございます。

DXについてでございます。

他市での利用率を調べた上で、低いものをオンライン化したりとか、いろいろ工夫されていると思いますので、ぜひ摂津市でもオンライン化をしっかりと進めていただきたいと思います。

最後に、嶋野市長の掲げるウェルビーイングなまちづくりについては、市民と協働する行政がキーポイントになってくるかと思えます。ぜひ摂津市で実践するために、まずは中間支援の構築を強く要望して、民主市民連合代表としての私の質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○三好義治議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 埼玉県での道路陥没事故を受けての取組と、管路の修繕・更新費用が水道事業経営、水道料金に与える影響についての御質問にお答えいたします。

令和7年1月28日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けて、本市では、口径2メートル以上の摂津市が管理する公共下水道管路及び大阪府が管理する流域下水道管路の緊急点検を実施し、異常がないことを確認しておりますが、これらの管路は、毎年計画に基づき実施する点検、調査においても、修繕などの必要がない状態であり、今回の緊急点検の結果と併せて、点検、調査による評価も上下水道部ホームページに掲載し、広く市民にお知らせしているところであります。

次に、上水道管路につきましては、高度成長期の昭和40年代から昭和50年代にかけて集中して整備を行った管路が一斉に法定耐用年数を迎えた結果、毎年度実施している管路更新の進捗以上に老朽化の速度が速く、管路の老朽化が進行し、併せて有収率も低下している状況でございます。そのため、令和6年度に人工衛星画像のA I

解析による漏水調査を新たに実施するなど、先進技術を活用しながら、漏水調査から修繕までを効率的に実施しております。

しかしながら、水道事業経営につきましては、令和5年度末時点において、法定耐用年数40年を超過した上水道管路全てを更新するためには、令和10年度までの4年間で約332億円の費用が必要であるとの試算となっており、現在の経営状況ではこの更新需要に対応することは困難な状態となっております。

そこで、令和6年度に中間見直しを実施しております水道事業経営戦略においては、今後水道事業が目指すべき姿に対して、将来の収益見通しや、投資とその財源のバランスを考慮し、更新投資額を約45億円まで削減した投資計画を検討しております。この投資計画を基に財政シミュレーションを行った結果、令和9年度に改定率26%の料金改定が必要との試算となりました。

これらの試算結果を踏まえ、より一層の経営努力を続けてまいります。将来にわたって安定的な水道事業運営を持続するために必要な財源を確保するため、現行水道料金の在り方についても検討してまいります。

○三好義治議長 西谷議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時57分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 三 好 義 治

摂津市議会議員 村 上 英 明

摂津市議会議員 水 谷 毅

摂津市議会継続会会議録

令和7年3月4日

(第3日)

令和7年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

令和7年3月4日(火曜日)
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員 (16名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	9 番	弘 豊
10 番	増永和起	11 番	三好義治
12 番	西谷知美	13 番	塚本 崇
14 番	出口こうじ	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	嶋野浩一朗	副 市 長	山本和憲
教 育 長	若狭孝太郎	市 長 公 室 長	平井貴志
総 務 部 長	石原幸一郎	生 活 環 境 部 長	吉田量治
保 健 福 祉 部 長	谷内田 修	建 設 部 長	永田 享
上 下 水 道 部 長	末永利彦	教 育 委 員 会 長	安田信吾
教 育 委 員 会 長		教 育 総 務 部 長	
こども家庭部長	大橋徹之	監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	溝口哲也
消 防 長	松田俊也	総 務 部 理 事	丹羽和人
生 活 環 境 部 理 事	西川 聡		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	荒井陽子	事 務 局 次 長	森口雅志
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

1,

代表質問

日本共産党 増永 和起 議員

自民党・市民の会 光好 博幸 議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○三好義治議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、南野議員及び弘議員を指名します。

日程1、代表質問を行います。

順次質問を許可します。

増永議員。(拍手)

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 それでは、日本共産党議員団を代表して質問を行います。

最初に、物価高騰から暮らし、営業を守り、市民とともに進める市政運営について、4点質問いたします。

一つは、引き続く物価高騰が市民生活等へ与える影響についてです。

国の新年度予算案は、史上最高の税収の下でも、国民の暮らしの苦難に全く応えようとはしていません。その一方で、軍事費を8.7兆円と異常に突出した大軍拡予算であり、大企業支援や原発回帰など、財界、大企業優先の予算となっています。物価高で苦しむ国民の暮らしに冷たく背を向けています。

社会保障は、今問題になっている高額療養費の改悪など、自然増を1,300億円も削減、年金は物価高騰に追いつかない実質削減となり、介護職員の不足や介護事業所の倒産、廃業、医療機関の経営悪化や医療従事者の賃下げなど、介護、医療の危機を打開する手だては何ら打たれていない状況です。また、中小企業予算は僅か0.1%増の1,695億円にすぎず、賃上げ支援も価格転嫁対策もまともに取り組もうとしていません。その結果、実質賃金は3年連続で低下し、ピーク時の1996年と比べて年収で75万円も減少しています。

市長は、誰もが幸福を実感できるまちの

実現に向けて全身全霊で取り組んでいくと述べられています。最も身近な基礎自治体として、今日最大の課題、物価高騰から市民の暮らしを支え、守ること、これに全力を尽くすべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

二つ目に、摂津市の財政運営と市民負担の軽減についてです。

本市は、約20年前、このままでは第2の夕張市になるとして、過去最大の公共料金値上げをはじめ、様々な市民生活関係の施策をばっさり削り、二つの小学校を廃校にしました。今度は、急激な物価高騰を最大の理由にして、鶴野地域の再編計画の延期、(仮称)摂津市財政健全化プランの策定を行おうとしています。

日本共産党は、この間、大阪府内でもトップクラスの財政力を生かし、市民の暮らしと営業を守れと指摘してきました。本市としても、そういう認識の下で、正しく恐れながら毎年中期財政見通しを立ててきたのではないのでしょうか。それが、にわかには財政危機だと言われても、単に物価高騰という理由だけでは理解できません。昨年の選挙で市長が掲げられた学校給食費無償化に反して、僅か1,540万円の増収にしかならないのに給食費の引上げを行おうとする、また、水道料金を3年後、26%引き上げる計画も出されていますが、今日の市民生活の深刻さに対する認識はないのでしょうか。

約20年前に比べて、市の借金、市債は半分に減少しています。物価高騰から市民の暮らしを守る財政運営こそ行うべきです。市長の見解を求めます。

三つ目に、市民とともにつくる「つながりのまち」についてです。

長年にわたって協働のまちづくりの取組

が進められてきました。さらに、総合的かつ計画的に推進するためとして、本議会に協働のまちづくり推進条例が提案されています。

しかし、この間、市民参加という点でも、情報公開という点でも、協働という問題に対する市としての認識が問われる出来事がありました。

一つは、摂津市協働のまちづくり推進条例に対するパブリックコメントについてです。パブリックコメントの期間は12月28日から1月27日でしたが、閲覧場所である公共施設が年末年始の休館中を含んでいるという設定は、本気で市民の意見を聴く気がないと思われても仕方がありません。

もう一つは、中学校給食センター建設を含め、鶴野地域の公共施設再編計画の延期決定に関する問題です。私たち議員も1月に入って突然口頭で知らされた決定でしたが、職員の多数も知らなかったのではないのでしょうか。住民への説明もなしに結論を出し、議会への資料提供も大幅に遅れるなど、物事を進める基本姿勢に疑問を持たざるを得ません。情報公開し、共に議論し、方向性を確認しながら決定していくという姿勢がなければ、協働のまち、つながりのまちの言葉が空虚に聞こえます。市長の見解を求めます。

四つ目に、次期摂津市行政経営戦略の改定についてです。

旧来の総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化して策定された現行の行政経営戦略は、策定の背景について、人口減少、少子高齢化、SDGsの取組、コロナ後の変容、自然災害、地球温暖化等々を挙げ、課題別の目標、KPIを設定し、取り組んできました。この5年間の到達の

評価についてお聞きします。

また、市長は、市政運営の基本方針で、昨今の社会経済情勢として、急激な人口減少と歴史的な物価高騰という二つの大きな変化があると指摘されましたが、改定に向けての課題についてお聞きします。

次に、子育て・教育環境の充実について、5点質問いたします。

一つは、学校給食の無償化、中学校における全員給食についてです。

今、全国的に学校給食の無償化が広がり、今国会では国もその方向で動き出そうとしている中で、今回の給食費値上げは流れに逆行するものと言わなければなりません。市長自身も昨年の市長選挙の前には無償化を掲げておられただけに、この値上げ提案に市民の期待は裏切られたと言うほかありません。再度、市長の考えをお聞きします。

また、中学校給食センターの建設延期に伴って、2026年度3学期からの全員喫食の開始予定については、当面、民間調理場での対応を検討すると聞きましたが、小学校給食で実践してきた摂津市のよさ、温かくておいしい安全・安心の給食が実現できるのか、お聞かせください。

二つ目に、中学校での35人以下学級の実現と教職員の体制についてです。

子供たち一人一人に目が行き届く豊かな教育、教職員体制の強化や教育環境を充実させる点からも、長年求めてきた小学校における35人以下学級の段階的な実施が新年度で6年生まで対象になり、ようやく小学校では全学年で実現します。併せて中学校においても早急に実施すべきと繰り返し求めてきましたが、この点についての現状と教育委員会の見解についてお聞かせください。

三つ目に、学校行事としての万博遠足についてです。

大阪・関西万博の児童・生徒無料招待事業をめぐっては、報道されているように、お隣の吹田市で教育委員会が参加の取りやめを発表し、これまでも交野市や熊取町など大阪府内各地で参加を見送る方向が出ています。日本共産党としましても、これまで安全性を問う議会質問や申入れなどをさせていただき、教育長も危険が及ぶ場合は行かせることはできないと述べておられたわけですが、現状では、学校行事としての遠足で、参加も各学校での判断になっていると聞きます。

吹田市教育委員会は、大阪府の教育庁に対して出した質問に十分な回答が得られず、熱中症対策や児童が団体に動く際の動線の安全性に不安があると不参加を決めた理由を挙げていましたが、摂津市教育委員会として、4月の開幕が迫った現状で安全と捉えられているのかどうか、見解をお聞かせください。

四つ目に、「こども誰でも通園制度」と待機児童対策についてです。

新年度からこども誰でも通園制度を実施する民間保育施設に補助をするとのことですが、さきの質問でもあったように、保育の利用申込みをしても受入先が決まらない待機児童が残される中で、保育所の整備、保育士の確保の課題は待ったなしと言えます。新たなこども誰でも通園制度よりも、まずは待機児童解消の課題を優先に取り組むべきと考えますが、見解をお聞かせください。

五つ目に、子どもの貧困対策についてです。

昨年、大阪府と共同で取り組んだ子どもの生活実態調査は、子供の貧困に関わる実

態についても焦点を当てて取り組まれたものでした。その結果も踏まえて、今回、「第1期摂津市こども計画～こどもまんなかプラン～」が策定されますが、改めて、子供の貧困に対する問題意識と計画に盛り込まれる内容についてお聞かせください。

次に、いのち・くらしを守る制度について、4点質問します。

一つは、国民健康保険についてです。

国保は、国民の命と健康を守る社会保障制度です。2018年度から国保法が変わり、都道府県も市町村とともに保険者となる都道府県化がスタートしました。何のための制度改正だったのか、お答えください。

また、大阪府は、法にはない保険料や減免制度の統一を運営方針に盛り込み、市町村の自主性を奪う府内統一化を進めました。府内統一化に何のメリットがあるのか、お答えください。

二つ目に、高齢者にやさしい環境づくりについてです。

物価高騰が高齢者の暮らしを押し潰しています。しかし、市政運営の基本方針で市長はニーズ調査等しか語られませんでした。市長が掲げるウェルビーイングの実現のためにも、高齢者の暮らしを支える経済的な支援が必要ではないでしょうか。

三つ目に、権利としての生活保護についてです。

物価高騰で生活保護を利用する人が増加しています。権利としての生活保護を周知し、必要な人が漏れなく受給できる体制が必要です。また、安倍政権時の保護基準引下げを不当とする「いのちのとりで裁判」で、高裁でも勝訴が相次いでいます。不当に引き下げられた保護費で生活を切り詰める利用者の苦しみへの認識についても伺い

ます。

四つ目に、生活に欠かせない水道の料金についてです。

水道は生活していく上で欠かせないものなのに、北摂一高い上下水道料金が市民の暮らしを圧迫しています。特に子育て世帯では負担感が大きく、子供二人の世帯で2か月で3万円もかかるという話も聴きます。高過ぎる上下水道料金への市長の認識を伺います。

次に、住民参加、安心のまちづくりについて、五つの角度から質問します。

初めに、地域防災力の向上について、4点お聞きします。

第1に、地域防災計画です。改定時期が1年延期されました。災害リスクが高まる中、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階に応じて対策が講じられる本計画の改定は極めて重要です。1年延期となった要因、課題及び2025年度の策定に向けた見通しをお聞きします。

第2に、住民参加でつくる避難所運営マニュアルや地域版防災マップの作成についてです。これまで、三宅地域や鳥飼北小学校区など一部地域において始まっていますが、これらの取組を早期に全市に広げる必要があると考えます。市長の見解を伺います。

第3に、避難所におけるトイレについてです。避難所の避難者の尊厳を守るというスフィア基準に基づいた避難所整備にトイレ整備は大変重要です。国の2024年度補正予算で新設された新しい地方経済・生活環境創生交付金は、トイレカー導入など避難所の生活環境改善に使えるとのことですが。清潔で安心して利用できる避難所トイレについてのお考えをお聞かせください。

第4に、ペット同行避難についてです。

犬や猫などペットを飼育している人にとって、ペットは家族同然で、ペットを置いて避難できないと思い悩む方が多くいらっしゃいます。一方、動物が苦手な方、アレルギーのある方も多くいらっしゃいます。災害時、避難所におけるペットへの対応について、平時よりしっかりと整理しておく必要があると思います。見解を伺います。

二つ目に、摂津市地域公共交通計画の具体化に向けた取組です。

本計画を実効性のあるものにするためには、開かれた協議会での議論とともに、公共交通に責任を負う摂津市の役割と幅広い住民参加の保障が大変重要であると考えます。計画の具体化に向けた認識を伺います。

三つ目に、鳥飼まちづくりグランドデザインについて、3点質問します。

第1は、計画策定段階における市民参加の取組と課題についてお聞きします。

第2に、鳥飼のまちづくりの土台である防災の観点、その具体策としての河川防災ステーションと高台のまちづくりにおける進捗と今後の取組をお答えください。

第3に、鳥飼東小学校の鳥飼小学校への統合に向けた当事者参加の取組についてお聞きします。

統合まであと1年と迫ったこの時期に、保護者、学校施設を利用されている地域住民などから疑問や不安の声が上がっています。とりわけ学校が配置される鳥飼東小学校保護者から、通学路の安全や通学バスなど懸念される事項についての協議や相談の機会がなく、保護者など当事者不在で物事が決定してしまうのではないかとという疑問や不安の声が上がっていることは見逃せません。この間の統合に向けた住民参加の取組についてお聞きします。

四つ目に、誰もが安心して利用できる公園のあり方についてです。

市内には、都市公園42か所、ちびっこ広場97か所が存在し、それぞれ特徴を生かし、小さい子供から高齢者や障害のある方まで憩えるスペースにしていくことがまちづくりにとって大切だと考えます。一方で、利用者の安全や隣接住民の環境保全から、ボール遊び禁止事項や利用制限などが掲示されている公園も少なくありません。子供たちが伸び伸びと遊べることと小さい子供や高齢者が安全に利用できることが対立ではなく共存できるようなルールづくり、公園整備が必要だと考えます。市役所内で公園の在り方について検討されていると聞きますが、市長の見解を伺います。

五つ目に、上下水道管の安全性と更新計画についてです。

埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没事故を受け、下水道管の問題と併せて水道管の老朽化対策などが連日のように報道されました。市民の皆さんからも摂津市の上下水道は大丈夫かとたくさんの声が寄せられましたが、とりわけ安全性についての状況をお聞かせください。

次に、PFOA汚染問題について質問します。

PFOA等に関する認知、関心が高まっています。ダイキン工業株式会社は、恒久的な流出防止策として遮水壁工事を行っています。第4回定例会での私の質問に対する生活環境部長の答弁は大変不可解なものでした。遮水壁は、第1帯水層の下の粘土層までの壁で、遮水壁と粘土層で汚染水を閉じ込めるとのことですが、粘土層の下の第2帯水層も2007年の時点で3万2,000ナノグラム毎リットルと高濃度であったことが大阪府の発表で明らかにな

っています。粘土層から漏れているのではないかと聞いても、以前の値は聞いているが、粘土層は不透水層で水を通さないと繰り返すばかり。では、以前はなぜ漏れたかと聞いても、説明を受けていないとの答弁でした。こんな矛盾した答弁でよいのでしょうか。市長は矛盾を感じないのか、ダイキン工業株式会社に説明を求めようと思わないのか、お尋ねします。

血液検査を求める声が市民から上がっています。環境省も対応の手引きで血液検査を実施することも考えられると言っています。摂津市は、健康への指針を求めるなど国に要望されていますが、国内の知見を集めるためには、全国一高濃度で地下水からPFOAが検出されている摂津市で血液検査を行い、知見の集積に寄与すべきではありませんか。

最後に、人権・平和を大切にすまちづくりについて、2点質問します。

一つは、女性の人権を守り、誰もが自分らしく生きられる市の取組についてです。

性暴力の被害者は女性だけではなく、数では女性の被害が圧倒的に多く、現代社会における女性の地位の低さを表しています。性暴力は魂の殺人とも言われ、被害者の迅速な救済が求められます。

大阪で唯一の性暴力救援センター大阪SACHICOは、移転を余儀なくされ、病院拠点型のワンストップ支援センターではなくなります。摂津市は、大阪SACHICOを病院拠点型にと求めるべきではないでしょうか。

また、誰もが自分らしく生きられる社会の実現が必要です。同性婚の法制化が進まない中、それに代わるパートナーシップ条例をつくる自治体が増えています。摂津市でも実施を求めますが、いかがでしょう

か。

二つ目に、戦後80年にふさわしい非核・平和の取組についてです。

昨年、日本原水爆被害者団体協議会はノーベル平和賞を受賞しました。その理由は、核兵器のない世界を実現するために努力してきたこと、核兵器が二度と使われてはならないことを目撃証言を通じて示してきたことでありました。

3月3日から7日までの予定で核兵器禁止条約の第3回締約国会議が開催されています。核兵器の非人道性について議論する場として大変重要な会議です。しかし、残念ながら日本政府はオブザーバー参加を見送りました。

1月開催の第12回平和首長会議国内加盟都市会議総会では、戦後80年の取組について、戦争体験者や被爆者の方々が非常に高齢になる中で、若い世代への平和学習の展開を確認されました。

市長は、市政運営の基本方針で、本年はさらに多くの人々と平和の思いを共有していけるように取り組むと述べられましたが、本市としての戦後80年の平和の取組についてお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

○三好義治議長 答弁を求めます。市長。

(嶋野市長 登壇)

○嶋野市長 それでは、日本共産党、増永議員の質問にお答えいたします。

教育関係は若狭教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

物価高騰による市民生活への影響に対する認識についてでございます。

近年の急激な物価高騰につきましては、直近でも米や野菜の価格高騰などに見られるように今も続いており、市民生活に大きな影響を及ぼしております。一方で、物価

高騰の一つの要因となる賃金の上昇につきましては、今後、我が国の経済に好循環をもたらすものではないかと期待もしているところであります。

そのような状況におきまして、住民に最も身近な基礎自治体の役割といたしまして、社会経済情勢の変化に取り残された方々にしっかりと寄り添い支援していくことが重要であると考えております。そして、真に必要なサービスを市民にしっかりと提供していくとともに、それを可能にする持続可能な行財政運営を確立していくことが必要であります。引き続き、物価高騰による市民生活への影響を注視し、必要な取組の検討を進めていきたいと考えております。

なお、物価高騰につきましては全国的な問題でもございます。国に対する取組の強化、財源の確保等の要望も含め、地方自治体間で連携していくことも重要であると思っております。

財政についてお答えいたします。

令和7年度予算は、過去最大の予算規模になるとともに、主要基金からの多額の繰入が続いているという状況であります。本市では、森山市長時代に大胆に行財政改革が進められ、財政危機を克服した経験があります。現在の財政状況は、かつての状況までには至っておりませんが、だからといって、このタイミングでさらに踏み込んだ対応を取らなければ、かつての状況に陥ることも想定されます。今後の社会経済情勢は大変に不透明なものであり、そのような中、市民生活を守っていくためには、以前よりも厳しい目線で行財政の展望を描いていかなければなりません。そのような考えから、(仮称)摂津市財政健全化プランの策定に取り組んでまいり所存であります。

つながりのまちについてお答えをいたします。

本市では、摂津市行政経営戦略におきまして、協働社会への転換を目指しております。パブリックコメントにつきましては、市民等への情報公開や議論を推進する重要なツールでありますので、より多くの方々に御覧いただけるように創意工夫を続けていく必要があると考えます。

次に、環境センターの解体や給食センターの建設等の延期につきましては、現下の物価高騰の影響等を踏まえ、一旦立ち止まって検討する必要があると判断したことから、これまで関連のプロジェクトを進めてきた関係課等を交え議論し、最終的に市政を預かる者として工事を延期する決断をしたものであります。市政運営におきましては、市長として責任を持って決断しなければならない場面もあり、今回はそういった場面であったと捉えております。地元住民の皆様方に対しましては、早急に周知していくとともに、御理解をいただけるように取り組んでまいります。

行政経営戦略の取組の評価、そして改定に向けてであります。摂津市行政経営戦略につきましては、基本計画本体と各分野計画との関係性が分かりやすく整理され、全庁的な進捗管理が図りやすくなるなど、効率的な計画行政の推進につながっているものと評価をしております。また、人と人とのつながりを育むことを基本構想に据えたことは、誰にとっても分かりやすくまちづくりの方向性を示すとともに、特に、社会経済活動が制限されたコロナ禍におきまして、人々の心の支えにもなったものと考えております。

次期行政経営戦略の策定に当たりましては、加速する人口減少や急激な物価高騰な

ど時代の変化を踏まえながら、ウェルビーイング、持続可能な行財政運営、今後も重要になるであろう人と人とのつながりなど、様々な角度からまちづくりの方向性について検討していくことが必要であると考えております。

学校給食でありますけれども、学校給食費につきましては、これまで市で負担していた学校給食費の物価高騰分が令和7年度から保護者に負担をしていただくこととなります。学校給食費につきましては、学校給食法に基づく対応が求められており、物価高騰が今なお続いている中、市ではさらなる給食費の改定を余儀なくされております。しかしながら、令和7年度は、この1年の物価高騰による急激な保護者負担の増加を避けるため、引き続き市で負担することとしたものであります。

給食の無償化につきましては、子育て支援を取り巻く状況を踏まえ、他の子育て支援施策と比較をしながら実施すべきかどうか判断をしていく必要があると考えております。

国民健康保険制度でありますけれども、この制度は、国民皆保険の基礎をなす社会保障制度である一方、医療費水準が高いなどの構造的な課題を抱えております。それゆえ、国に対しては万全の財政措置を講じるよう要望するとともに、より安定的な体制を目指し、広域化を推進しているところであります。平成30年度から始まりました都道府県単位での広域化では、医療費を都道府県である大阪府が賄う仕組みとなったことから、特に医療費水準が高い本市においては、医療費の保険料への転嫁を抑えることができっております。加えて、令和6年度から保険料率等も統一化され、大阪府内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ

世帯構成であれば同じ保険料になり、被保険者間の負担の公平性の確保が実現されており、いずれも大変意義のあることであると捉えております。

高齢者に対する経済的支援についてお答えをいたします。

これまで、住民税非課税世帯等に対する物価高騰支援給付金事業などの取組を行ってきたところでございますが、物価高騰の終わりが見えない中、刻々と変化する社会情勢に適応していく必要がございます。引き続き、持続可能な財政運営にも配慮しながら、真に必要なとされる方に必要な支援を届けられるよう、的確に財源を振り向けつつ、一人一人が支援を受けずとも、身体的・精神的・社会的に満たされ、さらにやりがいを感じる地域づくりを進めていきたいと思っております。

生活保護についてお答えいたします。

生活保護制度は、日本国憲法第25条に、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されており、この権利を具体的に実現するための制度であると認識しております。

生活保護費の基準引下げに対する裁判が起こされていることにつきましては、先日も福岡高等裁判所で判決が出されており、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

被保護世帯をはじめ、生活に困窮されている方には、引き続き生活保護法や生活困窮者自立支援法などに基づき、必要な支援を行ってまいります。

上下水道料金に対する認識についてでございます。本市の上下水道料金につきましては、大阪府内43市町村で比較いたしますと、1か月当たり使用量20立方メートルの水道料金は、安価順で19番目、下水

道使用料は安価順で18番目となっております。平均を下回る水準であると認識しております。

市民生活において必要不可欠な上下水道事業を将来にわたって安定的に提供していくためには、老朽化した施設の更新や耐震化に取り組んでいくとともに、そうした取組を着実に進めていくため、上下水道料金の適正化を図っていくことが必要であると考えております。

地域防災力の向上についてでございます。

まず、地域防災計画の改定時期の延期についてでございます。

従前の計画よりも実効性の高いものとするため、より詳細に各部署の役割の明確化を図ることから時間を要しておりますが、令和7年度中に改定作業が完了するように進捗管理をしっかりと行ってまいります。

次に、避難所運営マニュアル、地域版防災マップについてでございます。

令和5年度から作成に取り組んでおり、自主防災組織や防災サポーターをはじめ、多くの方々に御参画いただきながら作成しております。いずれの取組も、この2年間のノウハウを生かし、内容を充実させながら、できるだけ早い整備を目指してまいります。

続きまして、避難所のトイレ整備に関する考え方であります。

本市では、避難所のトイレ対策といたしまして、各小中学校に10基ずつマンホールトイレの整備を進めており、携帯トイレも備蓄していることから、これらと併せてさらにトイレカーを導入する予定はございません。

次に、避難所に係るペットの同行避難に対する市としてのスタンスについてであり

ます。

新たに作成しております避難所運営マニュアルの中で、ペットの同行避難を前提に作成を進めておりますが、ペットの同行避難につきましては、多くの市民の理解を得ていかなければならないと考えております。

摂津市地域公共交通計画の具体化に向けた市の役割、住民参加の認識についてでございます。

これまで、摂津市地域公共交通計画の作成に当たり、摂津市地域公共交通協議会や分科会、市民委員との意見交換など、多様な関係者と取り組んでまいりました。さらに、本市が先進事例の研究を提案し、分科会で視察が実現するなど、関係者との信頼関係を構築し、合意形成を円滑に進める役割を果たしてまいりました。

計画の具体化には、公共交通の利用者である市民の意見が重要であると考えております。そのため、本協議会の下部組織である分科会におきまして、市民委員との意見交換や地域でのワークショップなどを通じて広く意見を聴取してまいります。

鳥飼まちづくりグランドデザインの市民参加に対する認識、そして課題についてでございます。

鳥飼まちづくりグランドデザインでは、住民の皆様と地域の現状や課題を共有し、まちづくりの計画段階から参加いただく形で進めております。これまでも、多くの方々に参加いただくために、周知方法での工夫や、大阪成蹊大学の学生からの提案を受けるなど、若い世代からの意見も伺っております。また、説明会等でいただいた意見等を広く皆様方に知ってもらうことを目的にグランドデザイン通信を発行するなど、鳥飼まちづくりグランドデザインに関

心を持っていただくための工夫を行っております。しかしながら、参加者の固定や若年層の参加が少ないなどの課題がございますことから、さらに多くの方々からの声を聴くための工夫が必要であると考えております。

鳥飼地区河川防災ステーションの進捗と高台まちづくりの考え方についてでございます。

河川防災ステーションの進捗状況であります。用地取得については、国と連携をしながら、関係権利者と用地取得に向けた補償協議を進めております。また、河川防災ステーションの設計について、国では既存の水路や堤防横道路の取扱いについて設計が行われております。

高台まちづくりにつきましては、水害発生時には、市民の皆様方には浸水しない安全な場所への事前の広域避難を原則としておりますが、特に広域避難が困難な避難行動要支援者の生命と身体を守るための高台にした避難場所をまちづくりと一体となって確保するもので、その避難場所である高台をネットワーク化し、長期化する浸水被害から、さらに安全な場所に避難・救出を行うことで、市民の安心・安全を確保できる体制構築を図っていくものであります。

誰もが安心して利用できる公園についてでございます。

公園に対しましては、日常的な利用にとどまらず、地域の交流やにぎわい創出の場として活用することが求められるなど、ニーズは多様化・複雑化しております。一方、現状といたしましては、公園は自由利用が基本であり、利用者のモラルとマナー遵守は欠かせないところでございますが、地域の要望等により禁止行為を啓発する看板を設置せざるを得ない状況もあります。

このような中、特色のある公園やルールづくりといった取組を進めていくに当たりましては、公園利用者や近隣の方々などの意見を幅広く捉え、反映させていくことが必要と考えております。そのために、ワークショップ等により住民主体で議論していただくなど、行政主導ではなく住民主導により取り組んでいくことが重要と考えております。

公園は、ウェルビーイングの向上に向けたまちづくりにおいて貴重な施設であると考えており、そのポテンシャルを最大限に発揮させ、多くの方に満足される公園を目指して取り組んでまいります。

上下水道管路の状況と安全性についてお答え申し上げます。

本市の上水道管路の布設時期は、第1次拡張事業を開始した昭和40年代前半から第3次拡張事業を行った昭和50年代後半に集中したことから老朽化が進んでおり、下水道管路は、昭和後期から平成初期に集中したことから、今後、急激に老朽化が進む状況でございます。

埼玉県で発生した道路陥没事故と同様の事案が発生した場合、市民生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼすこととなります。現在、本市においても、市内の下水道管の緊急点検を実施し、異常がないことを確認したところでございます。

上下水道管路の安全性につきましては、上下水道ビジョンに基づき、上水道管路は計画的に更新を進め、下水道管路はストックマネジメント計画による管渠内調査を行い、安全性をしっかりと確保してまいります。

PFOAについてお答え申し上げます。

PFOAについては、規制基準が定まっておらず、市内化学メーカーへは大阪府と

ともに自主的な取組を促しているところであります。その対策の一環として、市内化学メーカーは、恒久的な流出防止対策として、専門家の指導の下、遮水壁設置に着手をされております。遮水壁の設置に当たり、地層の状況を加味した上での対策を決断されておりますので、その効果を大阪府とともに確認してまいりたいと考えております。

また、平成19年の調査で、第2帯水層から3万2,000ナノグラム毎リットルの濃度が検出されたことは把握しておりますが、敷地内の濃度につきましては、引き続き、リスクコミュニケーションの観点から自主的な開示を求めてまいりたいと考えています。

次に、血液検査についてでございます。

PFOA及びPFOAに関する対応の手引き（第2版）におきまして、疫学研究のための血液検査についての記載はありますが、知見の集積、疫学調査は国の役割であり、国は令和6年度にパイロット調査を、令和7年度は大規模調査を実施するというところで予算案を作成されています。また、国による血液検査の公定法も定められておりません。今後、基礎自治体として国からの調査の協力要請があれば、市としてしっかりと協力していく考えであり、今後も国の動向を注視してまいります。

大阪SACHICOの在り方とパートナーシップ制度の必要性でございます。

大阪SACHICOの在り方につきましては、ワンストップセンターとしての機能の重要性は強く認識をしております。方向性について、一部報道にありましたように、今後は大阪府の責務として運営されることで、大阪府の施設を拠点として初期的な医療行為の実施を含んだ運営形態な

どについて検討いただいておりますので、詳細につきましては引き続き動向を注視してまいりたいと考えております。

パートナーシップ制度につきましては、性の多様性を尊重し、一つの人権問題として捉える必要があると思います。本制度は、国における制度構築がより望ましいと考えておりますことから、国の基本計画の策定動向を注視するとともに、その内容を踏まえた本市の取組について検討していきたいと思っております。

本市におきましては、これまで、「性の多様性に関するハンドブック」や「ヒューマンライツナウ」などの冊子の配布、男女共同参画センターにおける講座を通して性の多様性に関する啓発を行っており、今後も継続して情報発信をしてまいりたいと考えております。

戦後80年にふさわしい非核・平和の取組についてでございます。

戦後80年が経過をし、戦争体験者や被爆者の高齢化、世界情勢の混迷が深まる中、悲惨な戦争の記憶を閉ざさないよう、若い世代に継承し、平和を尊重する意識を高めていくことが重要であると考えます。

本市におきましては、毎年、平和月間を中心に、原爆被害に関するパネル展や講演会など、様々な取組を通じて市民への啓発に努めてまいりました。そして、この節目の年を迎え、平和首長会議の一員といたしましても、平和文化の振興に取り組むことは非常に意義深いことであると感じております。

昨年の日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞の受賞を踏まえながら、平和首長会議との連携により、市民一人一人の平和意識の高揚と核兵器のない社会の実現に向けて、より一層取組を進めてまいりま

す。

私からは以上です。

○三好義治議長 教育長。

(若狭教育長 登壇)

○若狭教育長 それでは、教育委員会所管分について御答弁申し上げます。

まず、中学校給食の実現に向けた考え方についてでございます。

中学校給食の全員喫食につきましては、給食センター方式による実施に向け取組を進めてきたところでございますが、鶴野地域の公共施設再編の実施時期見直しを受け、令和9年1月の開始に向けた実施方式について検討を進めております。実施方式につきましては異なることとなりますが、全員喫食の方向性については、令和6年4月に策定いたしました摂津市学校給食センターに係る基本構想・基本計画に規定しております小中一貫した魅力的な学校給食を実現するべく進めてまいります。

次に、中学校における35人以下学級についての御質問にお答えいたします。

35人以下学級編制については、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じてきめ細やかな指導を可能とする指導体制を整備することを目的としており、大変効果のあるものと認識しております。

現在、本市におきましても、加配教員を活用して35人以下学級を編制している中学校もでございます。令和8年度以降、中学校においても段階的に35人以下学級へ定数を改善する方針が文部科学省より示されております。しかしながら、誰一人取り残すことなく子供たちをきめ細やかに支援していくためには、中学校段階においても、より早期に35人以下学級の編制を実現し、それに応じた教職員の定数配置をすることが重要であると考えております。今後

も、都市教育長協議会等を通じまして、国や大阪府に対し早期実現を求めてまいります。

次に、学校行事としての万博遠足の各校の検討状況について御答弁申し上げます。

大阪・関西万博児童・生徒招待事業につきましては、子供たちが万博に行くことで、最先端の技術やサービスに直接触れる貴重な体験を通じて、将来に向けた夢と希望を感じてもらいたいという目的がございます。学校行事として実施することで、家庭環境にかかわらず、多くの子供が万博に行くことができると考えております。

一方で、この事業は、情報が少なく、不安も多い中で進められてきたため、大阪府都市教育長協議会より大阪府教育庁に対し緊急要望書を提出いたしました。その後、随時、万博協会からの情報が更新され、各校についても、その情報や意向調査の回答を受け、実施について検討してきたところです。

その中で、実施日のスケジュールに加え、交通手段や交通費などから実施することが困難であると判断し、現時点で学校行事として万博の招待事業に不参加となった学校もございます。最終的には、これから行われます下見を各学校が行った上で、安全面や不安要素を確認し、最終判断を行うこととなります。子供たちにとってかけがえのない体験につなげてもらいたいと考えております。

次に、こども誰でも通園制度と待機児童対策について御答弁申し上げます。

本市では、保育所等の待機児童解消に向けて、これまでから受皿の確保に努め、北摂各市に比べ高い保育所整備率となっておりますが、高い保育ニーズに受皿の確保が追いつかず、待機児童の解消に至って

ない状況であります。しかしながら、待機児童の解消は最優先の課題であり、鋭意取り組んでいるところでございます。

一方で、こども誰でも通園制度は、子供の成長の観点から、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備することを目的に創設され、令和8年度からは新たな給付制度として全自治体で実施することとなりました。そのことから、本市教育委員会といたしまして、対象となる子供が利用できるよう取組を進める必要がございます。したがって、引き続き、待機児童の解消を優先させながら、こども誰でも通園制度についても、可能となる園等から事業が実施できるよう、実施意向のある園等と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、子どもの貧困についてでございます。

社会における貧困者の割合、またはその深刻度を表す指標は多数ございますが、その中でも相対的貧困率は、国際的に最も一般的に用いられている指標でございます。この相対的貧困率とは、等価可処分所得が集団の中央値の半分に当たる貧困線を下回る人の割合で、令和5年度に実施いたしました子どもの生活に関する実態調査では、本市の調査世帯における相対的貧困率は12.7%でございました。

相対的貧困は、外から見えにくいため見過ごされがちでございますが、経済面のみならず、学習面や生活面、心理面など様々な面において子供のその後の人生に影響を及ぼすものであり、相対的貧困の状態にある世帯に対し、しっかりと目を向ける必要があると考えております。

令和7年度から計画期間がスタートする第1期摂津市こども計画におきましては、

貧困家庭等への支援を施策の方向性の一つに位置づけております。困窮度の高い世帯を中心に、支援を必要とする子供や家庭に支援がきちんと行き届く仕組みづくりに取り組む、これを基本方向としております。関係機関や関係課が連携し、子供の貧困対策に取り組んでまいります。

次に、鳥飼小学校、鳥飼東小学校の統合に向けた当事者参加の取組についてでございます。

両校の統合につきましては、令和4年度から保護者説明会や地域説明会を複数回開催するとともに、鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画策定時のパブリックコメント等を通じ、統合に対する御意見をいただく機会を設けてまいりました。特に、保護者の皆様に対して、具体的な検討段階の情報についても、統合通信で直接情報発信を行い、意見を募ってきたところでございます。

しかしながら、先月開催いたしました保護者説明会の折には、もう少し個別でも御意見を言える場を用意してほしいとのお声もございましたので、そうした対応を今後は実施してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○三好義治議長 増永議員。

○増永和起議員 それでは、2回目の質問を行います。時間が限られていますので、これからは項目を絞って質問します。

1の(2)摂津市の財政運営と市民負担の軽減についてです。

昨日も、(仮称)摂津市財政健全化プランについては、いろいろと議論がされました。

日本共産党は、財政健全化プラン策定については、1、大変な物価高騰の下、市民負担の軽減に努力すること、2、不要不急

の事業は見直すこと、3、国に対し、地方自治体として必要な財源を保障するよう、地方創生臨時交付金の増額を求めること、4、特に上下水道施設の耐震化を加速させるための自治体への交付金の増額を求めること、5、プランの策定に当たっては、職員全体で共有するとともに、信頼性のあるものにすることが重要だと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

2の(1)学校給食費の無償化、中学校における全員給食についてです。

無償化は、子育て世帯を取り巻く状況を踏まえての判断が必要とおっしゃいましたが、昨年度取り組まれた実態調査からも必要性は明らかなです。貧困対策にとどまらない全ての子供を対象にした無償化を、国の制度待ちではなく、早急を実施するよう強く求めます。

また、中学校給食について、日本共産党は、そもそも小学校と同じ自校方式がベストだと主張してきましたが、市は、給食センター方式なら2026年度に全校同時に開始することができる、市の建設する給食センターで小中一貫した魅力的な学校給食を実現すると、センター方式を方針として進めてきました。それが、ここに来て、実施方式を検討し直し、3年間の延期とはいえ、民間業者に委託というのはあんまりです。この点でも、根本に立ち返り、今策定中の第1期摂津市こども計画で目指している子供にとっての最善の利益につながる中学校給食の実施を求めておきます。

2の(2)少人数学級についてです。

教職員の確保の課題や多忙化解消、何より子供たちにとってのよりよい教育環境の整備の点からも、中学校全学年での35人以下学級は必要です。文部科学省の方針では、3年生まで行き届くのに、2028年

度まで待たなければならないこととなります。早期実現に向けて、引き続き国や府へ働きかけを強めるとともに、市としての独自追求も求めておきます。

2の(3)万博遠足についてです。

検討状況と不安材料などを先ほどの答弁で述べられておりましたが、最終的な判断は各学校が下見に行った後に行われるとのこと。その最終判断は学校任せになるのか、教育委員会として責任を持って行われるのか、その点についてはお聞きしておきたいと思います。

2の(4)こども誰でも通園制度についてです。

待機児童の解消や保育士確保の課題が解決していない中でこの制度の開始は、預かる保育所の負担が大きいと懸念の声があります。また、市の関与は限定的で、仮にトラブルがあっても、園と当事者の直接契約のため公的責任を負わないなど、子供の安心・安全が軽視されているとも言えます。まずは、現在ある一時保育を拡充し、必要とする子が手厚い保育を受けられるようにすること、そして、早急に待機児童解消を実現することを求めておきます。

2の(5)子どもの貧困対策についてです。

子どもの生活実態調査で浮き彫りになった貧困率と制度の利用率、捕捉率の乖離について、大きな課題になっていると感じています。この間、就学援助制度の利用率についても繰り返し質問してきましたが、他市では電子申請での受付が可能になっているところも増えてきていると聞きます。本市としても、これらの例も踏まえて、利用率の向上を目指すべきだと思いますが、取組について伺います。

3の(1)国民健康保険についてです。

都道府県が財政の責任を持つことによって、より安定的に運営することが都道府県化の意義であり、大阪府独自の保険料府内統一化で摂津市は医療費の保険料への転嫁を抑えることができているとの市長の御答弁でした。果たして本当にそうでしょうか。市民にとっては連続大幅値上げが続いてきたのではないのでしょうか。

モデルケースでお聞きします。所得210万円、40代夫婦と小学生二人の4人家族で、都道府県化スタート前の2017年度と新年度の2025年度では、保険料はそれぞれ幾らか、どれだけの値上げになったのか、お答えください。

国保料は、連続値上げが続く一方、統一保険料を目指せば、黒字を保険料引下げには使えず、基金に積み上げるしかない矛盾した制度だと指摘してきました。ところが、2023年度の決算では、一転して単年度で4億円の基金から1億円も取り崩して、大阪府に事業費納付金を納めることになりました。摂津市だけではなく、37市町村が単年度赤字だと聞いています。今度は大阪府が大きな黒字で基金を増やしています。都道府県化でかえって不安定な財政運営を強いられているのではないのでしょうか。

3の(2)高齢者支援についてです。

真に必要な人とは何でしょうか。支援がなくても満たされる地域づくりとは何でしょうか。年金削減、物価高騰、保険料、医療費等の負担の増加、多くの高齢者が摂津市独自の支援を今こそ必要としています。認知症への効果も言われる高齢者の補聴器補助金事業を実施すべきではないでしょうか。2022年度に削減された紙おむつ券を復活すべきではないのでしょうか。お答えください。

3の(3)生活保護についてです。

生活保護を利用する人は増加していますが、母子世帯の生活保護利用率が低いと感じています。母子世帯の状況がどうなっているのか、お尋ねします。

3の(4)水道の料金についてです。

市長は、大阪府内の市町村で見ると、安価順で平均以下だとおっしゃいましたが、市民の暮らしの実感とはかけ離れていると思います。今後予想される26%もの料金引上げを適正化などと言っても、市民の納得が得られるでしょうか。今回、ビジョンと経営戦略の中間見直しが示されていますが、26%もの値上げ改定に至った経緯について御説明ください。

4の(1)地域防災力の向上についてです。

行政経営戦略とひもづけられている地域防災計画の進捗状況、評価についてお聞きします。

KPIの一つに、「摂津市は災害に強いまちづくりが進んでいると思う」と回答した市民の割合の目標を令和7年度に80%としています。ところが、様々な防災の取組を進めているにもかかわらず、その実績は毎年のように低下し、令和5年度では29%と最低になりました。その見解と計画改定への影響についてお聞きします。

また、災害発災時に非常時優先業務を実施する職員数の確保が著しく困難であること、業務の精査と職員確保計画などの検討が必要であることを理由に、業務継続計画、通称BCPの作成が遅れていると、3年前、御答弁されていました。地域防災計画改定、応急対策業務マニュアルやBCP作成において、必要な職員確保のめどはついたのででしょうか、お答えください。

ペット同行避難については、要望してお

きたいと思います。

避難所運営マニュアルにおいて、ペット同行避難を前提に作成しているとのことですが、広く市民の理解を得るためには、行政の役割がさらに求められています。環境省発行の「人とペットの災害対策ガイドライン」では、飼い主の役割、自治体の役割などをまとめ、自治体が行う人とペットの災害対策を紹介しています。神戸市では、「災害時のペットとの避難ガイドライン」を発行して、飼い主や避難所管理者・運営者に対する心構えを紹介しています。ぜひこうした事例を参考に、摂津市でのペット同行避難への理解を深めていただくよう要望しておきます。

4の(2)地域公共交通計画について、今後の具体的な取組について2点お聞きします。

本計画は、六つの目標と、その目標達成のため13の施策が示されています。

第1に、セッピー号と市内循環バスの運行形態の見直しについて、どのように利用者、地域住民の声を反映していくのか。ワークショップなどの対象については、運行している地域だけでなく、交通不便地域など市内各地で開催し、幅広く市民の声を反映する取組にするべきだと考えますが、見解を問います。

第2に、バス待ち環境の改善です。ベンチや上屋の設置は多くの利用者から要望が出ています。テントが破損し、上屋の骨組みだけが残っているバス停の修繕など、できるところから実施していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

4の(3)鳥飼小学校、鳥飼東小学校の統合についてです。

私たちは統合に反対しましたが、同時に、統合を決定したからには、子供の学ぶ

環境の充実、安全などを前提に、統合に向けた検討・協議を住民参加で行うよう求めてきました。決定事項の丁寧な説明、報告ではなく、検討・協議に当事者として参加できるようにするべきだったと思います。今後、あと1年、保護者や地域住民との協議を行い信頼関係をつくっていくことが、統合後の新しい学校での子供たちにとってよりよい環境をつくる土台だと考えます。今後1年の取組と見解を問います。

また、これまで学校開放事業で施設を利用してきたスポーツ諸団体、地域住民から、学校廃止後の活動拠点の確保など要望書が提出されていると聞きます。学校施設は地域コミュニティの拠点でもあり、統合により生じている問題について寄り添った対応が必要です。代替施設や跡地活用について早急に協議し、暫定利用も含めた代替施設を提示すべきです。いかがでしょうか。

4の(5)上下水道管の安全性と更新計画についてです。

埼玉県での道路陥没事故を受けて、下水道管の緊急点検を行ったとのことですが、その内容についてももう少し詳しくお聞かせください。

また、更新計画については、ビジョンと経営戦略の中間見直しにおいても、更新目標を費用面から圧縮するものとなっていて、料金収入のみで更新費用を賄うのはどだい無理な話と言えます。本来、暮らしに直結する公共事業である上下水道の整備や更新に対しては、国がもっと財政的な支援を行うべきと考えますが、市として国に対して声を上げていくことへのお考えをお聞かせください。

5、PFOA汚染問題についてです。

市長御自身が2007年の第2帯水層の

高濃度を認識し、ダイキン工業株式会社にリスクコミュニケーションの観点から敷地内濃度の公表を求めるとおっしゃいました。ダイキン工業株式会社は、これまでも遮水壁について自治会等に説明をしてきたわけですから、第2帯水層の問題も説明会を開くよう、ダイキン工業株式会社に市として求めるべきではないでしょうか。

血液検査は国の役割との御答弁でしたが、血液検査をする場合の優位点を書いてあるのは自治体への手引きです。既に岡山県吉備中央町が自治体初の血液検査を実施し、道をつけてくれています。血液検査をせずにどうやって知見を収集するのでしょうか。

最後に、6の(1)大阪SACHICOについてです。

大阪SACHICOの移転先は、こころの健康総合センター建物内で、医療機関ではありません。大阪府の資料を見ますと、初期の医療行為のため医師を配置するとありますが、医師は日中しか勤務せず、不在時は協力医療機関に回す形です。さらに、この協力医療機関に回す場合は、基本的に緊急を要するときと、ただし書が書いてあります。性被害に遭った人の緊急性、医師がいない中で、医師以外の人が判断するのでしょうか。

大阪府は今もワンストップ支援センターと呼んでいますが、既にワンストップではありません。日本共産党はこの問題を何度も取り上げてきました。摂津市は大阪府の動向を見ると言うばかりでしたが、もう黙って見ている場合ではありません。大阪府の責任で病院拠点型の大阪SACHICO、本来のワンストップ支援センターを実施せよと、性被害者の皆さんのためにぜひ声を上げていただくことを強く要望し、2

回目の質問を終わります。

○三好義治議長 答弁を求めます。総務部長。

○石原総務部長 財政運営と市民負担の軽減についての御質問にお答えいたします。

今般、持続可能な財政運営の確立に向け、（仮称）摂津市財政健全化プランを策定していくことにつきましては、さきの答弁でも申し上げたところでございます。

現在、庁内会議で議論を進め、今後、全庁的に財政健全化に向けた取組を進めてまいるところではございますが、過去に実施した摂津市財政健全化計画においては、市税や保険料の徴収体制の強化、人件費の抑制、物件費及び補助費等のゼロシーリング、公債費の通減を図るための市債発行の限度額及び建設事業費枠の設定などの取組を行ってまいりました。

今後の財政健全化においても、歳出の削減だけでなく、収入の確保や組織の見直し、事務の効率化を図っていく必要があると考えております。また、各種使用料、手数料に係る受益者負担の適正化についても、公平性の確保から検証していかなければならないと考えております。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 それでは、万博参加の判断についての御質問にお答えいたします。

万博遠足については、希望日程、交通手段等のほか、保護者負担額など各校の状況は様々であり、万博協会より示された意向調査の回答結果や下見を基に学校が参加の判断をすることとなります。教育委員会といたしましては、学校が適切に判断できるよう、引き続き相談に応じるなど、学校と連携して対応してまいります。

続きまして、鳥飼小学校、鳥飼東小学校

の統合について、当事者参加の取組についての御質問にお答えいたします。

教育委員会では、これまで、保護者アンケートや説明会、パブリックコメントを通じて得た御意見を基に鳥飼小学校への統合後の課題を整理し、統合協議会において検討を重ねてまいりました。また、統合の決定後は、両校のPTAにお伝えするとともに、協議会の検討内容につきまして、なるべく早く保護者の皆様にお知らせするため、対象校区内の就学・未就学児保護者へ統合通信を発行し、通信各号にはQRコードを添付し、保護者の皆様からの御意見を頂戴しやすいよう工夫もいたしてまいりました。

今後の取組につきましては、先月の保護者説明会でいただきました御意見を基に、丁寧な対応を図ってまいりたいと考えております。

○三好義治議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 就学援助制度の利用率向上に向けた取組についての御質問にお答えいたします。

就学援助の利用率は年々減少しており、令和6年度の利用率は、1月末時点で小学校で15.3%、中学校で19.0%となっております。就学援助制度を御利用いただくため、様々な機会を通じて制度の周知を行い、対象となる全世帯に直接情報が行き渡るよう取り組んでまいりましたが、今後も必要とする家庭が就学援助を利用できるよう、より分かりやすい制度案内に努めるとともに、申請に関する利便性の向上につきましては、他市の事例も参考に研究を深めてまいりたいと考えております。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 保険料と保険制度の安定性についての御質問にお答えいたしま

す。

まず、令和7年度、つまり2025年度の保険料につきましては、一人当たり医療費の伸びに鈍化傾向が見られるなどの要因によりまして、大阪府から示された統一保険料率は令和6年度より引き下げられております。その上で、40代御夫婦、子供二人の4人世帯で、広域化前の平成29年度、つまり2017年度が年間37万3,028円、令和7年度、つまり2025年度が年間45万9,481円で、その差は8万6,453円となっております。

次に、保険制度の安定性についてのお問いでございますが、制度の仕組みといたしましては、ある年度だけを捉えて収支状況がどうだったかということではなく、複数年度の視点で全体の保険料を抑制、平準化し、安定的な財政運営を行っていく仕組みとなっております。

令和6年度からは、年度間の平準化を図るため、大阪府や市町村国保の余剰金を保険料抑制財源に活用する財政調整事業の取組も始まっております。国の制度設計に基づき、適切な保険料率等の設定がなされているものと考えております。

今後におきましても、引き続き、財政運営の責任主体である大阪府には、安定的な保険制度を構築するべく精緻な推計を求めてまいります。

続きまして、高齢者の暮らしを支えるさらなる制度についての御質問にお答えいたします。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりは重要であり、そのための寄り添い支援は基礎自治体の重要な使命であると認識しております。見通しの立たない物価高騰の影響に対処し、高齢者の生活を守るため、今後におきましても、限りあ

る社会資源を効率的かつ効果的に活用し、高齢者を支える仕組みをより強化する取組が必要であると考えております。高齢者への補聴器購入助成制度も含め、高齢者福祉施策全体の中で、時代の変化に応じつつ、限られた資源を効率的に活用し、真に必要な市民サービスの創出につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、生活保護における母子世帯の状況についての御質問にお答えいたします。

本市における母子世帯は、令和4年度は65世帯で構成比5.5%、令和5年度は66世帯で構成比5.4%でございました。なお、令和6年1月末現在は56世帯で構成比4.4%であり、全国の構成比では3.8%となっております。

続きまして、PFOAの知見集積のための血液検査の実施についての御質問にお答えいたします。

各種の基準を定めていくためには、一定、血液検査の実施による知見集積、疫学調査は必要だと考えております。しかしながら、先ほど市長の答弁にもございましたが、そういった大きな動きについては国の役割であると考えており、市独自での血液検査を実施する予定はございません。

国のほうでは、PFASによる健康影響を防止するため、PFASの科学的知見を充実させ、確かな科学的根拠に基づく対策を推進するという目的で約4億円を予算案に計上しており、その中で、令和6年度では100件程度だったパイロット調査を、令和7年度からは1,000件規模での大規模調査に切り替えて実施する予定であると示されております。

繰り返しにはなりますが、こういった国の事業や動きについて注視し、協力要請が

あればしっかりと対応していきたいと考えております。

○三好義治議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 水道料金の改定率についての御質問にお答えいたします。

上下水道ビジョン、水道事業経営戦略、下水道事業経営戦略につきましては、上下水道事業が将来にわたって安定的に事業運営を行うために目指すべき姿と、その目指すべき姿を達成するために令和元年度に策定したもので、令和元年度から令和10年度までの期間における数値目標や取組施策、そして、それらを達成するための財政見直しをお示ししております。計画期間の中間年を経過し、令和6年度に実施している中間見直しでは、現時点での目標達成状況の評価、人口推移、水需要予測、各施設の更新需要などの見直しを行っております。

現在、材料費や労務単価の上昇が続く中、令和5年度末時点において法定耐用年数40年を経過した上水道管路の割合は50.2%となっており、その全てを更新するためには、令和10年度までに約332億円もの財源が、各施設の重要度や優先度を考慮し更新を行うとした場合においても約154億円の財源が必要となりますが、これらの財源を確保することは困難であります。そのため、投資と財源のバランスを保ち、可能な限り投資の平準化を行いながらも、必要な老朽化施設の更新や施設の耐震化を実施することとし、更新投資額を約45億円まで削減いたしました。

また、この投資計画を基に財政シミュレーションを実施しましたが、料金改定を実施せずに事業を行った場合、令和8年度に単年度赤字に転落する試算となりました。そのため、将来にわたって安定した事業運

営を行うために、現金預金残高、単年度損益、企業債残高の三つの要素について目標を定め、それらの目標を達成するために、最低限必要となる令和9年度に改定率26%の料金改定を行う試算をお示したところでございます。

続きまして、埼玉県で発生した道路陥没事故を受けて、本市の対応及び上水道管路の更新目標の見直しと更新費用の国への支援要望についての御質問にお答えします。

令和7年1月28日の道路陥没事故発生を受けて、国から全国の下水道管理者に対して、一定規模以上の下水道処理場に接続する口径2メートル以上の下水道管路について、緊急点検の指示がございました。本市の下水が流入する中央水みらいセンターは、規定の規模に至らないことから、本市に埋設されている下水道管路は緊急点検の対象から外れておりましたが、市民の安全・安心の確保に向けて自主的に緊急点検を実施しております。

その内容としましては、摂津市が管理する口径2メートル以上の公共下水道管路約5.3キロメートルについては、マンホールから管内の調査、舗装面に異常がないか確認をするとともに、大阪府が管理する口径2メートル以上の流域下水道管路約10.1キロメートルについても、布設箇所への舗装面に異常がないかを確認いたしました。今回の緊急点検におきましては、下水道管路に起因する異常や損傷などは見受けられず、その結果につきましては、上下水道部ホームページに掲載し、広く市民にお知らせしているところでございます。

次に、上水道管路の更新計画につきましては、令和元年度に策定しました上下水道ビジョンにおいて、水道管が破損した場合に市民生活に多大な影響がある口径300

ミリメートル以上の基幹管路の更新を中心にしておりました。上下水道ビジョン中間見直しでは、材料価格や労務単価の高騰などにより、目標を達成させるために必要な投資計画が財政計画を上回ることとなり、基幹管路耐震適合率の目標を46%から42%に、鋳鉄管残存率の目標を10%から18%に修正を行い、更新費用を削減しております。

最後に、国からの支援である交付金の要件としましては、給水人口5万人以上の全国平均の水道料金よりも高い事業体になっており、現在は本市の水道料金は全国平均より低いため、交付金の要件を満たしておりません。しかしながら、昨今の物価高騰による更新費用が上昇していることから、積極的に国の交付金などを活用できるよう情報収集に努め、また、あらゆる機会を通じまして国に対して要望してまいります。

- 三好義治議長 総務部理事。
- 丹羽総務部理事 防災施策に関するKPI及び災害対応に係る人員配置についての御質問にお答えいたします。

現行の行政経営戦略の計画期間は令和3年度からとなっており、令和3年度から令和5年度までの間の防災施策に関する主な取組といたしましては、施設ごとの避難所運営マニュアルの作成、避難所への防災用鍵ボックスの設置、小・中学校へのマンホールトイレの整備のほか、淀川河川防災ステーション等の整備促進、小・中学校体育館へのエアコン設置、東別府雨水幹線の整備等に取り組んでおります。

これらの取組を進めているにもかかわらずKPIの数値が低下しておりますのは、各種取組の市民への周知が十分ではなかったこと、及び、水害時には最大で市域の約8割が浸水するため、市外の浸水のおそれ

のない地域へ広域避難をしていただくよう啓発したことなどにより、市民の災害への危機意識が高まっていることなどが要因であると捉えております。

今後は、広報紙、ホームページ、出前講座、自主防災訓練等を通じて防災施策の取組状況をしっかりとPRするよう努めるとともに、これまでの取組に加えて、市の備蓄用品の品目の追加や総合防災演習の実施等の取組を進めてまいります。

次に、災害対応に係る人員配置につきましては、災害対策本部設置時に班体制の再構築、国の応急対策職員派遣制度の活用及び防災協定の締結による受援等により対応してまいりたいと考えております。

また、応援をより円滑に受けるための取組といたしまして、令和7年度の地域防災計画の改定後に、応急対策業務に係るマニュアルの整備、業務継続計画の精査に取り組み、その後の受援計画の作成につなげてまいりたいと考えております。

- 三好義治議長 建設部長。
- 永田建設部長 セッピー号及び市内循環バスとバス待ち環境の改善についての御質問にお答えいたします。

セッピー号及び市内循環バスにつきましては、社会情勢や市民の移動ニーズの変化に対応するため、本協議会において運行形態の見直しが共通認識となったところがございます。見直しに当たりましては、路線バスとの重複を避けるとともに、路線バスの利用促進にもつながる運行形態とすることを前提とし、市長答弁にもありましたように、市民委員との意見交換や鳥飼地域をはじめとするワークショップなどを通じて、広く意見を聴取しながら進めてまいります。また、ワークショップは、多くの公共交通の利用者に参加していただけるよ

う、しっかり周知した上で開催したいと考えております。

バス待ち環境の改善につきましては、利用者からの御要望も多く、バスを快適に利用するために必要であると認識しております。しかしながら、バス停のベンチや上屋を管理運営するバス事業者からは、不採算路線に新たな投資をすることは難しいとの意見が示されました。こうした現状を打開するため、本協議会において、バス事業者や商工会、施設管理者や市民が連携・協働し、バス待ち環境を確保・改善する取組を進める体制を構築したところでございます。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 鳥飼東小学校で学校開放を利用している団体について、今後どのようなのかについての御質問にお答えいたします。

令和7年2月に、鳥飼東小学校の廃校後における施設利用について要望書をいただいたところでございます。その要望書の内容につきましては、利用団体への意見聴取、廃校後の施設利用ができない場合の対応に関するものと認識しており、様々な意見を踏まえつつ検討してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 PFOAに係る市内化学メーカーの取組についての御質問にお答えいたします。

市内化学メーカーの自主的な取組に関する地元への説明については、大阪府が主宰する神崎川水域PFOA対策連絡会議の場を通じて大阪府とともに要請してきたところですが、敷地内の濃度の自主的な開示もこれまで求めてまいりましたが、引き続き、リスクコミュニケーションの観点から、で

きる限りの情報開示の下、説明を実施していただくように促してまいります。

○三好義治議長 増永議員。

○増永和起議員 それでは、3回目の質問を行います。

財政健全化についてです。

財政健全化と言われますが、最も物価高騰に苦しんでいるのは市民です。公共料金の値上げはやめ、市民の暮らしを支える制度を充実させ、住民福祉の増進という市の役割を今こそ果たすべきだと指摘しておきます。

次に、万博遠足についてです。

子供たちの安全・安心のために、教育委員会がしっかりと判断をし、全校で遠足に参加しないことを求めています。

続いて、国民健康保険です。

所得210万円の4人家族で、保険料は37万3,028円から45万9,481円に、何と8万円を超える値上げです。新年度は少し値下げとはいえ、2年前より高い額です。市町村は不安定な財政を強いられる、市民は高過ぎる保険料に苦しめられる。都道府県化も府内統一保険料も百害あって一利なしです。新年度の僅かな値下げでは足りません。大阪府に吸い上げられた1億円を返還させ、保険料を大きく引き下げることを強く要望します。

高齢者支援です。

高齢者の補聴器補助金事業は、府内14市町村が既に実施をしています。摂津市にできないはずがありません。

紙おむつ券の復活は本当に切実です。何度も何度も紙おむつ券は元に戻らないのかと市民からお声をお聴きします。この実施を強く求めておきます。

ウェルビーイングと言われても、生活を支える経済的な支援なしに幸福は実感でき

ないと指摘しておきます。

生活保護における母子世帯です。

保護世帯全体は増加しているのに、母子世帯は減少しています。母子世帯の特に子供たちが心配です。子供の貧困が言われて久しくなりますが、必要な世帯が利用につながっていないのではないかと危惧します。ぜひ他課とも連携をしての積極的な取組を要望しておきます。

ケースワーカーの増員、女性ケースワーカーのさらなる増員も要望いたします。

鳥飼小学校、鳥飼東小学校の統合についてです。

学校統合は、鳥飼まちづくりグランドデザインの具体的な重要課題です。計画策定段階からの住民参加を掲げたグランドデザインの理念が生かされなければなりません。統合によって生じる様々な課題について、当事者を交えた協議、合意と納得の上で物事を決定していく手を重視すべきです。住民不在、置き去りと保護者や地元住民に思わせてしまったこの間の取組についてしっかり検証し、改善を図り、この1年で信頼関係を醸成していただきたいと思っております。それこそが協働のまちづくり、つながりのまちづくりではないでしょうか。最も重視されなければならない子供たちの最善の利益につながるものであると申し上げておきます。

上下水道についてです。

耐震化、老朽化の対策には多大な費用がかかります。市町村が全ての費用は出せません。これについては国にしっかりと責任を求めるべきだと思っております。そして、この歴史的な物価高の下で、市民負担を増やすのではなく減らす、水道料金の値上げではなく負担を減らすことを求めておきます。

最後に、PFOA汚染問題です。

ダイキン工業株式会社に対して、第2帯水層についての住民説明会を行うよう、強く要請をしてください。

血液検査については、一昨年実施の市民団体のものが大阪全体で1,200人、摂津市内で200人でした。国がこれから行うのは全国で1,000人。知見集積といながら本当に少な過ぎます。摂津市独自の実施を強く求めておきます。

環境省のエコチル調査で、母親のPFOA等の血中濃度が高いと子供の染色体異常が増加する傾向があるという衝撃的な結果が出ました。昨年6月、内閣府食品安全委員会が耐容一日摂取量、通称TDIを決めた評価書には、この研究結果は取り入れられていません。

現在、環境省は、PFOA等を暫定目標値から水質基準に引き上げる予定ですが、数値は現在のままの計画です。日本の緩過ぎる基準を欧米並みに厳しくせよとの声が多く上がっています。アメリカの基準では摂津市の水道水はアウトです。安全宣言している場合ではありません。予防原則の立場から、せめて学校の給食室に浄水器を設置することも求めておきます。

太中浄水場の濃度上昇の原因究明、グランド水路の調査についても早急に行うよう強く求め、日本共産党を代表しての私の質問を終わります。

○三好義治議長 全て要望でしたね。（「はい」と増永和起議員呼ぶ）

増永議員の質問が終わりました。

次に、光好議員。（拍手）

（光好博幸議員 登壇）

○光好博幸議員 それでは、自民党・市民の会を代表しまして質問をさせていただきます。

5番目の最後の質問となりますゆえ、さきの質問と重複する点もあろうかと存じますが、極力視点を変えて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

1、財政運営について。

今回、財政健全化プラン策定が必要になるほど本市財政が逼迫しているものと認識しております。物価高騰の影響は、本市だけではなく、全ての地方自治体が同様に受けていることを鑑みれば、これまでの財政運営が果たして適切であったのか。市の見解を聞かせてください。

2、市民が元気に活動するまちづくりについて。

2の(1)協働のまちづくりについてですが、超高齢・人口減少社会を迎える中で、地域コミュニティが果たす役割はますます大きくなっていると感じます。改めて、人と人とのつながりに対する市長の思いと協働のまちづくりについてのお考えをお聞かせください。

3、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて。

3の(1)都市整備についてです。

財政状況が厳しい中、長期計画の大規模事業が続く現状を踏まえ、インフラ整備への影響が懸念されますが、今年度における都市整備の考え方、進め方について、市の見解をお聞かせください。

3の(2)鳥飼地域のまちづくりについて。

本件は、会派としてこだわりを持って取り組んでいる案件でございます。魅力ある鳥飼まちづくりの実現に向け、スケジュールを明確にした上で、短期・中期・長期的な視点に立って、関連する事案とまちづくりをひもづけし、取り組む必要があります。改めて、鳥飼地域におけるまちづくり

推進への意気込みをお聞かせください。

3の(3)持続可能な公共交通について。

その実現には、目指すべき将来像を共有し、まちづくりとの整合性を図ることが重要と考えます。まちづくりの観点から、地域全体を面で捉え、交通空白をなくす視点が必要と考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

3の(4)防災・災害対応力の向上について。

地震や洪水などの大規模災害への備えはまちづくりの根幹であり、ソフト・ハード両面での対策を平素から取り組んでいかなければなりません。そのため、会派として、自助・共助・公助の強化、そして三助の連携強化について提言してまいりましたが、令和7年度の取組と方向性について、これらの視点からお聞かせください。

3の(5)鳥飼地区河川防災ステーションについて。

国土交通省が整備計画を登録してから3年が経過しようとしています。令和7年度は上部施設や連絡橋などの検討に着手されますが、改めて、河川防災ステーションに期待することについてお聞かせください。

3の(6)消防・救急救助施策について。

先日、庄屋地域や鳥飼西地域で住宅火災が発生し、大きな被害となりました。また、救急需要についても、最近右肩上がり、救急件数は急激に増加していると認識しております。そして、南海トラフ大地震も発生が予想されております。火災、救急、そして災害から市民の命を守る消防力の重要性は増すばかりですが、現状の消防力と対策について、どのようにお考えか、市長の思いをお聞かせください。

3の(7)健全な上下水道について。

令和6年度に実施している上下水道ビジョン、水道事業経営戦略、下水道事業経営戦略の中間見直しの中で、水道料金の改定に触れられており、その影響は市民にとって大きいものです。市民への影響を最小限にとどめるための努力と、それを踏まえた今後の経営の見直しについて、市の見解をお聞かせください。

4、みどりうるおう環境を大切にすまちづくりについて。

4の(1)PFOA対策についてですが、これまで市に対して、科学的根拠に基づいた対応、風評被害の防止を求めてまいりました。改めて、市長のPFOA問題に対する見解についてお聞かせください。

4の(2)鶴野地域の公共施設再編の延期について。

まずは、延期となった経緯についてお聞かせください。

5、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて。

5の(1)こども・子育て施策についてですが、これまで、少子化対策を市としても行うことの重要性は議論されてまいりました。その議論の中で、国ですべきこと、そして地方自治体がすべきことの区分が大切であると会派として指摘しております。その上で、市がまず行うべきは、市民ニーズをしっかりと把握し、満たすことです。改めて、本市のこども・子育て施策について、市民ニーズをどう捉え、そして対応できているのか、これまで、そして令和7年度の取組を踏まえ、市の見解をお聞かせください。

5の(2)福祉施策について。

これまでの福祉施策が整備してきた、子供、高齢者、障害者、生活困窮者などとい

った対象者ごとの支援体制だけでは、人々が持つ様々なニーズへの対応が困難になっていると感じます。地域が抱える課題が複雑化・多様化する中、垣根を越えた包括的な支援が必要と考えますが、重層的支援体制整備事業について、市長のお考えをお聞かせください。

5の(3)健康施策について。

高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防など健康寿命の延伸を実現する必要があります。また、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差の縮小を実現する必要があるかと考えます。改めて、健康づくりに対する市長のお考えをお聞かせください。

6、誰もが学び、成長できるまちづくりについて。

6の(1)児童・生徒の生きる力を育むことについてですが、今、義務教育の在り方が問われております。文部科学省の調査では、コロナ禍の影響もあって、令和5年度の小・中学校における不登校児童・生徒数が約34万6,000人という異常とも思えるほどの数字となっており、既存の学校教育が果たして子供たちにとって本当に望ましいものなのか、改めて問うべき時期になっているものと考えます。

本市もまた不登校児童数が増加しております。義務教育である以上、不登校の子供たちも含め、誰もが学べる教育環境整備はますます重要となっております。不登校であろうとも、全ての子供たちに生きる力を育むことが求められておりますが、市としてどうお考えか、お聞かせください。

6の(2)ICT教育について。

コロナ禍では、子供たちのオンライン授業を通して子供たちの学びの保障に貢献す

るなど評価されてまいりました。ただ、よいこと尽くしではなく、思考力を育てるといよりも、端末操作のテクニックに走る授業が見聞されるなど、問題点も見えてまいりました。改めて、ICTを活用した教育の在り方について、どうお考えか、お聞かせください。

6の(3)鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合について。

両校がよいよ令和8年4月に統合されます。これは、審議会の答申を受け、児童・生徒の減少が顕著な鳥飼地域の現状を鑑み、未来の子供たちのために英断されたものであります。改めて、統合に関する教育委員会の思いをお聞かせください。

7、活力ある産業のまちづくりについて。

7の(1)地域産業の活性化についてですが、地域産業政策においては、地域資源を有効に活用し、地域の個性や優位性を生かした独自性の高い産業の振興を図ることが重要であり、主要な担い手である中小企業へのきめ細かな支援策が求められると考えます。地域産業活性化に向けた市の方針をお聞かせください。

8、計画を実現する行政経営について。

8の(1)持続可能な行政経営についてですが、過去の行財政改革の取組は、現在、行政経営方針の下で進められていると理解しています。今回、財政健全化の取組を進められようとしておりますが、行政経営戦略との関連性についてお聞かせください。

8の(2)DX推進について。

これまでの質疑で、(仮称)摂津市DX推進計画の策定に関しては一定理解いたしました。その点はしっかり進めるよう要望いたします。

その上で、DXを進めるに当たり、デジタル人材が重要になってまいりますが、市として、このデジタル人材の重要性について、どうお考えか、お聞かせください。

1回目は以上です。

○三好義治議長 答弁を求めます。市長。

(嶋野市長 登壇)

○嶋野市長 自民党・市民の会議員団の光好議員の代表質問に答弁を申し上げます。

教育関係は若狭教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

これまでの財政運営についての御質問に御答弁申し上げます。

本市の財政運営におきましては、かつて、森山前市長の下、行財政改革の推進等により財政危機を克服し、財政を健全化させてまいりました。一方で、今後のまちづくりに必要な建設事業を進めていく中、昨今の急激な物価高騰の影響を強く受けている状況であります。私といたしましては、現在計画している建設事業については必要性を感じており、それぞれの事業について実施の判断を行う時点で、当時の財政状況や社会経済情勢等を踏まえ、適切に判断を行ってきたものであると考えております。

地域における人と人とのつながりに対する思い、そして協働のまちづくりについて御答弁を申し上げます。

我々のコミュニティは、これまで、多種多様な人々が関わり、文化や価値観を共有しながら地域のつながりを深めてまいりました。近年、少子高齢化の急速な進展、ライフスタイルの変化などにより、昔ながらのつながりが希薄化してきておりますが、人口減少社会が招く様々な地域課題の解決には、やはり地域のつながりが必要不可欠であると考えております。市民や市民活動団体、事業所、行政など、様々なまち

づくりの主体が一丸となり、互いに尊重し、対等な立場に立ち、それぞれの持ち味や特性を存分に発揮できることが必要であると考えております。

私は、森山前市長が実践されてきたように、まずもって積極的にイベント等に参加し、市民一人一人の声に耳を傾けることで、地域の課題やニーズを的確に把握し、それに応じて各施策をアップデートすることが地域のつながりの強化につながっていくと信じております。

都市整備の進め方、考え方について御答弁を申し上げます。

都市整備は、市民の快適な暮らしやまちのにぎわい創出に向けまして必要不可欠なものであり、令和6年1月に改定いたしました摂津市都市計画マスタープランに基づき、現在進めております。

本計画は、基本理念を「住み続けたい元気なまち摂津」と定め、その実現に向けた今後の整備方針を示したものであり、具体的な取組につきましては、市を四つの地域に区分し、それぞれの地域ごとに都市防災、まちづくり、公共交通の視点より方針を定め、推進をしているところであります。物価高騰や賃金上昇の影響を受け、財政状況は非常に厳しい局面を迎えておりますけれども、市民の持続可能な幸福の実現に向けまして、これらの都市整備を総合的に進めてまいります。

鳥飼まちづくりランドデザイン推進に向けての意気込みについて御答弁を申し上げます。

私は、鳥飼まちづくりランドデザインの推進には、ウェルビーイングという、一時の幸せにとどまらない、市民に幸せを感じていただくための施策を進めていきたいと考えております。令和7年度におきまし

ては、短期的な取組である鳥飼東小学校の跡地活用や、河川防災ステーション、水防センター、河川敷の有効活用に関しての具体的な検討を進めてまいります。地域住民等の皆様方の御意見にもしっかりと目を向けながら、持続可能な幸せを実感できる魅力あるまちをつくらせたいと考えております。

持続可能な地域公共交通の実現について御答弁を申し上げます。

令和6年2月に摂津市地域公共交通協議会を設置し、公共交通事業者をはじめとする多様な関係者と議論の場を構築してまいりました。委員には、高齢福祉や教育、産業振興をはじめ、鳥飼まちづくりも参画しており、まちづくりと連携した計画作成に取り組んでまいりました。

交通空白につきましては、「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参画をし、本市の抱える交通課題の解決に向け、多様な視点から推進をしてまいります。

自助・共助・公助の観点を踏まえた令和7年度の防災に関する取組の方向性についてお答えを申し上げます。

まず、自助につきましては、様々な機会を通じて本市の地震や水害の被害想定をお伝えしながら、マイタイムラインの作成、広域避難、各家庭での食料等の備蓄や家具の転倒防止などの重要性を啓発してまいります。

次に、共助でございますけれども、自主防災組織や防災サポーター等と連携し、施設ごとの避難所運営マニュアルや地域版防災マップの作成を進めてまいります。

公助につきましては、市の備蓄用品の品目を追加するとともに、マンホールトイレの整備を進めてまいります。

これらに加えまして、総合防災演習を実

施するなど、自助・共助・公助それぞれの力を合わせながら防災施策を推進し、地域の防災力、減災力を高めてまいります。

河川防災ステーションに期待することについて御答弁を申し上げます。

鳥飼地域は水害リスクが非常に高い地域でありますことから、仮に洪水が発生した場合であっても浸水しない場所をつくる高台まちづくりという施策は大変に重要であると考えております。

河川防災ステーションは、水害が発生した際に、国においては堤防の緊急復旧活動の拠点となりますが、本市におきましては、広域避難が困難な障害者等避難行動要支援者の一時的な避難場所となり、より安全な場所へと移動していただくための中継地としての役割を担う場所となることを期待しております。

また、ほとんどの時間が平常時になろうと思っておりますので、その平常時にも多くの人々でにぎわい、河川防災ステーションがこの場所にあつてよかったと皆さんが実感できる場所となることを期待しているものであります。

続きまして、現在の消防力と対策につきまして答弁を申し上げますが、その前に、議員もおっしゃいましたけども、先日、火災が相次いで発生し、残念ながら貴い命が失われることになりました。今回、命を失われた皆様方に心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、現在被災されている方もおられます。お見舞いを申し上げたいと思っております。

それでは、答弁を申し上げます。

市長といたしまして、先般のような火災や増え続ける救急件数に対応するための消防力の維持・増強は極めて重要な課題であると認識をしております。昨今の厳しい財

政状況の中でも、市民の生命と財産を守ることは、市が担うべき最も重要な使命であります。そこで、消防業務の効率化・高度化を図るため、周辺自治体との広域連携をさらに推進する必要があると考えております。今後は、特殊車両のはしご車を共同運用できるよう検討してまいります。

また、南海トラフ巨大地震等への対応につきましても、自助・共助・公助が機能し補完し合うことで、より効果的な災害対策につながるものであると考えております。限られた財源を最大限に活用し、さらなる消防力や地域防災力の充実強化につかまけてしっかりと取り組んでまいります。

上下水道ビジョン等の中間見直しによる市民生活への影響の最小化に向けた努力、そして今後の経営見直しについて御答弁を申し上げます。

令和6年度に実施しております上下水道ビジョン、水道事業経営戦略、下水道事業経営戦略の中間見直しにおきまして、現時点での目標達成状況の評価、人口推移、水需要予測の見直しによる給水収益見直しの再検討、上下水道施設の更新需要の見直し、最新技術を活用した効率的な点検・修繕による更新投資額の再検討を行い、水道料金の新たな改定時期及び改定率をお示しする予定であります。

今後におきましては、健全経営に向けて、より一層の経費削減や、水道総合地震対策事業などの交付金獲得をはじめとする新たな財源確保や、官民連携、近隣事業者との業務連携など、最大限の経営努力を行ってまいります。

PFOA問題に対する認識についてでございます。

PFOAにつきましては、水環境全体の

暫定的な目標値のみが定まっております、飲み水の基準化に向けた動きもございますが、健康影響等は国が知見を集積している状況にあると認識しております。

そのような中、根拠の不確かなうわさや曖昧な情報をきっかけに風評被害が生じることが懸念され、市民の皆様には摂津市の水道水に不安を感じる方もおられました。この不安を払拭するために、令和7年1月号の広報せつつで、摂津市の水道水は暫定目標値を大きく下回り、安心して飲めることをPRさせていただいております。

今後も、国の動向を注視し、健康影響の解明等を目的としたPFASに関する総合研究の成果等、国から得られる確かな情報の発信に努め、安全・安心を最前線でしっかりと守る立場からこの問題に対応していきたいと思っております。

鶴野地域の公共施設再編が延期となった経緯について御答弁を申し上げます。

環境センター解体及び給食センター建設、併せて鶴野中央公園の建設を延期いたしましたのは、これまでの答弁でも申しましたとおり、急激な物価高騰による影響が主な要因であります。令和7年度予算編成に当たりましては、建設事業費の平準化に向け、今後着手する建設事業を中心に事業工程の見直しを図った次第であります。あわせて、必要な事業を進めていくためにも、財政健全化に取り組んでいくことを決断したということでございます。

重層的支援体制整備事業について御答弁を申し上げます。

近年、少子高齢化や核家族化など、様々な社会情勢の変化に伴って支援ニーズが複雑化・複合化し、子供、障害者、高齢者、生活困窮者などといった分野ごとの支援体制だけでは市民が抱える様々なニーズへの

対応が困難となっております。

本市におきましても、複合的な課題を抱える支援ニーズが増えており、この課題に対応していくためには、各部署や関係機関の支援が重なり合う支援体制の整備が必要であると認識をしております。令和6年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業を開始したところでございますが、生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、より一層連携を推進するとともに、市民が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制の整備を推進してまいりたいと考えております。

健康づくりに対します質問にお答えを申し上げます。

健康は、市民が充実した生活を送るための基礎となるものです。また、健康の保持及び増進は、生活の質の向上にもつながるものであり、全ての市民の共通の願いと考えております。

近年、ライフスタイルの多様化等、生活習慣や食生活の変化により引き起こされる生活習慣病など、様々な健康課題がございます。これらの課題を解決するためには、単に病気になることや弱ることを防ぐだけでなく、市民一人一人が身体的・精神的・社会的に満たされる持続的な幸福を実感するウェルビーイングの実現が必要であるとと考えております。これを達成するためには、市民と我々行政が共に健康課題について考え、取組を進めていくことが重要であると捉えております。

地域産業の活性化について御答弁を申し上げます。

本市では、活力ある産業のまちを実現するための施策の方向性と推進の在り方を示

すことを目的といたしまして、産業振興アクションプランを策定しております。

第3期産業振興アクションプランの方向性といたしましては、中小企業の経営力、競争力の向上、市、支援機関、事業者間の連携の強化が注力すべき展開であると考えております。あわせて、市内商業の成長と発展、創業及び創業後の安定的な経営の支援を通じて、地域経済の持続的な発展を目指してまいります。

また、令和7年度は、大阪・関西万博が開催されます。大阪ウィークのレギュラーイベントには銘木、大阪欄間を出展し、観光資源化に取り組むとともに、コアイベントには体験型オープンファクトリー、鳥飼なす、摂津音楽祭を出展し、本市の魅力をさらに高め、地域産業の活性化につなげてまいります。

行政経営方針と財政健全化の取組の関連性について御答弁を申し上げます。

本市では、平成8年度に摂津市行財政改革大綱を策定して以降、平成30年度まで5次にわたり行財政改革に取り組み、行政サービスの向上や経営改善につなげてまいりました。しかし、さらに多様化する市民ニーズへの対応などに対しまして、従来型の改革手法を改善する必要性も見えてまいりました。そこで、摂津市行政経営戦略において行政経営方針を定め、行政サービスや業務プロセスを絶えず見直し改善する不断の改革を推進したところでございます。

私といたしましては、引き続き、行政経営戦略に基づく不断の改革に取り組むとともに、今後の物価高騰などに対応しながらも、真に必要な行政サービスを実施していくために、財政健全化の取組を強化していく必要があると考えております。加えて、行政経営方針の在り方につきましても、行

政経営戦略の改定の中でしっかりと議論をしていきたいと考えております。

DX推進に係るデジタル人材の重要性について答弁を申し上げます。

DX推進には常に新しい発想が求められております。デジタル技術が日々進化している中で、その技術を理解し、効果的に活用するためには、デジタルに関するサービスや技術環境に適応し、積極的に変革を起こすためのスキルや考え方を持つ職員、また、それを活用して業務を改善する能力を有する職員を育成していかなければなりません。ひいては、各所属にこうしたデジタル人材を配置し、DXによる改革を組織的に推し進めていく力を向上させていきたいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

○三好義治議長 暫時休憩します。

(午前 11時59分 休憩)

(午後 1時 再開)

○三好義治議長 休憩前に引き続き再開します。

教育長。

(若狭教育長 登壇)

○若狭教育長 それでは、教育委員会所管分の御質問に御答弁申し上げます。

まず、こども・子育て施策と市民ニーズについてのお問いでございます。現在パブリックコメントを実施しております「第1期摂津市こども計画～こどもまんなかプラン～」では、「こどもを安心して産み、育てることができ、こどもがひとしく、健やかに成長できるまちをみんなで作る」を基本理念とするとともに、「こどもを安心して産み、育てることのできるまちづくり」を基本目標の一つとしております。

こども・子育て施策には様々取り組んで

おりますが、例えば、子供を産み育てたいと思う方が安心して妊娠、出産ができるよう、妊産婦の全数面接を行い、様々な専門職が個々のニーズに応じたサポートを行っております。

また、就学前教育・保育施設の充実につきましてでございますが、本市では、民間法人の協力を得ながら受皿の確保に取り組み、北摂各市に比べ高い保育所整備率となっております。しかしながら、それを上回る保育ニーズがあり、待機児童の解消には至っていない状況があります。そういう状況から、安威川以北圏域において新たな施設整備などが必要だと考えております。

また、学童保育につきましても、摂津・味舌・三宅柳田学童保育室を増築し、増加し続ける学童保育ニーズへの対応を図るとともに、延長保育の実施や土曜日保育の毎週実施などサービスの向上に努めてまいりました。令和5年度からは高学年保育の拡充に取り組んでおり、6年生までの学童保育の実施に向け、引き続き取り組んでまいります。

今後につきましても、住民に最も身近な基礎自治体として、住民のニーズに対応した妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない子供・子育て支援の実施に努めてまいります。

次に、不登校の子供たちを含めた誰もが学べる教室環境について御答弁申し上げます。

子供たちは、一度不登校に陥ってしまうと、なかなか学校復帰ができず、学びの機会を損なう可能性がございます。教育委員会といたしましては、不登校への早期対応として、学校には行くことができるが自分の教室に入りにくい子供などが安心して過ごすことができるよう、各校に設置してお

ります校内教育支援ルームの環境整備を、令和7年度、さらに進めてまいります。

また、不登校となった子供たちが安心して学べる居場所である市内3か所の適応指導教室を拠点といたしまして、各校の校内教育支援ルームと教育内容等で連携を進め、全ての子供たちが生きる力を育ていけるよう取り組んでまいります。

次に、ICTを活用した教育についての見解でございます。

学校教育の中でICTを活用することで、オンライン授業や子供の習熟に合わせた個別学習が実施でき、全ての子供たちの学びを保障することが可能となります。また、ICTの活用により、多様な考え方に触れながら学んだり資料を作成するなど、自ら考えたことをクラス全体で容易に共有し、発信することができます。そうしたところから、情報活用能力やコミュニケーション能力を育むことができると考えております。

一方で、ICTを過度に使用することで、書くことや考える機会が少なくなる現状がございます。語彙力や読解力などが低下する、あるいは、五感を通して学ぶような体験活動が不足して、経験を通して育まれていた想像力や思考力などが十分身につかないことが懸念として考えられます。教育委員会といたしましては、懸念点を踏まえた上で、ICTの効果的な活用を推進し、子供たちのさらなる学びにつながるよう進めてまいりたいと思います。

次に、鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合に向けた教育委員会の思いでございますが、鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合につきましては、両校の児童の減少に伴い1学年1学級となること、とりわけ鳥飼東小学校では1学年10人程度になり、子供の教

育環境として好ましくない状況になることが大きな課題ではないかと捉えております。

そうしたところから両校を統合するという結論に至ったわけですが、ちょうど令和4年度に議論しておりました摂津市立小中学校通学区域等審議会には、私も校長会を代表した一委員として参加しており、今回の統合で何よりも優先すべきは子供たちであることは、審議会委員の全員の思いでございました。

教育委員会では、子供たちが笑顔で元気に通う学校づくり、よく学び、よく遊び、そして社会性を育む学校づくりを進めてまいりました。今回の統合を契機に、さらに子供たちの主体性を磨き、子供が自治する学級、自治する学校づくりに取り組み、何よりも子供たち、保護者、それから地域の皆様が本当に統合してよかったと思えるような学校づくりを進めていきたいと思っております。そして、統合校で、子供たちがこれから迎えます予測困難な時代を力強く生きる力をしっかりと育てていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○三好義治議長 光好議員。

○光好博幸議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1、財政運営についてですが、本市の財政運営において逼迫した要因は理解いたしました。

現状の中期財政見通しでは事業集中を抑えることができなかったことや、今後も物価高騰など予測がつかない事態にも対応できるよう、改めて財政運営を見直すべきと考えます。財政健全化プランではそういった観点があるのか、お聞かせください。

2の(1)協働のまちづくりについてで

すが、人と人とのつながりに対する市長の思いを理解しました。

協働のまちづくりとは、市民や行政など、まちを構成する主体が目的・目標を共有し、協力・連携しながら市民ニーズに合った公共サービスの提供や地域課題の解決を図り、豊かで活力ある地域社会の実現を目指すものであると考えます。令和7年度は協働のまちづくり推進計画を策定される予定ですが、具体的にどのようなものなのか、推進計画の狙いや目的、策定に至る体制などについてお聞かせください。

3の(1)都市整備についてですが、厳しい財政の中でも、市民の幸福実現に向け、都市整備を進めると理解しました。都市防災、まちづくり、公共交通は、いずれも欠かすことのできない取組です。しっかりと進めていかなければなりません。

それでは、具体的に令和7年度で進める事業について、どのようなものがあるのか、お聞かせください。

3の(2)鳥飼地域のまちづくりについてですが、推進への市長の意気込みを理解しました。短期的な事案にしっかりと取り組むとともに、ぜひ中長期的な視野でまちづくりを推進するよう要望いたします。

令和7年度は鳥飼東小学校の跡地活用の具体的な議論に入りますが、統合が令和8年4月に迫っており、以前より閉校時期を見据えた検討を何度も提言してまいりました。改めて、鳥飼東小学校跡地活用の取組についてお聞かせください。

3の(3)持続可能な地域公共交通についてですが、交通空白をなくすことについて、市長のお考えを理解しました。

現在、摂津市地域公共交通計画(案)が策定され、パブリックコメントが実施されています。計画策定後の施策の具現化にお

いては、まちづくりの観点から、学校の統合など、本市における様々な課題や事象との連携が重要になると考えますが、どのように捉えているのか、お考えをお聞かせください。

3の(4)防災・災害対応力の向上についてですが、三助並びにその連携強化を図っていくものと理解しました。

現在、地域防災計画の改定に着手されておりますが、完成時期が1年延長されることとなりました。より実践的で具体的な内容になることを期待しております。改めて、地域防災計画の改定に係る見直しのポイントと令和7年度の取組についてお聞かせください。

3の(5)鳥飼地区河川防災ステーションについてですが、市の期待は理解いたしました。

これまで、河川防災ステーション及び上部施設である水防センターから鳥飼仁和寺大橋付近までを一体的に捉え、防災力の向上とにぎわい創出について、会派として提言し続けてまいりました。改めて、そのお考えをお聞かせください。

3の(6)消防・救急救助施策についてですが、現状の消防力と対策について、市の見解は理解いたしました。特に、限られた財源の中で、それを補うのは広域連携であると考えます。はしご車も含め、しっかりと検討・推進されるよう要望いたします。

さて、先日の火災事案について、その後、消防本部でどのような対応を行ったのか、お聞かせください。

また、火災対応に欠かせない消防団について、その存在意義と、今回の主要事業についてはどのようなものがあるのか、お聞かせください。

3の(7)健全な上下水道についてですが、今後の経営の見直しについては理解いたしました。健全な上下水道について、交付金の獲得や官民連携、そして近隣事業者との業務連携をしっかりと進められるよう要望いたします。

また、今後、上下水道管路の点検・修繕には多額の費用が見込まれることから、効果的に点検・修繕を行う工夫が求められます。そこで、上下水道管路における点検・修繕などの効率化に向け、具体的にどう取り組むのか、お聞かせください。

4の(1)PFOA対策についてですが、市長の認識は理解いたしました。

水道水の件もそうですが、正しく知って正しく恐れる、これがPFOA対策に必要不可欠であります。先ほど、飲み水の基準化の動きを述べられましたが、令和7年度におけるPFOA対策の進捗状況について、どのようなものなのか、お聞かせください。

4の(2)鶴野地域の公共施設再編の延期についてですが、その経緯について、物価高騰による財政圧迫が諸々の延期の理由と理解いたしました。

この公共施設再編では、これまで幾度となく住民説明会が行われており、地域住民、関係団体への影響への懸念、加えて、給食センターは中学校給食全員喫食に係るもので、大変大きな問題と捉えております。丁寧な説明が求められていると考えます。そこでまず、環境センター解体の延期による影響についてお聞かせください。

5の(1)こども・子育て施策についてですが、しっかりと市民ニーズを捉え対応しているものと理解いたしました。

さて、令和7年度の取組は、こども誰でも通園制度の推進、医療ケア児対応の充実

など、これまで議論されており、割愛しますが、我が会派としてもしっかりと進めるよう要望させていただきます。

そして、こども・子育て施策の一つとして、就学前教育の推進も会派として提言しており、市としまでも推進していると認識しておりますが、令和7年度の取組、また、その先をどう考えているのか、お聞かせください。

5の(2)福祉施策についてですが、重層的支援体制整備事業について、市長のお考えを理解しました。重層的支援体制整備事業への移行準備事業においては既に進められておりますが、令和6年度の実績も踏まえた令和7年度の取組についてお聞かせください。

5の(3)健康施策についてですが、市長のお考えを理解いたしました。市民の健康増進、あるいはウェルビーイングを達成できるような取組を期待しております。

専門機関との様々な連携を図り、本市と研究所とが両輪となって施策を展開すべきと考えます。国立健康・栄養研究所との協働で取り組んでいる摂津スタディについて、令和7年度の取組をお聞かせください。

6の(1)児童・生徒の生きる力を育むことについて。

誰もが学べる教育環境について、市の見解は理解いたしました。しっかりと進められるよう要望いたします。

また、子供たちを取り巻く課題は複雑化しており、学校だけでは限界があると考えます。今後、それらの状況を踏まえ、対策を講じなければならないと考えますが、市としてどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

6の(2)ICT教育についてですが、

ICTの活用における分別が必要になっているものと理解しました。

ICTの効果的な活用においては、既に教師個々の指導力で差が生じているものと受け止めております。タブレット端末を使用し、想像力、思考力を認識して取り込まれる授業があれば、コピー・アンド・ペーストなどのアウトプット重視で教育効果が疑問視される授業もあり、ICTの効果的な活用に関する教師の考え方は、管理手法を含め、定まっているとは言えない状況と捉えております。全ての子供たちがタブレット端末使用時には適切かつ効果的な授業を受けられるよう、教育委員会としても担保すべきと考えます。具体的には、ICT活用に関して学校に示すガイドライン作成が挙げられますが、どうお考えか、お聞かせください。

6の(3)鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統廃合についてですが、教育委員会の思いを理解しました。この統合は、令和5年11月に鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画を策定され、議会の議決を経て現在に至るわけですが、学校の保護者を対象とした説明会では多岐にわたる要望や意見が出ていると聴いております。未来の子供たちのために、より丁寧な対応が求められますが、統合についての今後の進め方と決意をお聞かせください。

7の(1)地域産業の活性化についてですが、市の方針は理解いたしました。地域に根差して事業活動を行う中小企業の活力向上には、個々の事業者の支援のみでなく、地域全体が面的に活性化することが必要であると考えます。この中小企業を支援する本市独自のビジネスサポートセンターが発足して5年目を迎えようとしておりますが、この取組を高く評価したいと思いま

す。数々の実績が上げられておりますが、現状の課題と今後の展開についてお聞かせください。

8の(1)持続可能な行政経営についてですが、行政経営方針の関連性と財政健全化について理解しました。

最上位概念である行政経営戦略は、令和7年度までの5年間で計画期間としていますが、改定に向けては1年延期となりました。財政健全化の取組については、この行政経営戦略と一体的に進めていくことが必要と考えますが、どのように進めていくのか、お聞かせください。

8の(2)DX推進についてですが、デジタル人材の重要性並びに組織配置の考え方については理解いたしました。

ただ、生成AIなど、技術の進歩は著しいものであり、なかなかそれについていけないのが実情であろうかと考えます。御答弁にもありましたデジタル人材の育成は喫緊の課題です。デジタル人材の採用、そして育成をどう取り組んでいくのか、お聞かせください。

2回目は以上です。

○三好義治議長 総務部長。

○石原総務部長 (仮称) 摂津市財政健全化プランについての御質問にお答えいたします。

これからの財政運営においては、基金の繰入れに頼るのではなく、歳入面からの歳出を考える財政運営を行うことがより重要であると考えております。基金は、災害等、臨時的な歳出のために確保するものとして考え、今後の財政需要に対して使える財源がどれだけあるか、収支均衡を基本とした中期財政計画による予算編成に努めてまいります。

財政の健全化は、歳出経費の削減だけで

はなく、真に必要なサービスをいかに維持していくかが重要でございます。そのためには、収入の確保や、さらなる組織の見直し、事務の効率化なども推し進めていく必要がございます。今後の先行き不透明な社会経済情勢において、いかに持続可能な行政を構築していくか、そのような視点で取組を進めてまいりたいと考えております。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 協働のまちづくり推進計画についての御質問にお答えいたします。

協働のまちづくり推進計画の策定に当たりましては、附属機関として設置する協働のまちづくり推進委員会の意見を聴くこととし、同委員会は委員15人以内をもって組織することとしております。委員には、協働のまちづくりに関する有識者をはじめ、地域団体や市民活動団体から推薦された方、公募の市民などにも参画していただく予定でございます。

協働のまちづくり推進計画は、市民公益活動の支援や市民等との協働の推進に関し、具体的な施策や行動計画を示すもので、自治会の加入率や少子高齢化の推移、市民公益活動の現状などを把握し、これらを基に協働のまちづくり推進委員会で議論いただいた上で、多様な担い手による協働のまちづくりを広げていくことの重要性を踏まえ、策定していくものでございます。

続きまして、今後のPFOA対策の進捗についての御質問にお答えいたします。

市長の答弁にありましたとおり、水道水の暫定目標値の取扱いについては、環境省で、アメリカ環境保護庁、通称EPAの第1種飲料水規則による規則強化、令和6年6月の内閣府食品安全委員会の評価書等の国内外の動向を踏まえて、水道事業者等に

対して検査、基準遵守を義務づける水道水質基準に位置づけることの検討が行われております。具体的には、PFOS及びPFOAの合算値で暫定目標値と同じ50ナノグラム毎リットル以下で、令和8年4月1日から水質基準になる見込みでございます。

また、国の知見の集積の状況につきましては、環境省において、PFAS対策推進費を活用して、PFAS対策技術の実証事業を通じた暴露低減のための効果的な対策技術に関する知見の充実が行われており、農林水産省において、食品の安全を確保するため、食品中の含有実態の把握のための調査を行うとともに、農業環境から農畜水産物への移行等の研究が行われております。

本市としましては、今後も、このような国等の知見の集積により得られた確かな情報の発信に努めてまいります。

続きまして、ビジネスサポートセンターの現状と今後の展開についての御質問にお答えいたします。

摂津ビジネスサポートセンターは、令和3年の開設から4年がたち、高い予約率の下、商品開発や事業展開、新規創業などで多くの支援実績を上げてまいりました。個別の事業者支援だけでなく、例えば、新商品のクラウドファンディングを扱う運営サイトに、17事業者、20商品をまとめて、摂津市オンライン催事という特設ページを設けて掲載し、新商品開発に係る資金調達やテストマーケティングを行うプロジェクトを実施し、大きな成果を上げました。また、その中から、JAL、つまり日本航空が運営するECサイトで取り扱われるようになった商品もございます。ほかに、事業者間のマッチングにより新規法人

の立ち上げなども支援してまいりました。

本市ビジネスサポートセンターの強みは、商工会及び地元企業のつながりを活用できる点でございます。今年度策定いたします第3期摂津市産業振興アクションプランでは、中小企業の経営力・競争力向上の促進と事業所間の交流・連携の促進、支援機関との連携強化を特に注力すべき施策展開と位置づけております。そこで重要な役割を担うのがビジネスサポートセンターであると考えており、市及び摂津市商工会と3者の連携強化を核に、金融機関など他の支援機関や事業者等の連携を強化し、今後の産業振興に努めてまいります。

○三好義治議長 建設部長。

○永田建設部長 令和7年度の都市整備の取組についての御質問にお答えいたします。

現在、市民の持続可能な幸福の実現のため、利便性向上や安全・安心のまちづくりに向けた様々な取組を進めております。

安威川以北では、JR千里丘駅西地区における再開発や阪急京都線連続立体交差事業、3号街区公園の整備や阪急正雀駅前の道路改良事業等を進めております。安威川以南では、国の事業として、災害に強いまちづくりを目指した河川防災ステーションの整備を推進しております。また、そのほかに、公共交通の確保・維持の取組や橋梁長寿命化修繕事業、通学路等の交通安全対策事業など、様々な事業を総合的に進めております。

今後も、財政状況を踏まえ、これらの事業を継続し、都市整備を計画的かつ効果的に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、地域公共交通計画策定後の地域の様々な事象との連携についての御質問にお答えいたします。

施策の具体化につきましては、地域のニ

ーズをしっかりと把握することに加え、本市の強みである事業所との連携や既存の輸送手段の活用など、まちの資源を活用することが移動手段の確保・維持に向けて重要であると考えております。

一方、国が令和6年11月に発足させました「交通空白」解消・官民連携プラットフォームは、会員である交通事業者や課題解決の手段を持つパートナー企業が連携して、自治体に伴走しながら前向きな提案や実行をできる仕組みでございます。今後、施策の具体化に当たっては、このプラットフォームに参画し、本市の課題や地域の資源とプラットフォーム会員が持つ知見や技術などと連携・協働を図ることで、まちづくりにもつながる移動手段の確保・維持に取り組んでまいります。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 鳥飼東小学校跡地活用の今後の取組についての御質問にお答えいたします。

鳥飼東小学校の跡地活用に向けた今後の取組といたしまして、令和7年度は、これまでに実施しております跡地活用アイデアの募集や、跡地活用に関するワークショップの結果を基に民間事業者へのサウンディング調査を予定しております。サウンディング調査では、市場性の有無や実現可能性の把握、民間事業者からのアイデアの収集を行いたいと考えております。さらに、サウンディング調査結果を基にワークショップを行い、令和7年度は、地域住民等の皆様と鳥飼東小学校の跡地でなし得たい将来像に向けての検討を着実に進めてまいりたいと考えております。

令和7年度は、サウンディング調査による民間事業者へのヒアリング等を行うことから、令和8年3月の閉校までに新たな跡

地活用をお示しするのは難しい状況ではございますが、それらの検討を進めた後に、令和8年度に鳥飼東小学校の跡地活用計画案の作成を目指してまいりたいと考えております。そのようなことから、閉校後から新たな利活用が決まるまでの令和8年4月以降の鳥飼東小学校の利用方法についても並行して検討を進めてまいります。

続きまして、河川防災ステーション及び上部施設である水防センターと淀川河川敷の一体活用に関する御質問にお答えいたします。

淀川河川敷の有効活用につきましては、令和5年度に行ったワークショップの結果を基に淀川河川事務所と協議を行うことで、令和6年度には、国において、鳥飼船着場周辺の樹木の伐採、鳥飼上地区での老朽化したテニスコートの改修や鳥飼ワンドの環境改善を行っていただいております。

また、万博開幕6か月前に当たる昨年10月13日に、2025年大阪・関西万博の機運醸成を目的としたにぎわいイベントである鳥飼ワン！ぱ〜く万博を、淀川河川敷と鳥飼緊急船着場を活用して市民の皆様と協働で取り組んだところでございます。

鳥飼地区河川防災ステーション及び水防センターの平常時利用と淀川河川敷の一体的な利活用は、災害時の機能検討だけではなく、平常時についても、地域のにぎわいや暮らしやすさに資する利用方法について検討していく必要があると考えております。令和7年度も、住民の皆様と具体的な意見交換を行うワークショップを開催し、水防センターの平常時利用と一体となった淀川河川敷のにぎわいの創出について、ハード・ソフトの両面から検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、財政健全化と行政経営戦略

の関連についての御質問にお答えいたします。

現行政経営戦略において、これまでの行政改革に代わり、ビルド・アンド・スクラップなどの五つの視点を定めた行政経営方針として、行政経営の視点で全庁的に取り組んできたものでございます。今後におきましても、この行政経営戦略の中で財政の健全化を推進していくべきものであると考えております。

(仮称) 摂津市財政健全化プランは、財政の健全化という課題に対し集中的に取り組むものですが、今後策定予定の中期財政計画を行政経営戦略における分野・施策にひもづけするなど、財政健全化に係る取組等の進捗を図っていくことを検討しております。

続きまして、デジタル人材の採用・育成に係る取組についての御質問にお答えいたします。

採用につきましては、これまでも情報処理に関する業務の実務経験者を採用してまいりました。しかしながら、職員数には限りがございますことから、全体の職員数を鑑みながら今後も採用を進めてまいりたいと考えております。

育成につきましては、AIやRPAといった様々なデジタルツールを活用して業務改善を実行できる職員、さらにその中から業務を管理できる職員の育成が非常に重要でございます。現在の職員育成・行動基本計画は令和8年度までの計画期間でございますが、次期計画策定に向け、行政のデジタル化を進めていくためには、まずは職員が現に有するスキルを把握する必要があります。令和7年度におきましては、職員アンケート等を基に、職員個々の能力の可視化を行うとともに、研修等を通じて育成に

努めてまいります。また、各職位に必要な能力を整理し、人事評価との連動等、次期計画策定に活用することを検討してまいります。

○三好義治議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 地域防災計画の改定に係る見直しのポイントについての御質問にお答えいたします。

令和6年度は、第3編、地震災害応急対策計画の改定案を作成し、現在、庁内各課へ意見照会を行っております。地域防災計画の改定では、災害時における各部署の役割の明確化、応急対策業務の手順の具体化、班体制の再構築を主なポイントとしております。

初めに、災害時における各部署の役割の明確化につきましては、計画に記載している取組の実施主体を明確化するために、一つ一つの手順の主語を具体的な班の名称とするよう変更しております。

次に、応急対策業務の手順の具体化につきましては、これまで抽象度が高く手順が分かりづらい取組もあったため、今後のマニュアルの整備を見据え、特に通常業務と関係性があまりない応急対策業務は記載内容を具体化するようにしております。

最後に、班体制の再構築につきましては、限られた職員で効率的に災害時の応急対策業務を実施するためには、災害対策本部体制時の班体制を見直す必要があると考えており、新たな班体制を検討しているところでございます。

令和7年度は、各課と調整した第3編、地震災害応急対策計画をベースに、全ての編の作成を進め、地域防災計画の改定を完了させてまいります。

○三好義治議長 消防長。

○松田消防長 先ほど市長からもございませ

たが、答弁の前に、改めまして先日の火災でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられました皆様に対しまして心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、火災の事後対応と消防団施策についての質問にお答えいたします。

消防本部では、ふだんから夜間広報や消防訓練指導、立入検査、イベント等を通じて火災予防の啓発活動を行ってきたところでございます。そんな中、死者が出るといった火災が立て続けに発生したことを重く受け止めているところでございます。

今回の事案を受け、これまで以上に市民の皆様防火意識の向上を図っていただくため、広報活動の強化として、環境業務課に連携・協力をいただき、ごみ収集の際に火の取扱いに注意を促す内容の広報をお願いし、啓発を実施していただいているところでございます。

また、今回被害に遭われた方の多くが高齢者であったため、保健福祉課や高齢介護課を通じて、地域福祉に関わる皆様方の協力の下、火災予防の啓発用パンフレットの配布をお願いしているところでございます。

消防団につきましては、今回の大きな火災においても、いち早く出動していただき、迅速な消火活動が行われたことで、延焼による被害の拡大が防止できたと考えております。また、歳末非常警戒や校区の自主防災訓練等のイベントでも、地域の防災リーダーとして御活躍いただいております。地域防災力の要として欠かすことのできない存在であると認識をしております。

全国的に消防団員数が減少しており、消防団員の確保が課題となっております。消防本部といたしましては、消防団員の一般

公募など、あらゆる手法を用いながら、地域防災力の確保と連携強化に努めているところでございます。

消防団に係ります令和7年度の主要事業につきましては、近年の物価高騰により消防団車両の更新費用が上昇し、消防団を支える地域の負担が増大している状況となっております。市民の安全を守る消防団車両が適切に更新できるよう、車両更新に係る費用の補助金額の上限を現行の300万円から550万円に引き上げる予算案を本議会で御審議いただけるよう上程いただいているところでございます。

○三好義治議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 上下水道管路における点検・修繕などの効率化に向けた具体的な取組についての御質問にお答えいたします。

上下水道管路が破損した場合は、市民生活や都市機能に大きな影響が出ることから、点検調査、修繕が重要になってまいります。

上水道管路におきましては、市域全域の漏水調査を5年かけて行ってまいりましたが、令和5年度末時点において法定耐用年数40年を経過する管路の割合は50.2%と進み、また、有収率も90.8%と、近隣事業者と比較して低い値になったことから、令和6年度に国の交付金の採択を受け、人工衛星画像のAI解析による漏水調査を導入いたしました。この調査を導入することで、市域全域から漏水推定箇所を抽出し、調査範囲を限定することから、調査期間を短縮することができ、漏水調査から給配水管の修繕までの効率化を図っているところであります。

次に、下水道管路におきましては、昭和後期から平成初期にかけて集中的に整備さ

れており、令和5年度末時点では、法定耐用年数50年を経過する下水道管路は全体の約4%と低い割合でございます。しかしながら、一時期に集中して整備された管路が今後法定耐用年数を迎えます。管路の重要度や供用年数などから優先度を考慮して策定されました公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、交付金なども活用しながら点検調査を実施し、大きな修繕が必要となる前に適切な処置をすることで管路の延命化を図る効率的な点検・修繕に努めております。

最後になりますが、令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて、国は、大規模管路の点検手法の見直しを含めた地下管路の施設管理の在り方などについて、有識者で検討する下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会を令和7年2月21日に開催したところでございます。同委員会での検討を踏まえた国の動向にも注視するとともに、本市におきましても、積極的に独自の方法で適切な施設管理を行ってまいります。

- 三好義治議長 生活環境部理事。
- 西川生活環境部理事 環境センター解体の延期による影響についての御質問にお答えいたします。

令和5年度より、茨木市とのごみ処理広域化に伴い焼却業務が終了し、現在、環境センターは、環境業務課の事務所のほか、ごみ収集車の駐車場や洗車場、収集した蛍光灯や乾電池の保管場所等、ごみ収集の拠点となっております。

環境センターにつきましては、当初、令和8年度から解体を予定し、工期は2年程度を見込んでおりましたが、1年延期の予定となることで令和9年度の解体工事着手

となります。また、解体工事に先立ち、令和8年度には、環境業務課の事務所等を本庁舎に移転するとともに、洗車場や蛍光灯等を保管する倉庫をリサイクルプラザに整備することとなります。環境業務課が本庁舎に移転いたしましても、ごみの分別方法や収集体制等に変更はなく、市民生活に対する影響はございません。

なお、解体工事につきましては、1年延期の予定となりますが、解体工事開始前には、地域住民の皆様へ十分に説明した上で安全に工事を行ってまいりたいと考えております。

- 三好義治議長 こども家庭部長。
- 大橋こども家庭部長 就学前教育推進の取組についての御質問にお答えいたします。

平成29年告示の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえつつ策定した就学前教育・保育実践の手引きにのっとり、市内全ての公私立園の保育士等の資質・能力向上を図るとともに、就学前の子供たちの円滑な小学校生活への移行に向け、研修や、小学校の先生と保育士等による相互参観や意見交換会などの保幼小連携事業にも取り組んでまいりました。

令和7年度は、本市の目指す子供像の実現のために必要な四つの力、つながる力、豊かな心、健やかな体、学ぶ力の育成に向け、保幼小連携事業のさらなる内容の充実に努めます。乳幼児期は非認知能力を育むことが重要な時期であり、非認知能力を育むことが学びに向かう力の獲得につながり、さらには認知能力を育むことにもつながることから、乳幼児期の非認知能力の重要性に関する合同研修会も実施してまいります。

この先の中期的な取組といたしまして

は、国が推進しております5歳児の1年間と小学校1年生の計2年間を架け橋期と捉え、ゼロ歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、架け橋期の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるためである幼保小架け橋プログラムの実現のためのカリキュラム等の策定が重要となってまいります。このプログラムにつきましては、令和7年2月に全国19のモデル地域における調査事業の成果報告がなされたところであり、その調査事業内容や、今後発出されるであろう手引き等も参考にしながら、まずは各学校・園で活用している教育課程やカリキュラム等の中の好事例を共有するなど、市内学校・園や関係各課と連携しながら本市の実情に合ったプログラムを検討してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 重層的支援体制整備事業への移行準備事業の取組についての御質問にお答えいたします。

令和6年度は、分野横断的に対応し、全体のコーディネーターを担う相談支援包括化推進員を配置するとともに、関係各課にそれぞれ重層推進員を配置し、複雑化・複合化した課題のあるケースに対しては、関係する各推進員が集まって支援会議を行うなど、多機関協働の取組を行いました。また、高齢者や子供などの福祉部門や市民窓口を有する各課、摂津市社会福祉協議会を構成団体とする相談支援体制推進ネットワーク会議を計4回開催し、多機関協働で取り組んだケースの事例共有などを行い、庁内連携体制の強化に取り組みました。

令和7年度におきましては、引き続き、多機関協働の取組と庁内連携体制の強化に取り組むとともに、潜在的な支援ニーズを

早期に把握し、支援につなげる取組を進めてまいります。さらに、令和8年度からの重層的支援体制整備事業の本格実施に向けて、参加支援事業などの手法などについて検討を行う予定としております。

続きまして、摂津スタディの令和7年度の取組についての御質問にお答えいたします。

摂津スタディの取組については、継続事業として、アンケート結果を国立健康・栄養研究所の研究員に分析・解析いただき、そこから分かった考察内容を広報紙に掲載することで、摂津市民に、今どういった課題があり、どういった行動を起こすべきかなどについて、市民目線で掲載することで結果を市民に還元していく予定です。

また、これまで身体活動を中心に取組や議論を行ってまいりましたが、令和7年度からは、全く新しい切り口からの事業として、研究参加に同意を得た市民を対象に、栄養の観点から、健康・栄養調査やフレイル予防の栄養ケアモデルの構築など、新規事業の実施を検討してまいります。

今後も、摂津市民の健康づくり施策に寄与していく予定でございます。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 複雑化した課題への対応についての御質問にお答えいたします。

社会の急速な変化により、学校や地域、そして子供たちを取り巻く課題は多岐にわたり、複雑さを増しております。教育委員会といたしましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなど、様々な専門家や関係機関との連携を進め、チーム学校として組織的な対応を進めております。

また、地域、保護者が学校運営へ参画し、子供たちを社会全体で支える持続可能

な仕組みも必要であり、地域とともにある学校づくり、すなわちコミュニティ・スクールを推進しているところでございます。親でも教師でもない地域の方々が、子供との新しい関係、いわゆる斜めの関係として子供たちに関わり、見守っていただくことで、子供たちにとってほっとできるつながりや安心が生まれると考えております。引き続き、学校の組織体制を強化し、地域と一体になって子供たちの成長を支えていけるよう取り組んでまいります。

続きまして、学校に示すガイドライン作成についての御質問にお答えいたします。

子供や学校等の実態に応じ、学習内容や学習過程を踏まえてICT機器を効果的に活用することは、子供たちの情報活用能力やコミュニケーション能力などの向上につながると考えております。そのためには、学習場面に応じてICT機器の活用の是非を考え、ICT機器を活用する場合には、教員が授業のどの場面で、何を目的にICTを活用するのかを理解することが重要でございます。

教育委員会では、これまで、ICT機器の効果的な活用に向けて、ICT支援員を配置するとともに、研修会や授業への指導・助言を行ってまいりました。授業において効果的にICT機器が活用されているかなどの状況を踏まえ、活用についての方針やガイドライン等について検討してまいります。

続きまして、統合についての進め方と決意についてでございます。

鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合は、令和4年度の摂津市立小中学校通学区域等審議会の答申から検討が本格的に動き出し、その折から、保護者アンケートや意見交換会、説明会等を経て、昨年年第1回定例会

において学校条例の一部改正を御可決賜り、令和8年4月から両校の統合が決定いたしております。

統合に当たりましては、円滑な統合に向けた児童の交流、学校行事の在り方、特色のある学校づくり、通学路の安全対策やスクールバスの検討など、取り組むべき課題は多くございます。学校の統合という大きな事象に対しましては様々な御意見をいただいておりますが、検討を進めていく上では、当該校区の特性を踏まえることはもちろんのこと、他校区との在り方も含め総合的に検討していく必要がございます。教育委員会といたしましては、これらの課題、御意見をしっかりと踏まえ、今回の鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合を、両校を一緒にするというだけではなく、他校のモデルとなるような魅力ある学校となるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

○三好義治議長 光好議員。

○光好博幸議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。おおむね要望となりますが、一部質問がございますので、よろしく願いいたします。

1、財政運営についてですが、歳入面から歳出を考える基本的な財政運営をやはり実直に進めることが今求められていると考えます。加えて、事業の考え方、組織の在り方、行政としての在り方、その本質的なところからも研究し、諸々を見直して安定的財政運営に取り組まれるよう要望いたします。

2の(1)協働のまちづくりについてですが、推進計画について理解しました。ぜひ実効性の高い計画とし、しっかりと進捗管理を行うよう要望いたします。

協働のまちづくりを推進させるためには、御答弁にもありました市民公益活動も

欠かせません。令和6年度は中間支援組織を試行的に実施されましたが、摂津市にふさわしい新たな中間支援組織の在り方を生み出す必要があると考えます。改めて、令和5年度実績と、それを踏まえ、令和7年度はどのように生かしていくのか、お聞かせください。

3の(1)都市整備についてですが、JR千里丘駅西口再開発など大型事業を含め、通学路の交通安全対策など多岐にわたる事業が進められていることを理解いたしました。いずれも本市にとって必要不可欠なものであり、しっかりと進めるよう要望いたします。

また、御答弁にもありました阪急正雀駅前の道路改良事業も着実に進めていかなければなりません。JR千里丘駅や阪急摂津市駅と比べ、阪急正雀駅周辺の活性化が取り残されているという市民の声も多々上がっております。阪急正雀駅前の活性化に向けて、まずは駅前整備が重要であり、しっかりと進めるよう要望いたします。最後に、現在の取組状況についてお聞かせください。

3の(2)鳥飼地域のまちづくりについてです。

鳥飼東小学校跡地活用について御答弁いただきましたが、令和8年3月の閉校までには新たな跡地活用をお示しすることは難しいとのことでした。では、いつまでに具体策を示すのでしょうか。閉校のままで時を過ごすのでしょうか。それでは地域住民、あるいは保護者などの士気が下がります。地域の方々にこの統合を前向きに捉えていただきたいと切に願っております。

すばらしい跡地活用を実現し、地域に喜んでもらう必要があると考えます。そのためには、利活用の具体策も重要ですが、最

も重要なのがタイミングです。必要な予算を捻出し、今からでも令和8年3月の閉校までに具体策を示すべきと考えます。最後に、鳥飼東小学校跡地活用に対して、事務方トップである副市長の思いをお聞かせください。

3の(3)持続可能な地域公共交通についてですが、まちづくりの観点からの計画遂行について理解いたしました。

地域公共交通の活性化は、交通事業者だけの努力では限界があり、土地利用、産業、福祉、教育など様々な分野の行政施策との連携が不可欠となります。近い将来、鳥飼小学校への登下校に活用するスクールバスにおいても、同じ土俵で検討し、多様な移動手段を確保すべきと考えます。地域全体を面で捉え、商業施設や病院、あるいは、将来には道の駅など、結節点の整備を図るとともに、公共交通と連携する仕組みを確立し、魅力あるまちづくりを具現化する必要があります。交通空白地の解消に向け、ぜひ持続可能な地域公共交通を実現するよう要望いたします。

3の(4)防災・災害対応力の向上についてですが、地域防災計画の見直しには主に三つのポイントで取り組まれることを理解しました。ぜひこだわりを持って、実効性の高い計画となるよう要望いたします。

令和5年5月には、災害時などにおけるドローンによる支援活動に関する協定を締結しております。先日の鳥飼北小学校区の自主防災訓練においても、サーモグラフィーを用いたドローンのデモが行われておりました。非常に有効な手段ですが、災害直後は混乱が予想され、平時における実践的な訓練を展開し、備える必要があります。最後に、災害時におけるドローン活用に期待すること、今後の取組についてお聞かせ

ください。

3の(5)鳥飼地区河川防災ステーションについてですが、淀川河川敷の一体活用によるにぎわい創出について理解しました。

これまでの継続的な働きかけもあり、現在、国土交通省では、淀川河川敷の鳥飼下地区において、鬱蒼と生い茂る樹木が伐採・除根され、鳥飼ワンドも造成されております。すばらしい取組かと感じる一方で、これからの維持管理が最も重要です。これを契機に、淀川河川敷の一体活用を加速させ、河川防災ステーション完成前ににぎわいづくりを実現し、機運を高めるべきと考えます。以前より提言しているかわまちづくり制度を活用し、国で整備されたエリアを早々に市の管理に移行すべきと考えますが、最後にお考えをお聞かせください。

3の(6)消防・救急救助施策についてですが、取組状況については理解いたしました。

本市消防力を支える消防団においても、少子高齢化などの影響で成り手が不足していると認識しております。当然のこと、車両更新も金銭的負担が大きいと以前からお聞きしております。今回の車両更新費用補助の増額は、消防団を維持する上で必要不可欠です。消防団機能をしっかりと維持するよう要望いたします。

また、総合的に本市の消防力の維持・向上を図るよう、各取組に対してもしっかりと進めるよう要望いたします。

3の(7)健全な上下水道についてですが、様々取り組んでおられることは理解いたしました。

埼玉県八潮市での道路陥没事故はいまだに解決されておらず、ふだんの整備の重要

性を改めて認識しているところでございます。上下水道は、何かあったときに市民への影響は大変大きいもので、それだけに重要なインフラでもあります。財政面での工夫を凝らしつつも、安全・安心を第一に取り組まれるよう要望いたします。

4の(1)PFOA対策についてですが、進捗状況について理解しました。

水道水質基準が50ナノグラム毎リットルと、暫定目標値と同じ値になる見込みとすることで、本市の水道水は改めて安全であるものと理解いたしました。また、農産物に関する研究もしっかりと注視すべきものと考えます。PFOA対策は確実に進めなければなりません。それと同時に風評被害防止も重要です。引き続き取り組まれるよう要望いたします。

4の(2)鶴野地域の公共施設再編の延期についてですが、環境センター解体の延期による影響について理解いたしました。

なお、環境センター解体の延期は、鶴野中央公園の延期に直結するものと理解しております。

次に、給食センターの延期について、センター自体は中学校全員喫食に向けての手法のひとつと認識しております。改めて、中学校全員喫食をどう実現していくのか、今後の取組についてお聞かせください。

5の(1)こども・子育て施策についてですが、就学前教育について、公私立園全体で、また、小学校も巻き込んで鋭意進められていることと理解いたしました。就学前において学ぶための基礎力をしっかりとつけることは、将来の成長に大きく作用します。就学前教育の重要性は年々理解が深まっているものと考えます。市全体での就学前教育のさらなる取組を要望いたします。

5の(2)福祉施策についてですが、重層的支援体制整備事業の取組を理解いたしました。本格実施に向け、地域の複雑化・多様化したニーズに対応する包括的な支援体制の構築を目指し、さらに関係機関や庁内での連携を図るよう要望いたします。

本市にふさわしい重層的支援体制を整備する中で、高齢者への見守りと生活支援が行き渡る環境を整えることも重要です。超高齢社会において認知症高齢者の増加も見込まれている中で、認知症施策の重要性は非常に高まっているものと認識しております。認知症高齢者の見守りについて、本市の取組をお聞かせください。

5の(3)健康施策についてですが、摂津スタディについて、令和7年度の取組を理解いたしました。この摂津スタディは、市民の健康・栄養とウェルビーイングに対して効果的な取組を提案するものであり、コホート研究から様々な取組が動き出すことは非常にすばらしいことであると感じております。これからも、国立健康・栄養研究所と知恵を出しながら、日本一の健康都市を目指して取り組むことを期待し、要望といたします。

6の(1)児童・生徒の生きる力を育むことについてですが、複雑化した課題への対応について様々に取り組まれることを理解しました。教師負担の軽減なども踏まえ、チーム学校、そして地域とともにある学校づくり、この2本立てで学校体制を強化し、子供たちにとって望ましい教育環境構築を要望いたします。

さて、令和6年度全国学力・学習状況調査で、スマートフォン使用が1日当たり3時間以上の小学6年生が28.2%、中学3年生が43.3%で、子供たちのスマホ依存度の高さがいずれも全国や大阪府に比

べ上回っている状況に危機感を抱かざるを得ません。子供たちのスマートフォンの過剰使用によって、家庭学習はもちろのこと、コミュニケーション力や運動力を養う機会損失は明らかであり、生きる力への大きな阻害要因となります。その結果、学力格差だけではなく、大人になって以降、成功格差の要因にもなり得るものと考えます。よって、生きる力の育成のために、市としてスマホ依存対策をより一層進めていくべきと考えますが、どうお考えか、お聞かせください。

6の(2)ICT教育についてですが、学校に示すガイドライン作成について、市の見解は理解いたしました。

ICT教育は、従来以上に教員の教育そのものの認識や指導力が問われます。御答弁にありました、そもそもタブレット端末使用一辺倒ではなく、使わないという判断も重要です。あくまでも教育目的を達成するのに望ましい形での使用が求められます。影響を受けるのは子供たちの思考力です。確実に明文化し、適切なガイドラインの作成を要望いたします。

6の(3)鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統廃合についてですが、今後の進め方と決意を理解しました。ぜひモデルとなるような魅力ある学校となるよう、お願いいたします。

この統合は、小学校にとどまらず、第五中学校の適正規模・適正配置についても検討を控えております。これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、また、学校と地域がパートナーとして相互に連携・協働していく必要があると考えます。地域住民や保護者、あるいは学校関係者との連携と協働による新しい学校運営について、しっかりと将来を

見据え、确实・丁寧に対応することを要望としておきます。

7の(1) 地域産業の活性化についてですが、ビジネスサポートセンターについて、様々な関係機関と連携を強化していくことを理解いたしました。さらなる発展を期待し、要望いたします。

地域産業を活性化するために、地域に存在する魅力を引き起こし、地域のブランド化を進め、にぎわいを創出することも重要です。そういった観点から、せつつキッズファクトリーにも期待しております。工場見学や体験プログラムを通じ、地域の企業や資源の魅力を再確認し、新たな価値創造を図ることが期待されております。令和7年度には新たに参画する事業所もあることから、ぜひ協働・連携し、地域の知名度を高め、産業振興を盛り上げるよう要望いたします。

8の(1) 持続可能な行政経営についてですが、行政経営戦略と財政健全化プランをひもづけて取り組まれることを確認でき、安心しました。そうしなければ、財政健全化の取組は問題の先送りやサービスの切捨てになってしまう可能性があるかと思えます。行政経営戦略の理念や行政経営方針を意識しながら財政健全化の取組を進めることが重要であると考えます。物価高騰などにより行財政運営がますます厳しくなることが想定される中、改めて持続可能な行財政運営に向き合うことは大変重要なことであると考えます。ぜひ、ピンチをチャンスに変えるという前向きな発想で、次期行政経営戦略の改定と財政健全化プランの策定に取り組むよう強く要望いたします。

8の(2) DX推進についてですが、次期職員育成・行動基本計画にデジタルスキル育成について反映すること、また、スペ

シャリストの採用と一定のデジタルスキルを有する職員の育成については、着実に進められるよう要望いたします。DXは、本市の業務の効率化並びに様々な費用削減にも貢献するものと期待しております。しっかりとDXの推進を人材育成と併せて行うよう要望いたします。

最後に一言申し上げます。

少子高齢化の進展などを背景に、地域コミュニティの衰退や地域のつながりの希薄化が懸念される中、人と人のつながりの大切さを改めて認識しているところでございます。人と人のつながりは、心の健康や幸せを保つことを助け、自分の殻を破り、新たな挑戦を支える働きがあると考えます。人と人のつながりがあるからこそ、感謝が生まれ、助け合い、自己実現があり、そして、その先にはその人らしい生き生きとした人生があるのではないかと考えます。会派といたしましても、つながりのまち摂津の実現を目指し、しっかりと声を上げ、これからも取り組んでまいります。

以上で自民党・市民の会を代表しての質問を終わります。ありがとうございました。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 令和6年度の市民活動中間支援体制整備支援事業の実績及び令和7年度取組内容についての御質問にお答えいたします。

令和6年度は、中間支援組織として実績のある団体に、本市の中間支援組織の在り方を調査・分析してもらうとともに、市民活動を展開する上で生じる課題や疑問に対して個別具体的に相談に応じていただくなど、伴走型の支援を実施していただきました。

その中で見えてきた課題といたしましては、例えば、本市は市民公益活動に携わる団体は多くおられますが、地域課題の解決や持続可能性を目的として情報が共有されないことや、団体同士で学び合える場の必要性が挙げられました。本市の市民活動に係る中間支援組織が立ち上がるには、そのような課題に対してサポートができる人材が育成されること、また、相談者が適切な場所で相談できるよう場所などの環境が整備されること、さらには、市民公益活動団体を中心に中間支援組織の必要性について機運が上昇することなど、様々な条件が整うことが必要でございます。

そこで、令和6年度は、近年トレンドとなっている「居場所」をテーマに講座や講演会を開催するなど、本市の市民活動団体や事業者を巻き込んで取組を進めてまいりました。講座等の開催は手段であり、開催までに多種多様な人が関わり、その中身のありようについて話す機会を創出する、その過程こそが重要ということでございます。調査・分析の最終的な報告書は3月末に提出されることとなっておりますが、このたび、本市で市民公益活動を既に実践している方々が新たに市民公益活動団体を立ち上げ、摂津市を盛り上げるため、また、摂津市の地域課題を解決するために既に活動を始めておられます。このようなことから、その成果が現れていると確信するものでございます。

令和7年度は、市民活動支援として新たに立ち上がった団体を積極的に応援していくとともに、協働のまちづくり推進計画において、中間支援組織の必要性や今後の取組内容について盛り込んでいくことで、本市の進むべき方向性に道筋をつけてまいりたいと考えております。

○三好義治議長 建設部長。

○永田建設部長 阪急正雀駅前の現在の取組についての御質問にお答えいたします。

昨日の答弁で申し上げましたとおり、阪急正雀駅前の広場計画案の白紙断念後は、中断している道路事業用地の確保に向け、改めて地権者へ御理解と御協力をいただくため、丁寧に交渉を続けているところでございます。御協力をいただくにはまだ時間がかかる状況ではありますが、粘り強く交渉を続けてまいります。

○三好義治議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 災害時にドローンを活用することによって期待する取組についての御質問にお答えいたします。

ドローンは、被災状況の把握、行方不明者の捜索、市民への情報伝達、救援物資の輸送のほか、被災建築物の応急危険度判定、罹災証明書発行時の被害認定調査などの災害応急対策業務に活用することができると考えております。ドローンを活用して円滑に災害応急対策業務を進めていくため、協定を締結した事業者と平時から顔の見える関係性を構築し、市の防災力の向上に役立ててまいりたいと考えております。

そのため、具体的な調整はこれからとなりますが、令和7年度に実施する総合防災演習では、協定事業者にも協力を呼びかけ、連携体制を構築してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 かわまちづくり制度を活用し、国で整備されたエリアを市で管理することについての御質問にお答えいたします。

河川空間とまち空間を融合させ、新たな水辺空間などを形成する手法として、かわまちづくり制度がございますことは承知し

ているところでございます。このかわまちづくり制度が、河川敷を有効活用し、にぎわいを創出する大変有効な手法の一つであるとは考えておりますが、今後の展開として、まずは、河川防災ステーションや水防センターの平常時利用と一体となった淀川河川敷のにぎわいの創出について、住民の皆様と具体的な意見交換を行うワークショップを開催していきたいと考えております。

あわせて、既に多くの自治体において、住民や河川管理者などで構成するかわまちづくり協議会を設置し、かわまちづくり制度が活用されておりますことから、それら自治体の状況なども確認しながら、かわまちづくり制度についても検討してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 中学校給食全員喫食の今後の取組についての御質問にお答えいたします。

給食センター設置時期の変更に伴い、目標としておりました令和9年1月からの中学校給食の全員喫食に向け、実施方式を早急に検討していく必要がございます。例えば、現在実施しておりますランチボックス型のデリバリー給食を選択制から全員喫食へ切り替える、または、食缶方式でのデリバリー全員喫食を行うなどが考えられます。ただし、実施時期の確定、本市の目指す給食の提供が可能かどうか、これらを含めた業者選定の難しさなど、課題があることも事実でございます。教育委員会といたしましては、社会状況の変化や保護者のニーズ、財政状況等を鑑み、今後の給食センター設置を見据えながら、全員喫食に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、スマートフォン依存に対する対応についての御質問にお答えいたします。

近年、スマートフォンの急速な普及により、子供たちのスマートフォン利用時間は増加傾向にございます。特に、SNSやオンラインゲーム、動画視聴への依存が懸念され、スマートフォンを手放せないと感じる子供たちも少なくありません。

スマホ依存は、学習への集中力低下や睡眠不足、人間関係のトラブルのみならず、SNSの通知や情報過多により、常に何かに反応し続ける状態が続き、ストレスや不安が増加する可能性が考えられます。

スマホ依存への対応といたしましては、子供たち自身がスマホ依存の怖さを理解し、スマートフォンの適切な使い方や、健全な生活を送るためにはどうすればいいのかを考える機会が必要でございます。各学校において、子供たちが自己管理能力を高められるよう取り組んでまいります。

もう一つに、スマホの適切な使用に関する家庭の理解が大切でございます。各学校において、授業参観としてスマホ教室の実施や、スマートフォンの使用に関するアンケートを実施しており、保護者も子供と一緒に取り組んでもらえるような啓発をしてまいります。教育委員会といたしましては、スマホ依存を子供のみの問題と捉えず、家庭や地域も巻き込んで取り組んでまいります。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 認知症高齢者の見守りについての御質問にお答えいたします。

本市における主な取組につきましては、認知症の方が行方不明となった際、地域の協力事業者に業務の範囲で発見に御協力いただく認知症高齢者等ひとり歩きSOSネ

ットワークや、認知症の方が一人で外出し、発見・保護された際に、早期に家族に場所を知らせることができる認知症高齢者等ひとり歩き見守り支援シールの交付を行っているところでございます。また、大学、介護保険事業者、市民団体、社会福祉協議会などで構成する認知症支援プロジェクトチームにより、校区等福祉委員会などの御協力をいただきながら、認知症ひとり歩き声かけ模擬訓練や、認知症の人や家族を守る応援者を養成する認知症サポーター養成講座を実施しているところでございます。

これらの取組に加えまして、令和6年度より、小学校と連携したキッズサポーター養成講座のほか、認知症サポーターが地域において認知症の人やその家族の手助けや交流をするために身につけるべき認知症の症状の理解や対応法を習得する認知症サポーターステップアップ講座を実施しているところでございます。

今後は、世代を超えて認知症の理解を広げていくとともに、認知症高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、これらの取組の効果を評価し、さらに効果的な施策を構築するための改善につなげてまいりたいと考えております。

○三好義治議長 副市長。

○山本副市長 鳥飼地域のまちづくりについての御質問にお答えをいたします。

その中で、鳥飼東小学校の跡地活用についてという御質問でございます。

この件につきましては、地域の皆様の跡地活用に対する関心や期待の高さを感じているところでございます。さきに市長の答弁でありましたように、私といたしましても、この取組が鳥飼地域全体を活性化させるポテンシャルを秘めていると期待いたし

ているところでございます。光好議員におかれましても、同様のお考えの下、期待をいただいていることは理解をいたしております。その中で、来年4月、つまり令和8年4月が一つのポイントになるであろうことも、私も議員の思いは理解をしているところでございます。

また、議員からも、さきの質問の中で、市として物事を決めていく際には、やはり行政経営戦略でございますとか行政経営方針を絶えず頭に置きながら物事を決めていくようにというお話もございました。鳥飼まちづくりグランドデザインの考え方、位置づけの中で、このグランドデザインは行政経営戦略の地域版ということも記載をいたしております。物事をいろいろ決めていく際に、このことを絶えず念頭に置きながら、市としていろいろ方針を決定していきたいと考えているところでございます。そのような考えの下、先ほど市長公室長からありました予定で物事を進めていきたいと考えているところでございます。

跡地の活用につきましては、ウェルビーイングのまちの実現に向け、鳥飼まちづくりグランドデザインの考え方と整合性を図りつつ、地域の皆様との議論やサウンディング調査等々の結果を踏まえながら最終的な方向を決定していきたいと考えております。

スケジュールに関しましては、先ほど市長公室長が申し上げたスケジュールどおり、我々としても実施していきたいと考えているところでございます。地域の皆様の期待に対して一刻も早くお応えできるよう、迅速に取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治議長 光好議員の質問が終わりま

した。

以上で代表質問が終わり、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

3月5日から3月25日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後2時19分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 三 好 義 治

摂津市議会議員 南 野 直 司

摂津市議会議員 弘 豊

摂津市議会継続会会議録

令和7年3月10日

(第4日)

令和7年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

令和7年3月10日（月曜日）
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員（16名）

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	9 番	弘 豊
10 番	増永和起	11 番	三好義治
12 番	西谷知美	13 番	塚本 崇
14 番	出口こうじ	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	嶋野浩一朗	副 市 長	山本和憲
教 育 長	若狭孝太郎	市 長 公 室 長	平井貴志
総 務 部 長	石原幸一郎	生 活 環 境 部 長	吉田量治
保 健 福 祉 部 長	谷内田 修	建 設 部 長	永田 享
上 下 水 道 部 長	末永利彦	教 育 委 員 会 長	安田信吾
教 育 委 員 会 長		教 育 総 務 部 長	
こども家庭部長	大橋徹之	監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	溝口哲也
消 防 長	松田俊也	総 務 部 理 事	丹羽和人
生 活 環 境 部 理 事	西川 聡		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	荒井陽子	事 務 局 次 長	森口雅志
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

- | | | |
|----------|-----|--------------------|
| 1, 議 案 第 | 1 号 | 令和7年度摂津市一般会計予算 |
| 議 案 第 | 7 号 | 令和7年度摂津市介護保険特別会計予算 |
-

- 1 本日の会議に付した事件
日程 1

(午前10時 開議)

○三好義治議長 本日は休会の日ですが、先日付託しました議案について、一部訂正が必要となることから、特に会議を開きません。

まず、市長の挨拶を受けます。市長。

(嶋野市長 登壇)

○嶋野市長 おはようございます。

本日は、休会中のところ、本会議を御開催いただきまして、議員各位には大変にお忙しい中、御参集をいただき、誠にありがとうございます。

今回お願いいたします案件でございますけれども、先日送付させていただきました議案第1号、令和7年度摂津市一般会計予算及び議案第7号、令和7年度摂津市介護保険特別会計予算に誤りがございましたため、正誤表のとおり訂正をいただきたいとのお願いでございます。

まず、このようなミスを生じさせまして、議員の皆様方には非常にお忙しい中、御迷惑をおかけすることとなりました。まずはこの点につきまして、私から心よりお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございません。

今回の概要につきましては、この後、担当部長から御説明をいたしますが、どうぞお取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。今回は誠に申し訳ございません。

○三好義治議長 挨拶が終わりました。

本日の会議録署名議員は、増永議員及び西谷議員を指名します。

日程1、議案第1号など2件の議案訂正を議題とします。

議案訂正に係る説明を求めます。総務部

長。

(石原総務部長 登壇)

○石原総務部長 説明をさせていただきます前に、このたび、予算案計上額に遺漏があったことにより、急遽日程を変更し、本会議を開催いただきましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

それでは、議案第1号、令和7年度摂津市一般会計予算につきまして、訂正内容を申し上げます。

本件は、議案第7号、令和7年度摂津市介護保険特別会計予算の歳出予算の計上漏れに関連し、議案第1号、令和7年度摂津市一般会計予算についても必要な訂正をお願いするものでございます。

議案第1号の正誤表を御覧ください。

左右の表の1列目は、予算書の該当ページを記載しております。

右側の表、2列目の下線を引いておりますのが訂正箇所でございます。

令和7年度摂津市一般会計予算に係る訂正事項についてでございますが、まず、歳入予算について、議案第1号正誤表の3枚目でございます予算書の55ページ、款19繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金30億4,614万7,000円を30億7,414万5,000円に、次に、歳出予算について、同じく3枚目にあります予算書の113ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金のうち、介護保険特別会計繰出金13億573万9,000円を13億3,373万7,000円に訂正させていただくものでございます。

これらの訂正により、予算書において訂正が必要となる箇所は、まず、議案第1号正誤表の1枚目でございます予算書の3ペ

ページの歳入歳出予算の総額、予算書の5ページから7ページの第1表歳入歳出予算、1枚目から3枚目にあります予算書の15ページから119ページの歳入歳出予算事項別明細書の、この議案第1号正誤表のとおりでございます。

最後に、再発防止策について申し上げます。

今回の誤りにつきましては、予算書作成の債務負担行為に係る歳出予算額計上の突合・確認が徹底できていなかったものでございます。今後は、予算編成説明会や庶務実務研修において、財政課から、新たに予算書作成について確認すべき事項をリスト化し、周知することで、財政課及び各担当課職員に対して、予算編成に関する理解を深め、適正な業務執行につなげてまいります。

このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○三好義治議長 保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 説明をさせていただきます前に、このたび、予算案計上額に遺漏があったことにより、急遽日程を変更し、本会議を開催いただきましたことについて、深くおわび申し上げます。誠にすみませんでした。

それでは、議案第7号、令和7年度摂津市介護保険特別会計予算につきまして、訂正内容を御説明申し上げます。

本件は、令和6年度補正予算(第1号)において可決いただきました基幹業務標準化事業に係る債務負担行為に基づき、令和7年度当初予算案に計上すべき歳出予算額2,799万8,000円を計上していません。

また、これに伴いまして、令和7年度一般会計歳入歳出予算につきましても訂正が必要になったものでございます。一般会計の訂正事項につきましては、先ほど総務部長から説明があったとおりでございます。

それでは、議案第7号正誤表を御覧いただきたいと思っております。

左右の表の1列目は、予算書の該当ページを記載しております。

右側の表2列目の下線を引いておりますのが訂正箇所でございます。

令和7年度介護保険特別会計に係る訂正事項についてでございますが、まず、歳入予算につきまして、議案第7号正誤表の2枚目でございます、予算書の15ページ、款6繰入金、項1一般会計繰入金、目2介護保険事務費繰入金、節1介護保険事務費繰入金のうち、事務費繰入金1億2,264万円を1億5,063万8,000円に訂正し、歳出予算につきまして、同じく議案第7号正誤表の3枚目でございます予算書の19ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料に介護保険システム標準化対応業務委託料2,799万8,000円を追加訂正させていただくものでございます。

これらの訂正により、予算書において訂正が必要となる箇所は、まず、議案第7号正誤表の1枚目でございます予算書1ページの歳入歳出予算の総額、それから、予算書の3ページ及び4ページの第1表歳入歳出予算、1枚目から3枚目でございます予算書の7ページから19ページの歳入歳出予算事項別明細書の議案第7号正誤表のとおりとなっております。

最後に、再発防止策について申し上げます。

本事案は、令和6年度補正予算で可決い

ただいた債務負担行為に基づく令和7年度当初予算を計上していなかったものでございますが、債務負担行為に関する調書と歳出予算を突合・確認していれば防げた誤りでございます。今後は、債務負担行為と歳出予算の突合を含め、確認すべき事項をリスト化いたしまして、担当職員及び私を含め、管理監督職ともに確認漏れがないようにしてまいります。また、誤りを防ぐ処理手順を定めるとともに、職員の予算編成事務に対する理解を深めることにより、適正な業務執行につなげてまいります。

以上、議案第7号、令和7年度摂津市介護保険特別会計予算の訂正内容の説明とさせていただきます。

このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○三好義治議長 説明が終わり、質疑に入ります。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 おはようございます。

元来、私は大変優しい性格なので、こういうミスに対して言うのは本当に心が痛いのでございますが、ちょっと続いておりますので、このまま放置したらやっぱりあかんという思いで、心を鬼にして質疑したいと思っております。よろしく願いいたします。

令和4年度の決算で補助金の勘違いにより赤字決算を出されました。これは全国で摂津市だけだったと思っております。あのときにも、再発防止を庁内で共有して、二度とないようというところで取組をされたと思っておりました。そういう意味では、そのときは補助金の思い違いみたいなことがあったと思っておりますが、今回はそれよりも完全にうっかりミスと思うんです。

人間やからそういうことはありますよ。だけど、それを上司も見抜けなかった、指摘もできなかったところに問題があると私

は思っています。やっぱり予算の作成は非常に大事なものですから緊張感を持ってほしいし、私も議員になって24年足らずですけども、1回上程したものをこのようにもう1回本会議を開いて訂正するということは初めてでございます。非常に珍しいことだと思います。

まず、令和4年度の赤字決算の件があり、その後、庁内で様々な取組をしておっしゃっていただきましたので、どういうふうにされたのか、そして、それが今回どういうふうに生かされて、なおかつ発生してしまったことになるのか、経緯も含めて御説明いただきたいと思っております。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 まず、今回、このような事態を招いてしまった経緯でございます。

今回の事案につきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和6年度の補正予算において債務負担行為を設定するとともに、令和6年度の歳出予算を計上し、令和6年度と令和7年度の業務委託の契約を行い、業務の執行を行ったものでございます。令和7年度を期間とする債務負担行為を設定させていただきましたので、当然に令和7年度の歳出予算で計上するところを、その理解と手続が不十分であったために、確認も不十分となってしまう、このような事態が起こったものでございます。

先ほど総務部長からも説明がございましたけれども、まずは確認を十分にしていこうという意識を高めること、それと、やはりそういった確認漏れが起きないように処理手順をきちんと確立していくところが一番大事だと感じております。特に予算につきましては、歳出予算、歳入予算、それから債務負担行為、継続費、地方債等、様々な

予算がございます。そういったものが単独で存在するものではなく、それぞれが関連しているところを職員がきちんと理解して処理を進めていくことが大事であると考えております。

以上です。

- 三好義治議長 藤浦議員。
- 藤浦雅彦議員 担当部として説明をしていただきましたけれども、私は、前回の事件が起こってから庁内のどのような取組をされて再発防止を行われたのかということも聞いています。確かにこれは課が違います。前は違う課が起こしたことで、今回は違うということになるかもしれませんが、やっぱり全庁で共有することが大事やと思うんです。

今回もそうですけど、これは保健福祉部の問題やと、私のところはよかったで終わるのであったら、また同じようにこういうミスが起こってくると思うんです。だから、これは本当に全庁内で全課が同じような思いに立ってミスを起こさないという取組をしていかないと、モグラたたきのようになるんですよ。こっちへ来たモグラをたたいて、またこっちに来たモグラが出たらたたくというやり方になっているから、やっぱりモグラを寄せつけない取組が必要やと思うんです。

田んぼにモグラが出ると、モグラは土手に穴を空けるんです。そうすると水が抜けるんです。だから、昔の人は、そのモグラをたたかないで、モグラが来れないようにマンジュシャゲ、つまりヒガンバナは毒がありますから、土手に植えたりという知恵を働かせて、モグラを寄せつけない取組をされました。これは一つの例ですけども、こんなふうに、とにかくどの課からもミスを起こさないという取組が必要だと思うん

です。

先ほどちょっと御説明がありましたけれども、今後、全課で取り組むことはどういうことを考えておられるのか、短時間でまだ考えられていないかも分かりませんが、おっしゃっていただきたいと思います。人事の担当からお願いします。

- 三好義治議長 市長公室長。
- 平井市長公室長 私から御答弁させていただきます。藤浦議員から令和4年度の決算の誤りについて、その後どうなっているのか、その点も含めまして御質問にお答えしたいと思います。

それより前になるんですけども、令和3年に事務処理ミスで第三者委員会から御提言を受けまして、本市としましては、事務処理ミスをいかに防ぐかという御意見も承っております。その提言の中で、まず、事務処理ミスが生じたときに、速やかに三役を含めてすぐ報告するという仕組みを構築しておりまして、私でありますとか総務部長、そういった関係する職員でその分析と再発防止をどうしていくかという検討をさせていただいております。

また、コンプライアンス推進本部会議というのを立ち上げておりまして、その中で、全部長にそういった事例を紹介いたしますか、情報共有させていただきまして、こういったミスがあった、ああいったミスがあった、ミスが生じないためにこういった再発防止をしていく、今、そういった取組も行っているところでございます。

その中で、議員がおっしゃられた決算の誤りでありますとか、今回、同じじゃないんですけども、予算漏れという事態が生じたわけでございます。まず、前回の決算誤りの後、どういう取組をしたかということなんですけども、チェック機能がしっかり

ルール化されていなかったということが、その当時、検証して分かったこととございます。それ以降、いわゆる整理簿といひますか、差引簿みたいなものをつくるようにしまして、現在、全庁でそういった漏れがないような仕組みはできていると考えております。

ただ、今回は違った内容のミスということですので、担当部長からも答弁がありましたように、どういったところでミスがあったかをまたしっかり全庁で共有して、二度と起こらないような再発防止策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 しっかりお願いしたいと思っております。

前回もそうですけど、やっぱりこれは全庁で一人一人の職員が我が事として捉えていくことが本当は大事だと思うんです。なかなかそれは難しいと思うんですが、続いていますので、できたら非常事態宣言をして、そして徹底的にこのことについては取り組むぐらいの姿勢を持ってやっていくことが大事だと思います。決してミスをした個人を責めているわけじゃないんですよ。このことをチャンスとして、もう二度と起こさないような体制をつくっていく、そういう意識をつくっていくことが、今後につながると思うんです。なので、そういうことも踏まえて、副市長から最後に総括的にお願いしたいと思っております。

○三好義治議長 副市長。

○山本副市長 このようなミスをいたしまして、大変御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。そのことをまずおわびさせていただきます。

藤浦議員から全庁的な取組ということで

ございます。市長公室長から説明がございましたが、チェックリストでありますとかマニュアルは大変大事なところでございます。そのことも大事ですけども、今回のことでいいますと、やはり職員一人一人が、予算書のチェックの意味合いをまず理解していただくような動きをしたいと。これはほかの業務も一緒でございます。それぞれの担当業務で、一体何のために私はこの仕事をしているんだ、この仕事はどういう意味があるんだ、ここを大事にしたいと。実際、人事課には、このことが起こったからではなくて、内部統制の研修を来年度はきっちりやっていただきたい、そういう研修プログラムを組んでほしいということを実は依頼していたところでございました。

今回のところでいいますと、事案として一つ御説明をさせていただきますけども、議案第7号の令和7年度摂津市介護保険特別会計予算がございまして。私は、最初、このミスを聞いたときに、最後のほうに債務負担の表がございまして、ここからも漏れていると思っておりました。両方漏れているのでチェックをしても見つからなかったんだと思っておりました。この表は最後に載っております。ということは、この表の意味合いを、チェックをする職員とかその上席であるとかが本当に理解できていたのか、できていなかったのか、そこをやはり分析をしないといけないと思っております。債務負担行為で令和7年度2,799万8,000円という数字が出ておりますが、本来予算計上に乗るべき項目でございますので、このつくりの意味合いを理解していないと、チェックをしても、それは表面上の各ページのチェックをしているということで終わってしまいます。やはり予算書はページを飛び越えてチェックをし

ないといけないところがたくさんございます。その辺り、本来チェックをするのはこういう意味合いがあると、それ以前に、ここに書いている内容はこういう意味合いがありますよということを職員にレクをしなければいけない。それは、やはりOJTが基本なのかと思っております。そのOJTをきっちりしていただくために、内部統制の研修をしていただきたいと新年度にお願いしているところでございます。

そのことだけではないんです。裏の表に載っていても計上しない場合があるんです。それは、たまたま令和7年度一般会計の中でLEDの関係で債務負担行為をさせていただきました。これは初年度でありますので、これから御議論いただくところでございますけれども、その内容も実は裏の表に載っております。数字は令和7年度からですが、スタートの年でありますので、事務執行のために債務負担行為は取っております。しかしながら、当該年度の令和7年度は予算は執行しないということでございますので、実は載っていないんです。だから、そういういろんなバージョンがあるということを、一人一人、特に財政課の職員はもとより、予算を提案させていただき特別会計を担当しておれば、少なくともそのことは理解した上でチェックをしなければいけないと。本来、チェックというのはこういうことでございますので、もしかしたらその理解が乏しい中でチェックをしているのであれば、そこが問題であろうと思います。それを教育していただくのはやはりOJTであると思っておりますので、その辺りを一からといいますか、そのことも力を入れながら、マニュアルも力を入れながら両輪で職員研修を実施していきたいと思っております。よろしく願いいたしま

す。

○三好義治議長 ほかにありませんか。安藤議員。

○安藤薫議員 副市長からもお話がありまして、藤浦議員の質疑の趣旨はそのとおりかと思っておりますが、改めてお伺いいたします。

副市長がお話をされた事務のチェックであるとか、それぞれの部署やそれぞれの担当が行う事務が全体にどのような関わりを持っているのか、そういった理解が乏しいのではないかと、そこをきちっとOJTを通してやっていかなければいけないという御答弁がありました。本当にそのとおりだと思うんですが、この御答弁は、先ほど藤浦議員も御紹介された令和5年度の赤字決算につながった補助金の受入れ等のミスであったり、その以前の住民税の誤還付のときでも同じようにお答えをされてきたものではないかと思っております。ミスがあるたびにこういう御答弁があるので、どんな具体的なことをやられていたのか。これは個々人の責任を問うということではなくて、藤浦議員がおっしゃったようにシステムの問題が大きいんじゃないかと思うんです。

例えば、令和2年度、令和3年度に、行政監査の項目として、事務マニュアルの整備と活用状況について調査をしています。令和3年度の監査報告書にも課題を載せております。こういったことも本当に真摯に受け止めて対応されてきたのかどうか、その点の取組と、それでもなおミスは起きるものだという想定の下にチェック体制をどうやって構築していたのか、もしくは、特に年度末、チェックをすること自体が取り組めないほど、それぞれの部署の人員体制が、忙しい中で取れないような状況になってやしないか、そういった検証がき

ちんとされたのかどうか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 それでは、私から御答弁させていただきます。

御指摘いただきました令和2年4月から令和4年3月まで、行政監査の御指摘を受けまして、いろんな事務のマニュアルを整備してきたところでございます。その中で、一定各課で、新規採用職員に対する研修でございますとか、係長といった上席等が、異動してきた職員、新規採用した職員に対して、マニュアルに基づいて指導・育成はしているところでございます。全ての業務に全てのマニュアルができていたかどうかというところ、そこは完全ではない部分もあるかもしれません。そういった点も一度検証して、必要なマニュアルは整備していく必要があるのかとは感じているところでございます。

先ほどの藤浦議員の御質疑の答弁と重なる部分はあるんですけども、まず、事務処理ミスが起きたときに、どういったところに問題があって、それを二度と生じさせないためにどういった再発防止に取り組むかが非常に大事と我々は考えております。毎年8月ぐらいに開催するコンプライアンス推進本部会議において、全庁で起きている事務ミスの再発防止の報告という共有はさせていただいているんです。それでもやっぱりこういったミスが100%なくなることはないと考えておりますので、どういった取組を今後していくべきかということにつきましては、より一層検討・議論をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○三好義治議長 安藤議員。

○安藤薫議員 予算というのは、マニュアルの中で漏れていたか、いなかったかというものではなくて、最も基本的な部分であって、そこが漏れているようなマニュアルであったりこれまでのチェックだったとしたら、もう1回見直すんだというチェック作業そのものを疑わざるを得ないと思うんです。それでなおかつミスが起きるのであれば、そこは今度は違う観点で、それぞれの部署の人員体制が本当にキャパシティを超えた業務の中で起きてしまう状況になっているのではないかという検証もやらないといけないと思うんです。特に、保健福祉部であると、やはり非常に煩雑もしくは複雑多岐にわたる業務をされていると聞きますし、病休の方もいらっしゃると思います。本当に少ない人数の中で日々の業務を行いながら予算化であったり庶務の作業も行っていると。チェックする管理職も、庶務の仕事をやりながら、他課との連携も図らなければいけないと。そんな二重三重に忙しさの中で漏れていくという可能性はなかったのか。もちろん、忙しさを理由にしてミスを肯定することは許されないことでありますから、それぞれの部署からしたら、人数が足りない、もしくは人手が足りない、時間がないというのを理由にすることはできませんが、やはり全体を見通している人事課であったり管理する部署は、そういった観点から原因把握をもっと真摯に行う必要があると私は思うんです。副市長、その点はいかがでしょう。

○三好義治議長 副市長。

○山本副市長 私は、個別の案件でどうのこうのというのはこの場でなかなか答えづらいところはあるんですけども、今回の案件で、担当課が疲弊をしてチェックができなかったのではないかというような御質疑か

と思います。その点で申しますと、先ほど申しましたように、当初予算書のこのページのここを見たときに、ああ、令和7年度に債務負担行為があるんだ、そのことは当然予算書の中に入っていなければいけないというチェックでございます。

そのチェックはしてくれていたと思うんですよ。チェックの中で、それぞれのページのチェックは当然していると思いますけども、先ほど申しました全ての業務の意味合いを職員一人一人がより一層理解していかなければいけないと。そのことが十分できていれば、その時間でこの事案についてはチェックができていたと私自身は思うところがあるんです。

ですから、今回のミスが、通常業務の中で大変疲弊をして、そのことが原因でミスが起こったのかといえば、そうでないところもあるのかという思いもありますし、全体として把握をしていくようにという御指摘は当然だと思っております。その辺は改めて、何回も申しますけども、またこれから（仮称）財政健全化プランの作成というところで政策推進課なり財政課なり人事課で各課とヒアリングをしてみたいです。その中で何かつかむものがあれば人事課でつかんで、人事配置で考慮すべき必要があれば考慮していくことになろうかと思いません。

何回も申しますけど、当然私も含めて職員一人一人が、この仕事はどういう意味合いがあってしているんだ、このチェックはどういう意味合いを持ってチェックしているんだ、この表にはこういう意味があるんだ、このところはやはり基本はOJTが一番伝わりやすいと思っております。それはなぜかといいますと、僕自身がそうでありましたので、マニュアルも大切ですけど

も、OJTも大切だと、両輪でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○三好義治議長 安藤議員。

○安藤薫議員 最後です。職員一人一人の状況というのはそれぞれの部署によって違いかもかもしれませんが、これだけミスが起きる、しかも、予算上で言えば非常に基本的なところでのチェックができていない、それぞれの業務が何に関わっているかという理解が少ないんじゃないかという副市長の認識であれば、職員の問題ではなくて、やはりチェック体制であったり事務執行を行うための環境を整備できていない、もしくはチェックする環境をつくっていない幹部の責任が非常に重大だと私は思います。もちろんOJTが重要だというのはよく分かるんですけど、日々の業務の中でOJTそのものが本当に機能できているのかどうかということも含めて、人員体制、組織の体制、また、改めてマニュアルの点検であったり、ミスが起こるたびに、先ほど藤浦議員がおっしゃったように、モグラたたきのようなのではなくて、全体のシステム、組織全体の問題として受け止めた対応をぜひしていただきたいと申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○三好義治議長 副市長。

○山本副市長 すみません、御要望ですけども、1点、できていなかったのではないかという断定的な思いではなくて、できていなかった可能性もあると。その可能性があるのであれば、そのところをまた先ほど申しましたいろんなヒアリングの場で双方が理解して、そのことがなかなか周知できていない環境であるのであれば、そのことが大切であるということを全庁的に周知して

いきたいということでございます。

安藤議員も個別案件を取り上げるおつもりでの御質疑ではないかと思っておりますけども、少しそういうふうな質疑と感じましたので、そのところは答弁をいたしました。しかしながら、介護保険特別会計の所管課が理解が全くできていなかったのか、そのことまでは私は思っておりません。可能性としてできていない、一つじゃなくて全てのことにおいてそういうことがもしあるのであれば、一つずつなくしていきたいという意味の答弁でございますので、御理解をよろしく願いいたします。

○三好義治議長 ほかにありませんか。野口議員。

○野口博議員 同じ趣旨の質疑になりますけども、毎回、同じようなミスについて議論をするということをやっております。先ほど議論があったように、令和5年度においても、全国で初めて約3,000万円の赤字で決算を迎えるということもありました。今回は、昨年の補正予算で債務負担行為を組まれて、当然新年度の事業としてやるという基本的な問題に関わってのミスであります。議論されているように、この数年間の摂津市における様々な経過が何であったのかということを経済的な問題として感じています。人がやることですから間違いはないとは言えませんが、人がやるからそれでいいんだということではなくて、チェック体制の問題に対しての幹部の皆さんの認識がないと僕は思うんです。

この間、第三者委員会の報告もありました。3歳児の悲しい事故もありました。いろんな形で摂津市の市政をめぐる緊張感を持って取り組む課題がたくさんあったと思うんですけども、結果として、またこんなことが発生したことについて、何が問題

なのかと。行政全体がほんまに緊張感がなくなっているんじゃないかということをおっしゃる方もたくさんいらっしゃるわけで、ただ単に保健福祉部の問題ではありません。やっぱり全庁的な問題として、この間、いろんな計画をつくって取り組んできたけども、結果、基本的な問題で今回ミスが発生したというこの経過について、もう少し認識を重く受け止めていただきたいと思います。

この間の計画をつくって取り組んできたことについて、また、その中で起こった問題について、まず市長公室長から御答弁いただければと思います。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 我々も御指摘は真摯に受け止めていきたいと考えております。

取組としましては、先ほどから繰り返しのようになって恐縮でございますが、まず、事務処理ミスが起きたときに、どういったことが要因でそういったミスが起きたのか、その後、それを防止するためにどうすべきなのかというところを非常に重視しております。それを全職員に共有し、同じようなミスがないようにする、我々はそこが一番重要な点と考えて取り組んできたところでございます。

ただ、御指摘いただいたように、そういった取組をしている中でもこのようなミスが生じているということは、やっぱりまだまだ取り組むべきことがあるのかと、担当している者としては感じているところでございます。そこはまた今後速やかにしっかりと検証して、新たな取組でどういったことができるのかというのはしっかり議論していきたいと考えております。

○三好義治議長 野口議員。

○野口博議員 何かこうした問題が発生し続

けていることについての受け止めが軽いんじゃないかと僕は思っています。これから1年かけて行政経営戦略の見直し作業を行っていくことになりそうですけども、行政全体の基本計画の段階で、この間、取り組んできたけども、結果、基本的な問題について今回こういうミスが発生したわけで、そういう基本的なところでの位置づけについてはやっぱりきちっと据えていただきたいと思います。

だから、行政経営戦略の中でも、チェック体制が全ての部にわたってちゃんとできるようにどうするかということについてきちっと議論し、そのことを全庁的に諮っていただき、その中で職員に対する問題も加味していただいて、職員の皆さんが気持ちよく仕事ができるような環境をつくって計画を実行していくんだと、そういう環境をつくっていただきたいと思いますということは強く申し上げて終わります。

○三好義治議長 ほかにありませんか。西谷議員。

○西谷知美議員 様々質疑がありました。債務負担行為についてなんですけれども、他市の事例について調べましたら、さいたま市で令和5年度に債務負担行為に係るミスがあったことも出てきました。債務負担行為の予算に組み込む際の計上漏れといったことは他市でも起きていることは発見したんです。

副市長から、今後、マニュアルを精査して、何が起きたかというところもしっかり考えて全庁的に取り組まれるということを表明いただきました。その点については、そういう方がいらっしゃるかどうか分かりませんが、債務負担行為のミスについても、スペシャリストみたいな講師の方がいらっしゃるしたら、しっかり指導していただ

く。この件はたまたま保健福祉部で起きましたけれども、全庁的に起こり得ることだと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

そして、人のミスというところで私が最近気になっているのは、12月の一般質問でもさせていただいたんですけども、女性の管理職が少ないというところです。それに係って職員とお話ししていると、中途採用の方とかがせっかく採用したのにすぐ辞めてしまう方もいらっしゃったり、離職率というか、職員の育成という観点で、現状、摂津市はどうなっているのかというところです。そこも副市長がおっしゃっていたんですけども、仕事の意味合いということをどれだけ職員が理解しているかは離職率にも関わってくると思うので、その辺りのことについて市長公室長にお伺いしたいと思います。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 職員の退職に関しましては、それぞれいろんな固有の事情があるのかとは考えているところでございますので、一概にそういった育成の部分が要因なのかというのは、我々もなかなか分析は難しいと感じているところです。ただ、やっぱり職員の仕事に対するモチベーションといいますか、やる気というのは非常に大事だと考えております。例えば制度としまして、職員の提案制度でありますとか、自分が提案した施策が実現するようなことでやる気を持っていただくという取組も一つあるかと思います。そういった職員がやる気を持って市民のために精いっぱい働ける環境をつくっていくのは我々人事を担当している者の責務と感じておりますので、これからもいろんなことを研究していきたいと考えております。

○三好義治議長 西谷議員。
○西谷知美議員 御説明ありがとうございます。予算の数字の問題とやる気というところは、一見乖離しているようで、やっぱりつながってくると思いますので、それぞれの数字が持つ意味合いをしっかりと理解できていたらこのようなミスはないという副市長のお言葉にもありましており、しっかり職員の皆さんお一人お一人が、自分が取り組んでいる一つ一つの仕事、今回は予算に係ることだったと思いますけれども、重要性を把握して取り組めるように、そして、やる気を持った職員がしっかり仕事ができる体制づくりも要望しておきたいと思えます。

以上です。

○三好義治議長 ほかにありませんか。塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

それでは、端的に質疑します。

今回、2,799万8,000円の債務負担分が予算計上されていなかったということで、過去最大規模の予算総額が増えることとなります。ただ、歳出のところ5,000万円の予備費を取っているんです。それで賄うということを考えはしなかったんでしょうか。1回目、お願いします。

○三好義治議長 総務部長。

○石原総務部長 予備費につきましては、突発的な事案、地震でありますとか自然災害、そういうものについての執行を財政担当部としては考えておるところでございますので、今回の案件につきましては予備費で対応するという考えはございませんでした。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

というのも、実は、前回、赤字決算を出したときにも、基金の繰入金があと5,000万円ほど多かったら、あの問題は発覚せずに闇に葬られた可能性があるということ指摘させていただいていたんです。今回は今回で、予算総額をしっかりと訂正することで対応していただいたということで、議会との信頼関係において、これもまた摂津市としてはよいところであるのかとは思っております。

ただ、以前指摘させていただいたんですが、これはシステムの問題であると、人間は結局どこまでいっても人間で、ミスをするものであるから、システムの問題ですよということ指摘させていただき、当時の奥村副市長からは、ダブルチェックで人間の目でチェックするんだという趣旨の答弁が返ってきたんです。その結果、今回のこれなんです。じゃあ、何のためのDXなんですかと僕は思うんです。やっぱりそこは、今、DX推進をやっていく上で、業務に精通した人間を集めて、それをシステムとして横串を刺していくんでしょと、項目を出していくんでしょという取組をやっている中で、まだ人間の目に頼るんですかと。これは、1件出てきたということは、ハインリッヒの法則からいったら、これより小さいミスが300件あるということです。これは結局DXによってそのミスをなくすという確固たる意志がないと駄目だと思うんですけど、そこはDXとして推進をどうやっていくのかお聞かせください。

○三好義治議長 総務部長。

○石原総務部長 DXの本質のところは、やはり業務改善という点でございます。しっかりとそれぞれの業務フローとかの洗い出しを行って業務改善に取り組んでいく、そ

のために、その中でシステムとかを活用していけるものがあるかどうかという視点も持ちながら、積極的に業務改善を図るためにいかにICTが活用できるのか、そういう意識を一人一人の職員が持っていくことは大切なことであろうと思います。そういうところを今後職員にしっかりと認識していただけるような来年度の計画内容とし、またそれを実行していきたいと考えております。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 最後なので要望とさせていただきます。そういったところに、しっかりとシステム化することによって全体的なチェックを行うというところと、あと、これは前回もお願いしたんですが、この件に関しては全庁的な問題であると捉えていただいて、報復人事的なものは行わないように要望して終わります。

○三好義治議長 ほかにありませんか。松本議員。

○松本暁彦議員 これまで内容等につきましては質疑がありましたので、最後に市長と副市長に要望と意見をさせていただきます。

先ほど、副市長も内部統制の話がされました。そして、OJTの話もされました。私はすごい気になったあるSNSがありまして、仕事に関して、上司から考えてやりなさいと言われたということで、その方はマニュアルがあれば全てオーケーじゃないかという返信をされて、それが非常にバズったと、そのとおりだという意見が多かったと。しかしながら、一部では、マニュアルだけになってしまうと、それはいずれAIとAIロボットに変わってしまうと、人としてできるのはやはり考えることだという意見があって、私はすごくそれが面白い

と思ったところです。

なぜこの話を出すかという、先ほど副市長がおっしゃったように、業務の本質をどこまで理解しているかというところが非常に重要になってくるかと思っております。マニュアルを整備したとしても、結局はマニュアル以外のことも起きますし、マニュアルそのものを理解できないまま業務を進めていくということは往々にしてあると思っております。これはいつも文教上下水道常任委員会の中でICT教育として言わせていただいておりますけれども、タブレット端末で端末操作を教えるのか、想像力、思考力を教えるのか、その本質をちゃんと教師が理解していないと、タブレット端末は諸刃の剣になりますよと言っております。これについては、ふだんのその他の業務についても同じかと思っております。

そういった中でOJTに必要なのは、例えば、考える時間があるのかないのか、あるいはしっかりとした指導者がいるのかいないのか。ある担当課でいろいろとお聞きしていると、これは会派懇談会でもお伝えしましたけれども、その課にいる職員が、在籍年数が最長3年の人しかいないと。実は、いろいろ政策を聞いていると、私のほうがよくよく理解している政策があったりとかして、おいおい大丈夫かと。それが、ある意味、今まで3年で異動させるという方針の下で職員がころころ変わってきたということがあると思います。

じゃあ、OJTをするに当たって、本当にちゃんと教える人がいるのかというところも、実はすごくそこが大事になってくる。人事体制だったりとか、先ほどの研修・訓練の体制、そういったものはセットかと思っております。加えて、先ほど言った考える時間というところでどういった余

裕を与えるのか、それはDX等で少しでも考える時間を与えることが必要になってくるし、そこでマニュアルも不備があれば当然変えていく、そういったもろもろを改めていま一度しっかりと精査していくというところが必要かと思えます。

嶋野市長、そして山本副市長という新しい体制になりました。森山市長、奥村副市長と長年続いてきた体制が変わる中で、改めて問題等を見いだして、今後どうすべきかというところで、人事体制も含めて、これから4月に大きな人事異動も控えております。そういった組織体制そのものの一新といいますか、もうちょっと嶋野市長の色を増してもいいんじゃないのかと。やはりしっかりとしたガバナンス、つまり統治機構を再整備する、そういったところもぜひ考えて取り組んでいただきたいと思います。

私は文教上下水道常任委員会委員ですが、民生常任委員会で混乱したというところは聞いております。本当にあつてはならないことで、まさにチェック機能が効率的・効果的に機能するには、やはり行政側、理事者側が出す資料によっても大きく変わってくると思います。そういったところもありますので、これを単なるミスと捉えずに、全体のガバナンスのところを踏まえてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。これは意見とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○三好義治議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 議長として、それぞれの議員の質疑を重く受け止めて、理事者に対して、今回の事務処理ミスの検証を行っていただいて、議長に対して報告を求めたいと思います。さらに、ガバナンスの構築につ

いても、それぞれの議員が求めている部分が終始一貫した内容なので、議長として申入れを行っておきます。よろしくお願いいたします。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本2件の訂正を承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前10時58分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 三好義治

摂津市議会議員 増永和起

摂津市議会議員 西谷知美

摂津市議会継続会会議録

令和7年3月26日

(第5日)

令和7年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

令和7年3月26日(水曜日)
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員 (16名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	9 番	弘 豊
10 番	増永和起	11 番	三好義治
12 番	西谷知美	13 番	塚本 崇
14 番	出口こうじ	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	嶋野浩一朗	副 市 長	山本和憲
教 育 長	若狭孝太郎	市 長 公 室 長	平井貴志
総 務 部 長	石原幸一郎	生 活 環 境 部 長	吉田量治
保 健 福 祉 部 長	谷内田 修	建 設 部 長	永田 享
上 下 水 道 部 長	末永利彦	教 育 委 員 会 長	安田信吾
教 育 委 員 会 長		教 育 総 務 部 長	
こども家庭部長	大橋 徹之	監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	溝口 哲也
消 防 長	松田俊也	総 務 部 理 事	丹羽和人
生 活 環 境 部 理 事	西川 聡		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	荒井陽子	事 務 局 次 長	森口雅志
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

- | | | |
|------|-----------|--|
| 1, 議 | 案 第 1 号 | 令和7年度摂津市一般会計予算 |
| 議 | 案 第 2 3 号 | 摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 号 | 令和7年度摂津市水道事業会計予算 |
| 議 | 案 第 3 号 | 令和7年度摂津市下水道事業会計予算 |
| 議 | 案 第 5 号 | 令和7年度摂津市財産区財産特別会計予算 |
| 議 | 案 第 6 号 | 令和7年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算 |
| 議 | 案 第 9 号 | 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第10号） |
| 議 | 案 第 1 0 号 | 令和6年度摂津市水道事業会計補正予算（第4号） |
| 議 | 案 第 1 1 号 | 令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 議 | 案 第 1 2 号 | 令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 議 | 案 第 1 3 号 | 令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 議 | 案 第 1 5 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 1 6 号 | 摂津市協働のまちづくり推進条例制定の件 |
| 議 | 案 第 1 8 号 | 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 1 9 号 | 摂津市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 0 号 | 摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 1 号 | 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 2 号 | 公益的法人等への摂津市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 4 号 | 摂津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 5 号 | 摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 6 号 | 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 7 号 | 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 8 号 | 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 2 9 号 | 摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 3 0 号 | 摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 3 1 号 | 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 3 2 号 | 摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 3 3 号 | 摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 3 4 号 | 摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 3 5 号 | 摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 3 9 号 | 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 | 案 第 4 号 | 令和7年度摂津市国民健康保険特別会計予算 |
| 議 | 案 第 7 号 | 令和7年度摂津市介護保険特別会計予算 |
| 議 | 案 第 8 号 | 令和7年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議 | 案 第 1 7 号 | 摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件 |

- | | | | |
|----|--------|----|---|
| 2, | 議会議案 第 | 1号 | 摂津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 3, | 議会議案 第 | 2号 | 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書の件 |
| 4, | 議会議案 第 | 3号 | 性犯罪の再犯防止への取組強化を求める意見書の件
常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件 |
-

- 1 本日の会議に付した事件
日程1から日程4まで

(午前10時 開議)

○三好義治議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、西谷議員及び塚本議員を指名します。

日程1、議案第1号など35件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(野口博総務建設常任委員長 登壇)

○野口博総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和7年度摂津市一般会計予算所管分、議案第5号、令和7年度摂津市財産区財産特別会計予算、議案第9号、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第10号)所管分、議案第15号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件、議案第18号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第19号、摂津市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例制定の件、議案第20号、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第21号、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第22号、公益的法人等への摂津市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第23号、摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第24号、摂津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例制定の件、議案第25号、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第26号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件、議案第31号、摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、議案第35号、摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第39号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件、以上16件について、3月7日、11日及び12日の3日間にわたり、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、議案第1号所管分及び議案第23号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

○三好義治議長 文教上下水道常任委員長。

(出口こうじ文教上下水道常任委員長 登壇)

○出口こうじ文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和7年度摂津市一般会計予算所管分、議案第2号、令和7年度摂津市水道事業会計予算、議案第3号、令和7年度摂津市下水道事業会計予算、議案第9号、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第10号)所管分、議案第10号、令和6年度摂津市水道事業会計補正予算(第4号)、議案第11号、令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算(第3号)、議案第17号、摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件、議案第27号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、議案第28号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、議案第32号、摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第33号、摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第34号、摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件、以上12件について、3月6日、7日及び10日の3日間にわたり、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、議案第1号所管分及び議案第17号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○三好義治議長 民生常任委員長。

(福住礼子民生常任委員長 登壇)

○福住礼子民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和7年度摂津市一般会計予算所管分、議案第4号、令和7年度摂津市国民健康保険特別会計予算、議案第6号、令和7年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算、議案第7号、令和7年度摂津市介護保険特別会計予算、議案第8号、令和7年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算、議案第9号、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第10号)所管分、議案第12号、令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第13号、令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第16号、摂津市協働のまちづくり推進

条例制定の件、議案第29号、摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第30号、摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上11件について、3月6日、10日及び11日の3日間にわたり、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査をしました結果、議案第1号所管分については可否同数となったことから、委員長裁決をもって可決すべきもの、議案第4号、議案第7号及び議案第8号については賛成多数、そのほかの案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

○三好義治議長 議会運営委員長。

(西谷知美議会運営委員長 登壇)

○西谷知美議会運営委員長 ただいまから、議会運営委員会の審査報告を行います。

3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和7年度摂津市一般会計予算所管分及び議案第9号、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第10号)所管分、以上2件について、3月24日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○三好義治議長 駅前等再開発特別委員長。

(松本暁彦駅前等再開発特別委員長 登壇)

○松本暁彦駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和7年度摂津市一般会計予算所管分及び議案第9号、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第10号)所管分、以上2件について、3月1

3日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○三好義治議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。塚本議員。

（塚本崇議員 登壇）

○塚本崇議員 それでは、大阪維新の会市議団を代表いたしまして、議案第1号に対する反対討論を行います。

まず、総額についてです。

本議案となる令和7年度一般会計予算は、総額が517億2,799万8,000円となり、過去最大規模となりました。令和元年度決算が338億4,600万円余りだったことから比較すると、152%伸びています。

一方で、主な歳入となる市税5税、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税の総額は、令和元年度決算が182億1,170万円、令和7年度予算では191億9,620万円と、105%の伸びしかありません。

コロナ禍を経て、国の給付金を見込んで予算が膨れ上がり、収支のバランスが取れない状況が続いています。結果、令和7年度予算では、基金の取崩し45億円、市債発行が60億5,010万円と、歳入の20%をこれまでの積立てと借金で賄うといういびつな構造となっています。

これを受けて、急に（仮称）摂津市財政健全化プランが策定されることになりまし

たが、このままいけば、令和8年度の予算組みはできても、令和9年度には基金が枯渇し、市中銀行から一時借入金を調達して利子を払わなければならない、今後の予算に利子の支払いが組み込まれることになっていきます。市政運営の基本方針でもあったとおり、物価や賃金の上昇のない時代、ゼロノルムからの脱却を言われておりましたが、歳入と歳出のバランスは取るべきだと考えます。

議案第1号の一般会計予算は、令和6年度の457億5,000万円から60億円余り、13%以上の上昇となっているにもかかわらず、多くの事業が見直しとなりました。代表的なものとして、給食センター建設に係る費用が見直しとなりましたが、代表質問でも答弁いただいたとおり、当初約31億円を見込んでいた建設事業費が令和7年度予算要求の段階で約47億円に高騰し、3年延期後の試算は約56億円となっています。事業の見直し、延期による約9億円の負担増は、今後の見通しを考えれば、市税の自然増で賄えるとは考えにくく、そのまま市民の負担が増えると捉えるのが妥当です。

これまで、住民説明会やパブリックコメント、都市計画審議会を通じてまちづくりの手順を踏んできたのにもかかわらず、実行に際してお金がないとなると、連続性のあるまちづくりの根本が揺るぎかねません。公設公営に固執した結果として市民負担が増えるのであれば、考え方を改めることも検討に入れるべきです。

一例を挙げると、お隣の吹田市では、中学校給食に係る食育センター事業のために、15年間で約260億円の債務負担行為を組みました。これは民設民営というスキームがあってこそできる話であって、全

てが基礎自治体の丸抱えで行うことが財政運営上の大きな負担となることは以前から判明していたことではないでしょうか。今回の予算における延期の決断は非常に重たいものであったと想像いたしますが、このままでは鶴野地域の公共施設の再編自体が危ぶまれるのではないかと我々は懸念します。

旧三宅小学校の校舎は、解体のめどもつかないまま17年になります。環境センターが同じ状態にならないと言えるでしょうか。大型の予算が生まれ、大型の建設事業が見直される中で、片田ハウスの解体約2,400万円や鳥飼書庫の解体約9,000万円など、比較的規模の小さなものは見過ごされてしまっている感があります。これだけの規模の予算を組むのであれば、令和7年度に実施しなければならないものは、もっと確実に仕分けすべきだと考えます。

また、民間の力を使えるところは民間の力を活用し、近隣市にお願いできるところはお願いして広域化を行い、単独事業の見直しに踏み込むべきです。

最後に、我々が大人の責任として、次世代に何を残し、何を託していくのか、計画性を持って行財政運営に当たっていただきたいと、これを行政にお願いし、以上をもって我々の反対討論とさせていただきます。

○三好義治議長 藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 それでは、公明党議員団を代表いたしまして、市長が提案されました議案第1号から議案第8号について、賛成の立場から一括して討論させていただきます。

今回は嶋野市長にとって初めての予算と

いうこともあり、市長選での市民との約束を果たす重要な取組であったと思います。一方で、今後の人口減少と深刻な少子高齢化に加えて、歴史的な物価高や人件費の高騰など、中期財政見通しにおいて一度立ち止まって見直さなければならない事態にも直面していることを会派懇談で申し上げましたが、市政運営の基本方針では、現在進行している事業も含め、見直すべきものは見直し、進めるべきものは大胆に進めていく責任ある決断力が重要であると述べられています。

その先駆けとして、鶴野地域における公共施設再編につきまして、円滑な財政運営を確保するため、環境センターの解体、鶴野中央公園の整備、そして給食センターの建設をそれぞれ延期する決断をされたことを評価いたします。

しかし、中学校給食につきましては、子供たちに栄養ある給食を提供する環境をできるだけ早期に整備するために、民間事業者による全員喫食について検討を進めていかれますので、そのことが円滑に進捗することを願っています。今から約20年前に、摂津市が第2の夕張市と言われた厳しい状況がありましたが、当時、共に市議会議員として乗り越えてきた経験を生かして、断じて今回も乗り越え、さらなる摂津市へと大発展させていくことを期待いたします。

令和7年度で終了となる摂津市行政経営戦略については、1年延長し、令和8年度末に次期戦略を策定されます。令和7年度では、現行の行政経営戦略の総括として、ビルド&スクラップ、スマート自治体の推進、協働・パートナーシップの推進、経営資金の調達、人財の組織的な育成という五つの視点の効果を検証され、そして新たな

視点の協働を導入し、市役所の協働力の向上と市民活動団体の育成を図ることが、今後、摂津市が発展するための大きな鍵になります。摂津市の行政経営戦略の策定に当たっては、そのことをよく踏まえて、魂の籠もった戦略となるように進められていくことを強く要望いたします。

摂津市の魅力やブランド力は、これまでのまちづくりの努力により、JR千里丘駅西地区のタワーマンションの売出し価格に象徴されるように、間違いなく上がってまいりました。これからは安威川以南の魅力とブランド力を上げていく取組になりますが、前市長から引き継いだ最も難しい課題であることは間違いありません。財政難を乗り越えるとともに、この難しい課題も乗り越えてまいりましょう。

それではまず、一般会計を総括的に申し上げます。

令和7年度一般会計予算額は約517.3億円となり、前年度比約59.8億円、13.1%増になりました。

歳入は、市税収入が約191.9億円、前年度比では5.4%増。

内訳としては、個人市民税が、令和6年度の定額減税の影響がなくなり、経済見通しの上昇の見込みにより、前年度比としては約6.2億円増。

法人市民税は、コロナ禍で落ち込んだ企業の業績の回復傾向が続いていることから、前年度比で約1.8億円増。

地方交付税は、普通交付税が前年度比5.4億円減少して4億円としており、特別交付税と合わせて6億円を計上されています。

財産収入は、健都イノベーションパークの売却や千里丘駅西地区再開発事業の2街区の土地売却収入等の増を見込み、前年度

比では約0.8億円増の約8.4億円の計上です。

繰入金は、主要基金から約45.1億円の計上、市債については約60.5億円、前年度比101.5%の増、公債費は、前年度比約9.0億円、47.5%の増となっています。

令和7年度当初予算は、社会保障費や大型建設事業の推進による普通建設事業費の増を市債の発行と主要基金からの繰入れによって賄い編成しており、今後も物価の高騰や労務単価の上昇等により、建設事業費だけでなく経常経費も増し高することが予想され、財政調整基金の繰入金に頼った予算組みは非常に厳しい状況となっており、経常的な事業の削減、大規模事業の平準化、公共施設の再編などを含めた事業の見直しが必要となります。

それでは、個々の施策について申し上げます。

まず、未来を見据えた魅力あるまちづくりについてです。

大阪・関西万博で摂津市の魅力を発信されますが、5月17日には銘木団地、大阪欄間の優技（すぐれわざ）を世界に発信され、7月28日には鳥飼なすのなにわの伝統野菜としての紹介、そして、9月14日には摂津音楽祭リトルカメリアの受賞者によるコンサート実施を予定されていることを評価いたします。

鳥飼まちづくりグランドデザインについては、令和7年度末で閉校になる鳥飼東小学校の跡地活用に向けて、サウンディング調査、民間事業者から参入意向やアイデア募集を実施して、住民説明会及びワークショップ等を開催し、計画の実現化を図られます。

また、淀川河川防災ステーションの推進

については、令和7年度で淀川河川敷と併せて活性化を図るコミュニティ施設を市民ワークショップ等で推進され、また、民間運営会社の配送センターとの連絡橋の実施設計が行われます。河川防災ステーション本体の実施設計は、令和8年度に国において実施される予定です。これら一連の取組について評価いたします。

鳥飼地域の魅力とブランド力を上げる取組として、教育環境、公共交通、地域コミュニティ活動の活性化、魅力ある公園など、様々な課題に向き合い、防災意識の向上や高台のまちづくり及び水辺空間の創出など、具体的な取組について検討を進めていくことが重要です。計画の具現化においては、ダイナミックかつ繊細な内容とし、多くの市民を巻き込み、地域人材の発掘と育成につなげ、市民、事業者、各団体との協働によるオール鳥飼で進めていただき、夢と希望に満ちた計画となるように強く要望いたします。

JR千里丘駅西地区再開発事業につきましては、令和7年4月末に第2街区の商業施設、6階建てのビルが完成いたします。令和9年6月の完成を目指して、第1街区も自由通路、駅前ロータリー、タワーマンション、商業施設等の工事に着手されており、摂津市の魅力とブランド力を高める取組として高く評価します。

また、開発区域に隣接する都市計画道路千里丘駅前線の拡幅工事についても、早い時期に完成させ、残された区域も合わせて無電柱化で一体的な町並みになるように最大努力をお願いし、要望いたします。

JR千里丘駅東口周辺の大規模改修については、令和9年度末完成を目指し、入札及び関係者と協議をされます。自由通路の屋根の改修、柱脚の美装化、駅前広場と連

絡通路、2階デッキの床の舗装の改修などを実施されます。これらのことを高く評価しますとともに、各事業所が営業しながらの工事となることから、安全には細心の注意を払い工事を進めることをお願いし、要望いたします。

阪急京都線連続立体交差事業の推進につきましては、既に全体の90%の用地取得が完了し、残る道路・通路の付け替え、庄屋公園内の整備工事を実施されます。令和7年度中には鉄道工事説明会が実施され、仮線移設工事、高架構造物設置工事へと進められ、令和15年度の完成を目指されることを高く評価いたします。

公共施設巡回バスの見直しについては、地域公共交通協議会において抜本的な見直しを実施し、バスの小型化やエリアごとの運行などを検討されることを評価いたします。これまで何度も検討されてきましたが、ようやく本格的な検討がなされることを期待します。市内の交通環境については、高齢社会の進展に伴って、セッピー号運行地域以外でも市民ニーズが高まっている地域があることから、全市的な公共交通についての検討も行っていただくようお願いし、強く要望いたします。

ふるさと応援寄附金の返礼品の強化につきましては、摂津市内で使用可能な電子商品券Pay Payを追加されます。また、セッピースクラッチカードの第10弾が11月頃に実施されますことを評価いたします。今年も、物価高騰で落ち込む消費の拡大のための効果的な取組として、また、地元小売店対策として大きく期待をいたします。

次に、安全・安心のまちづくりについてです。

市民向け避難所運営マニュアルを避難施

設ごとに関係者で策定する件について、令和5年度で三宅地域の子育て総合支援センター遊戯室、令和6年度で味舌東地区の安威川公民館、市民図書館、令和7年度には味舌東地区の味舌小学校、正雀体育館で実施されることを評価します。今後は、いつ起こるか分からない大災害までに策定を終えるスピードアップが課題です。

三島地域の広域避難所の詳細協議につきましては、万博記念公園東駐車場、大阪大学吹田キャンパスの一部について、詳細な運用方法を協議されており、また、バス会社による市民避難の協定も検討されていることを評価します。災害は待ったなしですので、協議のスピードアップが必要です。

5年計画で令和9年度までに市内の全小中学校にマンホールトイレを各10基設置されることについて、これまで6校で実施済みであり、令和7年度は鳥飼・鳥飼北小学校、第五中学校に設置されることを評価します。

耐震率95%を目指し、摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画を改定されることを評価します。

また、ブロック塀等の撤去に対する補助の継続実施については、道路、公園に面する高さが80センチメートル以上のブロック塀で、基礎をともに撤去することで上限20万円を市単費で実施されることを評価します。摂津市に多い私道に面するものが補助から外されておりますが、補助対象に加えていただくように要望いたします。

防犯カメラを25台増設し、市内205台稼働体制になり、安全・安心が向上することについて高く評価します。

高規格救急車の1台更新については、4号車を更新し、更新後はネットオークションで売却を予定されています。また、本市

のはしご車の更新時期が近づいてきている中で、吹田市とはしご車共同購入を模索されていることを評価します。

次に、健康づくりで市民の健康寿命を延ばすことについてであります。

「まちごと元気！健康せつつ21」第3次計画が令和6年度に完成し、令和7年度よりスタートすることを評価します。これまでに実施をしてきた様々な健康づくりの取組を評価して、健康寿命ナンバーワン都市を目指すことを強く要望いたします。

胃内視鏡検査による胃がん検診の導入に向け、対象者の基準及び制度管理の実施体制を検討し、令和9年度より実施されることを評価いたします。

データヘルス計画、すなわち国民健康保険保健事業実施計画第3期が令和6年度に策定され、令和7年度より展開され、糖尿病予防などが実施されます。また、国立循環器病研究センターと共同で脳卒中予防CheckFASTキャンペーンを継続実施され、脳卒中予防を実施されます。また、循環器病予防・制圧モデル事業STOPMIキャンペーンを継続実施され、心筋梗塞予防が行われます。これら一連の予防の取組を評価します。

また、国立健康・栄養研究所と連携してモデル事業を開始されます。18歳以上、要介護2以下の全市民にアンケートを行う「摂津市民の健康・栄養とウェルビーイングに関する縦断調査（摂津スタディ）」の結果に基づき、長期間に及ぶ健康調査を展開し、全国に発信されることを評価いたします。

带状疱疹ワクチン接種を令和7年4月より実施されます。このことは多くの市民から要望をいただいていたこともあり、高く評価します。今回は65歳以上の接種とな

っていますが、50歳を超えると発症率が高くなることから、今後は対象年齢の引下げの検討をお願いいたします。

がん患者の心理的及び経済的負担の軽減に向け、ウィッグ、人工乳房、下着等のアピアランスケア用品の補助をすることを高く評価いたします。

無料成人歯科健康診査の対象年齢が20歳、30歳、40歳から74歳までの5歳刻みであったところを、18歳から74歳まで全ての年代に拡大されることを評価いたします。

国保被保険者に対する人間ドック及び脳ドックの受診費用の助成の対象年齢が拡大され、40歳以上に加えて30歳から39歳にも拡大されることを評価します。

次に、子ども・若者の健やかな成長についてです。

第1期摂津市こども計画～こどもまんなかプラン～が完成し、こどもの総合計画としてスタートします。「子育てするなら摂津市」を目指して取り組まれることを高く評価します。子育て世代の市民が子育てしやすいと実感できる施策の取組を期待します。

また、計画においては、特に子どもの貧困対策などを章立てされ、強化されており、検証しやすくなったことを評価します。

(仮称)複合施設とりかいこども園・児童センターの令和7年10月完成予定により、とりかいこども園は令和7年11月頃には移転予定、また、(仮称)第2児童センターは令和8年4月のオープンを目指し準備されることを評価します。市内の公共施設の居場所として、初めて中高生も対象とされていることを期待します。

小学生以下の居場所づくりにおいても、

子ども食堂補助事業に加えて、令和7年度より、宿題カフェ設置及び運営補助事業を創設され、新たな居場所支援を展開されることを評価します。中高生の居場所づくりについても積極的に支援をいただきますようお願いし、要望といたします。

ヤングケアラーの早期発見及び支援体制を構築されます。民間支援団体による交流サロンを実施されることを評価します。

保育所待機児童解消の取組につきましては、令和9年4月に健都地域で新たな保育所、そしてJR千里丘駅西地区で新たな保育園開設を目指され、待機児童の解消と、さらに増加するであろう保育ニーズに備えられます。本年4月1日時点の待機児童数は、昨年と同様に23名前後の見通しです。他の園の保育士確保によつての受入れ増員と合わせて、一日も早い待機児童の解消を図られることをお願いし、要望といたします。

保育士確保等につきましては、新規採用保育士に対する支援金制度を継続され、5年間で一人最大100万円を限度に、5年目までの保育士及び保育教諭に対して遡及して支払われることを評価します。

また、看護師採用のための補助制度を利用して、民間こども園1園と民間保育園1園で新たに体調不良児対応型病児保育が実施されますが、これらのことを評価します。

準備が整った保育園でこども誰でも通園制度が導入され、ゼロ歳6か月児から2歳児で月10時間を限度に利用可能になることを評価します。

次に、地域包括ケアシステムの構築についてです。

福祉の総合計画として第5期摂津市地域福祉計画を令和7年度に策定されますこと

を評価します。

柱の一つに重層支援体制がありますが、重層支援体制の整備につきましては、まずはコミュニティソーシャルワーカーを中学校区に正職員で各1名配置し、体制を整えることが重要です。今は一人が正職員、3人が非常勤職員です。

そして、福祉において今最も求められていることは、地域であらゆる市民を見守れる体制の構築、いわゆる重層の支援体制の構築と、複雑化する課題に対して断らない窓口の構築です。地域住民や地域の支援関係機関等と、自分たちのまちにあってほしい支援体制や、そのための各機関の役割分担と協働の在り方などについて、考え方や進め方などを共有しながら議論し、実際の取組に移していくものです。

そのためには、地域のつながりの再構築と新たな市民活動の育成、地域福祉の実働部隊である社会福祉協議会の認識向上と組織の成長が不可欠です。こうしたことを地域福祉計画に盛り込んでいただくことをお願いし、要望いたします。また、重層的支援体制構築に向け、着実に、またスピード感を持って進めていただきますよう要望いたします。

また、重層の支援体制に関連して、貧困対策のセーフティネットとしてフードバンクが各地で活動していますが、本市はもとより、大阪にはまだモデル的なスタイルがありません。その先駆けとして、フードバンクを委託事業として検討いただきますよう強く要望いたします。

3年ごとに作成される第10期せつつ高齢者ががやきプランの策定に入れ、令和7年度に在宅介護実態調査及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施されます。超高齢社会にあって、高齢者が住み慣れた

地域で安心して生活ができるようにするため、全ての関係者が協力し合える協働を主にした体制の構築をお願いし、要望いたします。

介護支援専門員、すなわちケアマネジャーが介護現場で圧倒的に不足している現状に対して、資格更新費用の半額程度の補助を継続されることを評価します。

また、多くの高齢者から要望の強い高齢難聴の補聴器購入補助制度の実施を強く要望いたします。

次に、教育、生涯学習、スポーツ推進についてです。

摂津市教育大綱の改定に対しましては、現在の大綱にある基本指針である一人一人の生きる力を育むこと、人生100年時代の学びと活躍を推進すること、安全で安心な学びの場をつくることを継承しつつ、嶋野市長の思いである立志教育を進めていきたいと代表質問でも述べられています。魂の籠もった改定としていただくようお願いし、要望いたします。

現在工事中の千里丘小学校以外の小中学校校門・通用門を令和8年度に全てオートロックにされますが、令和7年度は小学校7校及び中学校2校の通用門にオートロックを設置されます。受付員の高齢化や人員確保が課題であるため、今後は登下校時の配置とすることを検討中であり、また、日本郵便や摂津警察署と連携して児童・生徒の見守り活動を実施されることを評価します。

摂津SUN SUN塾が各中学校で開催されることになり、より多くの子供たちが参加できることを望みます。

少人数学級への取組につきましては、令和7年度の小学校全学年が35人学級となります。一方で、講師の確保には相当苦勞

されておられます。まずは必要人数を確保することが重要ですが、質の低下を招かないように要望いたします。

コミュニティスクールの取組は4年目となり、令和7年度は5校目として味舌小学校に導入されます。保護者や地域住民等が参画する学校運営協議会を設置されます。摂津市に合った実効性のあるコミュニティスクールと地域による学校支援地域本部を構築し、全市に展開できるように期待し、要望いたします。

中学校給食センター建設は、財政問題からおおむね3年延期することを選択されました。その間、民間業者に委託し、令和8年度中に全員喫食実施を目指されることを評価します。小学校のおいしい給食を継承するとともに、令和8年度中の開始が遅れないように強く要望いたします。

また、給食の無償化につきましては、今国会で、令和8年度から小学校で実施し、中学校へも広げていく旨の合意がなされました。国の動きを見極めながら、速やかに導入できるように準備をお願いします。

知的機能強化に向け、オンラインによるコグトレ、すなわちコグニティブトレーニングを、令和6年度は味生小学校でモデル実施されましたが、令和7年度ではオンラインはなされずに、一部の学校でペーパーによる実施をされるということです。コグトレの創始者である立命館大学の宮口幸治教授が通常知識と発達障害のはざまにある境界知能について提唱されております。教員研修に導入するなど研究されることを提案いたします。

次に、環境、産業振興、その他について。

(仮称)味生コミュニティセンターにつきましては、令和8年度完成を目指して建

設工事に着手されることを評価いたします。

都市再生整備計画南摂津駅西側地区という計画に記載されていますが、目標1は、多世代が集い活動するまちのにぎわいの創出、目標2に、水害時に一時避難できる場所の増設とあります。都市再生整備計画にのっとり、モノレール南摂津駅西側地区全体の生活の向上に寄与する取組となるようにお願いし、要望いたします。

第3期摂津市産業振興アクションプランを展開されることを期待します。商工業と農業が生き生きと活躍でき、新たな産業を生み出す活力ある住工一体のまちづくりを目指して取り組んでいただきますようお願いし、要望いたします。

第2期摂津市地球温暖化対策地域計画に基づき、宅配ボックスの設置費用の補助制度創設を評価します。

消防庁舎ほか36の公共施設における照明灯をLED化されます。また、住宅用太陽光発電設備、燃料電池システム、蓄電池の設置に対する補助が3年目となります。予算に限りがありますが、より多くの人に設置いただけるように周知徹底をお願いいたします。

(仮称)摂津市DX推進計画を策定され、庁内の業務の効率化とさらなる市民サービスの向上を図られることを評価します。担当される職員の皆さんは、単なるデジタル化の域を超えて、業務改善、庁内改革であるとの全庁的な取組の一翼を担っているという強い使命感で推進されますことを要望いたします。

公共施設等総合管理計画、FMに基づき、計画的に修繕を実施されることを評価します。FMについては、見える化を実施し、予算化する前に定期的に全体像や個別

状況等について報告いただくことを要望いたします。

(仮称) 摂津市財政健全化プランの策定については、現在進行している事業も含めて、見直すべきものは見直し、進めるべきものは大胆に進めていくとされていますが、さらに歳入面の知恵も絞り検討いただきますよう要望いたします。

摂津市行政経営戦略の策定につきまして、市役所の協働力がまだまだ未熟であり、市民活動団体の多くは行政との協働を希望していることを考えると、市民活動団体が育つかどうかは市役所の協働力の向上と関係があります。そうしたことも踏まえて、次期行政経営戦略の策定に当たっては、協働のさらなる取組、市庁舎の末端まで積極的な協働を推進する新たな視点での取組が必要であると考えます。本市が今後発展できるように、摂津市行政経営戦略の策定に取り組んでいただくよう強く要望いたします。

物価高対策について、今年の春闘では、大手企業の平均は5%を超える賃上げ回答に対しまして、中小零細企業とは大きな開きが出ているようです。本市としても敏感に見極めながら、今後も市民の生活を守る施策を検討していただくことを強く要望いたします。

次に、水道事業会計、下水道事業会計につきましては、摂津市上下水道ビジョン及び摂津市水道事業経営戦略、摂津市下水道事業経営戦略の中間見直しを実施されました。水道事業におきましては、令和9年度に赤字に転落する試算をされていますが、今後、でき得る限り水道料金、下水道料金を据え置く計画とされるようお願いし、要望いたします。

国民健康保険特別会計は、大阪府内の保

険料率が統一化されましたが、大阪府の国保事業が適切に運営されるように、しっかりと監視や指摘を実施していただくことを要望します。

介護保険特別会計及びその他の会計につきましては、将来を見据えた計画的かつ先見性を持った運営を期待し、賛成理由といたします。

債務負担行為の算入漏れが発覚し、予算書が議会に再上程になった問題で、本会議でも指摘をしましたが、問題が起こるたびにモグラたたきのように対応するのではなく、庁内全体の問題として捉え、革命的警戒心を持つ職員の育成が重要であります。再発防止に向けて、このことを前向きに捉えて、後々にあの事件があったから職員意識や体質ががらりと変わったと言われるような取組を期待いたします。

最後に、私たち公明党は、令和7年度予算に基づき、施策の執行については、言うべきことははっきり申し上げ、是正すべきは指摘をしながら、最大に努力することを申し上げまして賛成討論を終わります。

○三好義治議長 野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 それでは、日本共産党議員団を代表して、議案第1号、議案第4号、議案第7号、議案第8号及び議案第17号に対する反対討論を行います。

最初に、地方自治体としての基本問題について5点申し上げます。

一つは、財政運営と市民の暮らしについて申し上げます。

摂津市は、物価高騰を理由に、にわかには財政危機だとして(仮称)摂津市財政健全化プランを策定することにしました。その中で、歳出の削減だけでなく、収入の確保や組織の見直し、業務の効率化、そして、

適正化という名で公共料金の引上げにも言及しています。

私は、1998年、つまり平成10年の最初の財政健全化計画の発表後10年間の出来事を繰り返してはならないと強く申し上げたい。さきの我が党の代表質問に対する答弁で、森山市長時代に大胆な行財政改革を進め、財政危機を克服したとのお答えであります。御承知のように、地方自治体の仕事は住民の福祉の増進です。つまり、今日の急激な物価高騰から市民の暮らしを守り支えることを第一に財政運営を行うべきです。

1998年度、最初の財政健全化計画策定時の市債、つまり市の借金は、一般会計と上下水道特別会計、公共用地先行取得事業特別会計の合計で1,058億3,000万円でした。

森川市政4期目の4年間と森山市政最初の4年間の計8年間について申し上げます。この8年間での公共料金の値上げ等は、水道料金が2回、下水道料金が3回、国民健康保険料が6回、介護保険料が3回、各種施設使用料等の連続値上げ、そして二つの小学校の廃校などでした。結果、8年間での公共料金値上げによる市民負担増は、何と総額約85億円となりました。ですから、その後、たばこ税収入や吹田操車場跡地売却収入などもありましたが、市民の大変な負担増があったことをちゃんと受け止めていただきたい。

二十数年前と比較すると、生産人口の減少、少子高齢化、それに今日の物価高騰が追い打ちをかけ、市民の側の体力は減少しています。2025年度末見込みの市債残高は471億円で、27年前に比べ45%に減少しています。当分の間、起債額が元金償還額を上回ることにはなりますが、基金

や一般財源は基本的に市民の暮らしに必要な施策や事業推進に活用しつつ、起債額と公債費の適正管理に努め、健全な危機感を持って財政運営に取り組まれることを強く申し上げておきます。そして、地方自治体の役割を果たすためには、国に対して地方の財源需要に見合った一般財源の確保と地方交付税充実をとの声を届けていただきたい。

二つ目に、次期行政経営戦略策定など諸計画における住民参加についてです。

摂津市行政経営戦略は、計画期間を1年延長し、次期基本構想、基本計画、行政経営方針を、2025年度、2026年度の2年間かけて策定することになりました。摂津市の目指すべき将来像と、そのための目標や政策、具体的な施策を定めるもので、市民生活の実態を把握するとともに、市民参加の機会が十分に保障されるべきです。形式的・単発的な市民参加とならないように求めるものであります。

第1期摂津市こども計画についてです。

本計画の基本施策や方向性に示される子供の権利としての子供の意見表明、参加の促進を具体化し、子供の最善の利益を第一に、子供を真ん中に据えた市政運営、まちづくりを求めます。

また、鳥飼まちづくりランドデザイン、摂津市地域公共交通計画など、まちづくりに係る諸計画の具体的な検討においても、諸施策の決定過程段階から行政の情報提供と市民の意見聴取機会を保障した取組を求めます。

鳥飼小学校と鳥飼東小学校統合まで1年。当事者である保護者、学校施設利用団体や地域住民に対し、統合による課題の可視化を図り、子供も含め住民の意見聴取、説明責任を果たし、合意と納得の上、新鳥

飼小学校のスタートを迎えるよう要請いたします。

三つ目に、職員体制についてです。

事務執行におけるミスが相次いでいます。多様化・複雑化する業務に対応できる組織、職員体制になっているのか、少ない職員体制の下、知識、経験の蓄積できる体制、人事異動の在り方などに問題がないか検証が必要です。各職場の職員が諸業務に精通し、OJTが機能するよう職員体制の見直しを求めます。

四つ目に、ジェンダー平等、LGBTQ+への理解を根づかせる取組についてです。

第4次特定事業主行動計画では、おおむね目標を達成していますが、審議会などの女性参加が遅れています。審議会等の委員選出において女性枠を確保するなど改善を求めます。性暴力救援センター・大阪SACHICOを病院拠点型にするよう要請することも求めておきます。

また、生きづらさを抱えるLGBTQ+について、アライ宣言や窓口にレインボーフラッグを置くなど、摂津市が十分に理解していることを内外に示す取組を進めるべきであります。

五つ目に、戦後80年の平和の取組についてです。

昨年、日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞は、核廃絶や世界の平和を求める活動に大きな勇気を与えました。この3月に開催された核兵器禁止条約第3回締約国会議は、オブザーバーを含めて87か国が参加し、国際情勢の不安定化が進む中でも核なき世界に向け取組を強化するという宣言を採択いたしました。初日にスピーチに立った、母親のおなかの中で被曝した広島の子供である濱住治郎さん

79歳は、「被爆者が減る中で、どれだけ証言を続けていけるか。核を廃絶しないといけないという思いをもっともっと社会に広げて、核兵器を持っている国の考えを変えていきたい」と決意を語られました。

現在、平和首長会議国内加盟都市数は1,740自治体に達しており、この1月に総会を開催いたしました。この会議で、世界情勢の混迷が続く中、戦後80年の取組として、平和首長会議サポーター制度の運用開始をはじめ様々な取組を通じて、自治体での平和文化を根づかせる取組の重要性は大きくなっていると強調しました。摂津市においても、この動きに連動して、日常的に平和を感じてもらえる取組をぜひ大きく展開されることを求めておきます。

次に、いのち、くらし、営業に関わって3点申し上げます。

一つは、国民健康保険についてです。

国民健康保険料は、府内統一化を目指して値上げを続け、2024年度、ついに統一となりましたが、その額は全国一高額であります。保険料負担に市民が苦しむ一方、大阪府内市町村には黒字や基金が積み上がり、矛盾が指摘されてきました。

ところが、2023年度、一転して大阪府内37市町村が単年度赤字となりました。摂津市でも4億円あった基金のうち1億円を取り崩す事態になりましたが、このお金は、大阪府への事業費納付金として吸い上げられ、大阪府は単年度で132億円もの剰余金が発生しています。大阪府は、剰余金の半額66億円を使って新年度の統一保険料を引き下げましたが、残りの半額は大阪府の特別会計に積み上げました。

大阪府の会計は、これまでも黒字続きで、基金を積み上げ、今年度も大きな黒字が出る見込みです。剰余金は全額保険料引

下げに使うべきでした。摂津市は剰余金の半額を積み上げることに賛同したとのことですが、これは市町村の黒字を大阪府に移す黒字隠しと批判されても仕方ありません。

府・市ともに、国保特別会計の原則は、1会計年度単位で行う、収支均衡していることが重要、必要以上に黒字幅や繰越金を確保することがないようにと、厚生労働省の運営方針策定要領にも書かれています。物価高騰で市民の暮らしが大変な中、大阪府の言いなりになるのではなく、大阪府に吸い上げられた財源を取り戻し、保険料の値下げ、独自減免制度の復活・充実こそ行うべきです。

二つ目に、高齢者にやさしい環境づくりについてです。

年金は目減りし続け、物価高騰が高齢者の生活を圧迫しています。摂津市の介護保険料は基準額で北摂2番目に高額です。一般会計からの繰入れで、保険料の減免制度の創設・拡充を求めます。そして、削減した紙おむつ券の予算を増額し、対象者を広げること、高齢者の補聴器補助事業を一刻も早く実施し、高齢者が生き生きと元気に生活できる環境をつくること、介護に従事する人を増やすための緊急支援事業を行うこともそれぞれ求めておきます。

第3に、中小企業支援についてです。

物価高騰、人件費高騰などの影響で、中小業者の倒産・廃業が増えています。市内中小業者の支援は待ったなしです。ところが、新年度の商工振興費の55%を占める企業立地奨励金は、3億1,000万円の予算額のうち、2億4,000万円が大企業への交付金です。さらに、健都イノベーションパークに建設予定の吹田市学校給食のための民間施設にもこの奨励金が交付さ

れる可能性があることが明らかになりました。企業立地奨励金を受ける企業は摂津市の産業振興に寄与することが努力目標とされていますが、趣旨が違っていると指摘しておきます。

財政が厳しいと言いながら、もうかっている大企業に大盤振る舞いするのでなく、産業のまちを支えている中小業者への予算を大幅に拡充し、工場家賃や機材リース代、光熱費補助、人件費補助など、ニーズにかなった支援策を行うよう強く求めます。

次に、子供と教育に関わって3点申し上げます。

一つは、学校給食費の値上げについてです。

御承知のとおり、2026年度から、ようやく国の制度として小学校給食の無償化が始まろうとしています。中学校でも実施に向けての議論が進められていくこととなりますが、食材の値上げがあるとはいえ、値上げ分は僅か1,540万円です。この時期に保護者負担の引上げは断じて納得できるものではありません。市長は、さきの市長選挙前の政策提言を公約でないとおっしゃいましたが、少なくない市民の皆さんたちは無償化への期待が裏切られるという思いを持っています。今、摂津市に隣接する市は全て、完全無償化を含め、何らかの形で給食の無償化実施に踏み出しています。値上げの撤回を、そして速やかな無償化の実施を強く求めます。

二つ目に、中学校における全員喫食についてです。

予定していた給食センターの建設を3年延期する方針が出され、2026年度3学期から全員喫食開始については実施方式を含めて検討し直すとのこと。教育委員

会は、民間調理であっても、これまでつづいてきた基本方針に沿うような努力をすると言いますが、3年間だけの委託で、そんな都合のよい注文を受けるような業者を見つけることが本当に可能なのでしょうか。

私ども共産党議員団は、そもそも小学校と同じ自校調理方式がベストだと主張してきましたが、給食センター方式なら2026年度に全員喫食を開始することができる、市の建設する給食センターで小中一貫した魅力的な学校給食を実現すると言われてきたのが、ここに来て、3年間とはいえ、委託業者の都合で中身が二の次になりかねません。

大阪市などで、以前、デリバリー方式の全員喫食を開始した際、あまりの不評で自校調理方式、親子方式に切り替えたとの例もあります。小学校給食で実施してきた摂津市のよさ、温かくておいしい安全・安心の給食を中学校でも実施すべきです。安易な方向転換は絶対認められないと申し上げておきます。

三つ目に、万博遠足についてです。

大阪・関西万博の児童・生徒無料招待事業をめぐるのは、報道されているように、お隣の吹田市をはじめ、交野市や熊取町、島本町など、大阪府内各地で参加を見送る方針が出ています。学校行事としては不安が大きい、下見も十分にできない中で、安全性や教育的意義など課題が多く指摘されています。摂津市においても、現状、参加を検討している学校が小学校6校のみで、4月に下見に行ってからの最終判断とのことでした。教育長も危険が及ぶ場合は行かせることはできないと述べてこられました。本当に大丈夫なのか、学校任せにせず、市教育委員会としても見極めていただきたい。

4月の開幕が迫っていますが、今月21日、日本共産党は「いのちと安全最優先！あらためて大阪・関西万博の中止を求めます」との声明を発表いたしました。メタンガス爆発事故の危険があり、自然災害に弱い人工島で、アクセスも2ルートしかなく、大規模災害時の防災対策や避難計画は不十分で、熱中症等の危険など、来場者の命を守れる保障はなく、開催を強行すべきでないと言っていることも紹介しておきます。

次に、まちづくりと環境に関わって2点申し上げます。

一つは、PFOA汚染問題についてです。

ダイキン工業株式会社は、地表から粘土層まで矢板等を打ち込み敷地の周囲を囲む遮水壁工事を行っています。地表と粘土層の間の第1帯水層の汚染水が外に流出しないようにするためです。しかし、2007年に既に粘土層の下の第2帯水層にも高濃度の汚染が広がっていたことが発覚し、恒久的な流出防止対策と言えるのかと、今、地域住民から疑問と怒りの声が上がっています。摂津市は、早急にダイキン工業株式会社に説明会を開催させ、敷地外への対策を企業責任として行わせるべきです。太中浄水場、ガランド水路のPFOA汚染についても市民の不安が広がっています。調査、対策を早急に行うよう求めます。

環境省のエコチル調査で、妊婦のPFOA等の血中濃度が高いと子供の染色体異常が増える傾向が明らかになりました。アメリカは、予防原則の立場から、規制値は4ナノグラム毎リットルとしました。摂津市は、広報せつつ1月号で、摂津市の水道水は安心して飲めますとの記事を出しましたが、市の水道水は約10ナノグラム毎リッ

トルであり、国の暫定目標値こそ下回っているものの、アメリカ基準ではアウトであります。安全宣言などではなく、予防原則の立場に立つ対応と、市の責任で血液検査を実施することを強く求めます。

二つ目に、防災対策についてです。

避難所となる学校体育館のエアコンやマンホールトイレの設置、防災資機材や備蓄物資の追加配備は評価できますが、地域防災マップや避難所運営マニュアルを策定する地域は限定的です。支援のための組織や人員の確保、ノウハウの蓄積を効率的に行い、早期に全市的に広げるべきです。

総合防災演習は各地域で一斉に行うなど、より実践的な演習となるよう工夫を求めておきます。

遅れている地域防災計画、BCPについては、人員強化を図り、早期に改定し、災害に備えるべきです。

最後に、議案第17号について申し上げます。新年度からこども誰でも通園制度を実施するための条例制定です。

保育の利用申込みをしても受入先が決まらない待機児童が残される中で、保育所の整備、保育士の確保の課題は待ったなしと言えます。孤独育児をなくす、親の就労に関係なく保育を必要とする子供が保育を受けられる環境をつくることは大事であります。まずは待機児童解消の課題を優先に取り組むべきです。待機児童の解消や保育士確保の課題が解決していない中でのこの制度の開始は、預かる保育所の負担が大きいと懸念の声が上がっています。また、市の関与は限定的であり、仮にトラブルがあっても、園と当事者の直接契約のため公的責任を負わないなど、子供の安心・安全が軽視されていると見えます。まずは、現在ある一時保育を拡充し、必要とす

る子供が手厚い保育を受けられるようにすること、そして、早急に待機児童解消の完全実施を求めておきます。

以上です。

○三好義治議長 西谷議員。

(西谷知美議員 登壇)

○西谷知美議員 それでは、民主市民連合議員団を代表し、市長が提案されました議案第1号から議案第8号、議案第16号につきまして、賛成の立場から一括して討論をさせていただきます。

現在、収束に向かうと思われていた大きな紛争であるウクライナとロシア、パレスチナとイスラエルの争いがいまだ収まらず、エネルギー価格や物価の高騰も続いており、我が国におきましても暮らしや事業に大きく影響しております。

本市におきましても、市民生活を守るため、経済的支援などの対策を様々講じていただいているところではございますが、財政の健全化を図りつつ、引き締めるべきところは引き締め、ウェルビーイングなまちづくりに向け、行政経営に努めていただきますようお願いいたします。

それでは、令和7年度の具体的な施策につきまして、摂津市行政経営戦略に示しております七つのまちづくりの目標に沿って申し上げます。

まず、市民が元気に活動するまちづくりについて申し上げます。

人口減少や少子高齢化の影響により、地域コミュニティにおいてはこれまでの形態での活動が困難になっていく中、持続可能で活力ある地域社会、さらに多様な担い手によるまちづくりを実現するため、摂津市協働のまちづくり推進条例の制定を提出されたことを評価いたします。

ただし、条例制定は始まりであって、か

ねてより要望しております中間支援組織が
摂津市民によって立ち上がるまでが協働の
まちづくりです。全庁で市民との協働に関
する見識を深めながら、着実にスケジュール
を組んで早期の設置を要望いたします。

また、ソフト面が条例制定ならば、(仮
称)味生コミュニティセンターの建築工事
着手はハード面での協働のまちづくりとな
ります。センター完成後は、より多くの地
域活動を生み出すこととなるでしょう。引
き続き、ソフト・ハード両面での取組継続
を要望いたします。

次に、みんなが安全で快適に暮らせるま
ちづくりについて申し上げます。

J R千里丘駅西地区のまちづくりにつ
きまして、2街区に続き、令和7年度は自由
通路や住居棟の建設が始まります。駅前活
性化に向けて、市民と協働して新たな動き
をつくり出すことを要望します。

また、阪急京都線連続立体交差事業につ
きまして、着実に付け替え道路の整備を進
めていただいていることを評価いたしま
す。阪急正雀駅前の道路拡幅につきまして
は、引き続きしっかり取り組まれることを
お願いいたします。

続いて、鳥飼のまちづくりにつきま
しては、鳥飼地域の魅力である淀川河川敷の有
効利用、さらに鳥飼東小学校の跡地活用につ
いても、先日、銘木団地で開催され非常に
好評だったイベントを企画された民間団
体に御意見を聴く等、具体的な取組を進め
ていただくようお願いいたします。

その鳥飼エリアをはじめ、味生地域、別
府地域といった人口が減少している安威川
以南においては、公共交通が持続可能なま
ちづくりの鍵となります。セッピー号の見
直しを含む摂津市地域公共交通協議会にお
いて、確実に市民の声を反映した交通網の

確立を要望いたします。

防災施策につきましては、昨年1月に発
生した能登半島地震に対し、本市から派遣
した職員が災害現場で得た貴重な経験を生
かしつつ、市の取組を着実に実行するよう
お願いいたします。

また、地域防災力の向上につきま
しては、避難所運営マニュアルを順次作成して
いくことを高く評価いたします。

さらに、鳥飼・鳥飼北小学校及び第五中
学校にマンホールトイレを各10基整備さ
れることを評価いたします。

防災力の向上には地域の連携が欠かせま
せん。その連携への取組の中で、淀川河川
防災ステーション上部における公共施設の
在り方についても、地元住民の意見を丁寧
に聴き取り、反映していただきますよう要
望いたします。

次に、消防・救急救助施策につきま
しては、地域消防力の向上に向け、摂津市第4
分団の消防ポンプ自動車を更新するととも
に、消防施設整備費補助金を拡充し、鳥飼
上・味舌下分団の消防ポンプ自動車の更新
費用を補助することを評価いたします。さら
に、救命率の向上に向け、高規格救急自
動車を更新することを評価いたします。

防犯施策につきましては、犯罪抑止に向
け、街頭防犯カメラを25台増設するこ
とを評価いたします。引き続き、摂津警察署
と連携の下、取組を進められますようお願い
いたします。

上下水道施策につきまして、1月末に埼
玉県八潮市で下水道管の破損による道路陥
没という大きな事故が起きましたが、摂津
市として、健全な水道事業運営に向け、人
工衛星画像のAI解析による漏水調査及び
修繕を実施していくこと、公共下水道スト
ックマネジメント計画に基づき、管渠17

キロメートルの点検及び修繕を実施されることを高く評価いたします。今後も、市民が安心して水道水を飲める環境維持を強く要望いたします。

第3に、みどりうるおう環境を大切にす
るまちづくりについて申し上げます。

今や異常気象は、日本だけではなく、世界的な問題です。摂津市においては、ゼロカーボンシティの実現に向け、消防本部庁舎をはじめとする37の公共施設で照明灯のLED化を実施するとともに、CO2排出量の削減に向け、宅配ボックスの配置に係る補助制度を創設することを評価いたします。

公園施策については、明和池公園に隣接する3号街区公園に人工芝を整備されることも高く評価いたします。

今後も、脱炭素化に向け、積極的に取組を進められることを要望いたします。

次に、子ども・子育てについてであります。

保育の充実に関しまして、民間保育所等の体調不良児対応型病児保育事業の実施及び医療的ケア児の受入れ実施に係る費用補助、また、民間保育園におけるこども誰でも通園制度の実施に係る費用補助を実施されることを評価いたします。

ただ、さきの子ども・子育て会議においても議論されましたが、安威川以北において待機児童が解消されていない問題や、一時預かり自体が不足しているという市民の声がある中で、そのような要望がかなわな
いままの実施には懸念もございます。ぜひ、その諸問題解決に向け取組を進めつつ、保護者と子供たちにとって、摂津市におけるこども誰でも通園制度が、蓋を開けたら安威川以南でしか実施されない等、偏った行政サービスとならないよう、市民ニ

ーズを満たす施策にするよう強く強く要望いたします。

保育環境の整備について。

とりかいこども園及び（仮称）第2児童センターの複合施設の建設工事を本年中の完成に向け取り組まれるとともに、保育士、保護者の利便性向上に向け、業務のICT化に係る費用の補助を実施することを評価いたします。

また、今年度は、子供の居場所づくりに向け、宿題カフェを実施する団体に対して運営費用の補助を実施することを評価いたします。

さらに、子供の健やかな成長を支える環境づくりに向け、ヤングケアラーの早期発見及び支援、小中学校教職員への研修及び小中学生へのアンケート調査を実施するとともに、実績のある民間団体を活用しての交流サロン開催等、現実的に子供を取り巻く諸問題の解決に向け、様々な施策をされることを高く評価いたします。

地域福祉施策につきましては、地域住民が抱える昨今の複雑化・複合化する課題に対応していくため、重層的支援体制整備事業実施計画を包含した第5期摂津市地域福祉計画を策定されることを評価いたします。

ただ、重層的支援につきましては、市民団体の育成も欠かせません。そのためには、繰り返しにはなりますが、中間支援組織の早期設置が重要となりますので、全庁的に意識して横の連携で取り組んでいただきたいと要望します。

高齢福祉施策につきましては、第10期せつつ高齢者かがやきプランの策定に向け、在宅介護実態調査及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施すること、また、要介護認定を受けていない高齢者に対

する緊急一時保護の受入れ体制強化への取組を高く評価いたします。

健康施策につきましては、がんになっても自分らしく安心して生活を送ることができる社会の実現に向け、帽子の購入補助や乳房再建への助成等、アピアランスケアに係る費用助成を実施されること、国民健康保険における人間ドック及び脳ドックに係る受診費用助成の対象年齢を30代の被保険者まで拡大実施されることを評価いたします。今後も、摂津市に住まう市民が健康に暮らせる施策をさらに充実させていくようお願いいたします。

次に、平和施策です。

昨年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会にノーベル平和賞が授与されました。唯一の被爆国として、戦後80年である本年は、例年より一層力を入れて平和月間の取組を進められることを要望します。

人権施策につきましては、第2期摂津市人権行政推進計画に基づき、SNSでの誹謗中傷により命を落とすという悲しい事件が起きる昨今において、基本的な社会のルールが守れる人づくりを引き続き進めていくようお願いいたします。

第5に、誰もが学び、成長できるまちづくりについてであります。

地域全体で教育に取り組む体制づくりにつきましては、NPO法人と連携してのコミュニティスクールの運営支援を実施されることを評価いたします。

また、医療的ケア児の受入れ体制の整備、弱視の児童に対する点字器及び拡大読書器の貸与実施について評価いたします。

さらに、千里丘小学校の新校舎建設工事の実施、摂津・別府・鳥飼西・鳥飼東小学校の体育館へのエアコン設置について評価いたします。

鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合による児童の通学については、安全確保を最優先で取り組んでいただくよう要望いたします。

学校給食については、給食費の改定で若干の値上げとなりますが、その分、これまで同様、摂津市の学校給食はおいしいという評価を落とすことがないよう要望いたします。

第6に活力ある産業のまちづくりについてですが、令和7年度は、中小企業の積極的なチャレンジを後押しするための展示会出展費用に係る補助拡充に加え、昨年実施された商工会、事業所、学校、金融機関と連携したせつつキッズファクトリーの拡充にも取り組まれることを評価いたします。さらなる地元産業の活性化に向け、取組を進めていただくよう要望します。

第7に、計画を実現する行政経営についてです。

現在、財政が大変厳しい状況にあります。計画行政の効率的な推進に向け、摂津市行政経営戦略の改定に取り組んでいることを評価いたします。市民サービスを維持しつつも、摂津市の財政を健全化できるよう、全庁で取り組まれることを要望します。

シティプロモーションの推進につきましては、鳥飼なすや銘木、大阪欄間といった本市の魅力アピールを万博で実施することを評価いたしますが、実際に住んでいる住民が感じている本市の魅力をしっかりと聴き取り、京都府や兵庫県へアクセスしやすいといった利便性の高さや、平たんな地形というリアルな生活しやすさをSNS発信でアピールするなど、金銭的負担の伴わないツールの活用も要望いたします。

以上、主要な施策等について述べてまい

りましたが、最後に一言申し上げたいと思います。

令和7年度予算は、嶋野市長が就任され、初めての本格予算であります。人口減社会の進行や急激な物価高騰が続く昨今、行財政運営はますます厳しさを増しておりますが、そのような中でも必要な取組を着実に推し進めていく予算となりましたことを評価しております。また、早期に財政の健全化を進めようとしていることは、今後も必要なサービスを市民にお届けし、ウェルビーイングなまちを実現していこうという市長の決意の表れであると捉えております。

我々も、引き続き市民の声をしっかりとお届けし、行政の皆様とともに、誰もが住み続けたいと思えるウェルビーイングなまち摂津の実現に向け尽力していく決意をここに表明し、民主市民連合議員団を代表しての賛成討論とさせていただきます。

○三好義治議長 松本議員。

(松本暁彦議員 登壇)

○松本暁彦議員 それでは、自民党・市民の会を代表し、議案第1号から議案第8号につきまして、賛成の立場から一括して討論を行います。

令和7年度予算は、嶋野市長における初めての当初予算編成となります。

昨年10月、次なる摂津の構築に向けて全力で取り組まれる決意を表明され、ウェルビーイングの実現に向けた市政運営をスタートされました。そのような中、歴史的な物価高騰が起き、現在進行形で市民生活に大きな影響を及ぼしています。本市においても同様であり、令和6年度からの事業の流れを令和7年度もそのまま継続すると、令和8年度の予算組み自体が危ぶまれる危機的状況になったものと認識していま

す。本予算編成は、そのような厳しい状況において、鶴野地域での公共施設再編、環境センターの解体及び鶴野中央公園の整備、給食センターの建設を延期するという難しい決断を行うなど、非常に苦慮されたものと理解しています。

ただ、嶋野市長が公約に掲げていた取組にも着手されるなど、全てを止めるのではなく、しっかりと優先順位をつけながら各施策を着実に推し進めようとする意欲も理解できるものです。まずもって、財政において、この危機を克服すべく、全庁一丸となって、(仮称)摂津市財政健全化プランを策定し、安定した財政基盤の確立に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

次に、令和7年度の各施策において、摂津市協働のまちづくり推進計画の策定や、摂津市地域公共交通計画に基づき、公共施設巡回バス、通称セッピー号の見直しに向けた検討を行うこと、総合防災演習の実施、消防団の消防ポンプ自動車の更新費用の補助、要介護認定を受けていない高齢者が虐待や認知症等により緊急的に一時保護する必要がある場合の受入れ体制の強化、健都の地域において民間保育所等の整備費用を補助されることなどを評価いたします。

ただ、評価するものの、まだまだ不十分であり、令和7年度に乗り越えるべき課題について申し上げます。

1点目は、中間支援組織についてです。

協働のまちづくりを進める上で、多様な主体をつなぎ合わせ、コーディネート役を担う中間支援組織の構築はやはり重要であります。令和6年度は試行的に実施されましたが、その取組をしっかりと検証し、評価しなければなりません。本市にふさわし

い新たな中間支援の在り方を生み出すよう、今後の展開についてしっかりと検討されるよう求めます。

2点目は、コミュニティセンターの使用料の引下げについてです。

摂津市立コミュニティプラザと別府コミュニティセンターの利用者の性質は異なりながらも、利用料金が同じで、市民から高いと指摘されるこの議論は、これまでも幾度となく行われています。受益者負担は当然のことですが、利用者の性質に合わせ利用料金を下げ、稼働率を上げ、トータルとして収益を増やす、そう取り組むべきであり、味生コミュニティセンター建設と併せて検討されるよう求めます。

3点目は、鳥飼東小学校統合後の跡地活用、鳥飼地区淀川河川防災ステーションを含む鳥飼地域のまちづくりについてです。

鳥飼まちづくりランドデザインが策定され、地域説明などが行われましたが、残念ながらロードマップはなく、個々のケースをこなす形となり、地域全体の魅力向上の取組が不明な点が懸念されます。鳥飼東小学校跡地活用の取組、鳥飼地区淀川河川防災ステーションの検討はもちろんのこと、中長期的な視点に立って、魅力ある鳥飼地域のまちづくりを進めていくための具体的な考えを明示することを求めます。

4点目は、地域防災計画の改定についてです。

現在、新たなスケジュールで進められている地域防災計画が実効性の高い計画となるよう求めます。ただ、これまでも、本会議でいつまでに作成しますと答弁されながらも、また延びますという議論が繰り返されています。見積りの甘さは市民の命に直結するものです。適切な業務管理の下、着実に進めることを併せて求めます。

5点目は、上下水道ビジョン中間見直しにおける水道料金の値上げの可能性についてです。

管路の老朽化対策等での設備投資は待たなしであり、これに起因する水道料金引上げは周辺市でも同様です。市としても経営努力を懸命にされていることは理解しております。ただ、料金改定は市民生活に直結することからも、さらなる経営努力はもちろんのこと、いま一度慎重に検討し、なおかつ市民への丁寧な説明を行い、理解を得ていくことを求めます。

6点目は、団塊の世代が全員75歳以上となる今年、すなわち2025年問題についてです。

医療・介護体制に深刻な影響を及ぼすことが危惧されております。さらに、2040年には団塊ジュニア世代が65歳を迎え、高齢化率の急上昇により社会保障制度の維持が危機的状況に陥ることと予測されています。これは、扶助費の増加となって市の財政にも直結する問題です。

過剰医療等が指摘される中、医療にかかるにしても、まずはバランスの取れた食事、規則正しい生活習慣等、未病の取組で、心身ともに健康な体づくりが基本であること、ウェルビーイングの根本であることを市民一人一人がしっかりと認識すべきものであり、保健福祉、高齢福祉だけでなく、文化、スポーツ、教育、インフラ等、まちづくりとして総合的に取り組むことを求めます。

7点目は、教育現場における子供たちのスマホ依存対策についてです。

人の脳は常に新しい情報に飢えている、スマートフォンはその欲求を満たすようにつくられています。子供たちがそれを理解せずして触れれば、瞬く間にスマートフォ

ンに脳をハイジャックされてしまい、学力どころか生きる力さえ身につけることを阻害されます。その結果、その子自身はもちろんのこと、社会にとっても大きな損失です。教育委員会として、ICT教育も含め、包括的に対策を講じるよう求めます。

8点目は、鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置についてです。

令和8年4月の鳥飼小学校及び鳥飼東小学校の統合に向けた準備を進められますが、何より大事なことは、統合後に学校に通う児童が統合してよかったと思えることです。主役は児童です。このことを引き続き意識し、児童や保護者、現場の先生方への丁寧な説明、対応を行うことを求めます。

9点目は、鶴野地域公共施設再編についてです。

これは冒頭にも述べましたが、環境センターの解体及び鶴野中央公園の整備、給食センターの建設を延期する決断をされました。このアフターフォローにしっかりと取り組まなければなりません。特に、中学校給食全員喫食を実現するための代替手段はしっかりと検討されるよう求めます。

10点目は、行政経営戦略についてです。

令和7年度は、最上位概念である行政経営戦略が策定されてから5年目を迎えますが、計画期間を1年延長されました。これは、基本構想の在り方等も含め、改めて検討するためであると認識しています。行政経営戦略は、計画行政を推進していく上で非常に重要な位置づけであり、全庁挙げてしっかりと取り組まれることを求めます。

加えて、次期行政経営戦略の改定と財政健全化の取組を一体的に推進されるよう併せて求めます。

11点目は、人材確保と報酬についてです。

予算における今回の特別職等の報酬並びに職員報酬の引上げは、国の人事院勧告によるものと理解しております。これを無理に拒否する理由はありません。一般論において、優秀な人材確保とその報酬は比例するものであります。職員はもちろんのこと、市長職もまた同様であろうかと考えます。摂津市が続く限り市長職はあり続けることから、永続的に優秀な人材が市長職を目指されるよう、将来を見据え、安易に判断することなく、報酬引上げを止めなかったことは適切です。職員共々、しっかりとよりよい政策、市民サービスを行い、市民に還元されるよう求めます。

12点目は、市の組織づくりについてです。

先日、臨時で開催された本会議において、予算の計上漏れによる議案の一部訂正がありました。令和4年度の赤字決算など、近年、事務ミスが続いていることについては誠に遺憾ですが、重要なのは、これを教訓として対策を講じ、さらに事務の改善につなげることであります。同様のミスを起こさない仕組みづくりや組織づくりはもちろんのこと、職員一人一人がしっかりと業務について理解を深め、自信と緊張感を持って取り組むことを求めます。

ほかにも克服すべき課題は多々ございますが、いずれにしても、課題の本質はどこか、これを見抜くことが今求められています。これまでの当たり前が明日にはそうでなくなる、そういう時代であると。マニュアルや規則も時がたてば形骸化する。そのときに、時代に合わないやり方を惰性で進めるのか、あるいは立ち止まって本質に沿うよう改善するのか、どちらが市民にとっ

て望ましいのかは明らかです。業務でも、教育でも、そして日々の行動でも、本質を見極め、当たり前にならぬことなく、勇気を持って正しい選択肢を選び実行に移す、それが特に求められる年であると考えます。

まとめますと、令和7年度予算は、嶋野市政において、これまでの流れを踏襲するとしている中でも、市として、限られた財政の中で最悪を回避する決断をされた、そういう予算であると認識します。加えて、これを機会として、いま一度、住民福祉の増進を図る地方自治体としての本質に立ち返り改革を行う、そういう予算でもであると認識し、課題は多々あるものの、総じて賛成できるものと考えます。

最後に、一言申し上げたいと思います。

新年度のスタートを切るに当たっては、市長のリーダーシップの下、緊張感を持ちながら、全庁一丸となって様々な施策を展開いただきますようお願い申し上げます。我々も引き続き、市民の声をしっかりとお届けし、行政の皆さんとともに知恵を絞り、まちづくりに尽力していく決意をここに表明し、自民党・市民の会を代表しての賛成討論といたします。

○三好義治議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 以上で討論を終わります。

議案第1号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○三好義治議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13

号、議案第15号、議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号及び議案第39号を一括採決します。

本29件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、本29件は可決されました。

議案第4号、議案第7号、議案第8号及び議案第17号を一括採決します。

本4件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○三好義治議長 起立者多数です。

よって、本4件は可決されました。

議案第23号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○三好義治議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程2、議会議案第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。西谷議員。

(西谷知美議員 登壇)

○西谷知美議員 ただいま上程となりました議会議案第1号、摂津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第2条中の改正に伴い、同法引用部分の項ずれに対応するため及び刑法等の一部を改正する法律の施行により、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑に一本化されることに伴い、本条例を改正するものでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

初めに、第2条第10項では、規定中の第2条第8項を第2条第9項に改めるものでございます。

次に、第53条から第55条までは、規定中の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項では、本条例は令和7年6月1日から施行するものですが、第2条第10項の改正は同年4月1日から施行することを規定しております。

第2項及び第3項では、罰則の適用に関する経過措置を規定しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○三好義治議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第1号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○三好義治議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程3、議会議案第2号など2件を議題とします。

お諮りします。

本2件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第2号及び議会議案第3号を一括採決します。

本2件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、本2件は可決されました。

日程4、常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件を議題とします。

本件については、各委員長から常任委員

会の所管事項に関する事務調査表のとおり、令和7年9月29日まで閉会中も調査したいとの申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで令和7年第1回摂津市議会定例会を閉会します。

(午前11時42分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 三 好 義 治

摂津市議会議員 西 谷 知 美

摂津市議会議員 塚 本 崇

☆ 添 付 資 料

令和7年第1回定例会審議日程

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
2 / 17	月	本会議（第1日）	令和7年度市政運営の基本方針 提案理由説明・即決	10:00
			(議会議案届出締切 17:15)	
18	火			
19	水			
20	木		(代表質問届出締切 12:00)	
21	金			
22	⊕			
23	⊙			天皇誕生日
24	⊕			振替休日
25	火			
26	水			
27	木			
28	金		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
3 / 1	⊕			
2	⊙			
3	月	本会議（第2日）	質疑・委員会付託・代表質問	10:00
4	火	本会議（第3日）	代表質問	10:00
5	水			
6	木		文教上下水道常任委員会（第二委員会室）	10:00
			民生常任委員会（301会議室）	10:00
7	金		総務建設常任委員会（301会議室）	10:00
			(常任委員会予備日)	
8	⊕			
9	⊙			
10	月	本会議（第4日）	議会運営委員会（第一委員会室）	本会議開議前
			議案訂正	10:00
			文教上下水道常任委員会（第二委員会室）	本会議散会后
			民生常任委員会（301会議室）	本会議散会后
11	火		総務建設常任委員会（301会議室）	10:00
			民生常任委員会（第二委員会室）	10:00
12	水		総務建設常任委員会（301会議室）	10:00
			(一般質問届出締切 12:00)	
13	木		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
14	金			
15	⊕			
16	⊙			
17	月			
18	火			
19	水			
20	⊕			春分の日
21	金			
22	⊕			
23	⊙			

24	月		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
25	火			
26	水	本会議（第5日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案	10:00
			議会運営委員会（第一委員会室）	本会議閉会后

議 案 付 託 表

令和7年第1回定例会

〈総務建設常任委員会〉

- 議案第 1 号 令和7年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第 5 号 令和7年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議案第 9 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第10号）所管分
- 議案第 15 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 議案第 18 号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 19 号 摂津市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 20 号 摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 21 号 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 22 号 公益的法人等への摂津市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 23 号 摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 24 号 摂津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 25 号 摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 26 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 31 号 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 35 号 摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 39 号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教上下水道常任委員会〉

- 議案第 1 号 令和7年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第 2 号 令和7年度摂津市水道事業会計予算
- 議案第 3 号 令和7年度摂津市下水道事業会計予算
- 議案第 9 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第10号）所管分
- 議案第 10 号 令和6年度摂津市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第 11 号 令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第 17 号 摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 議案第 27 号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 28 号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 32 号 摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 33 号 摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 34 号 摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件

議 案 付 託 表

令和7年第1回定例会

〈民生常任委員会〉

- 議案 第 1 号 令和7年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案 第 4 号 令和7年度摂津市国民健康保険特別会計予算
- 議案 第 6 号 令和7年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
- 議案 第 7 号 令和7年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議案 第 8 号 令和7年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案 第 9 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第10号）所管分
- 議案 第 12 号 令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案 第 13 号 令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案 第 16 号 摂津市協働のまちづくり推進条例制定の件
- 議案 第 29 号 摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 30 号 摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件

〈議会運営委員会〉

- 議案 第 1 号 令和7年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案 第 9 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第10号）所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

- 議案 第 1 号 令和7年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案 第 9 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第10号）所管分

令和7年 第1回定例会 代表質問要旨

質問順位

- 1 番 公明党 藤浦雅彦議員
- 2 番 大阪維新の会 塚本崇議員
- 3 番 民主市民連合 西谷知美議員
- 4 番 日本共産党 増永和起議員
- 5 番 自民党・市民の会 光好博幸議員

1 番 藤浦雅彦議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 「ウェルビーイング」市民の持続可能な幸福の実現に向けた取組について
 - (2) 協働のまちづくりについて
 - (3) (仮称) 味生コミュニティセンターの建設について
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) 千里丘駅西地区再開発事業について
 - (2) 淀川河川敷の有効利用の検討の方向性について
 - (3) 鳥飼東小学校の跡地活用について
 - (4) 「摂津市地域公共交通計画」に沿った推進について
 - (5) JR竹之鼻ガードなど市内ガードの安全対策について
 - (6) 災害対策について
- 3 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
 - (1) 地球温暖化対策について
 - (2) 「摂津市緑の基本計画」に沿った公園づくりについて
- 4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
 - (1) 「第5期摂津市地域福祉計画」の策定について
 - (2) 「第10期せつつ高齢者がやきプラン」の策定について
 - (3) 「第1期摂津市こども計画～こどもまんなかプラン～」について
 - (4) アピアランスケア助成制度の実施について
 - (5) 健康づくりについて
 - (6) 帯状疱疹ワクチンの定期接種化について
- 5 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) 「摂津市教育大綱」の改定と立志教育について
 - (2) 学校体育館のエアコン設置について
 - (3) 地域とともにある学校づくりについて
 - (4) インクルーシブ教育の推進について
- 6 活力ある産業のまちづくりについて
 - (1) 「第3期摂津市産業振興アクションプラン」の取組について
 - (2) 観光資源化への取組について

- 7 計画を実現する行政経営について
 - (1) 大胆なシティプロモーション戦略について
 - (2) 「(仮称) 摂津市DX推進計画」の策定について
 - (3) 「(仮称) 摂津市財政健全化プラン」の策定について
 - (4) 「摂津市行政経営戦略」の改定について

2番 塚本 崇議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 協働のまちづくり推進について
 - (2) (仮称) 味生コミュニティセンターについて
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) JR千里丘駅西地区のまちづくりについて
 - (2) 阪急正雀駅前の整備について
 - (3) 鳥飼地域のまちづくりについて
 - (4) 摂津市内の地域公共交通について
 - (5) 防災施策について
 - (6) 河川防災ステーション上部施設について
 - (7) 消防・救急救助施策について
 - (8) 防犯施策について
 - (9) 上下水道施策について
- 3 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
 - (1) ゼロカーボンシティの実現について
 - (2) 公園整備について
- 4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
 - (1) こども誰でも通園制度について
 - (2) 待機児童対策について
 - (3) 地域における子育て支援について
 - (4) ヤングケアラーについて
 - (5) 高齢福祉施策について
 - (6) 健康施策について
- 5 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) 「生きる力」について
 - (2) こどもの安全について
 - (3) 鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合について
 - (4) 中学校給食について
 - (5) 生涯学習施策について
- 6 活力ある産業のまちづくりについて
 - (1) 産業の活性化について

- 7 計画を実現する行政経営について
 - (1) 「(仮称) 摂津市財政健全化プラン」について
 - (2) 「(仮称) 摂津市DX推進計画」について
 - (3) シティプロモーションについて

3番 西谷知美議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 嶋野市長の掲げるウェルビーイングなまちづくりについて
 - (2) 地域コミュニティの活性化について
 - (3) (仮称) 味生コミュニティセンターを中心にした地域活性化について
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) 千里丘駅西地区のまちづくりについて
 - (2) 阪急京都線連続立体交差事業について
 - (3) 鳥飼地域まちづくりについて
 - (4) 摂津市内の移動の円滑化について
 - (5) 安全な道路環境について
 - (6) 防災施策について
- 3 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
 - (1) ゼロカーボンシティの実現について
- 4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
 - (1) こどもを誰一人取り残さない社会の実現について
 - (2) 地域における子育て支援の充実について
 - (3) こどもの健やかな成長を支える環境づくりについて
 - (4) 地域福祉施策について
 - (5) 高齢福祉施策について
 - (6) がん罹患者へのアピアランスケア実施について
 - (7) 平和施策について
- 5 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) 自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させるための教育について
 - (2) 摂津市教育大綱について
 - (3) 鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合に向けた通学路の安全確保策について
 - (4) 学校給食について
- 6 活力ある産業のまちづくりについて
 - (1) 産業のさらなる活性化に向けた取組について
- 7 計画を実現する行政経営について
 - (1) 財政の健全化について
 - (2) 自治体DXについて
 - (3) シティプロモーションの推進について

4番 増永和起議員

- 1 物価高騰からくらし、営業を守り、市民とともに進める市政運営について
 - (1) 引き続き物価高騰が市民生活等へ与える影響について
 - (2) 摂津市の財政運営と市民負担の軽減について
 - (3) 市民とともにつくる「つながりのまち」について
 - (4) 次期摂津市行政経営戦略の改定について
- 2 子育て・教育環境の充実について
 - (1) 学校給食の無償化、中学校における全員給食について
 - (2) 中学校での35人以下学級の実現と教職員の体制について
 - (3) 学校行事としての万博遠足について
 - (4) 「こども誰でも通園制度」と待機児童対策について
 - (5) 子どもの貧困対策について
- 3 いのち・くらしを守る制度について
 - (1) 国民健康保険について
 - (2) 高齢者にやさしい環境づくりについて
 - (3) 権利としての生活保護について
 - (4) 生活に欠かせない水道の料金について
- 4 住民参加、安心のまちづくりについて
 - (1) 地域防災力の向上について
 - (2) 摂津市地域公共交通計画の具体化に向けた取組について
 - (3) 鳥飼まちづくりグランドデザインについて
 - (4) 誰もが安心して利用できる公園のあり方について
 - (5) 上下水道管の安全性と更新計画について
- 5 PFOA汚染問題について
- 6 人権・平和を大切にするまちづくりについて
 - (1) 女性の人権を守り、誰もが自分らしく生きられる市の取組について
 - (2) 戦後80年にふさわしい非核・平和の取組について

5番 光好博幸議員

- 1 財政運営について
- 2 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 協働のまちづくりについて
- 3 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) 都市整備について
 - (2) 鳥飼地域のまちづくりについて
 - (3) 持続可能な地域公共交通について
 - (4) 防災・災害対応力の向上について
 - (5) 鳥飼地区河川防災ステーションについて
 - (6) 消防・救急救助施策について
 - (7) 健全な上下水道について

- 4 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
 - (1) P F O A対策について
 - (2) 鶴野地域の公共施設再編の延期について
- 5 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
 - (1) こども・子育て施策について
 - (2) 福祉施策について
 - (3) 健康施策について
- 6 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) 児童・生徒の生きる力を育むことについて
 - (2) I C T教育について
 - (3) 鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統廃合について
- 7 活力ある産業のまちづくりについて
 - (1) 地域産業の活性化について
- 8 計画を実現する行政経営について
 - (1) 持続可能な行政経営について
 - (2) D X推進について

常任委員会の所管事項に関する事務調査表

(令和7年第1回定例会)

常任委員会名	調査事件	調査期限
総務建設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行財政運営 2. 防災行政 3. 人権行政 4. 消防行政 5. 都市計画行政 6. 土木行政 	令和7年9月29日まで
文教上下水道	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育行政 2. 生涯学習行政 3. 児童福祉行政 4. 上下水道行政 	同 上
民 生	<ol style="list-style-type: none"> 1. 老人福祉行政 2. 障害者福祉行政 3. 保健医療行政 4. 環境衛生行政 5. 商工行政 6. 農業行政 7. 文化スポーツ行政 	同 上

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
報告 第 1 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(3月3日	報告)
議案 第 1 号	令和7年度摂津市一般会計予算	3月26日	可決
議案 第 2 号	令和7年度摂津市水道事業会計予算	3月26日	可決
議案 第 3 号	令和7年度摂津市下水道事業会計予算	3月26日	可決
議案 第 4 号	令和7年度摂津市国民健康保険特別会計予算	3月26日	可決
議案 第 5 号	令和7年度摂津市財産区財産特別会計予算	3月26日	可決
議案 第 6 号	令和7年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算	3月26日	可決
議案 第 7 号	令和7年度摂津市介護保険特別会計予算	3月26日	可決
議案 第 8 号	令和7年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算	3月26日	可決
議案 第 9 号	令和6年度摂津市一般会計補正予算(第10号)	3月26日	可決
議案 第 10 号	令和6年度摂津市水道事業会計補正予算(第4号)	3月26日	可決
議案 第 11 号	令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算(第3号)	3月26日	可決
議案 第 12 号	令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	3月26日	可決
議案 第 13 号	令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第4号)	3月26日	可決
議案 第 14 号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	2月17日	同意
議案 第 15 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 16 号	摂津市協働のまちづくり推進条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 17 号	摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 18 号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 19 号	摂津市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 20 号	摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 21 号	摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 22 号	公益的法人等への摂津市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 23 号	摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 24 号	摂津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 25 号	摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 26 号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 27 号	摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 28 号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 29 号	摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 30 号	摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決

議案 第 31 号	摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 32 号	摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 33 号	摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 34 号	摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 35 号	摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議案 第 36 号	工事請負契約変更の件	2月17日	可決
議案 第 37 号	市道路線認定の件	2月17日	可決
議案 第 38 号	市道路線廃止の件	2月17日	可決
議案 第 39 号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議会議案 第 1 号	摂津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月26日	可決
議会議案 第 2 号	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書の件	3月26日	可決
議会議案 第 3 号	性犯罪の再犯防止への取組強化を求める意見書の件	3月26日	可決
	常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件	3月26日	閉会中の 継続調査